明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十七年九月二日

○第四十一回国会　衆議院会議録追録（一）

議案に関する報告書

〔第六号（その一）参照〕

地方公務員共済組合法案（第四十回国会内閣提出第一二〇号、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾もしくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡もしくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営を図ることを目的とし、あわせて地方議会議員の年金制度に関して定めようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1　地方公務員共済組合の組織を、地方公共団体及び職種の別により、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に区分し、さらに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、全国組織の連合会を設けることとする。

2　すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となることとし、すべての地方公務員共済組合の組合員期間又は、国家公務員共済組合の組合員期間は通算するものとする。

3　長期給付の制度については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付を行なうものとし、その内容は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずるものとする。

4　短期給付及び福祉事業の制度については、組合は国家公務員共済組合の制度に準じて、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうとともにあわせて福祉事業を行なうものとする。

5　組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもつて充てるものとし、短期給付については、掛金百分の五十、負担金百分の五十、長期給付については掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、また組合の事務に要する費用は、全額地方公共団体の負担とする。

6　組合の資金は、安全かつ効率的な方法により、かつ組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用するものとする。

7　組合の給付に関する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するため審査会の制度を設けるものとする。

8　地方公務員共済組合制度に関する重要事項を調査審議するため、地方公務員共済組合審議会を設けるものとする。

9　地方議会議員互助年金法附則第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定をこの法律の中に統合するものとする。

10　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行するものとする。

二　議案の修正議決理由

国家公務員の制度に準じて統一的な共済組合制度を設け、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営をはかろうとする本案の趣旨は一応妥当なものと認めるが、いわゆる三共済（地方職員、公立学校及び警察）及び連合会の運営を一層民主化するためその構成を改め、あわせて十月一日の施行期日を十二月一日に改めることとする等の修正を行なう必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年八月二十一日

地方行政委員長　永田亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

地方公務員共済組合法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　組合及び連合会
第一節　組合（第三条―第二十六条）
第二節　連合会（第二十七条―第三十八条）
第三章　組合員（第三十九条―第四十一条）
第四章　給付
第一節　通則（第四十二条―第五十二条）
第二節　短期給付
第一款　通則（第五十三条―第五十五条）
第二款　保健給付（第五十六条―第六十七条）
第三款　休業給付（第六十八条―第七十一条）
第四款　災害給付（第七十二条・第七十三条）
第三節　長期給付
第一款　通則（第七十四条―第七十七条）
第二款　退職給付（第七十八条―第八十五条）
第三款　廃疾給付（第八十六条―第九十二条）
第四款　遺族給付（第九十三条―第九十九条）
第五款　地方公共団体の長に対する長期給付の特例（第百条―第百七条）
第四節　給付の制限（第百八条―第百十一条）
第五章　福祉事業（第百十二条）
第六章　費用の負担（第百十三条―第百十六条）
第七章　審査請求（第百十七条―第百二十一条）
第八章　地方公務員共済組合審議会（第百二十二条―第百二十五条）
第九章　雑則（第百二十六条―第百四十六条）
第十章　罰則（第百四十七条―第百五十条）
第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方議会議員の年金制度に関して定めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

（定義）

第二条　この法律（第十一章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　職員　常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

二　被扶養者　次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ　組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ　組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

ハ　組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父

母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三　遺族　組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものをいう。

四　退職　職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五　給料　地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

2　前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

第二章　組合及び連合会

第一節　組合

（設立）

第三条　次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。

一　道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。）　地方職員共済組合

二　公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員　公立学校共済組合

三　都道府県警察の職員　警察共済組合

四　都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。）　都職員共済組合

五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。）　指定都市ごとに、指定都市職員共済組合

六　指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。）　都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

2　この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定の全部の適用を受けていなかつた指定都市以外の市（以下この項において「市」という。）の職員（前項第二号に掲げる者を除く。）については、同項第六号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一の市の職員又は二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合を設けることができる。

3　地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

（法人格）

第四条　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（定款）

第五条　組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　運営審議会又は組合会に関する事項

五　役員に関する事項

六　組合員の範囲その他組合員に関する事項

七　給付に関する事項

八　掛金に関する事項（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十八条第一項第七号に掲げる事項を除く。）

九　資産の管理その他財務に関する事項

十　その他組織及び業務に関する重要事項

2　前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「地方職員共済組合等」という。）並びに都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する事項を定めなければならない。

3　定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　主務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

5　自治大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、大蔵大臣の意見をきかなければならない。

6　主務大臣は、第一項各号（第八号を除く。）及び第二項に掲げる事項について、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

7　組合は、第三項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

8　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

9　組合は、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（運営審議会及び組合会の設置）

第六条　地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

（運営審議会）

第七条　運営審議会は、委員十〇人以内で組織する。

2　委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。

3　主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないようにしなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

4　運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

（組合会）

第九条　組合会は、二十人以内の議員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以内の議員をもつて組織することができる。

2　都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3　市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

4　一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。

5　二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長が協議して定める市長」と読み替えるものとする。

6　議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。

8　組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。

9　組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

10　議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。

11　前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条　次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五　その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2　理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第十一条　組合に、役員として理事長、理事若干人及び監事三人を置く。

（役員の職務）

第十二条　理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3　監事は、組合の業務を監査する。

（役員の任命又は選挙）

第十三条　地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3　都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

4　市町村職員共済組合の理事長は、第六項第二号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5　都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

一　都職員共済組合等　都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二　市町村職員共済組合　市町村長が選挙した組合会の議員

三　都市職員共済組合　市長が任命した組合会の議員又は市長が選挙した組合会の議員

7　都職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

（役員の任期等）

第十四条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4　組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（地方職員共済組合等の役員の解任）

第十五条　主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

2　地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（理事長の代表権の制限）

第十六条　組合と理事長（第十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

（運営規則）

第十七条　組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2　組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（地方公共団体の便宜の供与）

第十八条　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

（組合の役員及び事務職員の公務員たる性質）

第十九条　組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業年度）

第二十条　組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び予算）

第二十一条　組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2　組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（決算）

第二十二条　組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3　組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

4　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（借入金の制限）

第二十三条　組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第二十四条　組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金（以下「責任準備金」という。）を積み立てなければならない。

（資金の運用）

第二十五条　組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。この場合において地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2　公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に

対し厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

（主務省令への委任）

第二十六条　この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第二節　連合会

（連合会）

第二十七条　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2　市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、次に掲げる事業を行なう。

一　組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二　組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三　組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合を定めること。

四　長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。

五　福祉事業を行なうこと。

六　その他その目的を達成するために必要な事業

3　連合会は、法人とする。

4　連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第二十八条　連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事業

四　事務所の所在地

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　組合員の給料との割合に関する事項

八　長期給付積立金及び災害給付積立金に関する事項

九　経費の分賦及び会計に関する事項

十　地方公務員共済組合審査会に関する事項

十一　その他組織及び業務に関する重要事項

2　定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第二十九条　連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（総会）

第三十条　連合会に、総会を置く。

2　総会は、各組合の理事長である議員及び市町村長が選挙した組合会（市長が任命した組合会の議員の選挙した理事を含む。次項において同じ。）以外の各組合の理事が互選する議員十一人をもつて組織する。

3　前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。

（総会の招集）

第三十一条　総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

（総会の権限）

第三十二条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五　その他連合会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2　理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　総会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第三十三条　連合会に、役員として理事長、理事十二人及び監事三人を置く。

2　理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。

3　理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち二人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。

4　監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

7　役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

（役員の職務）

第三十四条　理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。

3　監事は、連合会の業務を監査する。

4　連合会と理事長（第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

（借入金の制限）

第三十五条　連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（長期給付積立金及び災害給付積立金）

第三十六条　長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付（これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。）の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2　組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3　連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

4　第一項の積立金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

（資料の提出の請求）

第三十七条　連合会は、その業務に関して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（準用規定）

第三十八条　第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十五条第一項前段並びに第二十六条の規定は連合会について、第九条第九項から第十一項までの規定は総会について、第十九条の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項」とあるのは「第二十八条第二項」と、第九条第十項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三章　組合員

（組合員の資格の得喪）

第三十九条　職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

2　組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3　一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

（組合員期間の計算）

第四十条　組合員である期間（以下

「組合員期間」という。）の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

2　組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3　組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間（通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。）については、この限りでない。

4　前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には算入しない。

（責任準備金の移換）

第四十一条　組合員（組合員であつた者で退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものを含む。）が他の組合の組合員の資格を取得した場合には、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならない。

2　前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章　給付

第一節　通則

（組合の給付）

第四十二条　組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に関し、長期給付を行なうものとする。

（給付の決定及び支払）

第四十三条　給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2　組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならない。

（給付額の算定の基準となる給料）

第四十四条　短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

2　長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

（遺族の順位）

第四十五条　給付を受けるべき遺族の順位は、第二条第一項第三号に規定する順序とする。

2　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3　先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十六条　前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十七条　この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

（給付金からの控除）

第四十八条　組合員が第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2　組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

（不正受給者等からの費用の徴収）

第四十九条　偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第五十七条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条に規定する保険医をいう。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行なわれたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十条　組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第五十一条　この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十二条　租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節　短期給付

第一款　通則

（短期給付の種類）

第五十三条　この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付及び療養費
二　家族療養費
三　出産費
四　配偶者出産費
五　育児手当金
六　埋葬料
七　家族埋葬料
八　傷病手当金
九　出産手当金
十　休業手当金
十一　弔慰金
十二　家族弔慰金
十三　災害見舞金

（附加給付）

第五十四条　組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

（被扶養者に係る届出及び給付）

第五十五条　新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一　新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二　被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2　被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合に

は、その届出を受けた日から行なうものとする。

第二款　保健給付

（療養の給付）

第五十六条　組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

2　前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条　組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一　組合の経営する医療機関又は薬局

二　組合員（他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三　保険医療機関又は保険薬局（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2　前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4　前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

（療養費）

第五十八条　組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めたとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3　前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4　前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

（家族療養費）

第五十九条　被扶養者が第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2　家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3　被扶養者が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4　被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6　第五十六条、第五十七条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替えるものとする。

（保険医療機関の療養担当等）

第六十条　保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

（療養の給付期間）

第六十一条　療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）に関しては、これらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2　組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。次項及び第六十三条第二項ただし書において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費については、その被扶養者がその期間内に当該組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

3　一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

（他の法令による療養との調整）

第六十二条　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわない。

（出産費及び配偶者出産費）

第六十三条　組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

（育児手当金）

第六十四条　組合員又はその被扶養者である配偶者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときを除く。次項において同じ。）は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に出産したときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

（埋葬料及び家族埋葬料）
第六十五条　組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行なうものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。
2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
3　被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。
第六十六条　第六十一条第二項の規定により療養に関する給付を受けている者（当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者であつた者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。
2　第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
（日雇労働者健康保険法による給付との調整）
第六十七条　家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款　休業給付

（傷病手当金）
第六十八条　組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。
2　組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、給料日額の百分の六十に相当する金額とする。
3　傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して六月間（結核性の病気については、三年間）とする。
4　第六十一条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。
5　第三項の場合又は前項において準用する第六十一条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。
6　傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。
（出産手当金）
第六十九条　組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。
2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。
3　第六十三条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。
4　一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第六十一条第二項ただし書の規定を準用する。
（休業手当金）
第七十条　組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。
一　被扶養者の病気又は負傷
二　組合員の配偶者の出産　十四日
三　組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害　五日
四　組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭　七日
五　前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由　運営規則で定める期間
（給料との調整）
第七十一条　傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款　災害給付

（弔慰金及び家族弔慰金）
第七十二条　組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。
（災害見舞金）
第七十三条　組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額を支給する。

第三節　長期給付

第一款　通則

（長期給付の種類）
第七十四条　この法律による長期給付は、次のとおりとする。
一　退職年金
二　減額退職年金
三　通算退職年金
四　退職一時金
五　返還一時金
六　廃疾年金
七　廃疾一時金
八　遺族年金
九　遺族一時金
十　死亡一時金
（年金の支給期間及び支給期月）
第七十五条　年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。
2　年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。
3　年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。
4　年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。
（退職給付と廃疾給付との調整）
第七十六条　廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。
2　廃疾年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。
3　退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は、支給しない。
（年金受給者の書類の提出等）
第七十七条　組合は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。
2　組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款　退職給付

（退職年金）
第七十八条　組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。
2　前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この

節及び附則第二十条第二項において同じ。）一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者（第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。）でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二　当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。）を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

（退職年金の停止）

第七十九条　退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2　退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときはその状態にある間、前項の規定による停止は、行なわない。

（退職年金の額の改定）

第八十条　前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額（当該退職年金の額について第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額よりり少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

2　前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第七十八条第二項ただし書（給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

（減額退職年金）

第八十一条　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2　減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3　第七十九条第一項及び前条第一項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4　前項において準用する前条第一項前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基準となつた給料年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る給料年額に乗じて得た金額とする。この場合においては、前条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

5　再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第一項後段の規定中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

（通算退職年金）

第八十二条　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一　通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円

二　給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額（以下この項において「控除額」という。）が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5　前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職にについてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6　第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

（退職一時金）

第八十三条　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2　退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二　前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第三に定める率を乗じて得た金額

六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

（返還一時金）

第八十四条　前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4　第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5　前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第八十五条　第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した後に退職した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第三款　廃疾給付

（廃疾年金）

第八十六条　次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一　公務により病気にかかり、又は負傷した組合員（その公務による傷病（以下「公務傷病」という。）の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二　組合員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者（その傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2　前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては「公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

3　廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会の議に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顕著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

（廃疾年金の額）

第八十七条　公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(イ)に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2　前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては「公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

3　廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会の議に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顕著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

（廃疾年金の額）

第八十七条　公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(イ)に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2　公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(ロ)に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合には、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等）

第八十八条　廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2　第八十六条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3　廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

4　組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5　前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。）の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6　前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八条第三項、前条第三項及び第九十三条第三項の規定の適用については、第七十八条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料日額で除して得た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間」と、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

（二以上の廃疾がある場合の取扱い）

第八十九条　組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病気又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2　組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一　当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二　当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病によらない廃疾を公務傷病によるものとみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

3　前項の場合において、第八十七条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行なうものとする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）

第九十条　廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2　前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、

その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改正する。

3　第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時について準用する。

4　前二項の規定により廃疾年金の額を改正した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときのその改定額が、改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

5　第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないとき　改定前の廃疾年金の額

二　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該合算した期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額に相当する額を加えた額より少ないとき　その加えた額

三　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないとき　その加えた額

四　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないとき　その加えた額

6　前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第八十七条第一項ただし書（給料年額に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）

第九十一条　公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一　別表第四の上欄の一級に該当する者　百分の三十

二　別表第四の上欄の二級に該当する者　百分の二十

三　別表第四の上欄の三級に該当する者　百分の十

（廃疾一時金）

第九十二条　一年以上組合員であつた者で公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおつた時）に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料の十二月分を支給する。

2　一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。）」とする。

3　同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款　遺族給付

（遺族年金）

第九十三条　次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一　組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合　給料年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

二　組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合　その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する金額

三　組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合　給料年額の百分の十に相当する金額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

四　組合期間十年未満の者で公務による療疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合　給料年額の百分の十に相当する金額

2　前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円に満たないときは、これは二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3　次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一　第一項第一号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二　第一項第二号に規定する者　同号に掲げる金額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額）

三　第一項第三号又は第四号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

（遺族年金の停止）

第九十四条　夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十五条　遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2　前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（遺族年金の失権）

第九十六条　遺族年金を受ける権利

を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一　死亡したとき。

二　婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三　三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四　死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五　子又は孫で別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六　別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

（公務による遺族年金と遺族補償との調整）

第九十七条　第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）

第九十八条　組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

（死亡一時金）

第九十九条　第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第五款　地方公共団体の長に対する長期給付の特例

（地方公共団体の長）

第百条　都道府県知事又は市町村長である組合員（以下「地方公共団体の長」という。）に対する長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、次条から第百七条までに定めるところによる。

（退職の取扱いに関する特例）

第百一条　地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る長期給付は、支給しない。

一　任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二　退職の申立を行なつたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

（退職年金の特例）

第百二条　地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額（以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年をこえるときは、そのこえる年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。

3　第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替えるものとする。

4　第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは、「地方公共団体の長であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第百三条　第七十八条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第百四条　第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」として、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2　第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合において、その者が当該減額退職年金を受ける権利を有しないとしたならば、第七十八条の規定による退職年金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該減額退職年金の額が、その支給を開始した月を第八十一条第二項に規定する支給を開始する月として同条の規定を適用して算定した当該退職年金に基づく減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の減額退職年金の額とする。

3　前項の規定は、減額退職年金（第百二条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第百五条　第百二条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第百六条　地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項及び第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「地方公共団体の長の給料年額」と、「二十年未満の場合」とあるのは「十二年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」として、これらの規定及び第九十条第六項の規定を適用する。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（遺族年金の特例）

第百七条　地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「第百二条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定

した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

第四節　給付の制限

（給付の制限）

第百八条　この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、廃疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、廃疾、死亡又は災害に係る給付は、行なわず、また、当該廃疾については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

2　第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百二十六条第三項において同じ。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廃疾については、第八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行なうことができる。

第百九条　組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。

第百十条　第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわないことができる。

第百十一条　組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行なわないことができる。

2　遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3　禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章　福祉事業

（福祉事業）

第百十二条　組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことができる。

一　組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三　組合員の貯金の受入れ又はその運用

四　組合員の臨時の支出に対する貸付け

五　組合員の需要する生活必需物資の供給

六　その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2　前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3　組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

第六章　費用の負担

（費用の負担）

第百十三条　組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべて）を単位として、算定するものとする。この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする。

一　短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二　長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように定める。

2　組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一　短期給付に要する費用　掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二　長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）　掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五

三　公務による廃疾年金又は第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用　地方公共団体の負担金百分の百

四　福祉事業に要する費用　掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五　組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用　地方公共団体の負担金百分の百

前項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

4　地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と称総する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員船与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号まで中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（掛金）

第百十四条　掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2　掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合については、連合会の定款）で定める。

3　組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

（掛金等の給与からの控除）

第百十五条　組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2　組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の

給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3　組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

（負担金）

第百十六条　地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2　前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章　審査請求

（審査請求）

第百十七条　組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第百十八条　地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2　審査会は、委員六人をもつて組織する。

3　委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ一人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、連合会に置かれる審査会にあつては連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

（議事）

第百十九条　審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合に対する通知等）

第百二十条　審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）

第百二十一条　この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　地方公務員共済組合審議会

（地方公務員共済組合審議会）

第百二十二条　この法律に基づく組合に関する制度及びその行なう給付その他の事業の運営に関する重要事項について、自治大臣の諮問に応じて調査審議するため、自治省の附属機関として、地方公務員共済組合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、自治大臣に建議することができる。

（委員）

第百二十三条　審議会は、委員十二人以内で組織する。

2　委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び組合員のうちから自治大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第百二十四条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

（政令への委任）

第百二十五条　前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章　雑則

（時効）

第百二十六条　この法律（第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。）に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

2　掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

3　時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一　組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二　遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

（期間計算の特例）

第百二十七条　この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

（戸籍書類の無料証明）

第百二十八条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（端数の処理）

第百二十九条　年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2　前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（主務大臣の権限）

第百三十条　組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2　組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4　主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5　主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第百三十一条　主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に

対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2　当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

第百三十二条　この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2　主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3　自治大臣は、政令で定めるところにより、第百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に属する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4　この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

（医療に関する事項等の報告）

第百三十三条　組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

（地方公共団体の報告等）

第百三十四条　地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

（船員組合員の期間計算等の特例）

第百三十五条　船員保険の被保険者（以下この章において「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

（船員組合員の療養の特例）

第百三十六条　船員組合員又はその被扶養者が病気にかかり、又は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2　前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

（船員組合員の療養以外の給付の特例）

第百三十七条　船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一　組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付（組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。）

二　その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの（船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付）

2　前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一　組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二　その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）

3　船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法との関係）

第百三十八条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十九条　地方公共団体は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に要する費用（同法第二十九条ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。）については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例）

第百四十条　組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3　前項の場合において、第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「給料は」とあるのは、「給料（組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4　復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第百十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十四条第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替えるものとする。

5　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に対し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（組合役職員等の取扱い）

第百四十一条　組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「運営規則で定める仮定給料」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一

項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2　連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3　長期給付に関する規定の適用を受ける組合役職員又は連合会役職員である組合員がその適用を受けない組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

（国の職員の取扱い）

第百四十二条　常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）で次に掲げるもの（以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一　地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員　地方職員共済組合

二　警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官　警察共済組合

三　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十条第一項に規定する鹿児島県の職員　地方職員共済組合

四　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第四条の規定に基づき鹿児島県の機関が行なうこととされた国の行政事務に従事する奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百一号）第四条第一項に規定する鹿児島県の職員　地方職員共済組合

2　国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項第五号	給料　地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。	俸給　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。
第四十四条（見出しを含む。） 第六十三条第一項及び第三項 第六十五条第一項 第七十一条（見出しを含む。） 第七十二条 第七十三条 第七十八条第三項第二号 第八十二条第三項第二号 第八十八条第四項及び第五項 第九十二条第一項 第百十四条第二項及び第三項 第百十五条第一項及び第三項 第六十八条第一項及び第二項 第六十九条第一項	給料 給料日額 給料年額	俸給 俸給日額 俸給年額
第七十条 第八十三条第二項第一号 第九十八条第二項	給料日額	俸給日額
第七十八条第二項及び第三項第一号 第八十条 第八十一条第四項 第八十七条第一項及び第二項 第九十条第四項から第六項まで 第九十三条第一項及び第二項	給料年額	俸給年額
第八十六条第二項	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償保険法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定による療養補償
第八十八条第六項	給料日額 給料	俸給日額 俸給

第九十一条	労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費	給料年額	国家公務員災害補償法第十三条の規定による障害補償
第九十七条	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費	給料年額	俸給年額
第百十一条	地方公務員法第二十九条	俸給年額	国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償
第百十三条第二項各号列記以外の部分	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金	国家公務員法第八十二条	組合員の掛金及び国の負担金
第百十三条第二項各号	地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員	地方公共団体の負担金	国の負担金
第百十三条第四項	専従職員（国家公務員法第九十八条の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員		
第百十三条第三項 第百十六条第一項 第百三十四条（見出しを含む。） 第百三十六条第二項 第百三十九条			
第百十五条第二項	給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）	地方公共団体	国
	俸給その他の給与（国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。）		

3　地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四条の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

4　国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

5　国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

（国家公務員共済組合法との関係）

第百四十三条　組合員が退職し、引き続き国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2　組合員（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合員に係る国家公務員共済組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項及び第四十一条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条　国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、国家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

2　前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員法との関係）

第百四十五条　この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。

（主務省令への委任）

第百四十六条　第三条から第百四十四条までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に関し必要な細則は、主務省令で定める。

第十章　罰則

（罰則）

第百四十七条　第百三十条第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう

者は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律（第十一章を除く。）により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第七項、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第三項（これらの規定を第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十五条第一項前段（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十六条第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余裕金又は連合会の積立金を運用したとき。

四　第百三十条第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五　この法律に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第百四十九条　連合会の役員が第二十九条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第百五十条　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者又はこれらの者を使用する者が第百三十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章　地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第百五十一条　次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

一　都道府県の議会の議員　都道府県議会議員共済会

二　市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員　市議会議員共済会

三　町村の議会の議員　町村議会議員共済会

2　共済会は、法人とする。

3　共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第百五十二条　共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　代議員会に関する事項

五　役員に関する事項

六　年金の給付に関する事項

七　掛金に関する事項

八　資産の管理その他財務に関する事項

九　その他組織及び業務に関する重要事項

2　定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第百五十三条　共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第百五十四条　民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、共済会について準用する。

（代議員会）

第百五十五条　共済会に、代議員会を置く。

2　次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三　訴訟の提起及び和解

四　その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（役員）

第百五十六条　共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2　会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5　監事は、共済会の業務を監査する。

6　共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

（余裕金の運用）

第百五十七条　共済会の業務上の余裕金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（共済年金の種類）

第百五十八条　共済会の給する年金（以下「共済年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

（在職期間の合算）

第百五十九条　共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2　市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（併給の禁止）

第百六十条　一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

（退職年金）

第百六十一条　退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2　退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の標準報酬年額（第百六十六条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3　在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

第百六十二条　公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2　公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3　前項の不具廃疾の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4　公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5　公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6　前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

（遺族年金）

第百六十三条　遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2　前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一　地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額

二　退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡し

た場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額

三　公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四　地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

（退職年金等の停止）

第百六十四条　退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2　退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

（退職年金等の改定）

第百六十五条　第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

（掛金）

第百六十六条　地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2　前項の掛金の額は、地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。）に基づき定款で定める標準報酬月額の百分の五に相当する金額とする。

3　地方議会議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議会議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

（地方公共団体の負担金）

第百六十七条　共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2　前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3　共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4　前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

（非課税）

第百六十八条　公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（時効）

第百六十九条　共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2　前項の時効は、第百六十四条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3　退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

（監督）

第百七十条　共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2　共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3　自治大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（自治省令への委任）

第百七十一条　この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

（罰則）

第百七十二条　第百七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百七十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第百五十二条第二項の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第百五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第百五十七条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十〇二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、附則第三条第三項及び第四項、附則第五条第一項から第七項まで、附則第六条第一項から第七項まで、附則第七条、附則第八条、附則第九条第一項から第四項まで、附則第十条第二項、附則第二十九条、附則第三十三条並びに附則第四十二条の規定は、公布の日から施行する。

（法律の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）

二　市町村職員共済組合法

三　地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）

（組合の存続）

第三条　この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号ニ及び同法附則第二十条第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十条第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三条第二項第一号イ及び同法附則第二十条第一項第一号の規定に基づく警察共済組合（以下この条、附則第十五条及び附則第十六条において「旧組合」という。）は、昭和三十七年十〇二月一日において、それぞれ第三条第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失うものとする。

3　自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。

4　前項の主務大臣の定款の認可については、第五条第四項から第六項までの規定の例による。

5　地方職員共済組合等は、施行日に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならない。

（町村職員恩給組合等の解散）

第四条　旧町村職員恩給組合法第二条の町村職員恩給組合（以下「旧町村職員恩給組合」という。）及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会（以下「旧町村職員恩給組合連合会」という。）並びに旧市町村職員共済組合法の規定に基づく市町村職員共済組合（以下「旧市町村職員共済組合」という。）及び市町村職員共済組合連合会（以下「旧市町村職員共済組合連合会」という。）は、この法律の施行の時において、解散するものとする。

（都職員共済組合等の設立）

第五条　都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）は、都知事又は指定都市の市長が都（特別区を含む。以下この項及び第三項において同じ。）又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以内及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2　都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年八月十五日までに、組合設立委員の指名をしなければならない。

3　都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年十一月二十日までに、都又は指定都市の職員のうちから

十人以内を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

4　選挙管理人は、昭和三十七年十月十五日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5　組合設立委員は、昭和三十七年十八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7　組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年十一月二十四日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8　都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9　組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10　都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

（市町村職員共済組合の設立）

第六条　都道府県知事は、昭和三十七年十七月二十二日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以内の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

2　選挙管理人は、昭和三十七年十八月十五日までに、市町村職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）の定数を二十人以内（政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以内）において定めなければならない。

3　組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4　選挙管理人は、昭和三十七年十八月十五日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5　組合設立委員は、昭和三十七年十八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7　組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年十一月二十四日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8　市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9　組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10　市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

（都市職員共済組合を設立する旨の申出）

第七条　第三条第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の長は、昭和三十七年九月十二十五日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

（都市職員共済組合の設立）

第八条　都市職員共済組合の設立については、次の各号に定めるところによる。

一　当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二　当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の長の協議により、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法又は附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。

この場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2　前項の場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の長が協議して定める市長が選挙管理人及び組合設立委員を指名するものとする。

（市町村職員共済組合連合会等の設立）

第九条　自治大臣は、昭和三十七年十一月二十六日までに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者の会議を招集しなければならない。

2　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会議において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3　前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和三十七年十一月二十八日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5　連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6　第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7　連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

（共済会の設立）

第十条　旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、施行日において、それぞれ第百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3　互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

（権利義務に関する経過措置）

第十一条　市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合又は旧町村職員恩給組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2　旧町村職員恩給組合を組織していた市町村（以下この項において「恩給組合加入市町村」という。）をもつて組織する地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員恩給組合の財産を承継するものとする。

一　施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者で市町村職

員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二　施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3　前項の一部事務組合の財務に関する事項については、旧町村職員恩給組合法第六条の二から第六条の六まで及び第九条の規定の例による。

4　第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5　都職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

（旧町村職員恩給組合等の職員の身分取扱い）

第十二条　地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員恩給組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員恩給組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き続き組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

（従前の給付等）

第十三条　この附則（附則第四十条の規定に基づく別に定める法律を含む。）に別段の規定があるものの ほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議会議員互助年金法（同法に基づく互助会の規約を含む。）並びに旧町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（被扶養者に関する経過措置）

第十四条　施行日の前日において旧市町村職員共済組合法、健康保険法又は船員保険法（以下この条において「旧市町村職員共済組合法等」という。）に規定する被扶養者であつた者で第二条第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として第一号の組合員等の収入により生計を維持している間に限り、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷に基じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法等の規定による傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている旧市町村職員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者（次号において「組合員等」という。）によつて生計を維持している者

二　その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員等が旧市町村職員共済組合法等の規定による家族療養費の支給を受けている者

（国家公務員共済組合の組合員等であつた期間に係る給付の取扱い）

第十五条　旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者で組合の成立と同時に組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、これらの者は、当該組合の成立前の旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に国家公務員共済組合法の規定による短期給付、旧市町村職員共済組合法の規定による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法若しくは船員保険法の規定による保険給付（以下この条において「国家公務員共済組合法による短期給付等」という。）を受けている場合においては、当該国家公務員共済組合法による短期給付等は、この法律に基づいて当該国家公務員共済組合法による短期給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

（資格喪失後の給付に関する経過措置）

第十六条　施行日前に旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員の資格又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の被保険者（次項において「解散健康保険組合の被保険者」という。）の資格を喪失した者で組合員とならなかつたものが、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定を適用するとしたならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出産し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

2　この法律の施行の際現に国家公務員共済組合法第五十九条第二項（同法第六十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十七条第四項の規定により支給されている給付で旧組合の組合員に係るもの、旧市町村職員共済組合法第三十五条第二項（同法第五十七条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十八条第三項の規定により支給されている給付又は健康保険法第五十五条の規定により支給されている給付で解散健康保険組合の被保険者に係るものについては、なお従前の例により組合が支給する。

3　第六十一条第三項の規定は、前項の規定による家族療養費を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（休業手当金の支給に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法第五十九条第一号又は第六号の規定による休業手当金の支給を受けている者については、第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一部負担金に関する経過措置）

第十八条　組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払いもどしその他の措置で主務大臣の定めるものを行なうことができる。

（警察職員に対する長期給付の特例）

第十九条　警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第二十六条までに定めるところによる。

（退職年金の特例）

第二十条　警察職員であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、警察職員の給料年額（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（警察職員であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額を加えた金額）とする。

3　第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第一項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替えるものとする。

4　第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、同条の規定を適用する。

第二十一条　第七十八条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の

規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第二十二条　附則第二十条の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、これらの規定を適用する。

2　第百四条第二項の規定は附則第二十条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、第百四条第三項の規定は減額退職年金（第百二条又は附則第二十条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第二十三条　附則第二十条の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第二十四条　警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第五項第二号中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（警察職員であつた期間が十五年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、これらの規定を適用する。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

3　第一項に規定する者については、第八十八条第四項の規定は、適用しない。

（遺族年金の特例）

第二十五条　警察職員であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「附則第二十条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

（船員である警察職員の特例）

第二十六条　警察職員で船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員に該当するものについては、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

（衛視等であつた警察職員の取扱い）

第二十七条　国家公務員共済組合法附則第十三条に規定する衛視等（以下この条において「衛視等」という。）であつた警察職員に対する附則第十九条から前条までの規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものと、同法附則第十三条から附則第十三条の八までの規定による給付は附則第十九条から前条までの規定による給付とみなす。

（国の職員である組合員で警察職員に準ずるものの取扱い）

第二十八条　次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして附則第十九条から前条までの規定を適用する。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二　皇宮警察官

は皇宮巡査である皇宮護衛官

（健康保険組合及び健康保険についての経過措置）

第二十九条　この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の長が、昭和三十七年十月五日までの公布の日から六十日以内に、厚生大臣及び自治大臣に対し、当該健康保険組合を施行日以後は存続しないことの、政令で定めるところによる当該健康保険組合の組合会の議決があつた旨を申し出た場合を除き、この法律の短期給付に関する規定は、施行日以後においても、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、適用しないものとする。

2　この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合で前項の規定による申出がされたものは、この法律の施行の時において、解散するものとする。

第三十条　前条第一項に規定する申出をしなかつた地方公共団体が健康保険組合を組織しなくなつたときは、当該地方公共団体及びその職員は、そのときにおいて、この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける地方公共団体及びその職員となるものとする。この場合において、健康保険との関係の調整その他必要な経過措置は、政令で定める。

（組合員の資格の特例）

第三十一条　旧市町村職員共済組合法附則第二十二項後段又は附則第二十七項の規定により旧市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続いて旧市町村職員共済組合の組合員であり、この法律が施行されなければ引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であるべきものは、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日に、市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

（短期給付に要する費用の負担割合の特例）

第三十二条　旧市町村職員共済組合又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合で、短期給付に相当する給付に要する費用のうち地方公共団体の負担する割合が旧市町村職員共済組合の組合員又は被保険者の負担する割合をこえているものの権利義務を附則第十一条第一項又は第五項の規定により承継する組合は、第百十三条第二項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間に限り、自治大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、従前の地方公共団体の負担する割合をこえない範囲において同号の地方公共団体の負担金の割合を定めることができる。

（長期給付に要する費用の算定の特例）

第三十三条　組合（連合会を組織する組合にあつては、連合会。次項において同じ。）の第百十三条第一項第二号に規定する長期給付に要する費用（以下この項において「長期給付に要する費用」という。）は、同項の規定にかかわらず、自

治大臣が定める日までの間は、主務大臣の告示する費用をもつて長期給付に要する費用とする。

（福祉事業に要する費用の額の特例）

第三十四条　組合は、第百十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同項に規定する金額をこえる金額を福祉事業に要する費用に充てることができる。

（互助会に係る掛金に関する経過措置）

第三十五条　互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日（同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。）から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

2　昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間（互助会の会員であつた期間を除く。）を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3　第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

（市町村の廃置分合の場合の取扱い）

第三十六条　市町村の廃置分合に伴う組合の権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（都市職員共済組合の長期給付に関する事務の承継）

第三十七条　都市職員共済組合を組織している市が市町村職員共済組合に加入することとなつたときにおける権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（監督の経過措置）

第三十八条　主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、第百三十条第四項及び第百三十一条第一項に係る所掌事務で地方職員共済組合等に係るものを大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指導監督する。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第三十九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長期給付に関する経過措置）

第四十条　この附則に定めるもののほか、長期給付及び共済年金に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

（退職手当制度の整備）

第四十一条　この法律の施行に伴い、地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の退職手当に関する制度を、国家公務員の退職手当に関する制度が国家公務員共済組合法の改正に伴い改正された趣旨にならつて整備するように努めなければならない。

（政令への委任）

第四十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

第四十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議会議員互助会」を「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に、「地方議会議員互助年金法」を「地方公務員共済組合法」に改め、同条第十八号中「同連合会」の下に「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」を加え、同条第二十二号ノ二の次に次の一号を加える。

二十二ノ三　地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ガ地方公務員共済組合法第百十二条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第四十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四を次のように改める。

六ノ十ノ四　地方公務員共済組合ノ地方公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第百十二条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿

第五条第六号ノ十四を削る。

（健康保険法の一部改正）

第四十五条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第四十六条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第四十七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第八条第八項第六号の三を次のように改める。

六の三　地方公務員共済組合法第百十四条又は同法第百六十六条の規定による掛金

第八条第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九条第二項中「、第七号の四」を削る。

2　前項の規定による改正後の所得税法第八条第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第百十四条の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五条第一項に規定する未納金に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第百六十六条の規定による掛金とみなす。

（法人税法の一部改正）

第四十八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第四十九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第二項に次のように加える。

ネ　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）

（船員保険特別会計法の一部改正）

第五十一条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費

第三十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　義務学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の共済組合の長期給付に要する経費

（地方税法の一部改正）

第五十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩

給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項、第七十三条の四第一項第八号及び第二百六十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」に改める。

第六百七十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第五十四条　地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（共済制度）

第四十三条　職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2　前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に関する制度が含まれていなければならない。

3　前項の退職年金及び退職一時金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4　第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5　第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6　第一項の共済制度は、法律によってこれを定める。

第四十四条　削除

（結核予防法の一部改正）

第五十五条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

第四条第一項第十六号から第十六号の三までを次のように改める。

十六　地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及びこれらの定款の変更を認可し、並びに地方公務員共済組合審議会の委員を任命すること。

十六の二　地方議会議員共済会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十条第八号から第九号の三までを次のように改める。

八　地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に関する事務を処理すること。

八の二　市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に関する事務を処理すること。

八の三　地方公務員共済組合審議会に関する事務を処理すること。

九　地方議会議員共済会に関する事務を処理すること。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

（地方公務員共済組合審議会）

第二十三条の六　自治省に、地方公務員共済組合審議会を置く。

2　地方公務員共済組合審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）の定めるところによる。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五十八条　義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）第百十三条第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第五十九条　日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第六十条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハを削る。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第六十一条　厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

（警察法の一部改正）

第六十二条　警察法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「国家公務員共済組合負担金」を「地方公務員共済組合負担金」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六十三条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）第百十三条第二項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

（租税特別措置法の一部改正）

第六十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）

第六十五条　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

第六十六条　国家公務員共済組合法の一部改正）

第六十六条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イを削り、同号ロ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る

第八条中「警察庁長官」及び「自治大臣」を削る。

第百十四条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第百二十四条の二第一項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第百二十六条の二を第百二十六条の五とし、第百二十六条の次に次の三条を加える。

（地方公務員共済組合法との関係）

第百二十六条の二　組合員が退職し、引き続き地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第

号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2　組合員（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十七条第三項及び第三十九条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、組合員が地方の組合の組合員となつたこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の三　地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2　前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の四　地方自治法附則第八条に規定する職員のうち道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の施行に関する事務に従事するものは、運輸省の所属の職員をもつて組織する組合の組合員となるものとし、地方公務員共済組合法第百四十二条の規定は、適用しない。

附則第十三条の見出しを「（衛視等に対する長期給付の特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「警察職員等」を「衛視等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　削除

附則第十三条第四号を次のように改める。

四　削除

附則第十三条の二から附則第十三条の八まで中「警察職員等」を「衛視等」に改め、附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

（警察職員であつた衛視等の取扱い）

第十三条の九　地方公務員共済組合法附則第十九条に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する附則第十三条から前条までの規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものと、同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付とみなす。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（国民健康保険法の一部改正）

第六十七条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改め、同条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第五十六条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第六十八条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「及び条例」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）

第五条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

第七条第二項第一号中「、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員

第百八条中「厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合」の下に「及び地方公務員共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」を加える。

附則第六条第五項第二号中「第七条第二項第二号」を「第七条第二項第一号の二」に改める。

附則第六条の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六十九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第七号を次のように改める。

七　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第七十条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に、「同法第八十六条」を「同法第九十一条」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第七十一条　通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）

第四条第一項第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合の組合員期間

第六条第二項中「市町村職員共済組合の組合員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第四条から附則第六条までを次のように改める。

（地方公務員等の取扱い）

第四条　昭和三十七年十一月一日から昭和三十七年九月三十日までの間に、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五条　地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五条第二項又は附則第六条第一項の規定により公的年金各法及び公的年金制度とみなされた退職年金条例及び当該条例に定める年金制度又は恩給法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六条　削除

（児童扶養手当法の一部改正）

第七十二条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

別表第一

損害の程度	月数
一　住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月
一　住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三　住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
一　住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三　住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一月

四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。

一　住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。

二　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。

○・五月

別表第二

組合員期間	日数
一年以上二年未満	二〇日
二年以上三年未満	四五日
三年以上四年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	二二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上一二年未満	二七〇日
一二年以上一三年未満	二九五日
一三年以上一四年未満	三二〇日
一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日
一六年以上一七年未満	四一〇日
一七年以上一八年未満	四四五日
一八年以上一九年未満	四八〇日
一九年以上二〇年未満	五一五日

別表第三

退職の日における年齢	率
一八歳未満	○・九一
一八歳以上二三歳未満	一・一三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

別表第四

廃疾の程度	廃疾の状態	支給率 (イ)(公務上の廃疾)	支給率 (ロ)(公務外の廃疾)	最低保障額
一級	一　両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二　両上肢の用を全く廃したもの 三　両下肢の用を全く廃したもの 四　両上肢を腕関節以上で失つたもの 五　両下肢を足関節以上で失つたもの 六　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	○・八	○・五	四七、五二〇円
八級	七　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの 八　傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と			

		常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの		
二級	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの		
	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの		
	三	両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの		
	四	咀嚼又は言語の機能を廃したもの		
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの		
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの		
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの		
	八	一上肢の用を全く廃したもの		
	九	一下肢の用を全く廃したもの		
	一〇	両上肢のすべての指の用を廃したもの	〇・六	
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・四	三五、五二〇円
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの		
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの		
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		
三級	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの		
	二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの		
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの		
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの		
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの		
	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの		
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの		
	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの	〇・四	
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・三	一九、八二四円
	一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの		
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
	一三	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
	一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を

失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては、足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第五

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第四の備考一から五までに同じ。

〔別紙〕

地方公務員共済組合法案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法が地方公務員の生活と福祉とに深い関係を有することにかんがみ、両法律の実施に当つては、次の諸点につき、とくに配意すべきである。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員を代表する者を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員について、制度の改正に伴う負担の増高を経過的に事実上緩和できるよう適当な措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下げについてあらゆる施策を検討すること。

一、減額退職年金制度は、国家公務員共済組合法等とともに再検討すること。

一、給付費及び追加費用については、国庫負担その他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないよう万全の財政措置を講ずること。

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、禁こ（錮）等の処分を受けた場合の支給制限については、その運用にあたり、乱用にわたらないよう配慮すること。

一、全国知事会等都道府県、市又は町村の議長又は長が全国又は都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会、地方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても、地方公務員に準じ共済制度を設けること。

右決議する。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案（第四十回国会内閣提出第一三六号、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合法の施行に伴い、長期給付に関する経過措置等を定めようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1　組合員の施行日前の地方公務員としての在職期間については、原則として地方公務員共済組合の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員期間に通算するものとする。

2　施行日の前日に、新法の最短年金年限より短かい年金年限の退職年金条例又は共済条例の適用を受けていた組合員については、期待権を尊重し、受給資格の特例を設けるものとする。

3　施行日前の地方公務員としての在職期間を有する者の退職給付の額は、退職年金条例の規定の適用を受けた期間、共済組合の組合員期間、施行日以後の組合員期間等に応じ、それぞれの制度における退職給付の支給率等により算定した給付額の合算額とし、既得権を保障するものとする。

4　恩給公務員期間を有する者、国の共済組合の組合期間を有する者等であつたものの長期給付についても、前記2及び3の場合と同様に経過措置を設けるものとする。

5　長期給付に関するその他の事項につき必要な経過措置を規定するとともに、地方議会議員互助年金法の規定による互助会の会員であつた地方議会議員共済会の会員についても、必要な経過措置を規定するものとする。

二　議案の修正議決理由

地方公務員共済組合法の施行に伴い、長期給付に関する経過措置等を定めようとする本案の趣旨は一応妥当なものと認められるが、更新組合員の退職年金の受給資格の経過措置についてその合理化をはかること及びその者の事情によらない理由により退職した組合員で政令で定める者の退職年金については、新法施行後の部分についてもその三〇％に相当する額を四十五歳から五十五歳に達するまで支給することならびに十月一日の施行期日を十二月一日に改めることとする修正を行なう必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年八月二十一日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（不字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節　更新組合員に関する一般的経過措置（第五条―第七条）
第二節　退職給付に関する経過措置
第一款　退職年金の受給資格に関する経過措置（第八条―第十条）
第二款　退職年金の額に関する経過措置（第十一条―第十六条）
第三款　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七条―第十九条）
第四款　通算退職年金に関する経過措置（第二十条・第二十一条）
第五款　退職一時金に関する経過措置（第二十二条―第二十四条）
第三節　廃疾給付に関する経過措置
第一款　廃疾給付の受給資格に関する経過措置（第二十五条・第二十六条）
第二款　廃疾給付の額に関する経過措置（第二十七条―第三十三条）
第四節　遺族給付に関する経過措置
第一款　遺族年金の受給資格に関する経過措置（第三十四条―第三十七条）
第二款　遺族年金の額に関する経過措置（第三十八条―第四十四条）
第三款　遺族一時金に関する経過措置（第四十五条・第四十六条）
第五節　特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例（第四十七条―第五十四条）
第六節　再就職者に関する経過措置（第五十五条・第五十六条）
第三章　恩給公務員期間を有する者に関する経過措置（第五十七条・第五十八条）
第四章　国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置（第五十九条・第六十条）
第五章　国の長期組合員であつた者に関する経過措置（第六十一条―第六十三条）
第六章　厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置（第六十四条）
第七章　特殊の組合員に関する経過措置
第一節　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置（第六十五条―第八十六条）
第二節　警察職員に関する経過措置（第八十七条―第百六条）
第三節　消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置（第百七条―第百二十一条）
第四節　船員組合員に関する経過措置（第百二十二条・第百二十三条）
第八章　未帰還更新組合員に関する経過措置（第百二十四条）
第九章　公庫公団等の役職員に関する経過措置（第百二十五条―第百二十九条）
第十章　組合役職員及び連合会役職員に関する経過措置（第百三十条）
第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一条・第百三十二条）
第十二章　雑則（第百三十三条―第百三十九条）
第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第百四十条―第百四十三条）
第十四章　他の法律の一部改正（第百四十四条―第百五十三条）

附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　新法　地方公務員共済組合法をいう。

二　退職年金条例　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例（新法の施行に伴い効力を失うこととなる当該条例が新法の施行後もなお効力を有するものとした場合における当該条例を含む。）をいう。

三　共済法　次に掲げる法律、条例及び規程をいう。

イ　新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村共済法」という。）

ロ　旧市町村共済法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付（以下この号及び第九号において「長期給付に相当する給付」という。）に関する地方公共団体の条例（前号に掲げるものを除く。）及び長期給付に相当する給付を行なうことを目的とする団体の長期給付に相当する給付に関する規程（以下「共済条例」という。）

四　職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額　それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第三条第一項第五号、新法第二十七条第二項、新法第六十一条第一項、新法第七十四条、新法第八十六条第一項第一号、新法第八十六条第二項、新法第百条、新法第百二条第二項、新法第百四十一条第一項、新法第百四十一条第二項、新法附則第十九条又は新法附則第二十条第二項に規定する職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額をいう。

五　年金条例職員　退職年金条例の適用を受ける者をいう。

六　知事等　都道府県知事又は市町村長である年金条例職員で、退隠料の最短年金年限又は基本率につきその他の年金条例職員と異なつた取扱いを受けるものをいう。

七　警察条例職員　警部補、巡査部長又は巡査である年金条例職員で、退隠料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

八　消防職員　消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である年金条例職員で、退隠料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

九　旧長期組合員　旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者及び共済条例の長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

十　更新組合員　施行日（新法附則第一条本文に規定する施行日をいう。以下同じ。）の前日に職員であつた者で施行日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるもの（新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員である者を含む。）をいう。

十一　消防組合員　消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である組合の組合員をいう。

十二　退隠料、退職給与金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金又は退職年金条例の遺族一時金　それぞれ退職年金条例に規定する普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金、扶助料、公務扶助料又は一時扶助料に相当する給付をいう。

十三　退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金又は退職年金条例の死亡一時金　それぞれ退職年金条例に規定する国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金に相当する給付をいう。

十四　退隠料等　退隠料、退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金、退職年金条例の遺族一時金、退職年金条例の死亡一時金その他退職年金条例の規定による給付をいう。

十五　増加退隠料等　増加退隠料及びこれと併給される退隠料をいう。

十六　共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金又は共済法の死亡一時金　それぞれ旧市町村共済法の退職年金及び共済条例の退職年金、旧市町村共済法の通算退職年金及び共済条例の

通算退職年金、旧市町村共済法の退職一時金及び共済条例の退職一時金、旧市町村共済法の返還一時金、旧市町村共済法の廃疾年金及び共済条例の廃疾年金、旧市町村共済法の廃疾一時金及び共済条例の廃疾一時金、旧市町村共済法の遺族年金及び共済条例の遺族年金、旧市町村共済法の遺族一時金及び共済条例の遺族一時金又は旧市町村共済法の死亡一時金及び共済条例の死亡一時金をいう。

十七　共済条例の退職年金、共済条例の退職一時金、共済条例の廃疾年金、共済条例の廃疾一時金、共済条例の遺族年金若しくは共済条例の遺族一時金又は共済条例の通算退職年金、共済条例の返還一時金若しくは共済条例の死亡一時金　それぞれ共済条例に規定する旧市町村共済法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金若しくは遺族一時金に相当する給付又は国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金に相当する給付をいう。

十八　共済法の退職年金等　共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の廃疾一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金、共済法の死亡一時金その他共済法の規定による給付をいう。

十九　年金条例職員期間　年金条例職員として在職した期間（年金条例職員として在職するものとみなされる期間、年金条例職員として在職した期間に通算される期間及び条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間を含む。）をいう。

二十　条例在職年　退隠料等の算定の基礎となる年月数をいう。

二十一　年金条例控除期間　年金条例職員期間のうち、退隠料等の額の算定において減額されることとされている期間をいう。

二十二　旧長期組合員期間　旧長期組合員であつた期間（旧長期組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二十三　共済控除期間　旧長期組合員期間のうち、旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間及び共済条例に規定するこれに相当する期間をいう。

二十四　最短年金年限　退隠料又は共済法の退職年金についての最短年限をいう。

二十五　基本率　退隠料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、給料年額に乗ずる率を基礎としているときにおける最短年金年限の年数の退隠料若しくは共済法の退職年金に係る率又は月額を基礎としているときにおける最短年金年限の年数の退隠料若しくは共済法の退職年金に係る月数を十二で除して得た数をいう。

二十六　加算率　退隠料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、最短年金年限をこえる一年につき、基本率に加算される率又は加算される日数を三百六十で除して得た数をいう。

二十七　最短一時金年限　退職給与金若しくは退職年金条例の遺族一時金又は共済法の退職一時金若しくは共済法の遺族一時金についての最短年限をいう。

二十八　退職当時の給料年額　退隠料等の額を算定の基礎となる給料年額をいう。

二十九　退職年金条例の給料年額　組合員が退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額をいう。

三十　地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額　知事等又は地方公共団体の長であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合　知事等でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合　地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となることなく退職した場合　当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十一　消防職員の退職年金条例の給料年額　消防職員又は消防組合員であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当するそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合　消防職員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となり退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となることなく退職した場合　当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二　共済法の給料年額　組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十三　新法の給料年額　新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十四　消防組合員の給料年額　消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　消防組合員が消防組合員以外の組合員となり、退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

ロ　消防組合員が退職した場合　消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

三十五　共済法の給料日額　組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の三十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の三十分の一に相当する金額をいう。

三十六　新法の給料日額　新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額をいう。

三十七　消防組合員の給料日額　消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　消防組合員が消防組合員以外の組合員となり、退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

ロ　消防組合員が退職した場合　消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

三十八　警察職員の恩給法の給料年額　警察職員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　警察職員が警察職員以外の組合員となり、退職した場合　警察職員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

ロ　警察職員が退職した場合　警察職員が退職したときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

三十九　恩給公務員　恩給法第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

四十　警察監獄職員　恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

四十一　消防公務員　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十一条の規定により警察監獄職員として勤続するものとみなされた同条第二項第一号又は第二号に掲げる者をいう。

四十二　恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料　それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

四十三　増加恩給等　増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

四十四　公務扶助料　恩給法（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。

四十五　警察監獄職員の普通恩給　恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給（増加恩給に併給されるものを除く。）をいう。

四十六　旧軍人等の普通恩給　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項第一号（同法附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給（増加恩給に併給されるものを除く。）をいう。

四十七　恩給公務員期間　恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退隠料その他これらに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間（法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年月数に通算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間を含む。）をいう。

四十八　在職年　恩給に関する法令にいう在職年をいう。

四十九　警察在職年　警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在職年をいう。

五十　国の旧法　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「国の新法」という。）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。国の新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。）をいう。

五十一　国の旧法等　国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

五十二　国の旧長期組合員　国の旧法等の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

五十三　国の職員　国の新法第二条第一項第一号に規定する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の施行前におけるこれに相当する者及び国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は国の旧長期組合員に該当するもの及び旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で国の新法第二条第一項第一号に規定する職員に相当するものを含む。）をいう。

五十四　国の長期組合員　国の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

五十五　国の更新組合員　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）の施行の日の前日に国の職員（国の職員とみなされる者を含む。）であつた者で、国の施行法の施行の日に国の長期組合員となり、引き続き国の長期組合員であるもの（国の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合を含む。）をいう。

五十六　衛視等　国の新法附則第十三条に規定する衛視等をいう。

五十七　国の旧長期組合員期間　国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2　前項第四号に掲げる地方公共団体の長の給料年額若しくは警察職員の給料年額又は同項第三十三号、第三十四号、第三十六号若しくは第三十七号に掲げる額を算定する場合においては、新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間に係る給料は算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

3　この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間、旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間（共済条例に係るものに限る。）、最短年金年限、基本率、加算率若しくは最短一時金年限という場合又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち、退職当時の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に関する規定、恩給法第五十八条ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する規定若しくは恩給法第六十条第三項の規定に相当する規定を引用する場合においては、自治省令で定める場合を除き、昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まないものとする。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）

第三条　施行日前に給付事由が生じた国の新法の規定による長期給付若しくは国の施行法第三条の規定による給付（新法附則第三条第一項に規定する旧組合に係るものに限る。）又は新法による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）第二条の町村職員恩給組合の退職年金条例（以下「恩給組合条例」という。）の規定による退隠料等若しくは旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

2　新法が施行されなければ、次の各号に掲げる者に新法附則第三条第一項に規定する旧組合又は旧町村職員恩給組合若しくは旧市町村職員共済組合が支給することとなる国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、国の新法、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

一　国の新法第八十条第二項の退職一時金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号。以下「法律第百八十二号」という。）附則第二十二条第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（国の新法第八十条

第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

二　国の新法第八十条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給与金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者及び新法による改正前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下「改正前の通則法」という。）附則第六条第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により当該退職給与金を受けたものとみなされた者を含む。）

三　旧市町村共済法第四十三条第二項の退職一時金（法律第百八十二号附則第二十八条第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

3　前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは廃疾年金、退隠料若しくは公務傷病年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第〇百十六号。以下この条において「年金額改定法」という。）第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金額改定法第三条第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの（昭和三十四年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給を」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額を」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同項第一号中「給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）」とあるのは「給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）」と、「官職」とあるのは「職」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「俸給」とあるのは「給料」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する年金額改定法第三条第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。

（組合員に対する退職年金条例等の適用）

第四条　組合員は、施行日以後において退職年金条例（恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。）若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においても、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるもののほか、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2　次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のうち退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退隠料若しくは公務傷病年金又は共済条例の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一　国の新法第八十条第二項の規定に相当する退職年金条例の規定による退職給与金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する退職年金条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例（以下「通算年金制度を措置した退職年金条例」という。）の規定により当該退職給与金を受けたものとみなされた者を含む。）

二　国の新法第八十条第二項の規定に相当する共済条例の退職一時金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例（以下「通算年金制度を措置した退職年金条例」という。）の規定により当該退職給与金を受けたものとみなされた者を含む。）

第二章　年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節　更新組合員に関する一般的経過措置

（退隠料等の受給権の取扱い）

第五条　更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2　更新組合員に係る退隠料等を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一　増加退隠料等、公務傷病賜金又は公務遺族年金を受ける権利（第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退隠料等を受ける権利を除く。）

二　退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金

三　退隠料を受ける権利（第一号に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されていた退隠料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる退隠料を受ける権利を除く。）（当該退隠料を受ける権利を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。）

3　更新組合員に係る増加退隠料（第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退隠料を除く。）に併給される退隠料で施行日の前日において恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの及び退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止し、当該退隠料は、その者が施行日以後の職員である期間内に増加退隠料と受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。

4　第二項第三号に規定する者が同号の申出の期限前に死亡した場合は、同号の申出は、その遺族がすることができる。

5　第二項第三号の申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第三号に規定する退隠料の基礎となつた期間（退隠料を受ける権利を有する者が年金条例職員となり、施行日前に退職した場合において、退隠料の改定が行なわれなかつたときにおけるその年金条例職員となつた日以後の年金条例職員期間を含む。）は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

6　退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第二項第三号の規定による申出をしたことにより退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7　前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8　第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退隠料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員であつた者の属していた組合に納入しなければならない。

（共済法の退職年金等の受給権の取扱い）

第六条　更新組合員で施行日の前日に共済条例の適用を受けていたものは、共済条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2　更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、共済法の退職年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十二条第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の退職年金を受ける権利を除く。）を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3　前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4　更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金（第五十四条第一項の申出をした者に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

5　前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6　第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとする。

（組合員期間の計算の特例）

第七条　更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間（新法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に算入する。

一　年金条例職員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうちに条例在職年の計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ　条例在職年の計算において除算することとされている年金条例職員期間（法律第百五十五号附則第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）

ロ　増加退隠料等を受ける権利を有する者の当該増加退隠料の基礎となつた年金条例職員期間

ハ　更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員期間

ニ　法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退隠料の基礎となるべき条例在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の年金条例職員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八条、次条、第九条又は第十条の規定に該当するに至つた場合におけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間をこえることとなる場合におけるそのこえる期間

二　旧長期組合員期間

三　職員（国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十条において同じ。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの（年金条例職員期間、旧長期組合員期間（第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。）

2　更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間は、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一　第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給与金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

二　退職給与金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

三　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとしたならばその者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたならばその者が受けるべきこととなる共済条例の退職一時金の基礎となる旧長期組合員期間

四　共済法の退職一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

五　施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

六　退職年金条例の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

七　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八　共済法の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

3　第一項第二号の期間のうちに同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し長期紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二番地　大蔵省印刷局　官報課　電話　東京　三三一―〇三三一（代）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年九月二日

○第四十一回国会 衆議院会議録追録（二）

議案に関する報告書

〔第六号（その一）参照〕

第二節　退職給付に関する経過措置

第一款　退職年金の受給資格に関する経過措置

（年金条例職員であつた更新組合員の特例）

第八条　組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退隠料の最短年金年限（年数が次の表の上欄に掲げる年数）が十七年以下である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この条（項）において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、次の各号（同表の当該中欄）に掲げる者の区分に応じ当該各号（同表の当該下欄）に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	施行日直前の条例在職年が二十年未満である者 十九年
十八年以上十九年未満	施行日直前の条例在職年が九年以上である者 十八年
	施行日直前の条例在職年が九年未満である者 十九年
十七年以上十八年未満	施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十七年
	施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者 十八年
	施行日直前の条例在職年が五年未満である者 十九年
十六年以上十七年未満	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十二年未満である者 十七年
	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者 十八年
	施行日直前の条例在職年が四年未満である者 十九年
十五年以上十六年未満	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十二年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が六年以上九年未満である者 十七年
	施行日直前の条例在職年が三年以上六年未満である者 十八年
	施行日直前の条例在職年が三年未満である者 十九年
十四年以上十五年未満	施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十四年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十一年未満である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が五年以上八年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が二年以上五年未満である者 十七年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者 十八年
十三年以上十四年未満	施行日直前の条例在職年が十年以上である者 十三年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者 十四年
	施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者 十七年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者 十二年
十二年以上十三年未満	施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者 十三年
	施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者 十四年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が二年未満である者 十七年
十一年以上十二年未満	施行日直前の条例在職年が九年以上である者 十一年
	施行日直前の条例在職年が七年以上九年未満である者 十二年
	施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者 十三年
	施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者 十四年
	施行日直前の条例在職年が三年以上四年未満である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が一年以上三年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者 十七年
十一年未満	施行日直前の条例在職年が八年以上である者 十年
	施行日直前の条例在職年が七年以上八年未満である者 十一年
	施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者 十二年
	施行日直前の条例在職年が五年以上六年未満である者 十三年
	施行日直前の条例在職年が三年以上五年未満である者 十四年
	施行日直前の条例在職年が二年以上三年未満である者 十五年
	施行日直前の条例在職年が一年以上二年未満である者 十六年
	施行日直前の条例在職年が一年未満である者 十七年

一　施行日直前の条例在職年が十一年以上である者　十七年

二　施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者　十八年

三　施行日直前の条例在職年が五年未満である者　十九年

2　組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職し、前項の規定に該当しない場合において、その者の施行日直前の条例在職年の年月数に二十年をその者に係る退職年金条例の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

（共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例）

第九条　組合員期間が二十年未満の

更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短年金年限が二十年未満である共済条例の適用を受けていたもの（旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者（以下この項及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」という。）を含む。）が退職した場合において、その者の○旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年月数に二十年をその者に係る共済条例の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）」と読み替えるものとする。

○当該共済条例による

2　組合員期間が二十年未満の更新組合員で、第六条第二項本文の規定を適用しないとしたならば共済条例の退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金を支給しない。

（特殊の期間の通算）

第十条　新法第七十八条又は前二条の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一　職員であつた期間のうち、年金条例職員期間、旧長期組合員期間（第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び第七条第一項第三号の期間を除いた期間

二　旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間を除いた期間

三　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二款　退職年金の額に関する経過措置

（更新組合員の一般的特例）

第十一条　更新組合員に対する新法第七十八条又は前三条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間　退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率（以下この条において「退隠料の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）　前号の期間と合算して共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の基本率を当該最短年金年退の数で除して得た率（以下この条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三　共済控除期間　前二号の期間と合算して共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率（共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率を乗じて得た額に対する割合をいう。第六項及び第七項において同じ。）を控除した数を乗じた数を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

四　第七条第一項第三号の期間　前三号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七条第一項第一号から第四号まで、第六十八条第一項第一号、第七十六条第一項第一号、第九十条第一項第一号及び第百十一条第一項第一号を除き、以下同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

五　施行日以後の組合員期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七条第一項第一号から第四号まで、第六十八条第一項第一号、第七十六条第一項第一号、第九十条第一項第一号及び第百十一条第一項第一号を除き、以下同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の一・一に相当する金額

2　前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間（同項第一号の期間のうち恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定に規定する年数をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

3　第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、同号の規定により算定した金額に減額支給率（年金条例控除期間を有しないものとして第一項第一号の規定により算定した金額（以下この項において「第一項第一号の金額」という。）から年金条例控除期間について退職年金条例の規定により控除すべきこととなる金額（率をもつて控除すべきこととされている場合は、その率により算定した金額）を控除した金額を第一項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額に相当する金額を同号の金額とする。

4　第一項第一号の期間のうちに退隠料の最短年金年限、退隠料の一年当たりの基本率、退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間（施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が、更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七条第四項において同じ。）を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退隠料の最短年金年限、退隠料の一年当たりの基本率又は退隠料の加算率をもつて算定した金額（これらの年金条例職員期間のうちに年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という。）のそれぞれの退職年金条例の給料年額に対する率（以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という。）に、それぞれの年金条例職員期間（第十七条第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除

して得た率（第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という。）を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乗じて得た額（第十七条第二項において「一の退職年金条例による支給額」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこ書の規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

5 第一項第二号の期間のうちに共済法の退職年金の最短年金年限、共済法の退職年金の一年当たりの基本率、共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短年金年限、共済法の退職年金の一年当たりの基本率又は共済法の退職年金の加算率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの旧長期組合員期間（第十八条第二項において「一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率（第七項において「第一項第二号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乗じて得た額（第十八条第二項において「一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

6 第一項第三号の期間のうちに共済法の退職年金の最短年金年限、基本控除率、加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る共済控除期間を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短年金年限、基本控除率又は加算控除率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に対する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの共済控除期間（第十八条第二項において「一の共済法に係る共済控除期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの共済控除期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率（次項において「第一項第三号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの共済控除期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乗じて得た額（第十八条第二項において「一の共済法による共済控除期間に係る支給額」という。）の合算額に相当する額をもつて、同号の金額とする。

7 更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号の規定により算定した金額を当該金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額若しくは新法の給料年額で除して得た率（第四項、第五項又は前項の規定の適用を受けた者にあつては、それぞれ第一項第一号の期間の平均支給率、第一項第二号の期間の平均支給率又は第一項第三号の期間の平均支給率とし、以下この項及び次項においてそれぞれ「支給率」という。）又は支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるものについての第一項第二号から第五号までの期間に対する同項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。この場合において、第九項及び次条の規定の適用は、ないものとする。

一 第一項第一号の期間の支給率が百分の四十をこえる場合にあつては、同項第二号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗ずべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

二 第一項第一号の期間がない場合における同項第二号の期間の支給率が百分の四十をこえるときにあつては、同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗ずべき率を共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

三 第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえる場合（前二号に掲げる場合を除く。）にあつては、第二号の期間のうちその期間に応ずる支給率と第一項第一号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第二号の期間に係る共済法の最短年金年限をこえる場合にあつては当該最短年金年限までの期間又は同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乗ずべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率として、当該期間以外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗ずべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

四 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第三号の期間に係る共済法の最短年金年限をこえる場合にあつては当該最短年金年限までの期間又は同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乗ずべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率を控除した数を乗じた数として、当該期間以外の同項第三号の期間並びに同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗ずへき率を共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

五 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乗ずべき率を百二十分の一・一として、当該期間以外の同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乗ずべき率を百八十分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

六 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率、同項第四号の期間の支給率及び同項第五号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に応ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間、同項第三号の期間及び同項第四号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乗ずべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額

に乗ずべき率を百分の一・五として、それぞれ金額を算定するものとする。

8　第五項の規定を適用して第一項第二号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率又は同号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号又は第四号において規定する率によるものとする。

9　第一項第一号の期間のうちに法律第百五十五号附則第七条第一項又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定その他退職年金条例の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条例の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。

（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第十二条　第一号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一　退職給与金（当該退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた年金条例職員（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者を含む。）であつた更新組合員　施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額（国の新法第八十条の規定に相当する退職年金条例の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条例の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。）であつた更新組合員にあつては、更新組合員期間の直前のその者が受けた退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間に係る年金条例職員であるものとみなし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額を当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給与金及び当該退職給与金の額とみなし、それぞれ当該退職年金条例の規定により控除又は減額すべきこととなる金額（当該退職年金条例において恩給法第六十四条ノ二の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該退職年金条例において同法同条の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を前条第一項第一号並びに同条第三項、第四項及び第九項の規定により算定した金額から控除した金額

二　共済法の退職一時金（当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。次項において同じ。）の支給を受けた旧長期組合員（旧市町村共済法第四十三条第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者を含む。次項において同じ。）であつた更新組合員　施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法第四十三条第二項の規定又は国の新法第八十条の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者にあつては、旧市町村共済法第四十三条第二項第一号の額又は国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する共済条例の規定に掲げる金額。以下この号において同じ。）を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金及び当該旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第六条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該施行日の前日に適用を受けていた共済条例に係る共済条例の退職一時金及び当該共済条例の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定により算定した金額から控除した金額

三　旧市町村共済法第四十七条の規定又はこれに相当する共済条例の規定により共済法の廃疾一時金（当該共済法の廃疾一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員　施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の廃疾一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の廃疾一時金とみなし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第六条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の廃疾一時金とみなし、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済法の廃疾一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の廃疾一時金を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定により算定した金額から控除した金額

2　共済法の退職一時金の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員で、当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間のうちに旧市町村共済法附則第十六項の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者であつた期間又は継続旧長期組合員であつた期間があるものについて前項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）」とあるのは、「金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除

又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）に前条第一項第二号の期間と同項第三号の期間とを合算した期間の年月数を当該共済法の退職一時金の基礎となつた期間の年月数で除して得た率を乗じて得た金額を一とする。

（特例による退職年金の額の最高限及び最低保障）

第十三条　前二条の規定により算定した金額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額（前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）を前二条の退職年金の額とする。

（特例による退職年金の額の特例）

第十四条　第十一条及び第十二条の規定により算定した退職年金の額で前条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた退隠料又は共済法の退職年金の額（その者が第五条第二項の規定により退職したものとみなされることにより旧市町村共済法第四十二条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けることとなるとき、又は旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したものとみなした場合に同法第四十二条第三項の規定の適用を受け、若しくは第六条第一項本文の規定により退職したものとみなされることにより同法同条同項の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けることとなるときは、これらの規定により算定した退職年金の額に相当する金額をこえるときは、当該金額（第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる期間に係る前二条の規定により算定した金額の合算額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該合算額）を前二条の退職年金の額とする。

2　前二条の規定により算定した金額が三万五千五百二十円（前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当該金額を前二条の退職年金の額とする。

2　前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた退隠料又は共済法の退職年金の額は、その者が退職年金条例又は共済法の規定の適用につき同日において退職したとみなした場合に受ける権利を有することとなる退隠料又は共済法の退職年金を含むものとする。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第十五条　退隠料（増加退隠料と併給される退隠料及び第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。以下この条において同じ。）又は共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（退隠料を受けていた同号の期間を除く。）に係る退隠料又は共済法の退職年金の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十二条及び第四十三条において「退隠料等受給額」という。）に相当する額を控除する。

（特例による退職年金からの控除）

第十六条　第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間で退職年金条例又は共済条例の規定により退隠料等又は共済法の退職年金等の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済条例に定める金額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十三条及び第四十四条第二項において「控除額相当額」という。）に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置

（年金条例職員期間を有する者の特例）

第十七条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一　第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退隠料の最短年金年限の年数の十七分の五に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　第十一条第一項第一号の金額

二　第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金

2　第十一条第四項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第一号の期間に該当する期間のうち一の退職年金条例に係る年金条例職員期間が当該期間に係る退職年金条例の」と、「第十一条第一項第一号の金額」とあるのは「当該一の退職年金条例に係る年金条例職員期間についての一の退職年金条例による支給額に相当する金額」とする。

3　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち、第一項第一号に掲げる金額（当該退職年金が第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合にあつては、同条第一項に規定する退隠料等の額に相当する金額）を退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額について は、当該金額に相当する金額の支給を停止する。

4　前項に規定する退職年金条例の規定により停止することとなる金額の算定の基礎となる所得の金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

5　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに対する退職年金の額のうち第十一条第一項第五号の金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳以上五十五歳未満である間、当該金額のうちその百分の七十に相当する金額の支給を停止する。

（旧長期組合員期間を有する者の特例）

第十八条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達するまで、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により、それぞれその支給を停止する。

一　第七条第一項第二号の期間に該当する期間が共済法の退職年金の最短年金年限の年数の二十分の六に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額

二　第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金

同条第一項に規定する退隠料等の額（同項に規定する共済法の退職年金に係るものに退る。）に相当する金額

2　第十一条第五項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「当該一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間についての一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相当する金額及び第十一条第一項第三号に掲げる金額」とし、第十一条第五項及び第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間が当該それぞれの期間に係る共済法の」と、「第十一条第一項第二

号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「当該一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間についての一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相当する金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間についての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相当する金額」とし、第十一条第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「第十一条第一項第二号に掲げる金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間についての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相当する金額」とする。

3　前条第五項の規定は、第七条第一項第二号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるもの退職年金の支給の停止について準用する。

（廃疾の状態にある者の特例）

第十九条　第十七条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で第十七条第一項又は前条第一項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわない。

2　施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者で第三条第一項の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由とする支給停止をされるべきものが現に新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、同日以後その状態にある間、当該停止は、行なわない。

第四款　通算退職年金に関する経過措置

（通算退職年金の受給資格の特例）

第二十条　次の表の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間（通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

第二十一条　更新組合員に対する前条第三項の規定の適用については、その者の次の各号に掲げる期間（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）は、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の組合員期間に算入する。

一　通算年金制度を措置した退職年金条例に係る第七条第二項第一号又は第二号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年月数に、二十年を当該退職年金条例の退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数

二　通算年金制度を措置した共済条例に係る第七条第二項第三号又は第四号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年月数に、二十年を当該共済条例の退職年金の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数

第五款　退職一時金に関する経過措置

（更新組合員の受給資格の特例）

第二十二条　第七条第二項第一号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

2　第七条第二項第三号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

（更新組合員に係る額の特例）

第二十三条　更新組合員に対する新法第八十三条又は前条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第二項第一号又は第二号の期間　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額（通算年金制度を措置した退職年金条例の退職給与金の額をいう。）に相当する額

二　第七条第二項第三号又は第四号の期間　当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、旧市町村共済法第四十三条第二項第一号に掲げる金額又は共済条例の退職一時金の額（通算年金制度を措置した共済条例にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該共済条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。）の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は共済法の退職一時金の額について一年未満の条例在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条例又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の第七条第二項第一号又は第三号

の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は第二号の期間につき退職給与金の額又は旧市町村共済法第四十三条第二項第一号に掲げる金額若しくは共済条例の退職一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、前項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額とする。

第二十四条　次の表の上欄に掲げる者である更新組合員で明治四十四年四月一日以前に生まれたもの又は当該更新組合員でそれぞれ同表下欄に掲げる者に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

通算年金制度を措置した退職年金条例の当該措置に関する規定の施行の日前から施行日の前日まで引き続き当該退職年金条例に係る年金条例職員（当該年金条例職員としての年金条例職員期間を通算することとされている通算年金制度を措置した退職年金条例に係る年金条例職員を含む。）であつた者	施行日の前日にその者に適用されていた当該退職年金条例の当該措置に関する規定の施行の日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子
昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き旧市町村共済法に係る旧長期組合員であつた者	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子
通算年金制度を措置した共済条例の当該措置に関する規定の施行の日前から施行日の前日まで引き続き当該共済条例に係る旧長期組合員（当該旧長期組合員であつた期間を通算することとされている通算年金制度を措置した共済条例に係る旧長期組合員を含む。）であつた者	昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子
施行日の前日にその者に適用されていた当該共済条例の当該措置に関する規定の施行の日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子
施行日の前日に、通算年金制度を措置した共済条例以外の共済条例に係る旧長期組合員であつた者	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子

第三節　廃疾給付に関する経過措置

第一款　廃疾給付の受給資格に関する経過措置

（公務による廃疾年金に関する規定の適用）

第二十五条　新法第四章第三節第三款中公務による廃疾年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により廃疾となつた場合について適用する。

（公務によらない廃疾給付に関する特例）

第二十六条　第七条第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いているものは、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、組合員であつた期間とする。

2　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員であつた期間内に公務によらない病気にかかり、又は負傷し、施行日以後その傷病のため退職した場合において、新法の規定により廃疾給付を受けることができるときを除き、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば、共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ廃疾年金又は廃疾一時金を支給する。

第二款　廃疾給付の額に関する経過措置

（組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例）

第二十七条　更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二　第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるものの期間のそのこえる期間　その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三　共済控除期間で第七条第一項第一号の期間及び同項第二号の期間（共済控除期間を除く。）と合算して二十年をこえるものの期間のそのこえる期間　その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数を乗じて得た金額に相当する金額

四　第七条第一項第三号の期間で同項第一号の期間及び同項第二号の期間の合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

五　施行日以後の組合員期間で第七条第一項第一号から第三号までの期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　第十一条第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

3　第十一条第三項の規定は、第七条第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する組合員に対する第一項第一号の規定の適用について準用する。

4　第七条第一項第一号の期間のうちに退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの退隠料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの年金条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

5　第七条第一項第二号の期間のうちに共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

6　第七条第一項第二号の期間のうちに加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数を乗じて得た額」とあるのは、「そ

れぞれの共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数を乗じて得た率に、それぞれの共済控除期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの共済控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

7　退隠料が増加退隠料に併給される場合と併給されない場合において退隠料の加算率が異なつている場合又は共済条例の廃疾年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率と共済条例の退職年金の加算率とが異なつている場合の前六項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第二十八条　第十二条第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合には、当該各号において控除すべきこととされている金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行なうものとする。

（公務による廃疾年金の特例）

第二十九条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

（旧長期組合員期間内の公務によらない廃疾に係る特例）

第三十条　施行日の前日に旧長期組合員（旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済条例の規定に規定する者となり、同日まで引き続きこれらの者であるもの（以下この項において「準旧長期組合員」という。）を含む。）であつた更新組合員が、同日まで引き続く旧長期組合員であつた期間内（準旧長期組合員については、その者の旧長期組合員であつた期間内）に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用を受けける場合において、新法第八十七条並びに第二十七条及び第二十八条の規定により算定した廃疾年金の額が、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば受けることができる共済法の廃疾年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその廃疾年金の額とする。

2　第二十六条第二項の規定による廃疾年金又は廃疾一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば受けることができる共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金の額に相当する金額とする。

（廃疾年金の額の改定等の特例）

第三十一条　第六条第四項の規定により共済法の廃疾年金の支給を停止された更新組合員が退職した場合には、当該廃疾年金を新法の規定による廃疾年金とみなして、新法第八十九条及び第九十条第二項から第六項までの規定を適用する。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第三十二条　第十五条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、退隠料等受給額（同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る額を控除する。

（更新組合員に係る廃疾年金からの控除）

第三十三条　第十六条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、控除額相当額（同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第四節　遺族給付に関する経過措置

第一款　遺族年金の受給資格に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の規定の適用）

第三十四条　新法第四章第三節第四款中第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

（遺族年金の受給資格に係る組合員期間）

第三十五条　新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金（公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く。）を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

第三十六条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族（新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第三十七条　旧市町村共済法の遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合については、当該遺族年金の失権については、新法第九十六条第三号の規定を適用する。

第二款　遺族年金の額に関する経過措置

（組合員期間二十年をこえる者に係る特例）

第三十八条　更新組合員に係る新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第二十七条第二項から第六項までの規定は、前項の二十年をこえる組合員期間につき加算する金額の算定について準用する。

3　退隠料の加算率と公務遺族年金の算定において二十年をこえる条例在職年について加算することとされている率とが異なつている場合又は共済条例の退職年金の加算率と公務による共済条例の遺族年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率とが異なつている場合の前二項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

（組合員期間十年以上二十年未満の者に係る特例）

第三十九条　更新組合員に係る新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第十一条から第十四条までの規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

第四十条　第三十六条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障）

第四十一条　新法第九十三条第一項第一号又は第三十八条の規定による遺族年金の額が三万五千百円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

（特例による遺族年金の額の最低保障）

第四十二条　第三十九条又は第四十条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円（第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額）より少ないときは、その額を第三十九条又は第四十条の遺族年金の額とする。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員である者に関する経過措置）

第四十三条　第十五条に規定する更新組合員又は当該更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族

年金を支給するときは、退隠料等受給額（同条又は第三十二条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第四十四条　第七条第一項第一号又は第二号の期間で退職年金条例又は共済条例の規定により退職年金条例の遺族年金又は共済条例の遺族年金の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済条例に定める金額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員が死亡した場合において遺族年金を支給するときは、当該額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

2　第十六条又は第三十三条の規定によりその支給額から控除すべきこととされている退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において遺族年金を支給するときは、控除額相当額からこれらの規定によりすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款　遺族一時金に関する経過措置

（更新組合員に係る受給資格の特例）

第四十五条　第七条第二項第五号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　第七条第二項第七号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

（更新組合員に係る額の特例）

第四十六条　更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第二項第五号又は第六号の期間　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第七号又は第八号の期間　当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、共済法の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職年金条例の遺族一時金又は共済法の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条例又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の第七条第二項第五号又は第七号の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は共済法の規定により退職年金条例の遺族一時金の額又は共済法の遺族一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、同項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額とする。

第五節　特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例

（重複期間に対する一時金）

第四十七条　第一号に掲げる旧長期組合員期間又は第二号に掲げる旧長期組合員であつた期間で第七条第一項第一号本文の期間に該当するもの（以下この項、次項及び第三項において「重複期間」という。）については、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一　施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている旧長期組合員期間　重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、当該退職年金の額の算定の基礎となつている給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日から六十日を経過した日において、その者又はその遺族に支給する。

二　施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた更新組合員（前号に規定する更新組合員を除く。）の当該旧長期組合員であつた期間　重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2　前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

4　前三項の規定は、第六条第二項ただし書の規定により共済法の退職年金を受ける旨を申し出た者には、適用しない。

（準年金条例職員期間を有する者の特例）

第四十八条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第十九条第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間の取扱いに相当する取扱いをした第七条第一項第一号の期間（以下この条において「準年金条例職員期間」という。）を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、その者又はその者の遺族のうちの先順位者の選択により、当該準年金条例職員期間を年金条例職員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができる。

（退職後に増加退隠料等を受けることとなつた者の特例）

第四十九条　更新組合員であつた者が退職した後に増加退隠料等を受けるときは、当該更新組合員であつた者は、新法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条並びに第二十条及び第二十一条の規定を除く。第三項、次条第一項、第五十二条第一項、第六十三条第三項において同じ。）の適用については、退職の時において増加退隠料等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2　前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第七条第一項第一号ロの規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により新法第八十三条の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3　更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加退隠料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

（退職後に増加退隠料等を受けなくなつた者の特例）

第五十条　増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退隠料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用につ

定の基礎となつた新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3　第五条第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について準用する。

4　第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対する第四十七条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり、又は「施行日において」とあるのは「増加退隠料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料」とあるのは「増加退隠料等を受ける権利を有することとなつた日の前日の給料」とする。

（増加退隠料等の受給権の放棄）

第五十一条　更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退隠料等を受ける権利を有するものが、施行日（同日以後に増加退隠料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）において、当該権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に、当該増加退隠料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日（施行日以後に増加退隠料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）において消滅したものとみなす。

2　第五条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3　第五条第六項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。

（退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例）

第五十二条　更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利（その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしたならば旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。）を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間につき第七条第一項の規定の適用を受けない旨を組合に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しなかつたものとみなす。

2　第四十九条第二項の規定は、前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七条第一項第一号ロ」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

3　更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金（第一項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、新法の規定による廃疾年金とみなす。

（退職後に共済法の廃疾年金を受けなくなつた者の特例）

第五十三条　共済法の廃疾年金（次条の申出によりその支給を停止されないものに限る。）を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受けるべき廃疾の状態に該当しなくなつたため共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時において共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合においては、当該更新組合員であつた者には、旧市町村共済法第四十六条第三項若しくは第四項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定は、適用しないものとする。

2　第五条第六項の規定は退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が前項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について、第五十条第二項の規定は第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、第五十条第二項中「前項」とあり、又は「同項」とあるのは、「第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

（共済法の廃疾年金の受給の申出）

第五十四条　更新組合員で共済法の廃疾年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）を有するものが、施行日（同日以後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該共済法の廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、当該共済法の廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2　第六条第六項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

第六節　再就職者に関する経過措置

（年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱い）

第五十五条　第五条第二項（第三号を除く。）及び第三項、第六条第二項本文及び第四項、第七条第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第八条第二項、第九条第二項、第十条（この項第一号に掲げる者に限る。）、第十一条から第十九条まで、第二十条から第二十六条第一項、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十六条、第三十八条から第四十四条まで、第四十七条（この項第二号に掲げる者に限る。）並びに第四十八条から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。

一　更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの

二　年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

2　前項の場合において、第五条第二項（第三号を除く。）、第六条第二項本文、第十九条第二項、第四十七条第一項、第五十条第四項、第五十一条第一項並びに前条第一項中「施行日」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第五条第三項中「退隠料で施行日の前日において恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの」とあるのは「退隠料」と、「施行日以後」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日以後」と、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日前の次の期間（当該組合員となつた日の属する月を除く。）」と、第七条第二項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日前の期間」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第十二条第一項第一号中「施行の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあり、又は同項第二号及び第三号中「施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員にあつては、施行日から退職の日まで」と、第十四条中「施行日」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替えるものとする。

3　年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四条第一項及び第五条の規定を適用しないものとした場合に退職年金条例の規定により条例在職年の年月数に通算されるべき期間があるときは、第七条第一項第一号（第一項において準用する場合を含む。）又は第八条第一項若しくは第二項の規定の適用については、その者は、当該期間年金条例職員として在職したものとみなす。

（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第五十六条　更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三条の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第一号若しくは同項第二号、第三号若しくは第四号又は同項第五号の金額は、これらの

規定により算定した金額からそれぞれ第一号若しくは第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　第二十三条第一項第一号に掲げる金額の十五分の一（施行日の前日において、退職給与金を受けた者の退隠料の額からの控除につき恩給法第六十四条ノ二本文に規定する率と異なる率を定める退職年金条例の適用を受けていた者にあつては、当該率）に相当する金額

二　第二十三条第一項第二号に掲げる金額を第十二条第一項第二号に規定する共済法の退職一時金の額と、その者を同号に掲げる更新組合員と、それぞれみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三　第二十三条第一項第三号の期間の年数一年につき、新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2　新法第八十三条の規定による退職一時金又は新法第九十二条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者（新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でその後再び組合員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算定した金額から新法第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額（その額が第十一条第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）を控除した金額とする。

3　前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三条第一項若しくは第二項、第二十八条、第二十九条、第四十一条又は第四十二条の規定を準用する場合には、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第三章　恩給公務員期間を有する者に関する経過措置

（恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱い）

第五十七条　恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条例職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条例職員期間と、恩給に関する法令の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給に関する法令の規定による恩給はこれに相当する退隠料等とみなして、この法律中年金条例職員であつた更新組合員に関する規定（これに係る新法の規定を含む。）を適用する。

2　前項に規定する更新組合員について、第七条第一項の規定を適用する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算することとされている年月数」とあるのは、「加算又は減算することとされている年月数（法律第百五十五号附則第二十四条第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎在職年に算入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。）」とする。

3　第一項に規定する更新組合員に係る第十一条第一項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分を除く。）又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年　当該実勤続在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、恩給法の給料年額（組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。）にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二　法律第百五十五号附則第三十九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

4　第一項に規定する更新組合員で、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八条第三項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5　第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八条第一項又は第八条（第三項を除く。）若しくは第十条の規定と第八条第三項の規定とに同時に該当するものに対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八条第一項又は第八条（第三項を除く。）若しくは第十条の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6　第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7　第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8　昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第十七条第三項又は前項の規定を適用する場合には、これらの規定中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」とする。

9　恩給公務員である職員であつた更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

（再就職者の取扱い）

第五十八条　前条の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの（恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは「第五十五条第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同条第五項中「第八条（第三項を除く。）若しくは第十条の規定と第八条第三項」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第十条の規定と第八条第三項に規定する者」と読み替えるものとする。

第四章　国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置

（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱い）

第五十九条　国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の組合員として在職したものと、その者の国の旧長期組合員期間は旧市町村共済法に係る旧長期組合員期間と、国の旧法等の規定はこれに相当する旧市町村共済法の規定と、当該国の旧法等の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付はこれらに相当する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等とみなして、この法律中旧市町村職員共済組合に係る旧長期組合員であつた更新組合員に関する規定（これに係る新法の規定を含む。）を適用する。

2　次の各号に掲げる者に対する第

十二条の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同条第一項第一号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一　国の旧法第四十一条の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員　第十一条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による退職一時金の基礎となつた期間（第十一条第一項第二号及び第三号の期間に限る。）の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・七五、二十年をこえる年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額

二　国の旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び国の旧法の組合員となつた更新組合員　第十一条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を国の旧法第十九条の規定の例により算定した給料に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3　新法第八十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三条に規定する旧組合に係る国の旧法第四十二条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八条第一項中「別表第四」とあるのは、「国の旧法別表第二」とする。

4　国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

（再就職者の取扱い）

第六十条　前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で組合員となつたもの（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替えるものとする。

第五章　国の長期組合員であつた者に関する経過措置

（国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十一条　国の長期組合員である職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員である職員であつた間、組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

（国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十二条　国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）である職員であつた組合員に対する長期給付については、前条に規定するもののほか、その者が国の更新組合員である職員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が国の旧法の規定による退職年金を受ける権利につき国の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退隠料又は国の旧法の規定による退職年金はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第二項、第七条第一項第三号、第十一条第一項第五号、第十二条第一項第一号並びに第二十七条第一項第五号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、同号に掲げる者となつた日）」と、第五条第三項中「恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例」とあるのは「国の施行法第五条第三項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」と、第六条第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例」とあるのは「国の施行法第六条第二項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替え、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七条第二項、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項第三号及び第四十六条第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日」とする。

（国の長期組合員である職員であつた更新組合員等の取扱い）

第六十三条　国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七条第一項（国の新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた退職年金又は減額退職年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第七十九条第一項（新法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2　第五条第四項の規定は、前項の申出について準用する。

3　第一項又は前項において準用する第五条第四項の申出をした者に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該申出に係る退職年金又は減額退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項各号の期間及び組合員であつた期間に該当しないものとする。

4　国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による廃疾年金（施行日の前日において、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5　第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6　第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一　国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五条第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項の規定により第七条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二　退隠料（第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除くものとし、恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

7　昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き国の長期組合員である職員であつた更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二　昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子
三　昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

8　国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による長期給付に関する規定の適用があつた日以後の年金条例職員期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとする。

9　前項の規定の適用を受けた更新組合員の同項の規定により第七条第一項第一号の期間に該当しないものとされた期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者又はその遺族に、一時金を支給する。

第六章　厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置

（厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い）

第六十四条　施行日の前日に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。）の当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百三十条第二項及び第百三十八条において同じ。）は、この法律の規定（これに係る新法の規定を含む。）の適用については、当該被保険者であつた期間のうち職員であつた期間は旧市町村共済法の旧長期組合員期間（旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間（以下この項において「控除期間」という。）を除く。）で第七条第二項第三号若しくは第八号又は第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間は控除期間で同項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものであつたものとみなす。

2　前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員であつた期間に係る旧市町村共済法の退職年金の基本率は三十分の八と、旧市町村共済法の退職年金の加算率は二百二十五分の二とし、当該期間に対する第二十三条又は第四十六条の規定の適用については、第二十三条第一項第二号及び第四十六条第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

3　第一項に規定する更新組合員の同項の規定により旧市町村共済法の旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

第七章　特殊の組合員に関する経過措置

第一節　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置

（都道府県知事又は市町村長であつた者の取扱い）

第六十五条　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五条までに定めるところによる。

（地方公共団体の長であつた期間の計算の特例）

第六十六条　更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、地方公共団体の長であつた期間に算入する。

2　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3　第七条第一項第一号の期間のうちに都道府県知事又は市町村長としての年金条例職員期間（昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。）を有する更新組合員が当該年金条例職員期間（第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）一月につき施行日（同日に地方公共団体の長でない更新組合員にあつては、当該年金条例職員期間の最終日）の属する月におけるその者の給料（十一万円をこえる場合は、十一万円とする。）の百分の〇・五に相当する金額を、政令で定めるところにより、組合に納付したときは、当該年金条例職員期間は、知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間とみなして、前二項の規定を適用する。

4　前項の年金条例職員期間についてこの節の規定を適用する場合においては、当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定のうち、退隠料の最短年金年限に係るものは十二年であつたものと、退隠料の基本率に係るものは百五十分の五十であつたものと、退隠料の加算率に係るものは百五十分の一であつたものと、その他の退隠料等に関する取扱いに係るものは、都道府県知事にあつては当該都道府県の退職年金条例に、市町村長にあつては当該市町村を包括する都道府県の旧町村職員恩給組合の退職年金条例に規定する取扱いと同一であつたものと、それぞれみなす。

（地方公共団体の長の退職年金の受給資格に関する特例）

第六十七条　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日直前の条例在職年（第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。）のうち前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年月数に、十二年をその者に係る知事等としての退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年月数とを合算した年月数が十二年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば知事等としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定
二　第一項又は前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

（地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例）

第六十八条　知事等であつた更新組合員に対する新法第百二条又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金（以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間　知事等としての退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の地方公共団体の

長であつた期間　前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一条第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

（退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例）

第六十九条　退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第七十条　前二条の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の額の特例）

第七十一条　前三条の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金からの控除）

第七十二条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五条及び第十六条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第七十三条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止する金額の支給を停止する。

一　第六十八条第一項第一号の期間が知事等としての退隠料の最短年金年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　同項第一号の金額

二　第七十一条の規定により第十四条の規定の例によりその額を定められた退職年金　第七十一条の規定により第十四条の規定の例によることとされた場合における知事等としての退隠料の額に相当する金額

2　第十七条第二項から第四項まで及び第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

（地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例）

第七十四条　新法第百四条第一項の規定は、第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金について準用する。

2　新法第百四条第二項の規定は、第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

（知事等であつた更新組合員の退職一時金の額の特例）

第七十五条　知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三条又は第二十二条第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二号中「退職給与金」とあるのは「知事等としての退職給与金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの　当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給与金の額（通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。）の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第一号又は第二号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は知事等としての退職給与金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　第二十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例）

第七十六条　新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有する組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間　その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　前項各号の期間の計算及び同項に規定する廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七条　前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第七十九条　前三条の規定により算定した金額が、新法第百六条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2　第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、新法第百六条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第八十条　第七十二条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

（地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に関する特例）

第八十一条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第六十七条第一項又は第二項の規定により退職年

金を受ける権利を有することとなるとき。

（地方公共団体の長の遺族年金の額に関する経過措置）

第八十二条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4　第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（地方公共団体の長の公務による遺族年金に関する経過措置）

第八十三条　更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額を基礎として算定した金額

二　第七条第二項第五号又は第六号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職年金条例の遺族一時金又は知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　第四十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再就職者の取扱い）

第八十六条　第六十六条から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつ

第四十五条第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条例の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条例の遺族一時金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの　当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第五号又は第六号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職年金条例の遺族一時金又は知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　第四十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再就職者の取扱い）

第八十六条　第六十六条から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの（都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第六十六条第三項中「施行日」とあるのは「第八十六条に規定する組合員となつた日」と、第六十七条第三項第一号及び第四項中「第八条若しくは第十条」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第八条若しくは第十条」と、同条第三項第二号中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六条において準用する第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二節　警察職員に関する経過措置

（警察職員の取扱い）

第八十七条　恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百五条までに定めるところによる。

（警察職員であつた期間の計算の特例）

第八十八条　恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七条第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2　警察条例職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員期間のうち」として年金条例職員期間（警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く。）のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、警

3　警察職員であつた期間に算入する。

警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その者の警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退隠料等はこれに相当する恩給とみなして、次条から第百五条までの規定を適用する。

（警察職員の退職年金の受給資格に関する特例）

第八十九条　警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の警察在職年の年月数と施行日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一　施行日前の警察在職年が八年以上である者　十二年

二　施行日前の警察在職年が四年以上八年未満である者　十三年

三　施行日前の警察在職年が四年未満である者　十四年

2　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定と前項の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金のみを支給する。

3　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、警察監獄職員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

（警察職員の退職年金の額に関する特例）

第九十条　恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十条第一項又は前条第一項の規定による退職年金（以下この節において「警察職員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入される期間　十二年までの年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額（その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の警察職員であつた期間　前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年

に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2　前項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年　当該実勤続在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二　法律第百五十五号附則第七条第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3　第一項の場合において、同項第一号の期間（四十年をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

（一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例）

第九十一条　一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第九十二条　前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の特例）

第九十三条　第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数（当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。）に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前三条の退職年金の額とし、前三条の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前三条の退職年金の額とする。

2　第十四条第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

（警察職員の退職年金からの控除）

第九十四条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第九十五条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまでの期間については、その全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一　第九十条第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　同項第一号の金額

二　第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金　同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の年額に相当する金額

2　前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3　第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわない。

4　第十七条第五項の規定は、更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第五号の金額」とあるのは、「第九十条第一項第二号の金額」と読み替えるものとする。

（警察職員の減額退職年金の額に関する特例）

第九十六条　新法附則第二十二条第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

2　新法第百四条第二項の規定は、第八十九条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

（警察職員であつた期間十五年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例）

第九十七条　新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額

二　施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）に相当する金額

2　前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条　前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第百条　前三条の規定により算定した金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2　第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第百一条　第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三

十二条及び第三十三条の規定の例による。

（警察職員の遺族年金の受給資格に関する特例）

第百二条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（警察職員の遺族年金の額に関する経過措置）

第百三条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4　第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（警察職員の公務による遺族年金に関する経過措置）

第百四条　更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第九十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第四十一条の規定は、新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第百五条　第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

（再就職者の取扱い）

第百六条　第八十八条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員となつたもの（警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第九十三条第一項中「施行日の前日」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日の前日」と、「施行日以後」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日以後」と、「年数（当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）」とあるのは「年数」と読み替えるものとする。

第三節　消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置

（消防職員であつた者の取扱い）

第百七条　消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百二十条までに定めるところによる。

第百八条　消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とあるのは「消防組合員であつた期間」とする。

（消防組合員であつた期間の計算の特例）

第百九条　消防職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「第百十条第一項に規定する消防職員としての年金条例職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

2　施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入されるものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3　恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七条第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4　第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5　消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、当該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職年金条例の規定による退隠料等とみなして、次条から第百二十条までの規定を適用する。

（消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例）

第百十条　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に○○退（○退隠料の最短年金年限の年数が第八条第一項の表の上欄に掲げる年数である）職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の○施行日前の（○当該退職年金条例による）年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年の年月数に、二十年をその者に係る消防職員としての退職年金条例の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の消防組合員であつた期間の年月数（た年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数）とを合算して二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年」と読み替えるものとする。

2　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定

二　第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十八条の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた

間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

（消防組合員の退職年金の額に関する特例）

第百十一条　消防職員であつた更新組合員に対する第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金（以下この節において「消防組合員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第百九条の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間　消防職員としての退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退隠料の基本率を当該最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の消防組合員であつた期間　前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一条第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

（退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例）

第百十二条　退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第百十三条　前二条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の額の特例）

第百十四条　前三条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金からの控除）

第百十五条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五条及び第十六条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第百十六条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を消防職員としての退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一　第百十一条第一項第一号の期間がその期間に係る退隠料の最短年金年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　同項第一号の金額

二　第百十四条の規定により第十四条の規定の例によりその額を定められた退職年金　第百十四条の規定の例により第十四条の規定の例によることとされた場合における消防職員としての退隠料の額に相当する金額

2　第十七条第二項から第四項まで及び第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

3　第十七条第五項の規定は、更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第五号の金額」とあるのは、「第百十一条第一項第二号の金額」と読み替えるものとする。

（消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例）

第百十七条　消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金について新法第八十一条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

2　新法第百四条第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（消防組合員の退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

（消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例）

第百十八条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（消防組合員の遺族年金の額に関する経過措置）

第百十九条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4　第百十条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第百二十条　第百十五条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

（再就職者の取扱い）

第百二十一条　第百九条から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者で組合員となつたもの（消防職員又は消防公務員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第百十条第三項中「第八条若しくは第十条」とあるのは「第五十五条第一項」において準用する第八条若しくは第十条」と、「この条第一項若しくは前項」とあるのは「第百二十一条において準用する第百十条第二項」と読み替えるものとする。

第四節　船員組合員に関する経過措置

（旧市町村共済法の船員組合員であつた者の取扱い）

第百二十二条　船員保険の被保険者である旧市町村職員共済組合の組合員（以下この条及び次条において「旧市町村共済法の船員組合員」という。）であつた組合員に対する新法第百三十七条及び第百三十八条の規定の適用については、その者が旧市町村共済法の船員組合員であつた間、船員組合員（新法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。）であつたものとみなす。

（旧市町村共済法の船員組合員であつた者の長期給付の特例）

第百二十三条　施行日の前日に旧長期組合員である旧市町村共済法の船員組合員であつた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。）に係る新法第百三十七条第一項第一号に掲げる組合員として受けるべき退職給付若しくは遺族給付又は同条第二項第一号に掲げる給付のうち廃疾給付（施行日前の公務によらない病気又は負傷に係るものに限る。）については、その者の第七条第一項第二号の期間は、その者が更新組合員である間、旧市町村共済法の適用を受ける者であつたものとみなして旧市町村共済法第九十条及び第九十二条の規定の例により計算するものとする。

第八章　未帰還更新組合員に関する経過措置

（未帰還更新組合員に関する特例）

第百二十四条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際恩給法の準用を受けるもの又は旧市町村共済法の適用を受けるものは、新法第二条第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及

びこの法律の規定を適用する。

2　前項の規定の適用を受ける更新組合員（以下「未帰還更新組合員」という。）で施行日前に法律第百五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日（海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この条において同じ。）の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3　施行日に法律第百五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同条第一項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4　前二項の規定による年金を受けるべき者の順位は、妻、未成年の子、父母、祖父母の順序とする。この場合においては、新法第四十五条第二項の規定を準用する。

5　第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、新法及びこの法律の長期給付に関する規定並びに第四条第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6　前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五条第二項第三号の規定は、適用しない。

7　未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く旧長期組合員期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族（次項において「留守家族」という。）で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8　未帰還更新組合員（施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者を除く。）の施行日の前日まで引き続く旧長期組合員期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9　前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定給料の四月分に相当する金額とする。

10　第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまでは、その百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11　同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12　未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五条第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当若しくは特別手当（以下「手当等」という。）をもつてその者の収入とみなし、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13　手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給する場合には、当該機関のうち自治大臣が定めるもの）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならない。この場合においては、新法第百十五条第三項の規定を準用する。

14　前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15　未帰還者留守家族等援護法第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際退職年金条例又は共済条例の適用を受けていたものの取扱いについては、前各項の規定の例による。

第九章　公庫公団等の役職員に関する経過措置

（住宅金融公庫の役職員に関する経過措置）

第百二十五条　施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2　前項の規定に該当する者（以下「公庫職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給（次に掲げるものを除く。）は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一　その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二　その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三　増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3　復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

4　前項の規定の適用を受けた者に係る恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

5　新法第百四十条第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続く公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短恩給年限に達する日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、前四項中「施行日」とあるのは、「普通恩給についての最短恩給年限に達する日」と読み替えるものとする。

第百二十六条　施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）でその者が引き続いて住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤続するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されているものの新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、前条の規定の例による。

（公団等の職員に関する経過措置）

第百二十七条　施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企

業信用保険公庫、首都高速道路公団、雇用促進事業団又は阪神高速道路公団（以下この項及び第百三十六条第三項において「公団等」という。）に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続いて恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年月数若しくは条例在職年の年月数に通算されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五条第三項の規定は、その者については適用しない。

一　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条

二　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）第四十八条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

三　農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第三十七条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

四　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

五　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

六　原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条第一項及び第二項

七　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十九条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

八　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第三十五条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

九　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九条第一項及び第二項

十　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第四十八条第一項、第三項及び第四項並びに同法附則第十二条第一項又は法律第七十七号附則第十条

十一　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十三条第一項

十二　阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第〇四十三号）附則第十条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

2　前項の申出をしなかつた公団等職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

3　前項の規定に該当する者に対する第五十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間（施行日前の期間に限る。）」とする。

4　第百二十五条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第百二十八条　施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員若しくは旧長期組合員又は国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて新法第百四十条に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限るものとし、公庫職員及び公団等職員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。）が施行日（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員にあつては、その者がその他の公庫等職員となつた日。以下この条において同じ。）から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給及び退隠料（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員にあつては、国の施行法第五条第二項ただし書（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金及び退隠料を除く。）並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の通算退職年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「国の施行法第六条第一項ただし書（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた国の旧法の規定による退職年金」と読み替えるものとする。

（国の長期組合員である職員であつた公庫等職員に関する経過措置）

第百二十九条　国の長期組合員である職員であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国の新法第百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）が同条第一項の規定によつてした申出は、新法第百四十条第一項の規定によつてした申出と、その者の国の長期組合員であつた期間は、組合員期間とみなして、その者に、新法第百四十条の規定を適用する。

第十章　組合役職員及び連合会役職員に関する経過措置

（組合役職員及び連合会役職員の取扱い）

第百三十条　組合役職員又は連合会役職員（これらの者のうち役員を除く。以下この条及び第百三十六条第二項において同じ。）である組合員で旧市町村職員共済組合又は旧市町村職員共済組合連合会に使用されるもの（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「組合等の職員」という。）であつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、組合等の職員であつた間、職員であつたものとみなす。

2　旧町村職員恩給組合連合会及び新法附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「団体の職員」という。）で施行日の前日に団体の職員であり、引き続き組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、同日において職員であつたものとみなす。この場合において、その者の団体の職員として施行日まで引き続いている期間のうち、厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

3　前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置

（国の職員等であつた組合員の取扱い）

第百三十一条　国の職員又は国の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下この条において「国の職員等」という。）であつた組合員は、この法律（第九章及び次項を除く。）の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2　国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十条（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第十条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一　旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三　地方鉄道会社（公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう。）に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四　国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるものの

これらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

3　前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（警察職員等であつた組合員の取扱い）

第百三十二条　新法による改正前の国の新法附則第十三条に規定する警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であつた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章　雑則

（期間計算の方法）

第百三十三条　この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2　新法第百二十七条の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。

（この法律に基づく給付の取扱い）

第百三十四条　この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一　この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金　それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

二　第四十七条第一項、第四十九条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第九項の規定による一時金　新法の規定による退職一時金（第四十七条第一項第一号又は第六十三条第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）

三　第百二十四条第二項、第三項、第七項又は第八項の規定による年金　新法の規定による遺族年金

（債務の保証）

第百三十五条　更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退隠料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金が第五条第二項本文又は第六条第二項本文（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により消滅したときは、組合は、当該退隠料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（経過措置に伴う費用の負担）

第百三十六条　第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2　第二章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3　公団等その他政令で定める法人は、政令で定めるところにより、第七条（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

（資金の運用の特例）

第百三十七条　地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第百四十二条第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならない金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第百三十八条　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第六十四条に規定する更新組合員（第百三十条第二項の規定を適用することにより当該更新組合員とされる者を含む。）の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

（政令への委任）

第百三十九条　この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（定義）

第百四十条　この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止前の地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。

（互助会の会員であつた者の取扱い）

第百四十一条　互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2　施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の地方議会議員の在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならない金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この退りでない。

3　施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員

の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

（共済年金からの控除）

第百四十二条　昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

（旧互助年金法の規定による互助年金の取扱い）

第百四十三条　施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

第十四章　他の法律の一部改正

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第百四十四条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）附則第三十五項」を「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第百三十八条」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百四十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　地方公共団体は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）の施行の日の前日に、当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員が引き続き当該地方公共団体の職員として在職して退職し、その者が同法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第百三十七条第一項の規定により、共済会が支給する。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第百四十六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二及び第三十四条第一項第五号中「長期給付に要する経費」の下に「（共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。）」を加える。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第百四十七条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第百三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第百四十八条　未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第四十九条」の下に「、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第百二十四条」を加える。

附則第四十九項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九条」の下に「、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第百二十四条」を加える。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第百四十九条　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第十五条（組合の給付）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号）第七十四条（長期給付の種類）、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第百二十四条（未帰還更新組合員に関する特例）」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第百五十条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）第百三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員についての経費を第五条の規定の例により負担するものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第百五十一条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　警察職員等に関する経過措置」を「第二節　衛視等に関する経過措置」に、「第九章　特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条―第五十一条の三）」を「第九章　特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条・第五十条）」に、「第九章の二　地方の長期組合員である職員に関する経過措置等（第五十一条―第五十一条の三）」に改める。

第二条第一項第三号中「警察職員等、警察職員等の俸給年額又は地方職員」を「衛視等、衛視等の俸給年額又は警察職員」に、「新法附則第二十条第一項」を「新法附則第十三条の九」に、同項第十七号の二中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第八章第二節の節名中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第四十三条から第四十八条の二まで（見出しを含む。）中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第五十一条から第五十一条の三までを削り、第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二　地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等

（地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第五十一条　地方の長期組合員（新法第百二十六条の二第一項に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第　号。以下「地方の新法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　地方の長期組合員である職員であつた長期組合員（地方の長期組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条、第二十七条及び第二十八条中「施行日」とあるのは「地方の長期組合員となつた日」とする。

3　地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が同号に掲げる者であつた間、第四十一条第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は旧法の規定による退職年金で地方の施行法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつた日前の次の期間（同日の属する月を除く。）」と、第二条第二項及び第十三条第三項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつ

つた日（同号に掲げる者となる前に第四十一条第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日）」とする。

4　前三項に規定するもののほか、地方の長期組合員である職員であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方の職員等であつた組合員の取扱い）

第五十一条の二　地方の職員（常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。以下同じ。）又は地方の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下「地方の職員等」という。）であつた長期組合員は、地方の職員等であつた間、職員であつたものとみなして、この法律（第三項を除く。）の規定を適用する。この場合においては、政令で定めるところにより、退職年金条例（恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の適用を受ける者又は地方の新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村職員共済組合法」という。）の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例（同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に関する地方公共団体の条例（退職年金条例を除く。）及び当該給付を行なうことを目的とする団体の当該給付に関する規程をいう。以下同じ。）の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定はこれに相当する恩給法又は旧法の規定と、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこれに相当する恩給又は旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付とみなす。

2　地方の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（以下「地方の更新組合員」という。）である地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が地方の更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

3　地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間（退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く。）を含むものとする。

4　地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一　旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に通算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間

二　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

5　地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間若しくは施行日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは向日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給額の二分の一に相当する額を控除する。

一　普通恩給（増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二　旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六条第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）

6　前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額を控除する。

7　地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者を含む。）である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合において、その者の第七条第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法（第十四条○、第十七条第五項（第十八条第三項、第九十五条第四項及び第百十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十一条、第九十三条及び第百十四条を除く。）の規定の例による。

一　普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短年金年限が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合においては退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

二　旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短年金年限が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては給料の四月分に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額（給料の三十分の一に相当する額をいう。）の四日分を加えた金額であること。

8　地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いについては、地方の施行法の規定の例による。

9　前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期

組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（警察職員であつた長期組合員の取扱い）

第五十一条の三　警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた衛視等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四条第一項中「昭和三十四年十一月一日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日」と、第四十五条の三第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日の前日」とする。

（国民年金法の一部改正）

第百五十二条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）」の下に「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第百五十三条　通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「を含む」を「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第　号）を含む」に改める。

附則に次の二条を加える。

第八条　昭和三十七年九月三十日（十一）において地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五条第二項の規定により公的年金各法とみなされた地方公共団体の退職年金条例以外の退職年金条例の適用を受ける地方公務員であつた者で同年十〇月一日（〇二）に地方公務員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の当該退職年金条例に係る在職期間で地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

第九条　昭和三十七年九月三十日（十一）において地方公務員であつた者で同年十〇月一日（〇二）に地方公務員共済組合の組合員となつたものの同日前の通算対象期間のうち、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間に係る第七条第一項の規定による確認は、附則第四条及び附則第五条の規定による場合を除き、地方公務員共済組合が行なう。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年十〇月一日（〇二）から施行する。

2　第五条第二項ただし書、第六条第二項ただし書、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第六十三条第一項若しくは第四項若しくは第百二十四条第五項の申出又は附則第四項の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五条第二項ただし書、第四十条第一項ただし書若しくは第四十条第一項の申出は、施行日前においても行なうことができる。

3　この法律による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定は、昭和三十七年十〇月一日（〇二）以後に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付について適用し、同日前に給付事由が生じた同法の規定による長期給付については、なお従前の例による。

4　昭和三十七年九月三十日（十一）に国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける同法の組合員であつた者で同年十〇月一日（〇二）において引き続き当該組合員であるものに係る退職年金条例の規定による給付を受ける権利（この法律による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定の適用により同法第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた権利を除く。）又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五条第二項（第二号を除く。）中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十〇月一日（〇二）」と、同法同条同項第二号中「施行日の前日に旧長期組合員であつた者の普通恩給」とあるのは「普通恩給」と、同法第六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十〇月一日（〇二）」と、「同日に恩給公務員であつた者の当該退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、同法第四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十〇月一日（〇二）」として、同法第五条、第六条及び第四十条の規定を適用する。

別表第一

期間	日数
一月以上三月未満	四日
三月以上六月未満	八日
六月以上九月未満	一二日
九月以上一年未満	一六日
一年以上一年六月未満	二〇日
一年六月以上二年未満	三二日
二年以上二年六月未満	四五日
二年六月以上三年未満	五七日
三年以上三年六月未満	七〇日
三年六月以上四年未満	八二日
四年以上四年六月未満	九五日
四年六月以上五年未満	一〇七日
五年以上五年六月未満	一二〇日
五年六月以上六年未満	一三二日
六年以上六年六月未満	一四五日
六年六月以上七年未満	一五七日
七年以上七年六月未満	一七〇日
七年六月以上八年未満	一八二日
八年以上八年六月未満	一九五日
八年六月以上九年未満	二〇七日
九年以上九年六月未満	二二〇日
九年六月以上一〇年未満	二三二日
一〇年以上一〇年六月未満	二四五日
一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一一年六月未満	二七〇日

一一年六月以上一二年未満	二八二日
一二年以上一二年六月未満	二九五日
一二年六月以上一三年未満	三〇七日
一三年以上一三年六月未満	三二〇日
一三年六月以上一四年未満	三三五日
一四年以上一四年六月未満	三五〇日
一四年六月以上一五年未満	三六五日
一五年以上一五年六月未満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月未満	四一〇日
一六年六月以上一七年未満	四二七日
一七年以上一七年六月未満	四四五日
一七年六月以上一八年未満	四六二日
一八年以上一八年六月未満	四八〇日
一八年六月以上一九年未満	四九七日
一九年以上一九年六月未満	五一五日
一九年六月以上二〇年未満	五三二日

別表第二

廃疾の程度	金額
一級	二一五、〇〇〇円
二級	一三三、〇〇〇円
三級	七八、〇〇〇円

備考

一　廃疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度による。

二　廃疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

三　第二十九条に規定する廃疾年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者がある場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四　前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ　受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ロ　受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

ハ　受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

五　受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六　前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限り、四千八百円とする。

〔別紙〕

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法が地方公務員の生活と福祉とに深い関係を有することにかんがみ、両法律の実施に当つては、次の諸点につき、とくに配意すべきである。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員を代表する者を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員について、制度の改正に伴う負担の増高を経過的に事実上緩和できるよう適当な措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下げについてあらゆる施策を検討すること。

一、減額退職年金制度は、国家公務員共済組合法等とともに再検討すること。

一、給付費及び追加費用については、国庫負担その他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないよう万全の財政措置を講ずること。

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、禁こ（錮）等の処分を受けた場合の支給制度については、その運用にあたり、乱用にわたらないよう配慮すること。

一、全国知事会等都道府県、市又は町村の議長又は長が全国又は都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会、地方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても、地方公務員に準じ共済制度を設けること。

右決議する。

〔第七号（その一）参照〕

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、第四十回国会閣法第一五一号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政不服審査法が不服申立てに関する一般法として施行されるに伴い、行政不服審査法の趣旨並びに現行制度の運用の実態に照らし、関係法律に必要な整理等を行なおうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1　行政不服審査法が一般概括主義を採用したので、関係法律において、不服申立てをできることとしている規定は重複するから、これを削除すること。

2　行政不服審査法が不服申立てに関する名称を、審査請求、異議申立て及び再審査請求の三種類に統一したので、関係法律においても名称を整理統一すること。

3　審査請求事項について、船員法第百四条の場合のように、直近上級行政庁以外の行政庁を審査庁とする必要のあるものについては特例を認めること。

4　行政不服審査法では、不服申立期間は六十日を原則としているが、恩給法、清掃法等特殊なものについては例外を認めること。

5　道路交通法等における緊急処分、たばこ専売法等におけるものの検査の結果に係る処分等、その性質上、行政不服審査法による不服申立てを認めることが適当でないものは、これを除外すること。

6　海難審判法等における行政審判等、現に整備された制度があり、これらによらしめることを適当とするものについては、行政不服審査法による不服申立てから除外すること。

7　その他審理手続や執行停止等について行政不服審査法に対し特例を認めること、などである。

なお、施行期日は昭和三十七年十月一日としている。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係法律に必要な整理等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認めるが、㈠「木船運送法」の名称が「小型船海運業法」と改正されたことに伴い、目次及び第百九十条をそのように改めること、㈡字句の整理もれがあるので、これを改めること。㈢本法案と密接な関係にある「行政事

件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」はすでに公布されており、施行が同日になっているので、同一の法律について、双方で改正を行なっている場合、その関係に疑問を生じないようにするため「本法によつて先に改正されるものとする」旨の規定を設けること等の修正を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年八月二十三日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第二十条）

第一条　総理府設置法の一部改正

第二条　行政代執行法の一部改正

第三条　公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正

第四条　恩給法の一部改正

第五条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部改正

第六条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部改正

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

第八条　中小企業等協同組合法の一部改正

第九条　銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正

第十条　道路交通法の一部改正

第十一条　土地調整委員会設置法の一部改正

第十二条　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正

第十三条　統計報告調整法の一部改正

第十四条　自衛隊法の一部改正

第十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正

第十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正

第十七条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正

第十八条　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正

第十九条　水資源開発公団法の一部改正

第二十条　科学技術庁設置法の一部改正

第二章　法務省関係（第二十一条―第三十三条）

第二十一条　弁護士法の一部改正

第二十二条　非訟事件手続法の一部改正

第二十三条　供託法の一部改正

第二十四条　不動産登記法の一部改正

第二十五条　公証人法の一部改正

第二十六条　破産法の一部改正

第二十七条　戸籍法の一部改正

第二十八条　会社更生法の一部改正

第二十九条　犯罪者予防更生法の一部改正

第三十条　執行猶予者保護観察法の一部改正

第三十一条　売春防止法の一部改正

第三十二条　出入国管理令の一部改正

第三十三条　破壊活動防止法の一部改正

第三章　外務省関係（第三十四条・第三十五条）

第三十四条　外務公務員法の一部改正

第三十五条　旅券法の一部改正

第四章　大蔵省関係（第三十六条―第五十九条）

第三十六条　大蔵省設置法の一部改正

第三十七条　日本専売公社法の一部改正

第三十八条　たばこ専売法の一部改正

第三十九条　塩専売法の一部改正

第四十条　製塩施設法の一部改正

第四十一条　塩業整備臨時措置法の一部改正

第四十二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正

第四十三条　公共企業体職員等共済組合法の一部改正

第四十四条　国家公務員共済組合法の一部改正

第四十五条　税理士法の一部改正

第四十六条　関税定率法の一部改正

第四十七条　関税法の一部改正

第四十八条　とん税法の一部改正

第四十九条　特別とん税法の一部改正

第五十条　証券取引法の一部改正

第五十一条　社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部改正

第五十二条　連合国財産補償法の一部改正

第五十三条　接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正

第五十四条　連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律の一部改正

第五十五条　損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正

第五十六条　国民金融公庫法の一部改正

第五十七条　外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

第五十八条　外資に関する法律の一部改正

第五十九条　設備等輸出為替損失補償法の一部改正

第五章　文部省関係（第六十条―第六十七条）

第六十条　学校教育法の一部改正

第六十一条　教育職員免許法の一部改正

第六十二条　文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

第六十三条　宗教法人法の一部改正

第六十四条　私立学校法の一部改正

第六十五条　学校施設の確保に関する政令の一部改正

第六十六条　私立学校教職員共済組合法の一部改正

第六十七条　文化財保護法の一部改正

第六章　厚生省関係（第六十八条―第百十一条）

第六十八条　厚生省設置法の一部改正

第六十九条　自然公園法の一部改正

第七十条　伝染病予防法の一部改正

第七十一条　「トラホーム」予防法の一部改正

第七十二条　寄生虫病予防法の一部改正

第七十三条　性病予防法の一部改正

第七十四条　精神衛生法の一部改正

第七十五条　結核予防法の一部改正

第七十六条　検疫法の一部改正

第七十七条　栄養改善法の一部改正

第七十八条　らい予防法の一部改正

第七十九条　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正

第八十条　墓地、埋葬等に関する法律の一部改正

第八十一条　食品衛生法の一部改正

第八十二条　理容師法の一部改正

第八十三条　興行場法の一部改正

第八十四条　旅館業法の一部改正

第八十五条　公衆浴場法の一部改正

第八十六条　へい獣処理場等に関する法律の一部改正

第八十七条　クリーニング業法の一部改正

第八十八条　狂犬病予防法の一部改正

第八十九条　と畜場法の一部改正
第九十条　清掃法の一部改正
第九十一条　美容師法の一部改正
第九十二条　水道法の一部改正
第九十三条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部改正
第九十四条　医療法の一部改正
第九十五条　歯科技工法の一部改正
第九十六条　薬事法の一部改正
第九十七条　身体障害者福祉法の一部改正
第九十八条　生活保護法の一部改正
第九十九条　精神薄弱者福祉法の一部改正
第百条　児童福祉法の一部改正
第百一条　児童扶養手当法の一部改正
第百二条　健康保険法の一部改正
第百三条　船員保険法の一部改正
第百四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正
第百五条　日雇労働者健康保険法の一部改正
第百六条　厚生年金保険法の一部改正
第百七条　国民健康保険法の一部改正
第百八条　国民年金法の一部改正
第百九条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
第百十条　未帰還者留守家族等援護法の一部改正
第百十一条　引揚者給付金等支給法の一部改正
第七章　農林省関係（第百十二条―第百四十六条）
第百十二条　農業災害補償法の一部改正
第百十三条　農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正
第百十四条　肥料取締法の一部改正
第百十五条　農業委員会等に関する法律の一部改正
第百十六条　農林漁業団体職員共済組合法の一部改正
第百十七条　土地改良法の一部改正
第百十八条　農地法の一部改正
第百十九条　愛知用水公団法の一部改正
第百二十条　農薬取締法の一部改正
第百二十一条　農業改良助長法の一部改正
第百二十二条　植物防疫法の一部改正
第百二十三条　農業機械化促進法の一部改正
第百二十四条　牧野法の一部改正
第百二十五条　家畜改良増殖法の一部改正
第百二十六条　家畜伝染病予防法の一部改正
第百二十七条　飼料の品質改善に関する法律の一部改正
第百二十八条　酪農振興法の一部改正
第百二十九条　家畜取引法の一部改正
第百三十条　蚕糸業法の一部改正
第百三十一条　食糧管理法の一部改正
第百三十二条　農産物検査法の一部改正
第百三十三条　狩猟法の一部改正
第百三十四条　森林国営保険法の一部改正
第百三十五条　森林病害虫等防除法の一部改正
第百三十六条　森林法の一部改正
第百三十七条　森林開発公団法の一部改正
第百三十八条　水産業協同組合法の一部改正
第百三十九条　漁業法の一部改正
第百四十条　漁港法の一部改正
第百四十一条　漁船法の一部改正
第百四十二条　水産資源保護法の一部改正
第百四十三条　真珠養殖事業法の一部改正
第百四十四条　漁船損害補償法の一部改正
第百四十五条　輸出水産業の振興に関する法律の一部改正
第百四十六条　漁業生産調整組合法の一部改正
第八章　通商産業省関係（第百四十七条―第百八十七条）
第百四十七条　輸出保険法の一部改正
第百四十八条　輸出入取引法の一部改正
第百四十九条　輸出検査法の一部改正
第百五十条　プラント類輸出促進臨時措置法の一部改正
第百五十一条　輸出品デザイン法の一部改正
第百五十二条　軽機械の輸出の振興に関する法律の一部改正
第百五十三条　商工会議所法の一部改正
第百五十四条　百貨店法の一部改正
第百五十五条　工業用水法の一部改正
第百五十六条　工業用水道事業法の一部改正
第百五十七条　工場排水等の規制に関する法律の一部改正
第百五十八条　割賦販売法の一部改正
第百五十九条　計量法の一部改正
第百六十条　航空機製造事業法の一部改正
第百六十一条　武器等製造法の一部改正
第百六十二条　火薬取締法の一部改正
第百六十三条　高圧ガス取締法の一部改正
第百六十四条　木材防腐特別措置法の一部改正
第百六十五条　繊維工業設備臨時措置法の一部改正
第百六十六条　鉱業法の一部改正
第百六十七条　採石法の一部改正
第百六十八条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正
第百六十九条　石油資源探鉱促進臨時措置法の一部改正
第百七十条　砂利採取法の一部改正
第百七十一条　核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正
第百七十二条　水洗炭業に関する法律の一部改正
第百七十三条　臨時石炭鉱害復旧法の一部改正
第百七十四条　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正
第百七十五条　鉱山保安法の一部改正
第百七十六条　電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正
第百七十七条　ガス事業法の一部改正
第百七十八条　電気工事士法の一部改正
第百七十九条　電気用品取締法の一部改正
第百八十条　弁理士法の一部改正
第百八十一条　特許法の一部改正
第百八十二条　実用新案法の一部改正
第百八十三条　意匠法の一部改正
第百八十四条　商標法の一部改正
第百八十五条　中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
第百八十六条　小売商業調整特別措置法の一部改正
第百八十七条　商工会の組織等に関する法律の一部改正
第九章　運輸省関係（第百八十八条―第二百十三条）
第百八十八条　運輸省設置法の一部改正
第百八十九条　海上運送法の一部改正
第百九十条　小型船海運業法・木船運送法の一部改正
第百九十一条　木船再保険法の一部改正
第百九十二条　船舶法の一部改正
第百九十三条　船舶安全法の一部改正
第百九十四条　臨時船舶建造調整法の一部改正
第百九十五条　船員法の一部改正
第百九十六条　船舶職員法の一部改正
第百九十七条　港湾法の一部改正
第百九十八条　港湾運送事業法の一部改正
第百九十九条　倉庫業法の一部改正

第二百条　陸上交通事業調整法の一部改正
第二百一条　帝都高速度交通営団法の一部改正
第二百二条　通運事業法の一部改正
第二百三条　道路運送法の一部改正
第二百四条　道路運送車両法の一部改正
第二百五条　自動車損害賠償保障法の一部改正
第二百六条　自動車ターミナル法の一部改正
第二百七条　航空法の一部改正
第二百八条　国際観光ホテル整備法の一部改正
第二百九条　旅行あつ旋業法の一部改正
第二百十条　航路標識法の一部改正
第二百十一条　水路業務法の一部改正
第二百十二条　海難審判法の一部改正
第二百十三条　気象業務法の一部改正
第十章　郵政省関係（第二百十四条―第二百二十一条）
第二百十四条　郵政省設置法の一部改正
第二百十五条　有線電気通信法の一部改正
第二百十六条　公衆電気通信法の一部改正
第二百十七条　有線放送電話に関する法律の一部改正
第二百十八条　簡易生命保険法の一部改正
第二百十九条　郵便年金法の一部改正
第二百二十条　電波法の一部改正
第二百二十一条　有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正
第十一章　労働省関係（第二百二十二条―第二百三十条）
第二百二十二条　労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正
第二百二十三条　労働関係調整法の一部改正
第二百二十四条　公共企業体等労働関係法の一部改正
第二百二十五条　労働組合法の一部改正
第二百二十六条　中小企業退職金共済法の一部改正
第二百二十七条　労働基準法の一部改正
第二百二十八条　労働者災害補償保険法の一部改正
第二百二十九条　じん肺法の一部改正
第二百三十条　失業保険法の一部改正
第十二章　建設省関係（第二百三十一条―第二百五十五条）
第二百三十一条　建設業法の一部改正
第二百三十二条　土地収用法の一部改正
第二百三十三条　宅地建物取引業法の一部改正
第二百三十四条　公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正
第二百三十五条　屋外広告物法の一部改正
第二百三十六条　土地区画整理法の一部改正
第二百三十七条　都市公園法の一部改正
第二百三十八条　下水道法の一部改正
第二百三十九条　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正
第二百四十条　河川法の一部改正
第二百四十一条　砂防法の一部改正
第二百四十二条　水害予防組合法の一部改正
第二百四十三条　運河法の一部改正
第二百四十四条　海岸法の一部改正
第二百四十五条　特定多目的ダム法の一部改正
第二百四十六条　地すべり等防止法の一部改正
第二百四十七条　道路法の一部改正
第二百四十八条　道路整備特別措置法の一部改正
第二百四十九条　高速自動車国道法の一部改正
第二百五十条　建築基準法の一部改正
第二百五十一条　日本住宅公団法の一部改正
第二百五十二条　住宅地区改良法の一部改正
第二百五十三条　防災建築街区造成法の一部改正
第二百五十四条　宅地造成等規制法の一部改正
第二百五十五条　測量法の一部改正
第十三章　自治省関係（第二百五十六条―第二百六十五条）
第二百五十六条　自治省設置法の一部改正
第二百五十七条　地方自治法の一部改正
第二百五十八条　地方公務員法の一部改正
第二百五十九条　公職選挙法の一部改正
第二百六十条　地方財政法の一部改正
第二百六十一条　地方交付税法の一部改正
第二百六十二条　地方税法の一部改正
第二百六十三条　地方公営企業法の一部改正
第二百六十四条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正
第二百六十五条　消防法の一部改正
第十四章　人事院関係（第二百六十六条―第二百六十八条）
第二百六十六条　国家公務員法の一部改正
第二百六十七条　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第二百六十八条　国家公務員災害補償法の一部改正

附則

第一章　総理府関係

（総理府設置法の一部改正）

第一条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「具申について裁決する」を「不服申立てに対する決定又は裁決をする」に改める。

第七条第三号中「具申の裁決」を「不服申立てに対する決定又は裁決」に改める。

（行政代執行法の一部改正）

第二条　行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

（公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正）

第三条　公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（不服申立て等との関係）」に改め、同条中「訴願、審査の請求、異議の申立その他不服の申立」を「審査請求、異議申立てその他の不服申立て」に改める。

（恩給法の一部改正）

第四条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「処分後一年内ニ」を削り、「具申シ其ノ裁決ヲ求ムル」を「異議申立ヲ為ス」に改め、同条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条ノ期間ハ一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス

行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ第一項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ

第十四条を次のように改める。

第十四条　行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ関スル行政不服審査法第十四条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス但シ当該処分ニ付異議申立ヲ為シタルトキハ当該異議申立ニ付テノ決定ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ六月以内トス

行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第十五条第一項中「第十三条第二項ノ訴願」を「前条第一項ノ審査請求」に改める。

第十八条ノ二中「並恩給ニ関スル具申及其ノ裁決」を削る。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

14　第七項又は第十項の規定により総理府恩給局長以外の者がした恩給に関する処分についての審査請求は、総理府恩給局長に対してするものとする。

15　恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。

16　第十四項の審査請求についての裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

17　前項の再審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内とする。

18　恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十六項の再審査請求に準用する。

第六条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第三項中「恩給法第十三条第一項の規定にかかわらず、」を削り、「総理府恩給局長に対しては、同項に規定する具申」を「内閣総理大臣又は総理府恩給局長に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立て」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第八項中「前項の不服の申立」を「第二項又は第三項の認可についての異議申立て」に、「行つて決定をし、これを申立人に文書をもつて通知しなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第七項を削る。

第二十四条の四第四項中「第九項」を「第八項」に改める。

第八章第二節中第七十条の次に次の一条を加える。

第七十条の二　公正取引委員会がこの節の規定によつてした審決その他の処分（第四十六条第二項の規定によつて審査官がした処分及び第五十一条の二の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第八条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「第七十条」の下に「、第七十条の二」を加える。

（鉄砲刀剣類等所持取締法の一部改正）

第九条　鉄砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十九条の二　都道府県の教育委員会が第十九条第一項の規定に基づいてした第十四条第一項の規定による処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（道路交通法の一部改正）

第十条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第百十三条の二　この法律の規定に基づき警察官が現場において行つた処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第十一条　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第四条第十五号中「第百九十一条第三項」を「第百九十一条第一項」に改め、同条第十六号中「第八十五条第二項」を「第八十五条第六項」に改め、同条第十八号中「第三十九条の二第一項」を「第三十九条第三十九条第三項」に改め、同条第十九号中「第三十四条第一項」に改め、同条第二十号中「第五十条第二項」を「第五十条第一項」に改める。

第二章中第二十四条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十四条の二　委員会がこの章の規定によつてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第二十五条を次のように改める。

（裁定の申請期間）

第二十五条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百七十八条、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九条第一項、森林法第百九十一条第一項、農地法第八十五条第六項、海岸法第三十九条の二第一項、自然公園法第三十四条第一項若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第一項の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

3　裁定の申請は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4　裁定申請書を郵便で提出した場合における裁定の申請期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

5　当該処分をした行政機関（以下「処分庁」という。）が誤つて第一項から第三項までに規定する期間よりも長い期間を裁定の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に裁定の申請がされたときは、当該裁定の申請は、第一項から第三項までに規定する期間内にされたものとみなす。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（裁定の申請）

第二十五条の二　裁定の申請は、裁定申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2　申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、裁定申請人（以下「申請人」という。）又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

一　申請人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

二　法定代理人の氏名及び住所

三　処分の表示

四　申請の趣旨

五　申請の理由

六　処分庁の教示の有無及びその内容

七　申請書の年月日

3　申請書が前項の規定に違背する場合には、委員会は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

4　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第五十五条まで、第五十七条及び第五十八条（当事者能力及び訴訟能力）の規定は、裁定の申請について準用する。この場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「原告」とあるのは「申請人」と読み替えるものとする。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

（執行停止）

第二十七条　裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2　裁定の申請があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行によつて生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3　執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

4　委員会は、執行停止をしようとするときは、あらかじめ、申請人、処分庁及び参加人（以下「事件関係人」という。）の意見をきかなければならない。

5　委員会は、執行停止をしたときは、事件関係人及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

6　執行停止をした後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、委員会は、決定で執行停止を取り消すことができる。

7　前項の規定による執行停止の取消しについては、第四項及び第五項の規定を準用する。

（申請書の副本の送達）

第二十八条　委員会は、裁定の申請があつたときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。ただし、第二十六条第一項の規定により申請を却下する場合は、この限りでない。

第三十四条第一項中「（明治二十三年法律第二十九号）」を削る。

第三十八条中「弁護士」の下に「又は委員会の承認を得た者」を加え、同条に次の三項を加える。

2　委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3　代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

4　代理人が二人以上あるときは、委員会に対しては、各人が本人を代理する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（補佐人）

第三十八条の二　事件関係人又は代理人は、委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

2　委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（特別の事情による申請の棄却）

第四十一条の二　処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、申請人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、委員会は、裁定で申請を棄却することができる。この場合には、委員会は、裁定で処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

2　申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁定で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁定で取り消されたときは、処分庁は、裁定の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第四十七条の二　委員会がこの章の規定によつてした裁定その他の処分（第三十三条の規定によつて委員又は委員会の職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正）

第十二条　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（審査請求の手続における意見の聴取）

第十四条　この法律の規定によつて知事がした処分についての審査請求に対する裁決は、首都圏整備委員会及びその他の関係行政機関の長の意見を聞いた後にしなければならない。

第十五条中「前条及び」を削る。

（統計報告調整法の一部改正）

第十三条　統計報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項及び第三項中「異議の申立」を「異議の申出」に、「申立書」を「申出書」に改め、同条第四項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十四条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「審査の請求」を「不服申立ての処理」に改め、同条第一項を次のように改める。

隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十八号）第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

第四十九条第五項中「審査の請求」を「審査請求又は異議申立て」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の審査の請求」を「第一項に規定する審査請求又は異議申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、公正審査会の議決に基づいてしなければならない。

5　長官は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

第四十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第四十九条に次の一項を加える。

8　第一項に規定する処分を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

第五十条中「前条」を「行政不服審査法」に改める。

第百三条に次の一項を加える。

6　第一項又は第二項の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百五条第七項中「受けた日から」を「受けた日の翌日から起算して」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第八項中「申立」を「申出」に、「これについて」を「、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を」に、「申立人」を「申出人」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「不服の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「不服の申立」を「異議の申出」に改める。

第十四条第一項中「、第百二十九条第一項、第百三十条第一項」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正）

第十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「受けた日から」を「受けた日の翌日から起算して」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に、「これについて」を「改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を」に、「申立人」を「申出人」に改める。

第五条中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

第十七条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「受けた日から」を「受けた日の翌日から起算して」に、「異議の申立をす

る」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に、「これについて」を「改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を」に、「申立人」を「申出人」に改める。

第四条中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

第十八条　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立て」を「不服申立て」に改める。

「第三章　不服の申立て」を「第三章　不服申立て」に改める。

第十六条を次のように改める。

（不服申立てによる時効中断）

第十六条　給付金の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第十七条の見出しを「（不服申立ての手続における諮問）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の裁決をしようとする」を「給付金の支給に関する処分についての不服申立てに対して決定又は裁決をしようとする」に改め、同項を同条第一項とする。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条第二項中「第十七条第二項」を「第十七条」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第十九条　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条を次のように改める。

（審査請求）

第五十一条　この法律に基づいてした公団の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第号）による審査請求をすることができる。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第二十条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の六を削る。

第二章　法務省関係

（弁護士法の一部改正）

第二十一条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「訴願、審査の請求、異議の申立」を「審査請求、異議申立て、再審査請求」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4　弁護士会が登録又は登録換えの請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換えの請求をした者は、その登録又は登録換えの請求の進達を拒絶されたものとみなし、行政不服審査法（昭和三十七年法律第号）による審査請求をすることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　日本弁護士連合会は、前条の規定による登録又は登録換えの進達の拒絶についての行政不服審査法による審査請求（同条第四項の規定による審査請求を含む。）に対して裁決をする場合には、資格審査会の議決に基づかなければならない。

2　日本弁護士連合会は、前項の審査請求に理由があると認めるときは、弁護士会に対し登録又は登録換えの請求の進達を命じなければならない。

第十四条の見出しを削り、同条第一項中「前二条」を「前条」に改め、「登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は」を削り、「その通知を受けた後三十日以内に」を「その通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の申出」に、「その申立」を「前項の申出」に改め、「登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「申立」を「申出」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第四十九条の二　日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第五十九条を次のように改める。

（懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決）

第五十九条　日本弁護士連合会は、第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒についての行政不服審査法による審査請求に対して裁決をする場合には、懲戒委員会の議決に基づかなければならない。

第六十一条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に改め、同条第三項中「第四項」を「第三項」に改める。

第七十二条中「訴願、審査の請求、異議の申立」を「審査請求、異議申立て、再審査請求」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正）

第二十二条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条中「及ビ第百五十七条」を「、第百五十七条及ビ第百五十七条ノ二」に改める。

（供託法の一部改正）

第二十三条　供託法（明治三十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ三中「異議ノ申立」を「審査請求」に改める。

第一条ノ四中「異議ノ申立」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第一条ノ五第一項中「異議」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「異議」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第一条ノ六中「異議ニ付決定ヲ為スベシ此場合ニ於テ異議」を「審査請求」に改める。

第一条ノ六の次に次の一条を加える。

第一条ノ七　行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第四十三条第三項乃至第六項及ビ第四十三条ノ規定ハ供託官吏ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

（不動産登記法の一部改正）

第二十四条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　異議（第百五十二条―第百五十七条）」を「第五章　審査請求（第百五十二条―第百五十七条ノ二）」に改める。

「第五章　異議」を「第五章　審査請求」に改める。

第百五十二条中「異議ノ申立」を「審査請求」に改める。

第百五十三条中「異議ノ申立」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第百五十四条中「異議」を「審査請求」に改める。

第百五十五条中「異議ニ付キ決定ヲ為スベシ此場合ニ於テ異議」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第五章中第百五十七条の次に次の一条を加える。

第百五十七条ノ二　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第一項中「訴願」を「審査請求」に改める。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第二十九条　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「処分の審査（第四十九条―第五十一条）」を「審査請求（第四十九条―第五十一条の二）」に改める。

第三条第二号中「この法律」の下号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第三十七条第六項、第四十条第三項乃至第六項及ビ第四十三条ノ規定ハ登記官吏ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

（公証人法の一部改正）

第二十五条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「申立ツル」を「申出ル」に改める。

（破産法の一部改正）

第二十六条　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第一項中「訴願」を「審査請求其ノ他ノ不服申立」に改める。

第二百七十一条第二号及び第二百八十条第二号中「訴願」を「審査請求其ノ他ノ不服申立ノ手続」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第二十七条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　戸籍事件については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

に「及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）」を加え、「決定○を」を「裁決○を」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

6　第一項の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節　審査請求

（審査請求）

第四十九条　地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、審査会に対して審査請求をすることができる。

（審査請求書の提出）

第五十条　監獄又は少年院（以下「収容施設」という。）に収容されている者の審査請求は、審査請求書を当該収容施設の長に提出してすることができる。

2　前項の場合には、収容施設の長は、直ちに、審査請求書の正本を審査会に、副本を地方委員会に送付しなければならない。

3　第一項の場合における審査請求期間の計算については、収容施設の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

（執行停止）

第五十一条　審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、当該処分の執行を停止することができる。

（裁決をすべき期間）

第五十一条の二　審査会は、審査請求を受理した日から六十日以内に裁決をしなければならない。

（執行猶予者保護観察法の一部改正）

第三十条　執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

7　第一項の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第十二条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「処分の日から三十日以内に、」を削り、「対し、審査を請求する」を「対して審査請求をする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同項を次のように改める。

2　前項の審査請求については、犯罪者予防更生法第五十一条及び第五十一条の二の規定を準用する。

（売春防止法の一部改正）

第三十一条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改める。

第二十八条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「処分の日から十五日以内に、」を削り、「対し、審査の請求をする」を「対して審査請求をする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の審査請求については、予防更生法第五十条から第五十一条の二までの規定を準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「監獄又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第五十一条の二中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

（出入国管理令の一部改正）

第三十二条　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　口頭審理及び異議の申立」を「第二節　口頭審理及び異議の申立」に、「第三節　審査、口頭審理及び異議の申出」を「第三節　審査、口頭審理及び異議の申出」に改める。

「第二節　口頭審理及び異議の申立」を「第二節　口頭審理及び異議の申出」に改める。

第十条第七項中「規定による異議の申立をする」を「規定により異議を申し出る」に改め、同条第八項中「異議の申立をしない」を「異議を申し出ない」に改める。

第十一条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項から第五項まで中「申立」を「申出」に改める。

第十二条中「申立」を「申出」に改める。

「第三節　審査、口頭審理及び異議の申立」を「第三節　審査、口頭審理及び異議の申出」に改める。

第十八条第七項中「規定による異議の申立をする」を「規定により異議を申し出る」に改め、同条第八項中「異議の申立をしない」を「異議を申し出ない」に改める。

第四十九条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項から第五項まで中「申立」を「申出」に改める。

第五十条第一項及び第三項中「申立」を「申出」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）

第三十三条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第三十六条の二　公安審査委員会がこの法律に基づいてした処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第三章　外務省関係

（外務公務員法の一部改正）

第三十四条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「再審査の請求をする」を「再審査を要求する」に改め、同条第二項中「前項の請求」を「前項の要求」に改め、「「要求」とあるのは「請求」と、」を削る。

第十九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（懲戒処分についての不服申立て）

第十九条　外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立ては、国家公務員法第九十条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。

2　前項の処分については、国家公務員法第八十九条第三項中「人事院」とあるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

3　国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

第二十条第一項中「前条に規定する請求」を「前条第一項の処分についての不服申立て」に改め、「受理したときは」の下に「これを却下する場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

5　前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は裁決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。

6　外務大臣は、前条第一項の処分の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その処分によつて当該外務職員が失つた給与の弁済をしなければならない。

第二十一条を削り、第二十二条中「前三条」を「前二条」に、「懲戒処分に関する審査」を「懲戒処分についての不服申立て」に改め、同条を第二十一条とし、第六章中同条の次に次の一条を加える。

第二十二条　削除

「第二十六条中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

附則第二項後段中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「第二十一条後段」を「第二十条第六項」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十五条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十九条第三項中「第十四条及び第十五条」を「第十四条」に、「第十四条中」を「同条中」に改め、「同条及び第十五条第一項中」及び「、第十五条第四項及び第五項中「発給又は渡航先の追加」とあるのは「返納の命令の取消」と」を削る。

第四章　大蔵省関係

（大蔵省設置法の一部改正）

第三十六条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表関税訴願審査会の項中「関税訴願審査会」を「関税不服審査会」に、「訴願」を「不服申立て」に改め、同表連合国財産補償審査会の項中「第十八条の規定に基く再審査の請求」を「第十八条第一項の審査請求」に改める。

第二十五条の二中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第三十七条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「訴願法（明治二十三年法律第百五号）」を削る。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二番地　大蔵省印刷局　官報課　電話　東京　三三一　〇三三一（代）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年九月二日

○第四十一回国会 衆議院会議録追録（三）

議案に関する報告書

［第七号（その一）参照］

（たばこ専売法の一部改正）

第三十八条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の二」に改める。

第九条の三の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「公社の処分」の下に「（耕作の廃止に係る同条第三項の規定による処分を除く。）」を加え、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2　前項の再査定の申立ては、査定の際にしなければならない。ただし、耕作者は、正当の事由により査定に立ち合わなかつたときは、当該葉たばこの収穫前に限り、その申立てをすることができる。

第八章中第七十条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第七十条の二　第八条第一項若しくは第三項（第十二条第三項又は第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項、第二十六条第一項、第五十五条第三項又は第五十六条の規定による公社の処分及び第九条の三第一項の規定による異議の申出に対する決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。ただし、たばこの耕作の廃止、たばこ苗の育成の廃止又はたばこの試作の廃止に係るこれらの規定による処分については、この限りでない。

（塩専売法の一部改正）

第三十九条　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

5　第三項の規定による公社の処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第四十二条に次の一項を加える。

3　前項において準用する第十五条第一項の規定による鑑定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（製塩施設法の一部改正）

第四十条　製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（塩業整備臨時措置法の一部改正）

第四十一条　塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第四十二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「不服の申立」を「不服の申出」に「申立をした者」を「不服を申し出た者」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第四十三条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「異議」を「不服」に改める。

第七十条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「異議のある者」を「不服がある者」に改め、「その決定、確認又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、」を削り、「審査の請求」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求」に改め、同条第六項中「審査の請求」を「第一項の審査請求」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「審査の請求」を「審査請求」に、「決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない」を「これに対する裁決をしなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「審査を請求した者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による請求」を「第一項の審査請求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、確認又は徴収があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第七十一条の見出し中「審査会」の下に「及び審査請求の手続」を加え、同条中「審査会の委員」を「この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員」に、「前条第三項」を「前条第四項」に、「審査会に関し」を「審査会及び審査請求の手続に関し」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求」を「審査請求」に改める。

「第七章　審査の請求」を「第七章　審査請求」に改める。

第百三条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「政令で定めるところにより」を「文書又は口頭で」に、「審査を請求する」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をする」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求」を「審査請求」に改める。

第百六条の見出し中「関係人」を「組合」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査請求」に改め、「及びその他の利害関係人」を削り、「通知し」を「通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求め」に改め、同条第二項を削る。

第百七条から第百九条までを削り、第百十条中「審査会の委員」を「この条及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員」に、「第百七条の規定により出頭を求めた関係人」を「同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人」に、「審査会に関し」を「審査会及び審査請求の手続に関し」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の三条を加える。

第百八条から第百十条まで　削除

第百十三条中「、審査の請求」を削る。

（税理士法の一部改正）

第四十五条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は異議の申立」を削る。

第二十四条の二の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより」を「不服があるときは」に、「異議の申立て」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求」に改め、同条第二項中「三月以内に当該申請に係る登録がされない」を「三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない」に改め、「（当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く。）」及び「当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、」を削り、「異議の申立て」を「前項の審査請求」に、「この場合において、当該異議の申立てがあつたときは、当該申立ての日に」を「この場合においては、審査請求があつた日に」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条に次の二項を加える。

3　前二項の規定による審査請求を棄却する場合において、審査請求人が第二十二条第四項の規定に該当する者であるときは、国税庁長官は、裁決書にその旨を附記しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による審査請求が理由があるときは、国税庁長官は、日本税理士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

第二十五条第四項中「第三項から第七項まで」を「第四項」に、「異議」を「不服」に改め、後段を削る。

第三十一条第一号を次のように改める。

一　不服申立ての取下げ

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　削除

（関税定率法の一部改正）

第四十六条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「異議の申立てをする」を「異議を申し出る」に改め、同条第五項中「異議の申立て」を「異議の申出」に、「当該申立て」を「当該申出」に、「その申立て」を「その申出」に改める。

第二十一条の二第一項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

（関税法の一部改正）

第四十七条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議の申立、審査の請求及び訴願」を「不服申立て」に改める。

「第八章　異議の申立、審査の請求及び訴願」を「第八章　不服申立て」に改める。

第八十九条から第九十一条までを次のように改める。

（異議申立て）

第八十九条　この法律の規定による税関長の処分に不服がある者は、異議申立てをすることができる。

2　前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内とする。

3　この法律の規定による税関職員の処分は、第一項の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

（審査請求期間）

第九十条　前条第一項に規定する処分について異議申立てをした場合における当該処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内とする。

（関税不服審査会に対する諮問等）

第九十一条　関税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）について審査請求があつたときは、大蔵大臣は、関税不服審査会に諮問しなければならない。

第九十二条から第九十四条までを削る。

第九十五条の見出しを「（関税不服審査会）」に改め、同条中「関税訴願審査会」を「関税不服審査会」に改め、同条第一項中「審査の請求及び訴願」を「不服申立て」に、「訴願について」を「審査請求について」に改め、同条を第九十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

第九十三条　削除

第九十四条及び第九十五条　削除

（とん税法の一部改正）

第四十八条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条中「第九十条から第九十四条まで（審査の請求及び訴願）」を「第八十九条から第九十一条まで（不服申立て）」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第四十九条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「審査の請求及び訴願」を「不服申立て」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第五十条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条に次の一項を加える。

2　前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第百九十九条第四号中「第百五十五条」を「第百五十五条第一項」に改める。

（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部改正）

第五十一条　社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「訴願をした者」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをした者」に、「裁決書」を「不服申立てに対する決定書又は裁決書」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（連合国財産補償法の一部改正）

第五十二条　連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十六条第二項の規定により通知された金額に不服がある者は、第二十条に規定する連合国財産補償審査会に対して審査請求をすることができる。

第十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十四条第一項本文の期間は、第十六条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月以内とする。

第二十条第一項中「再審査の請求」を「審査請求」に改める。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第五十三条　接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（異議申立期間）

第七条　前条の処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第十三条を次のように改める。

（不服の理由の制限）

第十三条　第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還についての異議申立てにおいては、第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定についての異議申立てに対する決定を含む。）についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

第十七条第三項中「並びに第七条」を削る。

第二十条第四項中「及び第七条」及び「第六条第二項の規定については、」を削り、「第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二十三条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定

（連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律の一部改正）

第五十四条　連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭和三十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までを次のように改める。

（異議申立期間）

第六条　返還善後処理金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して六月以内とする。

（異議申立てと時効の中断）

第七条　前条の異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第八条　削除

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第五十五条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出しを「（利害関係人の異議の申出）」に改め、同条第一項及び第二項中「その不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求する」を「当該保険料率について異議を申し出る」に改め、同条第三項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」を「異議の申出」に、「申請者」を「申出人」に改め、同条第二項中「請求者」を「申出人」に、「審査請求」

を「異議の申出」に改め、同条第三項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第四項中「当該審査の申請者及び当該審査の請求」を「当該異議の申出人及び当該異議の申出」に改める。

第十条の四第一項中「審査請求」を「異議の申出」に、「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改める。

第十条の五第二項中「当該審査の請求者」を「当該異議の申出人」に、「当該審査の申請に係る保険料率」を「当該保険料率」に改める。

第十条の九の見出し及び同条第三項中「審査の請求」を「異議の申出」に改め、同項中「当該審査の請求」を「当該異議の申出」に改める。

第十条の十第一項中「審査の請求」を「異議の申出」に、「当該審査の請求」を「当該異議の申出」に改める。

第十条の十一を次のように改める。

（利害関係人の異議申立て）

第十条の十一　第十条の四第一項又は前条第一項の規定による認可についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、当該認可に係る第十条の四第三項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日の翌日から起算して二週間以内とする。

2　第十条の三第三項（ただし書を除く。）から第七項までの規定は、前項の異議申立てがあつた場合に準用する。

第十条の十二の見出しを「（保険料率の変更命令）」に改め、同条第一項中「再審査の請求」を「異議申立て」に、「当該再審査の請求」を「当該異議申立て」に改め、同条第三項を削る。

第十条の十三を次のように改める。

（不服申立ての制限）

第十条の十三　次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　第十条の五第二項の規定による命令

二　前条第一項の規定による命令

（国民金融公庫法の一部改正）

第五十六条　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条から第四十条までを次のように改める。

第三十四条から第四十条まで　削除

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第五十七条　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立」を「不服申立て」に改める。

「第七章　不服の申立」を「第七章　不服申立て」に改める。

第五十六条を削る。

第五十七条の見出しを「（不服申立ての手続における聴聞）」に改め、同条第一項中「前条の規定による不服の申立」を「この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求」に、「当該申立をした者」を「異議申立人又は審査請求人」に改め、同条第三項中「不服の申立てをした者」を「異議申立人又は審査請求人」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十六条とする。

4　前三項に定めるもののほか、第一項の聴聞の手続について必要な事項は、政令で定める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十七条　削除

第五十八条から第六十四条までを次のように改める。

第五十八条から第六十四条まで　削除

（外資に関する法律の一部改正）

第五十八条　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「（異議申立ての手続における聴聞）」に改め、同条第一項中「前条の規定による不服の申立」を「この法律の規定による処分についての異議申立て」に、「当該申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「不服の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

4　前三項に定めるもののほか、第一項の聴聞の手続について必要な事項は、政令で定める。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条　削除

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条　削除

（設備等輸出為替損失補償法の一部改正）

第五十九条　設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「その旨を申し立てる」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に、「申立人」を「申出人」に改める。

第五章　文部省関係

（学校教育法の一部改正）

第六十条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　監督庁がした大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（教育職員免許法の一部改正）

第六十一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第二項中「交付したときから」を「交付した日の翌日から起算して」に改め、同項に後段として次のように加える。

この期間内に次項の規定による異議の申出があつたときは、これに対する決定がされるまでの間も、同様とする。

第十二条第三項中「前項」を「前項前段」に、「審査の請求をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第四項中「前項の請求」を「前項の異議の申出」に改め、同条に次の三項を加える。

7　第三項の異議の申出が理由があるときは、授与権者は、決定で、第一項の説明書に記載された事由に基づいては免許状取上げの処分を行なわない旨を宣言しなければならない。

8　行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第五十七条の規定は第一項の説明書を交付する場合に、同法第二章第一節及び第三節（第四十五条を除く。）の規定は第三項の異議の申出に準用する。

9　免許状取上げの処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

第六十二条　文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

7　第三項の裁定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（宗教法人法の一部改正）

第六十三条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

第七十九条第五項及び第六項を削る。

第八十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての手続における諮問等）

第八十条の二　第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。

2　前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあつた日から四月以内にしなければならない。

（私立学校法の一部改正）

第六十四条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

2　前二条の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第六十五条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

（審査請求）

第二十四条　地方公共団体の長又は教育委員会がしたこの政令の規定による処分（第二十二条第五項の補償金額の決定を除く。）に不服がある者は、文部大臣に対して審査請求をすることができる。

第二十五条から第二十七条まで　削除

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第六十六条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「訴願」を「審査請求その他の不服申立て」に改める。

第三十六条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「その決定、徴収若しくは確認の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に、」を削り、「審査を請求する」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収若しくは確認又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八条中「第百十条」を「第百七条」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第六十七条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「聴聞及び異議の申立（第八十五条―第八十五条の九）」を「聴聞及び異議申立て（第八十五条―第八十五条の七）」に改める。

第四十六条第四項を削る。

「第一節　聴聞及び異議の申立」を「第一節　聴聞及び異議申立て」に改める。

第八十五条の二を次のように改める。

（不服申立ての制限）

第八十五条の二　委員会がした第二十一条第二項各号又は前条第一項各号に掲げる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。ただし、次の各号に掲げる処分ついては、この限りでない。

一　第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更等の許可

二　第四十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行なわれるもの

第八十五条の三を削る。

第八十五条の四の見出しを「（異議申立ての手続における聴聞）」に改め、同条第一項中「異議の申立」を「次に掲げる処分についての異議申立て」に改め、「第八十五条の二第一項第二号の事案に係る場合及び」を削り、「申立を却下する」を「当該異議申立てを却下する」に、「申立を受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

一　第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二　第七十一条の二第一項の規定による管理団体の指定

第八十五条の四第二項中「行おう」を「行なおう」に、「異議の申立をした者」を「異議申立人及び参加人」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十五条の三とする。

第八十五条の五中「異議の申立をした者の外」を「異議申立人、参加人及び代理人のほか」に改め、同条を第八十五条の四とする。

第八十五条の六中「第八十五条の四」を「第八十五条の三」に、「異議の申立をした者、処分の相手方、処分の通知を受けるべき者」を「異議申立人、参加人」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十五条の五とする。

第八十五条の七を削る。

第八十五条の八第一項中「異議の申立」を「異議申立て」に、「申立を却下する」を「これを却下する」に改め、同条第二項中「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の六とする。

第八十五条の九中「前七条」を「前四条及び行政不服審査法」に、「外」を「ほか」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第八十九条に次の二項を加える。

3　都道府県の教育委員会が第一項の規定による委任に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち前項で規定するものについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

4　第八十五条の三から第八十五条の七までの規定は、都道府県の教育委員会がした処分その他公権力の行使に当たる行為についての委員会に対する審査請求の手続に準用する。

第百十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　委員会がした重要美術品等の保存に関する法律第一条の規定による輸出又は移出の許可及び同法第二条の規定による認定の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第六章　厚生省関係

（厚生省設置法の一部改正）

第六十八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の三中「医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立について裁決をすること」を「並びに医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること」に改め、同条第六十二号の四中「認定し、及び不服の申立について裁決をすること」を「認定すること」に改め、同条第六十三号中「障害年金の額を改定し、及び不服申立について裁決をすること」を「及び障害年金の額を改定すること」に改める。

（自然公園法の一部改正）

第六十九号　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条に後段として次のように加える。

この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第三十四条に次の一項を加える。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

第四十五条に後段として次のように加える。

この場合には、第三十四条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

（伝染病予防法の一部改正）

第七十条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を削り、第二十八条ノ二中「本条中」を削り、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ二　第十九条第二項ノ規定ニ依リ保健所法ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ノ長ノ行フ処分又ハ前条ノ規定ニ依リ指定都市ノ長ノ行フ処分ニ係ル審査請求ノ裁決ニ不服アル者ハ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

（トラホーム予防法の一部改正）

第七十一条　「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条　保健所法第一条ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ノ長ノ行フ第三条第一項又ハ第四条第一項ノ規定ニ依ル処分ニ係ル審査請求ノ裁決ニ不服アル者ハ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

（寄生虫病予防法の一部改正）

第七十二条　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ二中「本条中」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七条ノ三　第二条第一項ノ規定ニ依リ保健所法第一条ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ノ長ノ行フ処分又ハ前条ノ規定ニ依リ指定都市ノ長ノ行フ処分ニ係ル審査請求ノ裁決ニ不服アル者ハ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

（性病予防法の一部改正）

第七十三条　性病予防法（昭和二十

三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を削り、第三十二条の二を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（精神衛生法の一部改正）

第七十四条　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条（訴願）」を「第三十二条　削除」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

（結核予防法の一部改正）

第七十五条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一項を加える。

7　第三項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第号）による不服申立てをすることができない。

第六十七条を削り、第六十八条中「、第六十六条第四項並びに前条」を「並びに前条第四項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十九条中「本条中」を削り、同条を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第六十九条　第六十七条の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（検疫法の一部改正）

第七十六条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第三十三条の二　この法律の規定により検疫所の支所又は出張所の長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（栄養改善法の一部改正）

第七十七条　栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第十八条の二　第十六条第一項の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（らい予防法の一部改正）

第七十八条　らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「（審査請求があつた場合の指定医の診察）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の訴願」を「この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分についての審査請求」に、「且つ」を「かつ」に、「訴願の裁決」を「審査請求の裁決」に、「訴願人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）

第七十九条　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第号）による不服申立てをすることができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十条の二　広島市又は長崎市の長が行なう被爆者健康手帳の交付又は医療手当の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（墓地、理葬等に関する法律の一部改正）

第八十条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「本条中」を削り、第三章の二中同条の次に次の一条を加える。

第十九条の四　第十九条の二の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（食品衛生法の一部改正）

第八十一条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

第一項の規定による製品検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第号）による不服申立てをすることができない。

第二十九条の三中「本条中」を削り、第八章中同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の四　第十七条第一項若しくは第二十九条の二の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（理容師法の一部改正）

第八十二条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

第十七条の三　前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（興行場法の一部改正）

第八十三条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三　第五条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（旅館業法の一部改正）

第八十四条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三　第七条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（公衆浴場法の一部改正）

第八十五条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三　第六条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（へい獣処理場等に関する法律の一部改正）

第八十六条　へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　第六条第一項（第八条及び前条第五項において準用する場合を含む。）の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（クリーニング業法の一部改正）

第八十七条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第十四条の二　前条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（狂犬病予防法の一部改正）

第八十八条　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第四章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十五条の二　前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（と畜場法の一部改正）

第八十九条　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

6　第一項から第四項までの規定により都道府県知事が行なう検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十一条　前条の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（清掃法の一部改正）

第九十条　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　前項の命令についての異議申立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にしなければならない。

第八条第二項中「及び第三項」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十条の二　第十三条第三項の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十三条中「以下この条において同じ。」を削り、「第七条第二項の規定による異議の申立」を「この期間内に異議申立て」に、「その異議」を「その異議申立て」に改める。

（美容師法の一部改正）

第九十一条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十三条　前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（水道法の一部改正）

第九十二条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

7　第三項の規定による裁定についての異議申立てにおいては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第四十条第一項中「第四十三条及び」を削る。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部改正）

第九十三条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう第十条第一項又は前条第二項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第十九条第二項中「及び第十一条」を「、第十一条及び第十一条の二」に改める。

（医療法の一部改正）

第九十四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十六条中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

（歯科技工法の一部改正）

第九十五条　歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第五章中第二十七条の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十七条の二　前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（薬事法の一部改正）

第九十六条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の一項を加える。

3　第一項の検定の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第九十七条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五に次の一項を加える。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

（審査庁）

第四十一条　第九条第三項の規定により市町村長がその権限に属する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（再審査請求）

第四十二条　市町村長が援護の実施機関としてした処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第九条第三項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四十三条の三に次の一項を加える。

2　第四十二条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

（生活保護法の一部改正）

第九十八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立」を「不服申立て」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

「第九章　不服の申立」を「第九章　不服申立て」に改める。

第六十四条から第六十八条までを次のように改める。

（審査庁）

第六十四条　第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条　厚生大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2　審査請求人は、前項の期間内に裁決がないときは、厚生大臣又は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

（再審査請求）

第六十六条　市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

2　前条第一項の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「五十日」とあるのは、「七十日」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条　削除

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第九十九条　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十八条・第二十九条）」を「（第二十八条―第三十一条）」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（審査庁）

第三十条　市町村長が第十六条第一項及び第二項の措置をとる権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任した場合における当該権限に基づく処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（再審査請求）

第三十一条　市町村長が援護の実施機関としてした処分又は市町村長の管理する福祉事務所長が第十七条の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（児童福祉法の一部改正）

第百条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の八に次の一項を加える。

第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二　市町村長が第二十二条から第二十四条までの措置をとる権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所の長に委任した場合における当該権限に基づく処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、市町村長が第二十二条から第二十四条までの規定によつてした処分又は市町村長の管理する福祉事務所の長が第三十二条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五十九条の四に次の一項を加える。

第五十九条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

（児童扶養手当法の一部改正）

第百一条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立て」を「不服申立て」に改める。

「第三章　不服の申立て」を「第三章　不服申立て」に改める。

第十七条の見出しを「（異議申立て）」に改め、同条第一項中「その処分のあつた日から六十日以内に、」を削り、「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条第二項を削る。

第十八条を次のように改める。

（決定又は裁決をすべき期間）

第十八条　都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2　異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

3　前二項の規定は、市町村長が第三十四条の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に対して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

第十九条中「前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求」を「手当の支給に関する処分についての不服申立て」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（健康保険法の一部改正）

第百二条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「第六章　審査ノ請求」を「第六章　不服申立」に改める。

第八十条第一項中「社会保険審査官ノ審査ヲ請求シ」を「社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ」に、「社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為ス」に改め、同条第二項中「審査ヲ請求シタル」を「審査請求ヲ為シタル」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査ノ請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為ス」に改める。

第八十一条中「社会保険審査会ニ審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為ス」に改める。

第八十二条から第八十六条までを次のように改める。

第八十二条　前二条ノ審査請求及再審査請求ニ付テハ行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第二章第一節、第二節（第十八条及第十九条ヲ除ク）及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第八十三条　削除

第八十四条乃至第八十六条　削除

（船員保険法の一部改正）

第百三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査ノ請求」を「不服申立」に改める。

「第五章　審査ノ請求」を「第五章　不服申立」に改める。

第六十三条第一項中「社会保険審査官ノ審査ヲ請求シ」を「社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ」に、「社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為ス」に改め、同条第二項中「審査ヲ請求シタル」を「審査請求ヲ為シタル」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査ノ請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スル」を「社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為ス」に改め、同条第三項中「審査」を「審査請求」に、「再審査ノ請求」を「再審査請求」に改める。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条　前二条ノ審査請求及再審査請求ニ付テハ行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第二章第一節、第二節（第十八条及第十九条ヲ除ク）及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第六十六条　削除

第六十七条　削除

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第百四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の手続（第三条―第十八条）」を「審査請求の手続（第三条―第十八条）」に、「審査の手続（第三十二条―第四十五条）」を「再審査請求及び審査請求の手続（第三十二条―第四十五条）」に改める。

第一条第一項中「審査の事務をつかさどらせる」を「審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

第一章中「第二節　審査の手続」を「第二節　審査請求の手続」に改める。

第一章第二節中「審査の請求」を「審査請求」に、「請求人」を「審査請求人」に改める。

第三条に次の一号を加える。

四　国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求については、その処分をした機関の所属する都道府県又はその処分をした市町村を包括する都道府県に置かれた審査官

第四条の見出し中「請求」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は保険給付」を「、保険給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金」に、「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同条第二項中「原処分の日から」を「原処分があつた日の翌日から起算して」に改め、同条に次の一項を加える。

3　審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第五条の見出し中「請求」を「審査請求」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の場合における審査請求期間の計算については、その経由した機関に審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

第五条の次に次の一条を加える。

（代理人による審査請求）

第五条の二　審査請求は、代理人によつてすることができる。

2　代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第九条の次に次の一条を加える。

（口頭による意見の陳述）

第九条の二　審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

第十条第三項中「決定がないとき」を「決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（手続の併合又は分離）

第十条の二　審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

第十一条第一項中「申立」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第十二条の見出し中「審査手続」を「手続」に改め、同条中「審査」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審査請求の取下げ）

第十二条の二　審査請求人は、決定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

第十四条第二項を次のように改める。

2　決定書には、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

第十五条を次のように改める。

（決定の効力発生）

第十五条　決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2　決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3　公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4　審査官は、決定書の謄本を第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に送付しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

（文書その他の物件の返還）

第十六条の二　審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第十七条の二　この節の規定に基づいて審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第十八条中「この章」を「この節」に、「審査に関する手続」を「審査請求の手続」に改める。

第十九条中「再審査」を「再審査請求」に、「審査の事務をつかさどらせる」を「審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

第二十七条及び第二十七条の四第一項中「再審査又は審査」を「再審査請求又は審査請求」に改める。

第二章中「第二節　審査の手続」を「第二節　再審査請求及び審査請求の手続」に改める。

第三十二条の見出しを「（再審査請求期間等）」に改め、同条第一項中「再審査の請求」を「再審査請求」に、「送付された日の翌日から起算して」を「送付された日から起算して」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「審査の請求」を「審査請求」に、「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四条第一項但書」を「第四条第一項ただし書及び第三項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五条第二項」を「第五条」に改め、「及び第二項」を削り、「再審査」を「再審査請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項の再審査請求及び第二項の審査請求」を「第一項の再審査請求及び第二項の審査請求」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条中「再審査又は審査の請求」を「再審査請求又は審査請求」に改める。

第三十四条第一項中「申立」を「申立て」に、「再審査又は審査」を「再審査請求又は審査請求」に改める。

第三十五条第一項中「審査及び再審査の請求」を「再審査請求及び審査請求」に改める。

第四十条第一項中「申立」を「申立て」に改め、同条第四項中「請求」を「再審査請求若しくは審査請求」に改め、同条第五項中「第十一条第五項」を「第十一条第四項及び第六項」に改める。

第四十三条第二項を削る。

第四十四条中「第五条第一項」を「第五条の二」に改め、「第七条」の下に「、第十条の二」を、「第十二条の二」の下に「、第十二条の二」を、「第十三条、第十五条」の下に「、第十三条の二」を加え、「審査会の行う再審査又は審査の手続に」を「再審査請求又は審査請求の手続に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に」に、「第十二条及び第十五条」を「第十二条、第十二条の二、第十五条及び第十七条」に、「請求人」を「審査請求人」に、「当事者」を「再審査請求人又は審査請求人」に改める。

第四十五条中「この章」を「この節」に、「再審査及び審査に関する手続」を「再審査請求及び審査請求の手続」に改める。

第四十六条及び第四十七条中「審査官の行う審査の手続における請求人」を「審査官が取り扱う審査請求人」に、「審査請求事件の審査請求人」に、「審査会の行う再審査若しくは審査の手続における」を「審査会が取り扱う再審査請求事件若しくは審査請求事件の」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第百五条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求（第三十九条・第四十条）」を「不服申立て（第三十九条―第四十条の二）」に改める。

「第六章　審査の請求」を「第六章　不服申立て」に改める。

第百三十条の前の見出しを「（審査請求及び再審査請求）」に改め、同条第一項中「社会保険審査官の審査を請求し」を「社会保険審査官に対して審査請求をし」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査を請求した」を「審査請求をした」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十一条の見出しを「（審査請求の手続）」に改め、同条第一項中「審査を請求する」を「審査請求をする」に、「審査請求をした」を「審査請求をした」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十二条の見出しを「（審査請求事件の審査）」に改め、同条第一項中「審査を請求した」を「審査請求をした」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十三条の見出しを「（審査請求の方式）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十四条の見出しを「（審査請求の取下げ）」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査請求」に、「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十五条の見出しを「（審査請求の取下げの制限）」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査請求」に、「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十六条の見出しを「（審査請求の代理）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十七条の見出しを「（審査請求の代理人の資格）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十八条の見出しを「（審査請求の代理人の選任）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百三十九条の見出しを「（審査請求の代理人の解任）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十一条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十二条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十三条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十四条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十五条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十六条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十七条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十八条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百四十九条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第百五十条の見出しを「（審査請求の代理人の報酬の支払の方法の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例の適用の特例）」に改め、同条第一項中「審査を請求しようとする」を「審査請求をしようとする」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に対して審査請求をする」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第百五十一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求（第九十条・第九十一条）」を「不服申立て（第九十条―第九十一条の二）」に改める。

「第六章　審査の請求」を「第六章　不服申立て」に改める。

第九十条の前に見出しとして「（審査請求及び再審査請求）」を加え、同条第一項中「社会保険審査官に審査を請求し」を「社会保険審査官に対して審査請求をし」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査を請求した」を「審査請求をした」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して再審査請求をする」に改め、同条第三項中「審査を請求する」を「審査請求をする」に、「審査の請求」を「審査請求」に、「再審査の請求」を「再審査請求」に改める。

第九十一条中「社会保険審査会に審査を請求する」を「社会保険審査会に対して審査請求をする」に改める。

第六章中第九十一条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法の適用関係）

第九十一条の二　前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（国民健康保険法の一部改正）

第百七条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査請求」に改める。

「第九章　審査」を「第九章　審査請求」に改める。

第九十一条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「審査を請求する」を「審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査の請

求」を「審査請求」に改める。

第九十八条の見出しを「（管轄審査会）」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査請求」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「審査の請求」を「審査請求」に、「請求人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「審査の請求」を「審査請求」に改め、同項を同条第三項とする。

第九十九条（見出しを含む。）中「審査の請求」を「審査請求」に改め、同条中「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改める。

第百条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査請求」に改め、同条第二項を削る。

第百一条の見出し中「審査」を「審理」に改め、同条第一項中「審査を請求した者」を「審査請求人」に改める。

第百二条から第百六条までを削り、第百七条中「この章」の下に「及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）」を加え、「審査」を「審査請求」に改め、同条を第百二条とし、同条の次に次の五条を加える。

第百三条　削除

第百四条から第百七条まで　削除

（国民年金法の一部改正）

第百八条　国民年金法（昭和三十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求」を「不服申立て」に改める。

「第七章　審査の請求」を「第七章　不服申立て」に改める。

第百一条に見出しとして「（不服申立て）」を加え、同条第一項中「給付に関する処分」を「被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分」に、「徴収金の賦誤、徴収若しくは第九十六条の規定による処分」を「徴収金に関する処分」に、「社会保険審査官に審査を請求し」を「社会保険審査官に対して審査請求をし」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して再審査請求をする」に改め、同条第二項中「審査の請求」を「審査請求」に、「請求者」を「審査請求人」に、「社会保険審査会に再審査を請求する」を「社会保険審査会に対して再審査請求をする」に改め、同条第三項中「審査」を「審査請求」に、「再審査の請求」を「再審査請求」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第百九条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立」を「不服申立て」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第四十一条　厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするにあたつては、援護審査会の意見を聞かなければならない。

（時効の中断）

第四十二条　第四十条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第五十条に次の一項を加える。

2　前項の政令においては、同項の委任に基づいてされる処分につき、異議申立て又は再審査請求をすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び期間について必要な規定を設けることができる。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第百十条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第百十一条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　不服の申立　第四章　雑則（第十七条の二―第二十四条）」を「第三章　不服申立て（第十五条・第十六条）　第四章　雑則（第十七条―第二十四条）」に改める。

「第三章　不服の申立」を「第三章　不服申立て」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（異議申立期間）

第十五条　引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2　行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（時効の中断）

第十六条　前条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第十七条を削り、第十七条の二を第十七条とする。

第二十三条に次の一項を加える。

2　第十五条の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

第七章　農林省関係

（農業災害補償法の一部改正）

第百十二条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条第二項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

（農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正）

第百十三条　農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

11　第五項の裁定についての審査請求又は異議申立てにおいては、その裁定に定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（肥料取締法の一部改正）

第百十四条　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

（不服申立て）

第三十四条　第六条第一項の規定により都道府県知事の登録を申請した者は、都道府県知事がその申請をした日から五十日以内にこれに対するなんらの処分をしないときは、都道府県知事がその申請を却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

2　農林大臣は、登録若しくは仮登録の申請に対する処分又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による処分についての審査請求又は異議申立てを受けたときは、審査請求人又は異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行なわなければならない。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第百十五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表公職選挙法第二百十二条第一項に係る項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第十四条第六項中「異議の申立及び訴願」を「異議の申出及び審査の申立て」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第百十六条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「訴願」を「審査請求その他の不服申立て」に改める。

第六十六条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「異議がある者」を「不服がある者」に改め、「その決定、徴収又は確認の

通知のあつた日から起算して六十日以内に、」を削り、「審査の請求」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求」に改め、同条第六項中「第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求」を「給付に関する決定についての第一項の審査請求」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「審査の請求」を「審査請求」に、「審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない」を「これに対する裁決をしなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「審査を請求した者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による請求」を「第一項の審査請求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第六十七条の見出し中「審査会」の下に「及び審査請求の手続」を加え、同条中「審査会の委員」を「この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員」に○、「前条第三項」を「前条第四項」に○、「審査会に関し」を「審査会及び審査請求の手続に関し」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第百十七条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第九条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「都道府県知事にこれを申し立てる」を「同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の異議の申出には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条並びに同法第四十八条で準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項を除く。）を準用する。

第九条に次の一項を加える。

5　第二項の規定による決定及び前項の規定による却下については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十条第一項中「異議の申立」を「異議の申出」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十一条第三項中「申し立てる」を「申し出る」に改め、同条第四項中「申立」を「申出」に、「申立期間」を「申出期間」に改める。

第二章第一節第二款中第四十五条の次に次の一条を加える。

（土地改良区の行為についての不服申立て）

第四十五条の二　土地改良区がこの款の規定によつてした処分については、行政不服審査法第六条第一号の規定により異議申立てをすることができるものとする。

2　前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第四十八条第三項中「第十条第一項」の下に「及び第五項」を加える。

第四十九条に次の一項を加える。

2　前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第八十七条第四項を次のように改める。

4　第一項の土地改良事業計画についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内とする。

第八十七条第五項中「申立」を「異議申立て」に改め、同条第六項中「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項の土地改良事業計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

2　前項の応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第九十条第六項を次のように改め、同条第七項中「前項の規定による異議の申立」を「前項の異議申立て」に改める。

6　第二項、第三項又は第四項の処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第九十五条第三項及び第九十六条の二第三項中「及び第十条第一項」を「並びに第十条第一項及び第五項」に改める。

第九十八条第三項中「農業委員会又は関係農業委員会にこれを申し立てる」を「第一項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会にこれを申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第四項中「申立」を「申出」に改め、同条第五項中「申立人」を「申出人」に、「都道府県知事に訴願をする」を「その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てる」に改め、ただし書を削り、同条第六項中「訴願」を「審査の申立て」に、「同項但書に規定する期間満了後」を「審査の申立てを受理した日から」に改め、同条第十項中「異議の決定」を「異議の申出についての決定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「異議の申立」を「異議の申出」に、「訴願の提起」を「審査の申立て」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中処分についての異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。）を準用する。

第九十八条に次の一項を加える。

12　第四項又は第六項の規定による決定又は裁決及び第八項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第九十九条第七項中「異議があるときは、」の下に「第五項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に」を加え、「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第七項の異議の申出には、行政不服審査法中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条を除く。）を準用する。

第九十九条に次の一項を加える。

13　第一項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百条第二項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第百六条第一項、第百八条第一項、第百九条及び第百二十二条第二項中「第九十八条第九項又は第九十九条第十一項」を「第九十八条第十項又は第九十九条第十二項」に改める。

第百三十条を次のように改める。

第百三十条　削除

（農地法の一部改正）

第百十八条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第八十五条第一項第三号の規定による訴願」を「裁定についての審査請求」に改める。

第四十八条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者は、この限りでない。

第四十八条第五項に次のただし書を加える。

ただし、意見書を提出した後に第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の当該意

見書については、この限りでない。

第五十条第一項及び第五十五条第四項中「提出があつた場合」の下に「又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合」を加え、「同条第五項」を「第四十八条第五項又は第八十五条第五項」に改める。

第五十九条第四項中「提出があつた場合」の下に「又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合」を加え、「同条第五項」を「前項で準用する第四十八条第五項又は第八十五条第五項」に改める。

第八十五条を次のように改める。

（不服申立て）

第八十五条　第四十八条第一項（第五十九条第三項で準用する場合を含む。）の規定による公示に不服がある者は、都道府県知事に対して異議申立てをすることができる。

2　前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第四十五条の期間は、公示の日の翌日から起算して三十日以内とする。

3　第五十条第一項（第五十九条第五項で準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付に関する処分についての審査請求においては、第四十八条第一項（第五十九条第三項で準用する場合を含む。）の規定による公示に係る事項についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

4　第十一条第一項（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第八項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）、第五十条第一項（第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。）又は第七十二条第二項の規定による買収令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付についての審査請求においては、その対価又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

5　都道府県知事は、第一項の異議申立てについて決定をしようとするときは、その土地等を国が買収することの適否について、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

6　第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

7　第八条第一項又は第十五条の二第三項若しくは第五項の規定による公示及び第二十一条第一項の規定による小作料の最高額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることができる処分についても、同様とする。

8　行政不服審査法第十八条の規定は、前項後段の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（愛知用水公団法の一部改正）

第百十九条　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「公団に対してこれを申し立てる」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による異議申立てをする」に改め、ただし書を削り、同条第六項中「前項の規定による不服の申立」を「異議申立て」に、「同項ただし書の期間満了後」を「異議申立てを受理した日から」に、「これを決定し」を「これに対する決定をし」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二十五条に次の一項を加える。

8　前条第五項から第七項までの規定は、第一項、第三項から第五項まで又は前項の処分について準用する。

第二十九条中「第九十八条第九項又は第九十九条第十一項」を「第九十八条第十項又は第九十九条第十二項」に改める。

（農薬取締法の一部改正）

第百二十条　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「処分」を「指示」に、「同項の指示」を「その指示」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項及び第三項中「申立」を「申出」に改める。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前項の申立」を「前項の処分についての異議申立て」に改め、「その申立を正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立を正当でないと認めたときは当該申立者にその旨を通知し」を削り、同項を同条第二項とする。

第十四条第三項中「及び第三項」を削る。

（農業改良助長法の一部改正）

第百二十一条　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第二十三条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

（植物防疫法の一部改正）

第百二十二条　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「再検査」を「さらに検査」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（不服申立て）

第三十六条　第九条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定による植物防疫官の命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

2　第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査の申立てをすることができる。

（農業機械化促進法の一部改正）

第百二十三条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二に次の一項を加える。

3　第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、農林大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

第十三条の見出しを「（異議申立ての処理）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立」を「第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての異議申立て」に、「その申立」を「その異議申立て」に、「申立人」を「異議申立人」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「申立人」を「異議申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

（牧野法の一部改正）

第百二十四条　牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「申立てる」を「申し出る」に改め、同条第四項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

（家畜改良増殖法の一部改正）

第百二十五条　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第三十六条の二　次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

一　第四条第一項の規定による種畜証明書の交付に関する処分

二　第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第百二十六条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第五十二条の二　第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は第四十八条第一項の規定により家畜防疫官が行なうこれらの規定による指示を含む。）及び第十七条第一項の規定による都道府県知事の命令については、行政不服審査法（昭和三

十七年法律第　　号）による不服申立てをすることができない。

（飼料の品質改善に関する法律の一部改正）

第百二十七条　飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4　前項の指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、農林大臣は、その登録を拒否することができる。

5　前条第一項の登録を申請した者は、第三項の指示に不服があるときは、同項の指示を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

第六条中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（異議申立ての手続における聴聞）

第二十四条　農林大臣は、登録の申請に対する処分又は第二十二条の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、異議申立人に対しあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行なわなければならない。

第二十五条に次の二項を加える。

2　前項の規定による委任に基づき都道府県知事が登録に関する事務を行なう場合において、登録の申請があつた日から五十日以内に都道府県知事がこれに対するなんらの処分をしないときは、その申請をした者は、都道府県知事がこれを却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

3　前条の規定は、都道府県知事が第一項の規定による委任に基づいてした同項に規定する処分につき、農林大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（酪農振興法の一部改正）

第百二十八条　酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（審査請求の手続における諮問）

第十五条　農林大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求に対して裁決をしようとするときは、酪農審議会の意見を聞かなければならない。

第十六条及び第十七条　削除

（家畜取引法の一部改正）

第百二十九条　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条に見出しとして「（審査請求の手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣」に、「前条の異議の申立」を「この法律の規定による処分についての審査請求」に、「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

（蚕糸業法の一部改正）

第百三十条　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ検査ノ結果ニ付テハ行政不服審査法（昭和三十七年法律第　　号）ニ依ル不服申立ヲ為スコトヲ得ズ

第十五条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ検定ノ結果ニ付テハ行政不服審査法ニ依ル不服申立ヲ為スコトヲ得ズ

第十六条に次の一項を加える。

第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査ノ結果ニ付テハ行政不服審査法ニ依ル不服申立ヲ為スコトヲ得ズ

（食糧管理法の一部改正）

第百三十一条　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条から第二十八条までを次のように改める。

第十四条　第三条第一項ノ命令ニ於テハ同項ノ命令ニ依ル処分ニ付行政不服審査法（昭和三十七年法律第　　号）ニ基ク異議申立ヲ為スコトヲ得ル旨及異議申立期間ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十五条　削除

第十六条乃至第二十八条　削除

（農産物検査法の一部改正）

第百三十二条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（再検査）」に改め、同条第一項中「異議のある者」を「不服のある者」に、「完了の日の翌日から起算して」を「完了の日の翌日から起算して」に、「異議の申立をする」を「再検査を申し立てる」に改め、同条第二項中「申立」を「申立て」に、「その決定」を「再検査」に改め、同条第三項中「前項の決定」を「前項の再検査」に、「その決定」を「その再検査の結果」に改める。

（狩猟法の一部改正）

第百三十三条　狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「都道府県知事前項ノ異議ノ申立」を「農林大臣前項ノ処分ニ付審査請求」に、「異議ノ申立ヲ為シタル者」を「審査請求人」に改め、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「異議ノ申立ヲ為シタル者」を「審査請求人」に改め、同条第二項及び第六項を削る。

（森林国営保険法の一部改正）

第百三十四条　森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「審査ノ請求」を「審査ノ申立」に改める。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第百三十五条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第五項中「不服の申立」を「不服の申出」に、「当該申立」を「当該申出」に改める。

（森林法の一部改正）

第百三十六条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十一条を次のように改める。

（不服申立て）

第百九十一条　第二十五条、第二十六条、第二十七条第三項ただし書（第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第三十三条の二（第四十四条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第四十四条において準用する場合を含む。）、第四十一条若しくは第四十三条第一項の規定による処分又は第二十八条（第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　　号）による不服申立てをすることができない。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

3　第四章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4　農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定についての審査請求に対する裁決をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。

（森林開発公団法の一部改正）

第百三十七条　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「公団に対してこれを申し立てる」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　　号）による異議申立てをする」に改め、ただし書を削り、同条第四項中「前項の規定による不服の申立」を「前項の規定による不服の申立て」に、「これを決定し」を「これに対する決定をし」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二十六条に次の一項を加える。

7　前条第三項から第五項までの規定は、第一項、第三項、第四項又は前項の処分について準用する。

（水産業協同組合法の一部改正）

第百三十八条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第八号中「訴願」を「不服申立て」に改める。

（漁業法の一部改正）

第百三十九条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第三号中「異議の申立」を「異議の申出」に改

め、同条第三項中「異議の申立期間」を「異議の申出期間」に改める。

第九十四条第一項の表公職選挙法第二百十二条第一項に係る項及び第九十七条第五項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第百三十五条を次のように改める。

（不服申立ての制限）

第百三十五条　漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（漁港法の一部改正）

第百四十条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条第一項中「行政庁」を「漁港管理者」に、「農林大臣に対して審査請求をする」に改め、同条第二項中「前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は」を「農林大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは」に改め、○「裁決」の下に「又は決定を加え、三項中「当該訴願の提起者又は代理人」を「審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人」に改める。

（漁船法の一部改正）

第百四十一条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（不服申立て）

第二十七条　農林大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ、審査請求人又は異議申立人に対し、期日及び場所を通知し、公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　第七条の二の規定による工事完成後の認定に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（水産資源保護法の一部改正）

第百四十二条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（真珠養殖事業法の一部改正）

第百四十三条　真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（再検査）

第九条　前条第一項の規定による検査の結果に不服がある者は、その検査の完了の日の翌日から起算して三十日以内に、真珠検査所に対して再検査を申し立てることができる。

（漁船損害補償法の一部改正）

第百四十四条　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第二項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第百四十五条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の九の次に次の一条を加える。

（組合の行為についての審査請求）

第二十六条の十　第二十六条の四の規定により第二十六条第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

目次中「第七十八条」を「第七十八条の二」に改める。

第七十八条の見出しを「（規制に関する命令についての不服の申出）」に改め、同条第一項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項を削り、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（組合の行為についての審査請求）

第七十八条の二　第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

第八章　通商産業省関係

（輸出保険法の一部改正）

第百四十七条　輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立」を「不服の申出」に改める。

「第六章　不服の申立」を「第六章　不服の申出」に改める。

第十五条第一項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に、「申立人」を「申出人」に改める。

（輸出入取引法の一部改正）

第百四十八条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（輸出組合等の行為についての審査請求）

第三十九条　第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合又は輸出入組合がその事務の処理として行なつた行為に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての手続における聴聞）

第三十九条の二　この法律の規定による処分（前条に規定する輸出組合等が規制命令に係る事務の処理として行なつた行為を含む。）についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第三十八条の例により公開による聴聞をしたのちにしなければならない。

（輸出検査法の一部改正）

第百四十九条　輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（指定検査機関の処分についての審査請求）

第四十四条　この法律の規定による指定検査機関の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての手続における聴聞）

第四十四条の二　この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第四十三条の例により公開による聴聞をしたのちにしなければならない。

（輸出品デザイン法の一部改正）

第百五十一条　輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

（認定機関の処分についての審査請求）

第四十一条　この法律の規定による認定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての手続における聴聞）

第四十一条の二　この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第四十条の例により公開による聴聞をしたのちにしなければならない。

（軽機械の輸出の振興に関する法律の一部改正）

第百五十二条　軽機械の輸出の振興に関する法律（昭和三十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六十一条　削除

第六十二条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「異議の申立

を受理し」を「第三条又は第十六条の規定による処分についての異議申立てを受理し」に、「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

（商工会議所法の一部改正）

第百五十三条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の前の見出しを削り、同条及び第八十二条を次のように改める。

第八十一条及び第八十二条　削除

第八十三条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、これを」に改める。

第八十四条に見出しとして「（異議申立てに対する決定）」を加え、同条第二項を削る。

第八十五条に次の一項を加える。

2　前二条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（百貨店法の一部改正）

第百五十四条　百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（異議申立ての手続における聴聞）

第十九条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をしたのちにしなければならない。

（工業用水道事業法の一部改正）

第百五十五条　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（不服申立ての手続における聴聞）

第二十六条　この法律の規定による通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又はこの法律の規定による都道府県知事の処分についての審査請求に対する裁決は、前条の例により公開による聴聞をしたのちにしなければならない。

（工場排水等の規制に関する法律の一部改正）

第百五十六条　工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「前条の異議の申立」を「この法律の規定による処分についての異議申立て」に、「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条に次の一項を加える。

2　第十九条の規定は、地方支分部局の長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（割賦販売法の一部改正）

第百五十八条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

（異議申立ての手続における聴聞）

第四十六条　この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞を行なつたのちにしなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

2　第四十六条の規定は、地方支分部局の長が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣又は通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（計量法の一部改正）

第百五十九条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議の申立」を「不服申立て」に改める。

「第九章　再検査及び異議の申立」を「第九章　再検査及び不服申立て」に改める。

第百八十二条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第百五十六条第一項の規定による処分に不服がある者」を削る。

第百八十三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、同項及び同条第二項中「又は第百五十六条第一項の規定による処分」を削る。

第百九十三条中「、第百四十五条」を「又は第百四十五条」に改め、「又は第百五十六条第一項及び第二項」を削る。

「第二節　異議の申立」を「第二節　不服申立て」に改める。

第百九十七条を次のように改める。

（審査庁）

第百九十七条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による市町村の長の処分についての審査請求は、通商産業大臣に対してするものとする。

第百九十八条から第二百条までを削る。

第二百一条中「異議の申立を受理したときは、第百九十九条第一項の規定により」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、これを」に、「申立」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第百九十八条とする。

ただし、第百五十六条第一項の規定による処分についての審査請求を受理したときは、この限りでない。

第二百二条第一項、第二百三条及び第二百四条中「異議の申立を請求人」を「異議申立人又は審査請求人」に改め、第二百二条を第百九十九条とし、第二百三条を第二百条とし、第二百四条を第二百一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（審査請求の手続における検査）

第二百二条　第百五十六条第一項第一号又は第二号に該当することを理由とする同項の規定による処分についての審査請求があつたときは、通商産業大臣は、これを却下する場合を除き、前節の規定による再検査の例により当該計量器を検査しなければならない。

2　第百八十三条、第百八十六条から第百八十八条まで及び第百九十二条の規定は、前項に規定する処分についての審査請求に準用する。

（決定又は裁決をすべき期間）

第二百三条　異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、異議申立て又は審査請求を受理した日から二箇月以内にしなければならない。

（決定又は裁決の要旨の公示）

第二百四条　通商産業大臣は、異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしたときは、その要旨を公示しなければならない。

第二百五条の前の見出し及び同条を削り、第二百六条に見出しとして「（決定又は裁決後の措置）」を加え、同条中「前条第一項の決定」を「決定又は裁決」に改め、同条を第二百五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百六条　削除

第二百七条を次のように改める。

第二百七条　削除

（航空機製造事業法の一部を改正）

第百六十条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「不服の申立を受理したときは、その不服の申立をした者」を「この法律の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立人」に改め、同条第三項中「不服の申立をした者」を「異議申立人」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（武器等製造法の一部改正）

第百六十一条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（不服申立ての手続における聴聞）

第三十条　この法律の規定による通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又はこの法律の規定による都道府県知事の処分についての審査請求に対する裁決は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（火薬類取締法の一部改正）

第百六十二条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

（不服申立ての手続における聴聞）

第五十五条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（不服申立ての制限）

第五十六条　第四十五条又は第四十五条の二の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第五十七条の二中「第五十五条並びに」を削る。

（高圧ガス取締法の一部改正）

第百六十三条　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

（容器検査所の登録を受けた者の行為についての審査請求）

第七十七条　容器検査所の登録を受けた者が第四十九条第一項の規定によつてした容器再検査の結果に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手続における聴聞）

第七十八条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（容器検査又は容器再検査の結果についての処分を除く。）についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、第七十六条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第七十八条の二　第三十九条の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（木材防腐特別措置法の一部改正）

第百六十四条　木材防腐特別措置法（昭和二十八年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（繊維工業設備臨時措置法の一部改正）

第百六十五条　繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十五条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者」を「この法律の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

（鉱業法の一部改正）

第百六十六条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議の申立」を「不服申立て」に改める。

「第七章　異議の申立」を「第七章　不服申立て」に改める。

第百七十一条から第百七十四条までを削る。

第百七十五条中「異議の申立」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求」に、「第百七十二条第一項の規定により却下する」を「これを却下する」に、「申立を」を「審査請求を」に改め、同条を第百七十一条とする。

第百七十六条中「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同条を第百七十二条とする。

第百七十七条中「異議の申立をした者の外」を「審査請求人のほか」に改め、同条を第百七十三条とする。

第百七十八条中「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同条を第百七十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（執行停止及びその取消しの公示及び通知）

第百七十五条　通商産業大臣は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第三十四条の規定により審査請求に係る処分の執行停止をしたときは、その旨を公示するとともに、審査請求人、当該処分の相手方及び当該処分を行なつた通商産業局長にその旨を通知しなければならない。同法第三十五条の規定によりその執行停止を取り消したときも、同様とする。

（裁決の要旨の公示等）

第百七十六条　通商産業大臣は、裁決をしたときは、その要旨を公示しなければならない。

2　裁決書の謄本は、第百七十三条の規定により参加した者にも送付しなければならない。

第百七十九条を削る。

第百七十九条の見出しを「（聴聞手続）」に改め、同条中「外」を「ほか」に、「異議の申立」を「聴聞」に改め、同条を第百七十七条とし、第七章中同条の次に次の三条を加える。

（裁定の申請）

第百七十八条　第二十一条第一項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可、第三十五条（第四十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する場合に該当することを理由とする第二十一条第一項の不許可、第五十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消し、第百六条第一項の許可若しくは不許可又は第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用若しくは収用に関する裁決に不服がある者は、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。ただし、第二十一条第一項の許可については、第三十五条の規定に違反することを理由とする場合に限る。

（不服申立ての制限）

第百七十九条　前条の規定により裁定の申請をすることができる場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前条の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

3　第九十三条の規定による決定については、決定のうち対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

4　第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に関する裁決についての裁定の申請においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

第百八十条　削除

第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条　削除

（採石法の一部改正）

第百六十七条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「異議の申立及び裁定の申請」を「不服申立て」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　不服申立て

（審査請求についての鉱業法の準用）

第三十八条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百七十一条から第百七十七条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に準用する。

（裁定の申請）

第三十九条　第十二条の決定（採石権の譲受に係るものを除く。）、第十五条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）の決定、第二十八条の決定、第三十六条第一項の許可若しくはその拒否又は第三十七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に関する裁決に不服がある者は、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

2　鉱業法第百七十九条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定により裁定の申請をすることができる処分及びその処分についての裁定の申請について準用する。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第百六十八条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

（異議申立てについての鉱業法の準用）

第三十四条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百七十一条から第百七十七条までの規定は、この法律の規定によつてした処分についての異議申立てに準用する。

第四十条に次の一項を加える。

2　鉱業法第百七十一条から第百七十七条までの規定は、通商産業局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に準用する。

（石油資源探鉱促進臨時措置法の一部改正）

第百六十九条　石油資源探鉱促進臨時措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（不服申立てについての鉱業法の準用）

第十八条　鉱業法第百七十一条から第百七十七条までの規定は、この法律の規定によつてした処分についての審査請求又は異議申立てに準用する。

2　鉱業法第百七十九条第三項の規定は、第十二条第一項の決定についての審査請求に準用する。

（砂利採取法の一部改正）

第百七十条　砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（審査請求についての鉱業法の準用）

第十七条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百七十一条から第百七十七条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求に準用する。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

第百七十一条　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に改める。

第四章中第四十七条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第四十七条の二　土地調整委員会が第十二条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定によつてした裁決については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

2　第三十五条の決定についての異議申立てにおいては、その決定において定められた租鉱料又は補償金の額についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第百七十二条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

（臨時石炭鉱害復旧法の一部改正）

第百七十三条　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「異議」を「不服」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第九十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十条　削除

第九十一条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「前条の異議の申立」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て」に、「その申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条に次の一項を加える。

4　聴聞の手続について必要な事項は、政令で定める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条　削除

第九十九条に次の一項を加える。

2　第九十一条の規定は、地方支分部局の長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第百七十四条　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第八十一条　削除

第八十二条に見出しとして「（不服申立での手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「異議の申立を受理し」を「この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理し」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人又は審査請求人」に改める。

第八十三条を次のように改める。

（不服の理由の制限）

第八十三条　第四十三条若しくは第四十四条第一項の裁定についての審査請求又は第六十八条の十一第一項の決定についての異議申立てにおいては、鉱害の賠償の額又は対価についての不服をその裁定又は決定についての不服の理由とすることができない。

（鉱山保安法の一部改正）

第百七十五条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二章中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第三十一条の三　次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

一　第七条第一項の規定による検査

二　第九条の規定による検査

三　第二十五条の三の規定による鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長の命令

四　前条第一項の規定による鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長の許可

五　第三十六条第一項から第三項までの規定による鉱務監督官の命令

（電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第百七十六条　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

本則を本則第一項とし、本則に次の三項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令又は同令に基づく命令の規定による通商産業大臣の処分についての不服申立ては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）によつて行なうものとする。

3　通商産業大臣は、前項の処分について行政不服審査法による異議申立てがあつたときは、聴聞の手続を開始しなければならない。この聴聞については、旧公益事業令中同令による異議の申立てに係る聴聞に関する規定（罰則を含む。）の例による。

4　建設大臣は、第一項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第二条第四号に規定する電気事業者が電線路を施設する電気事業者が同令第七十五条第四項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む）の規定により許可若しくは承認に条件を附したことについての審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

（ガス事業法の一部改正）

第百七十七条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項第二号中「道路法第九十六条第五項の規定による断願の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしようとする」を「道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む）の規定により許可若しくは承認に条件を附したことについての審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしようとする」に改める。

第五十条を次のように改める。

（異議申立ての手続における聴聞）

第五十条　この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

2　第五十条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対

して審査請求があつた場合に準用する。

（電気工事士法の一部改正）

第百七十八条　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十一条　削除

第十二条に見出しとして「（審査請求の手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「前条の異議の申立て」を「第四条第四項の規定による都道府県知事の処分について審査請求」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立てをした者」を「審査請求人」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（電気用品取締法の一部改正）

第百七十九条　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「前条の異議の申立て」を「この法律の規定による処分についての異議申立て」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立てをした者」を「異議申立人」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十六条に次の一項を加える。

2　第五十一条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（弁理士法の一部改正）

第百八十条　弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「訴願」を「異議申立」に改める。

第七条ノ四第一項中「其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ」を削り、「異議ヲ申立ツル」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）ニ依ル審査請求ヲ為ス」に改め、同条第二項を次のように改める。

通商産業大臣ハ前項ノ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ弁理士会ニ対シ相当ノ処分ヲ為スベキ旨ヲ命ズルコトヲ要ス

第二十二条ノ二第一項中「訴願」を「異議申立」に改める。

（特許法の一部改正）

第百八十一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　訴願（第百七十七条）」を「第八章　削除」に、「第百九十五条」を「第百九十五条の二」に改める。

第六条第一項第一号中「異議」を「特許異議」に改め、同項第四号を削る。

第九条中「、訴願若しくはその取下」を削る。

第十四条中「申立の取下、」を「申立の取下並びに」に改め、「並びに訴願及びその取下」を削る。

第四十七条第一項中「異議」を「特許異議」に改める。

第五十五条の前の見出し及び同条第一項中「異議」を「特許異議」に改める。

第五十五条第二項、第五十六条、第五十七条及び第五十八条第一項中「異議」を「特許異議」に、「異議申立書」を「特許異議申立書」に改める。

第五十八条第三項中「異議申立人」を「特許異議申立人」に改める。

第五十九条中「異議」を「特許異議」に改める。

第六十一条第一項中「異議」を「特許異議」に改め、同条第二項中「異議申立人」を「特許異議申立人」に改める。

第六十二条（見出しを含む）及び第六十四条第一項中「異議」を「特許異議」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（裁定についての不服の理由の制限）

第九十一条の二　第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による異議申立においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第九十三条第三項中「第九十一条」を「第九十一条の二」に改める。

第百三十九条第一号から第三号まで及び第五号中「異議申立人」を「特許異議申立人」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章　削除

第百七十七条　削除

第十章中第百九十五条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第百九十五条の二　補正の却下の決定、審査及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

別表中「異議」を「特許異議」に改める。

（実用新案法の一部改正）

第百八十二条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「再審、訴願及び訴訟」を「再審及び訴訟」に改める。

第十条中「異議」を「登録異議」に改める。

第十三条中「異議」を「特許異議」に改める。

第二十一条第三項、第二十二条第四項及び第二十三条第三項中「第九十一条」を「第九十一条の二」に改める。

「第六章　再審、訴願及び訴訟」を「第六章　再審及び訴訟」に改める。

第五十一条に次の一項を加える。

6　特許法第百九十五条の二（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、審査及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

（意匠法の一部改正）

第百八十三条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「再審、訴願及び訴訟」を「再審及び訴訟」に改める。

第三十三条第四項中「第九十一条」を「第九十一条の二」に改める。

「第六章　再審、訴願及び訴訟」を「第六章　再審及び訴訟」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第六十八条に次の一項を加える。

6　特許法第百九十五条の二（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、審査及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

（商標法の一部改正）

第百八十四条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「再審、訴願及び訴訟」を「再審及び訴訟」に改める。

第十四条中「異議」を「登録異議」に改める。

第十七条中「異議」を「特許異議」に改める。

「第六章　再審、訴願及び訴訟」を「第六章　再審及び訴訟」に改める。

第六十二条　削除

第六十八条第五項中「、訴願」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

6　特許法第百九十五条の二（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、審査及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

別表中「異議」を「登録異議」に改める。

第百八十五条　中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改める。

第七十条の見出しを「（規制に関する命令等についての不服の申出）」に改め、同条第一項中「第五十六条から第五十八条まで若しくは第九十三条の二」を「若しくは第五十六条から第五十八条まで」に、「主務大臣に不服の申立をする」を「主務大臣に対して不服を申し出る」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（組合の行為についての審査請求）

第七十条の二　第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組

合が調整規定の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条から第五十七条の二までの規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第百八十六条　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（異議申立て）」に改め、同条第一項中「その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し」を削り、「異議の申立」を「異議申立の申立があつたとき」を「異議申立てがあつたとき」に改め、同項及び同条第四項中「その異議の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第五項を削る。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第百八十七条　商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の前の見出しを削り、同条及び第五十八条を次のように改める。

第五十七条及び第五十八条　削除

第五十九条に見出しとして「（異議申立ての手続における聴聞）」を加え、同条第一項中「不服の申立てがあつたときは、前条第一項の規定により」を「この法律の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、これを」に改め、同条第二項中「不服の申立てをした者」を「異議申立人」に改める。

第六十条　削除

第六十一条に次の一項を加える。

2　第五十九条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

第九章　運輸省関係

（運輸省設置法の一部改正）

第百八十八条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号中「処分に関する訴願の裁決」を「処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てに対する決定等」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第百八十九条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

（小型船海運業法木船運送法の一部改正）

第百九十条　小型船海運業法木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（木船再保険法の一部改正）

第百九十一条　木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

（船舶法の一部改正）

第百九十二条　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一項を加える。

行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（船舶安全法の一部改正）

第百九十三条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「不服アルトキハ」の下に「検査ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日内ニ」を加える。

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第百九十四条　臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第六条第一項中「前条の不服の申立」を「この法律の規定による処分についての異議申立て」に、「その不服の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「不服の申立をした者」を「異議申立人」に改め、同条第四項を削る。

（船員法の一部改正）

第百九十五条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第五項中「仲裁の請求」を「仲裁の申立て」に改める。

第百三条に次の一項を加える。

行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

第百四条に次の二項を加える。

市町村長のした前項の事務に係る処分についての審査請求は、主務大臣に対してするものとする。

市町村長の行なう第一項の事務に係る処分に不作為についての審査請求は、都道府県知事又は主務大臣のいずれかに対してするものとする。

（船舶職員法の一部改正）

第百九十六条　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十八条に次の一項を加える。

2　行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）に定めるもののほか、領事官が行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

（港湾法の一部改正）

第百九十七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（審査庁）

第五十八条の二　市町村長が港湾管理者の長としてした第三十七条第一項の許可に関する処分、同条第四項の占用料若しくは土砂採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項の命令又は前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使についての審査請求は、運輸大臣に対してするものとする。港湾管理者の長である市町村長がした公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律（大正三年法律第三十七号）第一条の命令についての審査請求も、同様とする。

第五十九条第一項中「（大正三年法律第三十七号）」を削り、同条第二項及び第三項中「前条第二項」を「第五十八条第二項」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第百九十八条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（倉庫業法の一部改正）

第百九十九条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第二百条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

第三条第二項ノ裁定ニ付テノ異議申立ニ於テハ第二条第一項第二号ノ譲受ノ価格其ノ他第一項ニ規定スル事項ニ付テノ不服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理由トスコトヲ得ズ

（帝都高速度交通営団法の一部改正）

第二百一条　帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

第二項ノ裁定ニ付テノ異議申立ニ於テハ損失ノ補償ニ付テノ不服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理由トスコトヲ得ズ

（通運事業法の一部改正）

第二百二条　通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（道路運送法の一部改正）

第二百三条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の一項を加える。

6　第三項の規定による裁定についての異議申立においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（道路運送車両法の一部改正）
第二百四条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の見出しを「異議申立て」に改め、同条中「当該陸運局長に」を削り、「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（不服申立期間等の特例）
第三十七条の二　前条に規定する登録についての異議申立て及び審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十四条、第三十七条第六項及び第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない。
第三十八条を次のように改める。
（不服申立てが理由がある場合）
第三十八条　陸運局長は、第三十七条の異議申立てが理由があるときは、異議申立てに係る登録について更正をしなければならない。
2　運輸大臣は、第三十七条に規定する登録についての審査請求が理由があるときは、陸運局長に対して審査請求に係る登録について更正をすべきことを命じなければならない。
3　前二項の場合においては、陸運局長又は運輸大臣は、登録の更正をし、又は更正をすべきことを命じた旨を自動車登録原簿に記載されている利害関係人に通知しなければならない。
第百四条を次のように改める。
第百四条　削除
第百五条に次の一項を加える。
3　第三十七条から第三十八条までの規定は、前項の規定に基づく委任により都道府県知事が行なう第二章の規定による登録についての不服申立てに準用する。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）
第二百五条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第五十一条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。
（自動車ターミナル法の一部改正）
第二百六条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第二十八条中「第五項」を「第六項」に改める。
第三十五条を次のように改める。
第三十五条　削除
（航空法の一部改正）
第二百七条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第百三十七条の二」を「第百三十七条」に改める。
第四十九条に次の一項を加える。
8　第五項の裁定については、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
第五十条第三項及び第五十六条の四第三項中「第七項」を「第八項」に改める。
第百三十七条を削り、第百三十七条の二を第百三十七条とする。
（国際観光ホテル整備法の一部改正）
第二百八条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。
第三十条を次のように改める。
第三十条　削除
（旅行あつ旋業法の一部改正）
第二百九条　旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。
第二十五条を次のように改める。
第二十五条　削除
（航路標識法の一部改正）
第二百十条　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第十三条第四号及び第五号を削る。
第十五条を次のように改める。
第十五条　削除
（水路業務法の一部改正）
第二百十一条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五章　訴願（第二十七条）」を「第五章　削除」に改める。
第五章を次のように改める。
第五章　削除
第二十七条　削除
（海難審判法の一部改正）
第二百十二条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第六十四条の次に次の一条を加える。
第六十四条の二　この法律に基づく処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。
（気象業務法の一部改正）
第二百十三条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第三十条に次の一項を加える。
2　気象測器の検定の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第十章　郵政省関係
（郵政省設置法の一部改正）
第二百十四条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。
第二十一条の二第二項中「電波法第七章」の下に「（有線放送業務の運用の規正に関する法律第九条において準用する場合を含む。）又は第九十九条の十二」を加える。
（有線電気通信法の一部改正）
第二百十五条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条に次の一項を加える。
3　第一項の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。
第十八条を次のように改める。
（異議申立ての手続における聴聞）
第十八条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。
第二十条中「、第十八条」を削る。
（公衆電気通信法の一部改正）
第二百十六条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第九十八条に次の一項を加える。
3　第九十六条第二項又は前条第三項の裁定についての審査請求においては、補償金の額又は費用の負担の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
（有線放送電話に関する法律の一部改正）
第二百十七条　有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
第十三条を次のように改める。
（異議申立ての手続における聴聞）
第十三条　この法律の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。
（簡易生命保険法の一部改正）
第二百十八条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第五十五条第二項及び第三項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、同項中「当該審査請求」を「当該審査の申立て」に改める。
第五十六条中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。
第五十八条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「請求」を「申立て」に、「審査請求書」を「審査申立書」に改め、同条第二項中「審査請求書」を「審査申立書」に、「請求人」を「申立人」に、「請求」を「申立て」に改め、同条第三項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、同条第四項中「審査請求」を「審査の申立て」に、「審査請求書」を「審査申立書」に改め、同条第五項中「請求人」を「申立人」に、「請求」を「申立て」に改める。
第五十九条の見出し及び第一項中「請求」を「申立て」に改める。
第六十条第一項及び第六十一条中「審査請求書」を「審査申立書」に改める。
第六十四条第四号及び第六十五条中「請求人」を「申立人」に改める。
第六十六条中「請求」を「申立て」に改める。
第六十七条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条中「請求する」を「申し立てる」に改める。
（郵便年金法の一部改正）
第二百十九条　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第四十条第二項及び第三項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、同項中「当該審査の申立て」を「当該審査請求」に改める。
（電波法の一部改正）
第二百二十条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。
「第七章　異議の申立及び訴訟」

を「第七章　異議申立て及び訴訟」に改める。

第八十三条及び第八十四条を次のように改める。

（異議申立ての方式）

第八十三条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。

第八十四条　削除

第八十五条中「第八十三条の規定による異議の申立」を「第八十三条の異議申立て」に、「前条の規定により申立を却下する」を「その異議申立てを却下する」に改める。

第八十六条中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

第八十八条第一項中「異議の申立をした者その他の利害関係者」を「異議申立人」に改め、同条第二項中「公告し」を「公告するとともに、その旨を知れている利害関係者に通知し」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（参加人）

第八十九条　利害関係者は、審理官の許可を得て、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することができる。

2　審理官は、必要があると認めるときは、利害関係者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

第九十条の見出しを「（代理人及び指定職員）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　郵政大臣は、所部の職員でその指定するもの（以下「指定職員」という。）をして聴聞に関する手続に参加させることができる。

3　第一項の代理人は、聴聞に関し、異議申立人、参加人又は指定職員に代わつて一切の行為をすることができる。

第九十一条及び第九十二条を次のように改める。

（意見の陳述）

第九十一条　異議申立人、参加人又は指定職員は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2　前項の場合において、異議申立人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

3　審理官は、聴聞に際し必要があると認めるときは、異議申立人、参加人又は指定職員に対して、意見の陳述を求めることができる。

（証拠書類等の提出）

第九十二条　異議申立人、参加人又は指定職員は、聴聞に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第九十二条の次に次の四条を加える。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第九十二条の二　審理官は、異議申立人、参考人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

（物件の提出要求）

第九十二条の三　審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

（検証）

第九十二条の四　審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2　審理官は、異議申立人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち合う機会を与えなければならない。

（異議申立人又は参加人の審問）

第九十二条の五　審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、異議申立人又は参加人を審問することができる。この場合においては、第九十二条の二後段の規定を準用する。

第九十三条の二中「前条」を「第九十三条」に改め、同条を第九十三条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分の執行停止）

第九十三条の五　郵政大臣は、第八十五条の規定により電波監理審議会の議に付した事案に係る処分につき、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第三十四条第二項の規定による申立てがあつたときは、電波監理審議会の意見を聞かなければならない。

第九十三条の次に次の二条を加える。

（証拠書類等の返還）

第九十三条の二　審理官は、前条第二項の規定により意見書を提出したときは、すみやかに、第九十二条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十二条の三の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

（不服申立ての制限）

第九十三条の三　審理官が聴聞に関する手続においてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第九十四条第一項中「前条」を「第九十三条の四」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条第三項中「前項の文書」を「決定書」に改め、「及び理由」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　郵政大臣は、決定をしたときは、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。

第九十五条中「第九十一条」を「第九十二条の二」に改める。

第九十九条の十二中第三項を削り、第四項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3　前二項の聴聞の開始は、審理官（第六項において準用する第八十七条ただし書の場合はその委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告して行なう。ただし、当該事案が特定の者に対して処分をしようとするものであるときは、当該特定の者に対し、事案の要旨、聴聞の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した聴聞開始通知書を送付して行なうものとする。

4　前項ただし書の場合には、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

5　当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、聴聞の期日に出頭し、意見を述べることができる。

6　第八十七条及び第九十条から第九十三条の三までの規定は、第一項及び第二項の聴聞に準用する。

第百四条第一項中「並びに第七章」を削る。

第百十五条中「第九十一条」を「第九十二条の二」に、「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし」を「鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をし」に改める。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第二百二十一条　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（電波法の準用）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「異議の申立及び」を「異議申立て及び」に、「前項の異議の申立」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て」に改め、後段を削り、同項を同条第一項とする。

第十一章　労働省関係

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二百二十二条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査等の手続」を「審査請求等の手続」に、「再審査の手続」を「再審査請求の手続」に改める。

第二条中「審査の事務をつかさどらせる」を「審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

第六条中「審査の事務のほか」を「審査請求の事件を取り扱うほか」に、「つかさどる」を「取り扱う」に改める。

「第二節　審査等の手続」を「第二節　審査請求等の手続」に改める。

第一章第二節中「審査の請求」を「審査請求」に、「請求人」を「審査請求人」に改める。

第八条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条中「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同条に次の一項を加える。

2　審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第九条の見出しを「（審査請求の方式）」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（代理人による審査請求）

第九条の二　審査請求は、代理人によつてすることができる。

2　代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第十三条第一項中「審査の結果」を「審査請求の結果」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（口頭による意見の陳述）

第十三条の二　審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（手続の併合又は分離）

第十四条の二　審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

第十五条第一項中「申立」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第十七条の見出し中「審査手続」を「手続」に改め、同条中「審査」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審査請求の取下げ）

第十七条の二　審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

第十九条第二項を次のように改める。

2　決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

第二十条を次のように改める。

（決定の効力発生）

第二十条　決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2　決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3　公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4　審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（文書その他の物件の返還）

第二十一条の二　審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十二条の二　この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第二十三条中「この章」を「この節」に、「審査」を「審査請求」に改める。

第二十四条第一項中「請求」を「申立て」に改める。

第二十五条中「再審査の事務をつかさどらせる」を「再審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

「第二節　再審査の手続」を「第二節　再審査請求の手続」に改める。

第二章第二節中「再審査の請求」を「再審査請求」に、「再審査の手続」を「再審査請求の手続」に、「申立」を「申立て」に改める。

第三十八条の見出しを「（再審査請求期間等）」に改め、同条第一項中「第十九条第二項の」を「第二十条の規定により」に、「送付された日の翌日から起算して」を「送付された日の翌日から起算して」に改め、同条第二項中「第八条ただし書」を「第八条第一項ただし書及び第二項」に改める。

第三十九条の見出しを「（再審査請求の方式）」に改める。

第四十条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「再審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　審査会は、再審査請求人又は第十四条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第四十九条の見出しを「（審査請求の方式）」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（代理人による審査請求）

第四十九条の二　審査請求は、代理人によつてすることができる。

2　代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第十三条第一項中「審査の結果」を「審査請求の結果」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（口頭による意見の陳述）

第十三条の二　審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（手続の併合又は分離）

第十四条の二　審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

第十五条第一項中「申立」を「申立て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第十七条の見出し中「審査手続」を「手続」に改め、同条中「審査」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審査請求の取下げ）

第十七条の二　審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

第十九条第二項を次のように改める。

2　決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

第二十条を次のように改める。

（決定の効力発生）

第二十条　決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2　決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3　公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4　審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（文書その他の物件の返還）

第二十一条の二　審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十二条の二　この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第二十三条中「この章」を「この節」に、「審査」を「審査請求」に改める。

第二十四条第一項中「請求」を「申立て」に改める。

第二十五条中「再審査の事務をつかさどらせる」を「再審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

「第二節　再審査の手続」を「第二節　再審査請求の手続」に改める。

第二章第二節中「再審査の請求」を「再審査請求」に、「再審査の手続」を「再審査請求の手続」に、「申立」を「申立て」に改める。

第三十八条の見出しを「（再審査請求期間等）」に改め、同条第一項中「第十九条第二項の」を「第二十条の規定により」に、「送付された日の翌日から起算して」を「送付された日の翌日から起算して」に改め、同条第二項中「第八条ただし書」を「第八条第一項ただし書及び第二項」に改める。

第三十九条の見出しを「（再審査請求の方式）」に改める。

第四十条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「請求」を「再審査請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　審査会は、再審査請求人又は第十四条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第四十九条の見出しを「（審査請求の方式）」に改める。

第四十九条第二項中「審査の請求」を「審査請求」に改める。

第五十条中「第十条」を「第九条の二、第十条」に改め、「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、「及び第十九条から第二十二条まで」を「、第十七条の二、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条の二まで」に、「「審査」とあるのは、「再審査請求」とあるのは「再審査請求」と」に、「請求人」を「審査請求人」に、「第十九条及び」を「第二十条、第四項及び」に改め、「第四十条」と」の下に「、第二十条及び第二十二条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と」を加える。

第五十二条及び第五十三条中「審査の手続」を「審査請求の手続」に、「請求人」を「審査請求人」に、「再審査の手続」を「再審査請求の手続」に改める。

（労働関係調整法の一部改正）

第二百二十三条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四章の二中第三十五条の四の次に次の一条を加える。

第三十五条の五　第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第二百二十四条　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の六」を「第二十五条の七」に改める。

第五章中第二十五条の六の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十五条の七　委員会がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

第四十条第三項中「国家公務員法第九十条から第九十二条までの規定は、」を削り、「適用しない」を「行政不服審査法による不服申立てをすることができない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

（労働組合法の一部改正）

第二百二十五条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

第二十七条第五項中「十五日以内」の下に「（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）」を加える。

第四章中第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立ての制限）

第二十七条の三　労働委員会がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第二百二十六条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「（審査の申立て）」に改め、同条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に、「請求人」を「申立人」に改め、同条第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第二百二十七条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条に次の一項を加える。

前二項の規定による性能検査の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第　号)による不服申立てをすることができない。

第八十五条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第三項中「請求」を「申立て」に改め、同条第五項中「仲裁の請求」を「仲裁の申立て」に改める。

第八十六条第一項中「請求する」を「申し立てる」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二百二十八条　労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第五章　審査の請求、訴願及び訴訟」を「第五章　不服申立て及び訴訟」に改める。

第三十五条第一項中「異議」を「不服」に、「労働者災害補償保険審査官の審査を請求し」を「労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし」に、「労働保険審査会に再審査を請求し」を「労働保険審査会に対して再審査請求をし」に改め、同条第二項中「審査又は再審査の請求」を「審査請求又は再審査請求」に改める。

第三十六条及び第三十七条を削り、第三十五条の二中「異議」を「不服」に改め、「不服の事由を具し」を削り、「都道府県労働基準局長に審査の請求をなす」を「異議申立てをする」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十六条　前条第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第　号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(じん肺法の一部改正)

第二百二十九条　じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十条までを次のように改める。

(不服申立て)

第十八条　第十三条第二項(第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)の決定についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第　号)第十五条に規定する事項のほか、労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の審査請求書には、労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

第十九条　前条第一項の審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。

2　労働大臣は、前条第一項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかつているかどうかの別及びその者の健康管理の区分を決定するものとする。

3　第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の審査請求があつた場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4　労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5　労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

第二十条　削除

(失業保険法の一部改正)

第二百三十条　失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査の請求、訴願及び訴訟」を「不服申立て及び訴訟」に改める。

「第七章　審査の請求、訴願及び訴訟」を「第七章　不服申立て及び訴訟」に改める。

第四十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に、「失業保険審査官の審査を請求し」を「失業保険審査官に対して審査請求をし」に、「労働保険審査会に再審査を請求し」を「労働保険審査会に対して再審査請求をし」に改め、同条第二項中「審査又は再審査の請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第　号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

第四十一条中「失業保険金の支給」を「保険給付」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

第十二章　建設省関係

(建設業法の一部改正)

第二百三十一条　建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の十五第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十五条の十九の見出しを「(異議の申出)」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項から第五項まで中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十七条の四中「再審査の申立てをする」を「再審査を申し立てる」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

(土地収用法の一部改正)

第二百三十二条　土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「訴願」を「不服申立て」に改める。

第二十八条の見出し中「及び再審査」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第百十八条第四項中「申し立てる」を「申し出る」に改め、同条第五項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第百十九条中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

「第十章　訴願及び訴訟」を「第十章　不服申立て及び訴訟」に改める。

第百二十九条から第百三十一条までを次のように改める。

(収用委員会の裁決についての審査請求)

第百二十九条　収用委員会の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して審査請求をすることができる。

(不服申立期間)

第百三十条　事業の認定についての異議申立て又は審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第　号)第四十五条又は第十四条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日以内とする。

2　収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第百三十一条　事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、土地調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない。

2　建設大臣は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

第百三十一条の次に次の二条を加える。

(事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)

第百三十一条の二　異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、建設大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に関する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行なつた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(不服申立ての制限)

第百三十一条の三　次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　都道府県知事がした事業の認定の拒否

二　第四十九条第一項の規定による決定

三　第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項の規定による処分

2　収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

第百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第二百三十三条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条　削除

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第二百三十四条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「（不服申立て及び訴訟）」に改め、同条第一項を次のように改める。

土地収用法第百三十条第一項、第百三十一条第二項及び第百三十一条の二の規定は、特定公共事業の認定に関する不服申立てについて準用する。

（屋外広告物法の一部改正）

第二百三十五条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第八条の二を第八条とする。

（土地区画整理法の一部改正）

第二百三十六条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十七条」を「第百二十七条の二」に改める。

第二十条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第五十五条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項の意見書」を「前項の意見書の内容を審査し、その意見書」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第六十九条第二項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項の意見書」を「前項の意見書の内容を審査し、その意見書」に改め、同条第九項及び第十項中「第五項」を「第六項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　事業計画についての前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第百二十七条を次のように改める。

（不服申立て）

第百二十七条　次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　第十四条又は第三十九条第一項の規定による認可

二　第二十条第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

三　都道府県が第五十二条の規定によつてする事業計画の決定（事業計画の変更を含む。）

四　第五十二条又は第五十五条第九項の規定による認可

五　第五十五条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による通知

六　建設大臣又は都道府県知事が第六十六条の規定によつてする事業計画の決定（事業計画の変更を含む。）

七　第六十六条又は第六十九条第九項の規定による認可

八　第六十九条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による通知

九　第六十九条第十一項の規定によつてする同条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による通知に準ずる処分

十　第八十八条第四項（第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

第五章中第百二十七条の次に次の一条を加える。

第百二十七条の二　前条に規定するものを除くほか、組合、市町村又は都道府県がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合又は市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求につき都道府県知事がした裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

3　市町村長がこの法律に基づいて施行者としてした処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二百三十七条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条第一項中「処分のあつた日から三十日以内に当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に異議の申立をする」を「建設大臣に対して審査請求をする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

第二十四条第二項中「前項の規定による異議の申立」を「前項後段の規定による異議申立て」に、「申立を受理した」を「異議申立てを受理した」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

（下水道法の一部改正）

第二百三十八条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

（異議申立てに対して決定をすべき期間）

第四十三条　この法律の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者がした処分についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正）

第二百三十九条　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

（不服申立て）

第六十三条　第二十九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

2　前項に規定するものを除くほか、都道府県又は市町村がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、建設大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

3　市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて施行者としてした処分についての審査請求は、建設大臣に対してするものとする。

4　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てがあつた日から三十日以内にしなければならない。

（河川法の一部改正）

第二百四十条　河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「訴願及」を削る。

「第六章　訴願及訴訟」を「第六章　訴訟」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

（砂防法の一部改正）

第二百四十一条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「訴願及」を削る。

「第五章　訴願及訴訟」を「第五章　訴訟」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

（水害予防組合法の一部改正）

第二百四十二条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「申立ツル」を「申出ツル」に改め、同条第二項中「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改め、同条第四項中「異議ノ申立」を「異議ノ申出」に改め、同条第五項中「異議」を「異議ノ申出」に、「訴願」を「審査ノ申立」に改める。

第二十一条第一項中「被選挙権ニ関スル異議」を「被選挙権ノ有無」に改め、同条第三項中「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　第二十条第一項ノ異議ノ申出ノ決定及前二条ノ審査ノ申立ノ裁決並ニ第二十条第三項ノ処分及前条第一項ノ決定ハ直ニ之ヲ告示スベシ

第二十三条第二項第十一号中「訴願」を「審査請求其ノ他ノ不服申立」に改める。

第三十九条第四項中「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第四十条第三項及び第四十一条第二項中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第五十条第三項後段及び第四項を削る。

第五十五条第二項中「訴願シ」を「審査ヲ申立テ」に、「訴願スル」を「更ニ審査ヲ申立ツル」に改め、同条第三項中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第五十九条第一項中「ニ付違法又ハ錯誤アルト認ムルトキ」を「ニ不服アルトキ」に、「管理者ニ異議ノ申立」を「行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）ニ依ル異議申立」に改め、同条第三項中「異議」を「異議申立」に改め、後段を削り、同条第四項を削る。

第七十三条第一項中「異議ノ申立又ハ訴願ノ提起」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に改め、同条第二項中「異議○」（○ノ決定）を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立○」（○ニ対スル決定又ハ裁決）に、「申立人」を「異議申出人又ハ審査申立人」に改め、同条第三項中「異議ノ申立」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に、「訴願法」を「行政不服審査法」に改め、同条第四項中「異議ノ申立」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に改める。

第八十一条第二項を削る。

（運河法の一部改正）

第二百四十三条　運河法（大正二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条後段を削る。

第十五条第二項後段を削る。

第十六条第二項後段を削る。

（海岸法の一部改正）

第二百四十四条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（審査請求）

第三十九条　海岸管理者がこの法律の規定によつてした処分について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。

2　都道府県知事が第二十二条第一項の規定によつてした漁業権に関する処分についての審査請求は、農林大臣に対してするものとする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（裁定の申請）

第三十九条の二　次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

一　第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　第十二条第一項若しくは第二項の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二百四十五条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十七条」に改める。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とする。

（地すべり等防止法の一部改正）

第二百四十六条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

（裁定の申請）

第五十条　次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

一　第十一条第一項の規定による承認

二　第十四条第一項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施行命令

三　第十八条第一項の規定による許可

四　第二十一条第一項若しくは第二項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

五　第二十三条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（道路法の一部改正）

第二百四十七条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「本条中」を「本条及び第九十六条第五項後段中」に改める。

第九十六条を次のように改める。

（不服申立て）

第九十六条　第六十八条第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為（以下本条において「処分」という。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による不服申立てをすることができない。

3　第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県若しくは都道府県知事がした処分については建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

4　この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の四第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二百四十八条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

（審査請求）

第二十九条　日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団がこの法律に基づいてした

処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）による審査請求をすることができる。

（高速自動車国道法の一部改正）

第二百四十九条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（不服申立て）

第二十四条　第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が建設大臣に代わつてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

2　この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

（建築基準法の一部改正）

第二百五十条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「裁定及び同意」を「同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決」に改める。

第九十四条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第二条第二項に規定する不作為をいう。）についての審査請求は、当該市町村又は都道府県の建築審査会に対してするものとする。

第九十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議の申立」及び「その申立」を「審査請求」に、「裁定」を「裁決」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「裁定」を「裁決」に、「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削る。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条　建築審査会の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

（日本住宅公団法の一部改正）

第二百五十一条　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項中「縦覧期間内に」を「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第四十一条を次のように改める。

（不服申立て）

第四十一条　次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　第三十六条第一項又は第十二項の規定による認可

二　第三十六条第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

三　次条の規定に基づき公団が土地区画整理法第八十八条第四項（同法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつてした通知

2　前項第三号に掲げるものを除くほか、公団がその施行する土地区画整理事業に関し、土地区画整理法又はこの章の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（住宅地区改良法の一部改正）

第二百五十二条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

（不服申立て）

第三十五条　第十一条第二項又は第十三条第二項に規定する処分に不服がある者は、建設大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした施行者である都道府県又は市町村の長に対して異議申立てをすることもできる。

2　この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

（防災建築街区造成法の一部改正）

第二百五十三条　防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

（異議申立てに対して決定をすべき期間）

第五十三条　この章の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、建設大臣は、その異議申立てを受理した日から三十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

第六十条に次の一項を加える。

2　第五十三条の規定は、都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした第二章の規定による処分につき、建設大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第二百五十四条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（測量法の一部改正）

第二百五十五条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　訴願（第六十条）」を「第七章　削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第六十条　削除

第十三章　自治省関係

（自治省設置法の一部改正）

第二百五十六条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の三中「訴願を裁決し」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改め、同項第二十四号中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第十三条第二号中「裁定」を「決定」に改める。

第十七条第三号中「異議申立」を「異議の申出」に、同条第七号中「裁定」を「決定」に、同条第九号中「異議の申立」を「異議申立て又は異議の申出」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百五十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第三号中「訴願の裁決」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決、裁定又は審決」に改める。

第七十四条の二第四項中「申し立てる」を「申し出る」に改め、同条第五項中「申立」を「申出」に、「申立人」を「申出人」に改め、同条第六項中「申立」を「申出」に改め、同条第七項中「訴願する」を「審査を申し立てる」に改め、同条第九項及び第十項中「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に改め、同条第十一項中「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に、「訴願を」を「審査の申立てを」に改める。

第七十四条の三第二項中「申立」を「申出」に改める。

第九十六条第一項第十号中「異議の申立、訴願」を「審査請求その他の不服申立て」に改める。

第百十八条第五項中「決定に不服がある者は、」の下に「決定があつた日から二十一日以内に、」を加え、「訴願し」を「審査を申し立て」に改め、同条第六項中「又は前項の規定による裁決」を削る。

第百二十八条中「第一項の異議の申立」を「第一項の規定による異議の申出」に、「第二項の訴願の提起」を「第二項の規定による審査の申立て」に改める。

第百四十三条第二項を次のように改める。

前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけてこれを本人に交付しなければならない。

第百四十三条に次の二項を加える。

第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。

前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十四条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日以内とする。

第百四十四条中「第一項の異議の申立」を「第一項の規定による異議の申出」に、「第二項の訴願の提起」を「第二項の規定による審査の申立て」に改める。

第百六十八条第九項中「第百十八条第五項及び第六項」を「第百四十三条第二項から第四項まで」に改める。

第百七十六条第五項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第六項中「前項の請求」を「前項の規定による申立て」に改め、同条第七項中「第五項の規定による請求に係る審査の裁定」を「前項の裁定」に改める。

第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項中「第百十八条第五項及び第六項」を「第百四十三条第二項から第四項まで」に改める。

第二百六条を次のように改める。

第二百六条　普通地方公共団体の長がした第二百三条、第二百四条又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

第百三十八条の四第一項に規定する機関がした前項の給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

普通地方公共団体の長は、財産又は営造物を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第一項の給与その他の給付に関する処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

第百三十八条の四第一項に規定する機関がした財産又は営造物を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした財産又は営造物を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

普通地方公共団体の長は、財産又は営造物を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

財産又は営造物を使用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二百二十三条第四項を次のように改める。

普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

第二百二十三条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

過料の処分についての審査請求（第四項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二百二十四条第一項から第三項までを次のように改める。

第百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

前項に規定する機関以外の機関がした分担金、夫役現品、使用料、加入金又は手数料の賦課又は徴収についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

分担金、夫役現品、使用料、加入金又は手数料の賦課又は徴収についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分の告知を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二百二十四条第五項中「第三項の規定による異議の決定」を「第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定」に、「第一項に規定する事項」を「第三項の処分」に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、同項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二百二十五条第六項及び第七項を次のように改める。

普通地方公共団体の長以外の機関がした前三項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

第三項から第五項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二百二十五条第九項中「第七項の規定による異議の決定」を「第八項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定」に、「第三項乃至第五項に規定する事項」を「第三項から第五項までの規定による処分」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、第三項から第五項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二百五十五条の二を次のように改める。

第二百五十五条の二　法律の定めるところにより異議申立て、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については自治大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。

第二百五十五条の三中「自治大臣又は都道府県知事は」を「自治大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し」に、「訴願の提起又は審査の請求」を「審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請」に、「訴願を提起し若しくは審査の請求をし」を「審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審決の申請をし」に、「訴願を裁決し、又は審査の裁定をする」を「審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をする」に改める。

第二百五十七条及び第二百五十八条を次のように改める。

第二百五十七条　この法律に特別の定めがあるものを除くほか、

この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八条　この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第三十五条まで並びに第三十八条から第四十四条までの規定を準用する。

第二百五十八条の二を削る。

第二百九十一条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「前項の異議の申立」を「前項の規定による異議の申出」に改める。

別表第三第一号四の二中「、固定資産税の賦課に関する訴願を裁決し」を削り、「勧告し、固定資産評価審査委員会の決定に対する訴願を裁決する」を「勧告する」に改める。

別表第三第一号四十三中「不服の申立を決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号四十五及び五十中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号七十中「訴願を裁決する」を「審査請求に対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号九十七の三中「事務を行ない、並びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定する」を「事務を行なう」に改める。

別表第三第一号百一中「異議の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号百十七中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号百十七の二、百二十の三及び百二十の四中「異議の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第三号一中「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に改める。

別表第四第一号十八及び第二号十九中「不服の申立」を「不服申立て」に改める。

別表第四第二号三十五中「異議申立の決定」を「不服申立てに対する裁決」に改める。

別表第七第一号の表担任する事務の欄都道府県建築審査会の項中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

別表第七第二号の表担任する事務の欄建築審査会の項中「異議の申立」を「異議申立てに」に改める。

第二百五十八条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第八条第一項第十号及び第二項第二号中「処分を審査し、及び必要な措置を執る」を「処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする」に改める。

第二十八条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第三章第五節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十九条の二　左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）の規定を適用しない。

一　条件附採用期間中の職員

二　臨時的に任用された職員

2　前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

第四十五条第二項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第三項中「請求」を「申立て」に改め、同条第四項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第三章第八節第四款の款名中「審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第四十九条の見出し中「及び審査の請求」を削り、同条第二項中「その処分を受けた日から十五日以内に、」を削り、同条第四項を次のように改め、同条第五項を削る。

4　第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

第四十九条の次に次の二条を加える。

（不服申立て）

第四十九条の二　前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

2　前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

3　第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

（不服申立期間）

第四十九条の三　前条第一項に規定する不服申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第五十条第一項中「前条第四項に規定する請求」を「第四十九条の二第一項に規定する不服申立て」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　人事委員会又は公平委員会は、必要があると認めるときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定を除き、審査に関する事務の一部を人事委員会の委員若しくは事務局長又は公平委員会の委員に委任することができる。

第五十一条の見出し中「請求及び審査」を「不服申立て」に改め、同条中「前二条の規定による請求及び審査の手続並びに」を「不服申立ての手続及び」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

7　第四項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（公職選挙法の一部改正）

第二百五十九条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条（異議の申立）」を「第二十三条（異議の申出）」に、「第二十九条（補充選挙人名簿に対する異議、不服の申立等）」を「第二十九条（補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服申立等）」に、「第二百二条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申立及び訴願）」を「第二百二条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）」に、「第二百六条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申立及び訴願）」を「第二百六条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）」に、「第二百十六条（訴願法の適用）」を「第二百十六条（行政不服審査法の準用）」に、「第二百六十五条（削除）」を「第二百六十五条（行政不服審査法による不服申立ての制限）」に改める。

第二十三条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「異議の申立てをする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項中「申立」を「申出」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「申立」を「異議の申出」に、「申立人」を「異議申出人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十五条（審査請求書の記載事項）第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条（補正）、第二十五条（審理の方式）、第二十六条（証拠書類等の提出）、第三十一条（職員による審理手続）、第三十六条（手続の併合又は分離）、第三十九条（審査請求の取下げ）並びに第四十四条（証拠書類等の返還）の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

第二十四条第一項中「申立人」を「異議申出人」に改める。

第二十七条第三項中「異議の決定」を「異議の申出に対する決定」に改める。

第二十九条の見出し中「異議」を「異議の申出」に、同条中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第三十四条第三項中「異議の申立及び訴願」を「異議の申出及び審査の申立て」に、「異議の申立期間」を「異議の申出期間」に、「訴願の提起期間」を「審査の申立期間」に、「異議の決定」を「異議の申出に対する決定」に、「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に改める。

第九十六条中「申立」を「申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。

第百九条第四号中「異議の申立及び訴願」を「異議の申出及び審査の申立て」に、「効力に関する訴願」を「効力に関する訴訟」に、「異議の申立、訴願」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。

第百十条第二項中「申立」を「申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。

第百二条の見出し中「異議の申立及び訴願」を「異議の申出及び審査の申立て」に改め、同条第一項中「異議がある」を「不服がある」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「異議の申立をした」を「異議を申し出た」に、「訴願を提起する」を「審査を申し立てる」に改める。

第二百三条中「申立」を「申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。

第二百五条第一項中「異議の申立、訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。

第二百六条の見出し中「異議の申立及び訴願」を「異議の申出及び審査の申立て」に改め、同条第一項中「異議がある」を「不服がある」に、「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「異議の申立をした」を「異議を申し出た」に、「訴願を提起する」を「審査を申し立てる」に改める。

第二百七条中「申立」を「申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に改める。

第二百八条第一項中「異議がある」を「不服がある」に改める。

第二百九条第一項及び第二百九条の二中「異議の申立、訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。

第二百十二条第一項中「異議の申立又は訴願の提起」を「異議の申出又は審査の申立て」に改める。

第二百十三条第一項中「申立」を「申出」に、「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に、「訴願を受理し」を「その申立てを受理し」に改める。

第二百十四条中「異議の申立、訴願の提起」を「異議の申出、審査の申立て」に改める。

第二百十五条中「異議の申立」を「異議の申出」に、「訴願」を「審査の申立て」に、「申立人」を「異議申出人又は審査申立人」に改める。

第二百十六条を次のように改める。

（行政不服審査法の準用）

第二百十六条　第二百二条第一項《地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出》及び第二百六条第一項《地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申出》の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第十一条から第十三条まで《総代、代理人等》、第十五条《審査請求書の記載事項》第一項第一号から第四号まで、第六号、第二十一条から第二十六条まで《補正、弁明書の提出等》、第二十八条から第三十一条まで《物件の提出要求、検証等》、第三十三条《処分庁からの物件の提出及び閲覧》、第三十六条《手続の併合又は分離》、第三十九条《審査請求の取下げ》、第四十条《裁決》第一項及び第二項、第四十三条《裁決の拘束力》第一項並びに第四十四条《証拠書類等の返還》の規定を準用する。

2　第二百二条第二項《地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する審査の申立て》及び第二百六条第二項《地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する審査の申立て》の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条《不服申立ての方式》第二項、第十一条から第十三条まで《総代、代理人等》、第十五条《審査請求書の記載事項》第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条から第二十六条まで《補正、弁明書の提出等》、第二十八条から第三十一条まで《物件の提出要求、検証等》、第三十三条《処分庁からの物件の提出及び閲覧》、第三十六条《手続の併合又は分離》、第三十九条《審査請求の取下げ》、第四十条《裁決》第一項及び第二項、第四十三条《裁決の拘束力》第一項並びに第四十四条《証拠書類等の返還》の規定を準用する。

3　前二項の場合において、前二項に規定する行政不服審査法の規定中「処分庁」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二百六十五条を次のように改める。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第二百六十五条　この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（地方財政法の一部改正）

第二百六十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「異議がある」を「不服がある」に改め、「市町村は、」の下に「当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、」を加え、「異議の申立をなす」を「異議を申し出る」に改め、同条第四項中「申立」を「申出」に改め、同条第五項中「第二百五十六条及び」を削る。

（地方交付税法の一部改正）

第二百六十一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「請求」を「申立て」に改め、同条第五号中「申立」を「申出」に改める。

第十八条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に、「当該審査の請求」を「当該審査の申立て」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改める。

第十九条第一項中「請求」を「申立て」に改め、同条第七項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に、「当該異議の申立」を「当該異議の申出」に改め、同条第八項中「申立」を「申出」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二百六十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

「第十二節　雑則（第十九条―第二十条の十一）
　　罰則（第二十一条・第二十二条）」

目次中　第十三節

「第十二節　不服審査（第十九条―第十九条の十）
　　第十三節　雑則（第二十条―第二十条の十一）
　　第十四節　罰則（第二十一条・第二十二条）」

を

「第十二節　不服審査（第十九条―第十九条の十）
　　第十三節　雑則（第二十条―第二十条の十一）」

に、「第四款　更正、決定等に関する救済（第七十二条の六十五）」を「第四款　削除」に、「第三款　更正、決定等に関する救済（第九十九条）」を「第三款　削除」に、「第三款　更正、決定等に関する救済（第百三十一条）」を「第三款　削除」に、「第三款　更正、決定等に関する救済（第七百条の三十五）」を「第三款　削除」に改める。

第一条第一項第六号中「違法又は錯誤があつた」を「不服がある」に改める。

第八条第四項中「訴願する」を「裁決を求める旨を申し出る」に改め、同条第六項中「訴願の提起」を「申出」に改め、同条第七項中「訴願を受理した」を「申出を受けた」に改め、同条第九項中「又は錯誤」を削る。

第八条の二第一項中「異議の申立その他の手続は」を「不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は」に、「異議の申立その他の手続と」を「不服申立てその他の手続と」に改める。

第十一条第四項中「異議の申立

をし、又は」及び「異議の申立又は」を削る。

第十四条の十七第三項中「異議の申立」を「不服申立て」に改める。

「第十二節　雑則」を「第十二節　不服審査」に改める。

第十九条を次のように改める。

（行政不服審査法との関係）

第十九条　地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、本節その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）の定めるところによる。

一　更正若しくは決定（第五号に掲げるものを除く。）又は賦課決定

二　督促又は滞納処分

三　第五十八条第一項若しくは第三項又は第三百二十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による分割の基準となる従業者数の修正

四　第五十九条第二項又は第三百二十一条の十五第二項若しくは第七項の規定による分割の基準となる従業者数についての決定又は裁決

五　第七十二条の四十九第一項又は第三項の規定による課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定

六　第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定又は同条第三項前段の規定による課税標準とすべき所得の決定

七　第七十二条の五十四第五項の規定による課税標準とすべき所得についての決定

八　第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定若しくは配分又はこれらの修正

九　前各号に掲げるもののほか、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で自治省令で定めるもの

第十九条の次に次の九条を加える。

（徴税吏員がした処分）

第十九条の二　不服申立てに関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

（不服申立期間）

第十九条の三　第十九条に規定する処分についての不服申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第十九条の四　滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一　督促　差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して三十日を経過した日

二　不動産等（国税徴収法第百六条第二項に規定する不動産等をいう。以下次号において同じ。）についての差押え　その公売期日等（国税徴収法第百十一条に規定する公売期日等をいう。）

三　不動産等についての公告（国税徴収法第百七十一条第一項第三号に掲げる公告をいう。）から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

（不服申立ての理由の制限）

第十九条の五　第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての不服申立てにおいては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。

（不服申立てがあつた場合等の通知）

第十九条の六　第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知にかえることができる。

2　前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

（不服申立てと地方団体の徴収金の賦課徴収との関係）

第十九条の七　不服申立ては、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下本条において同じ。）による換価及び配当は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その不服申立てに対する決定又は裁決があるまで、することができない。

2　不服申立ての目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、不服申立てをした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又はすでにされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3　第十一条、第十六条第三項及び第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第十九条の八　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（決定又は裁決をすべき期間）

第十九条の九　不服申立てに対する決定又は裁決は、その申立てを受理した日から三十日（滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決にあつては、六十日）以内にしなければならない。

2　次の各号に掲げる更正、決定又は賦課決定についての不服申立てに対する決定又は裁決は、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額又は所得税若しくは法人税の課税標準について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てについての決定又は裁決を知つた日から三十日以内にしなければならない。

一　法人税の課税に基づいて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る更正又は決定

二　所得税の課税標準を基準として課する道府県民税又は市町村民税の所得割に係る賦課決定

三　所得税又は法人税の課税標準を基準として課する事業税に係る更正、決定又は賦課決定

（第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。）

（不動産等の売却決定等の取消しの制限）

第十九条の十　第十九条の四第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についての不服申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあ

るが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その不服申立てを棄却することができる。

一　その不服申立てに係る処分に続いて行なわれるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行なわれている場合において、その不服申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他不服申立てに係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その不服申立てをした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による不服申立ての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び不服申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、地方団体に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二十条の前に次の節名を加える。

第十三節　雑則

第二十条第一項中「、還付又は異議の決定（これに準ずるものを含む。）」を「又は還付」に改める。

「第十三節　罰則」を「第十四節　罰則」に改める。

第三十一条第二項から第八項までを削る。

第四十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第四十九条の二から第四十九条の四までを削る。

第五十九条第一項中「裁定を求める旨の申出をする」を「決定を求める旨を申し出る」に改め、同条第二項及び第三項中「裁定」を「決定」に改め、同条第五項中「裁定」を「決定」に改め、「又は錯誤」を削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　削除

第六十八条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十四項を削る。

第六十八条の二から第六十八条の四までを削る。

第七十二条の十一第二項から第八項までを削る。

第七十二条の五十四第三項中「定め、これを」を「決定しなければならない。この場合において、当該道府県知事は、当該所得の総額及び当該課税標準とすべき所得を」に改め、「関係道府県知事」の下に「及び当該納税者」を加え、同条第四項中「異議がある」を「不服がある」に、「異議の申立をする」を「決定を求める旨を申し出る」に改め、同条第五項中「異議の申立」を「申出」に、「その申立」を「その申出」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　自治大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

第七十二条の五十七第二項から第八項までを削る。

第二章第二節第四款を次のように改める。

第四款　削除

第七十二条の六十五　削除

第七十二条の六十八第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第七十二条の六十八の二から第七十二条の六十八の四までを削る。

第七十三条の十二第二項から第八項までを削る。

第七十三条の二十第二項から第八項までを削る。

第七十三条の二十六第二項中「及び第十九条」を削る。

第七十三条の三十三を次のように改める。

第七十三条の三十三　削除

第七十三条の三十六第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第七十三条の三十六の二から第七十三条の三十六の四までを削る。

第八十三条第二項から第八項までを削る。

第九十一条の五第二項から第八項までを削る。

第二章第五節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第九十九条　削除

第百二条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第百二条の二から第百二条の四までを削る。

第百二十二条の二第二項中「、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」を「並びに第十六条の五第一項及び第二項」に改める。

第百二十二条の三第四項から第九項までを削る。

第二章第六節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第百三十一条　削除

第百三十四条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第百三十四条の二から第百三十四条の四までを削る。

第百五十四条第二項から第八項までを削る。

第百五十九条第二項から第八項までを削る。

第百六十四条を次のように改める。

第百六十四条　削除

第百六十七条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第百六十七条の二から第百六十七条の四までを削る。

第百八十七条第二項から第八項までを削る。

第百九十七条を次のように改める。

第百九十七条　削除

第二百条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百条の二から第二百条の四までを削る。

第二百四十三条第二項から第八項までを削る。

第二百五十条を次のように改める。

第二百五十条　削除

第二百五十三条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百五十三条の二から第二百五十三条の四までを削る。

第二百六十八条第二項から第八項までを削る。

第二百七十三条第二項から第八項までを削る。

第二百八十二条を次のように改める。

第二百八十二条　削除

第二百八十五条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までを削る。

第三百二条第二項から第八項までを削る。

第三百十七条の五第二項から第八項までを削る。

第三百二十一条の十五第一項中「裁定を求める旨の申出をする」を「決定を求める旨を申し出る」に改め、同条第二項及び第三項中「裁定」を「決定」に改め、同条第四項中「裁定」を「決定」に、「訴願する」を「裁決を求める旨を申し出る」に改め、同条第六項中「訴

願の提起」を「申出」に改め、同条第七項中「訴願を受理した」を「申出を受けた」に改め、同条第八項中「関係市町村長」の下に「及び当該納税者」を加え、同条第九項中「裁定」を「決定」に改め、「又は錯誤」を削る。

第三百二十八条を次のように改める。

第三百二十八条　削除

第三百三十一条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第三百三十一条の二から第三百三十一条の四までを削る。

第三百五十七条第二項から第八項までを削る。

第三百六十四条の二第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による修正の申出があつた場合」を「第一項の修正の申出に対する決定は、文書で行ない、かつ、理由を附けてその申出をした者に交付しなければならない。この場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による修正の申出は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の修正の申出に対する市町村長の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならない。

第三百六十四条の二に次の二項を加える。

5　第一項の修正の申出に関する書類を郵便で提出した場合における第一項の期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

6　第三項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三百七十条を次のように改める。

第三百七十条　削除

第三百七十三条第八項から第十三項までを削り、同条第十四項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削る。

第三百七十三条の二から第三百七十三条の四までを削る。

第三百八十六条第二項から第八項までを削る。

第三百八十九条第一項中「第三百九十八条から第四百条まで」を「第三百九十九条、第四百条」に改める。

第三百九十八条を次のように改める。

第三百九十八条　削除

第三百九十九条の見出しを「（道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知）」に改め、同条中「前条第一項の規定による異議の申立」を「第三百八十九条第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立て」に改める。

第四百条の二第一項中「第七百四十四条第三項」を「第七百四十四条」に改める。

第四百十七条に次の一項を加える。

4　第三百九十九条の規定は、道府県知事又は自治大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。

第四百三十条中「審査の請求をした」を「審査を申し出た」に改める。

第四百三十二条の見出し中「請求」を「申出」に改め、同条第一項中「第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治大臣に異議の申立をすることができる事項」を「第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は自治大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知した価格等に関する事項」に、「請求」を「申出」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　行政不服審査法第十四条から第十三条まで並びに第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。

第四百三十二条に次の一項を加える。

3　固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

第四百三十三条第一項中「請求を受理し」を「申出を受け」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求をした」を「審査を申し出た」に改め、同条第七項中「審査の請求をした」を「審査を申し出た」に、「その審査の請求」を「その審査の申出」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　行政不服審査法第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第四十条第一項及び第三十九条、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十四条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。

第四百三十四条を次のように改める。

第四百三十四条　削除

第四百三十五条の見出し中「決定等」を「決定」に改め、同条第一項中「第四百三十三条第七項又は前条第六項」を「第四百三十三条第八項」に改める。

第四百四十九条第二項から第八項までを削る。

第四百五十六条を次のように改める。

第四百五十六条　削除

第四百五十九条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第四百五十九条の二から第四百五十九条の四までを削る。

第五百三条第二項から第八項までを削る。

第五百六条　削除

第五百九条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百九条の二から第五百九条の四までを削る。

第五百二十九条第二項から第八項までを削る。

第五百三十八条を次のように改める。

第五百三十八条　削除

第五百四十一条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百四十一条の二から第五百四十一条の四までを削る。

第五百六十条第二項から第八項までを削る。

第五百六十九条を次のように改める。

第五百六十九条　削除

第五百七十二条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百七十二条の二から第五百七十二条の四までを削る。

第六百七十八条第二項から第八項までを削る。

第六百八十三条第二項から第八項までを削る。

第六百九十二条を次のように改める。

第六百九十二条　削除

第六百九十五条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条の二から第六百九十五条の四までを削る。

第七百条の二十一第二項中「第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」を「並びに第十六条の五第一項及び第二項」に改める。

第七百条の二十一の二第四項及び第五項を削る。

第四章第一節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第七百条の三十五　削除

第七百条の三十八第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第七百条の三十八の二から第七百条の三十八の四までを削る。

第七百一条の十四を次のように改める。

第七百一条の十四　削除

第七百一条の十八第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第七百一条の十八の二から第七百一条の十八の四までを削る。

第七百二条の七第二項中「異議の申立及び」を「修正の申出及び不服申立て並びに」に改める。

第七百六条の三第三項中「第七百二十五条第二項から第六項まで」を「第三百六十四条の二第二項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

第七百十一条第二項から第八項までを削る。

第七百十六条第二項から第八項までを削る。

第七百二十五条　削除

第七百二十八条第八項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

三項までを削り、同条第十四項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削る。

第七百二十八条の二から第七百二十八条の四までを削る。

第七百四十四条を次のように改める。

（大規模の償却資産の価格等の決定に関する不服申立てに対する決定又は裁決の通知）

第七百四十四条　道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定についての不服申立てに対する決定又は裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

第七百四十五条第一項中「、第三百七十条第一項から第五項まで及び同条第八項から第十項まで」及び「、第三百七十条第五項中「道府県知事に訴願することができる。」とあるのは、「裁判所に出訴することができる。」と」を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第二百六十三条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第四十六条から第五十六条まで及び第五十八条」を「第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二百六十四条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第三項中「申立」を「申出」に改める。

第十五条第一項中「異議の申立をしている」を「異議を申し出ている」に、「当該異議の申立」を「当該異議の申出」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に改める。

第二十一条第一項中「申立」を「申出」に改める。

（消防法の一部改正）

第二百六十五条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　前条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第十四章　人事院関係

（国家公務員法の一部改正）

第二百六十六条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十七号中「異議の申立についての判定」を「異議申立てに対する決定」に改める。

第八十一条第一項中「第八十九条乃至第九十二条」を「第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）」に改める。

第八十九条に次の一項を加える。

第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

第九十条を次のように改める。

（不服申立て）

第九十条　前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

第九十条の次に次の一条を加える。

（不服申立期間）

第九十条の二　前条第一項に規定する不服申立ては、処分説明書を受領した日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第九十一条第一項中「前条に規定する請求」を「第九十条第一項に規定する不服申立て」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

第二項の組合その他の団体に対する人事院規則に基づく処分で人事院規則で定めるものについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百三条第六項中「異議がある」を「不服がある」に、「受領した後三十日以内に」を「受領した日の翌日から起算して六十日以内に」に、「異議の申立」を「行政不服審査法による異議申立て」に改め、同条第七項中「第九十一条第二項」を「第九十条第三項並びに第九十一条第二項」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同条第八項中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二百六十七条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第二百六十八条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「請求」を「申立て」に改める。

第二十四条第一項中「異議のある」を「不服がある」に、「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改め、同条第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7　この法律による改正後の公職選挙法の規定のうち、選挙人名簿に係る不服申立てに関する規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調製される選挙人名簿に係る不服申立てについて、選挙に係る不服申立てに関する規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る不服申立てについて適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10　この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によってまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によって改正されるものとする。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五番地
大蔵省印刷局　官報課
電話　東京　三三一一〇三三（代）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年九月二日

○第四十一回国会 衆議院会議録追録（四）

議案に関する報告書

〔第七号（その一）参照〕

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案
（内閣提出、第四十回国会閣法第一五八号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、災害対策基本法の趣旨にのつとり、従来激甚災害のつど個別に立法されてきた各種の国の負担、補助等に関する特例法を総合勘案し、合理的かつ恒久的な制度を作ることを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

第一　激甚災害の指定に関する事項

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議に諮つて当該災害を「激甚災害」として指定するとともに、本法の措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定するものとすること。

第二　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助に関する事項

1　国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で政令で定める基準に該当する地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該事業に係る地方負担額（査定事業者等から通常の補助又は負担額を控除した金額をいう。）の総額に標準税収入を基準とした超過累進率を乗じて算定した金額を交付し、又は当該地方公共団体の国に対する負担金から減額するものとすること。

一　公共土木施設災害復旧事業
二　公共土木施設災害関連事業
三　公立学校施設災害復旧事業
四　公営住宅災害復旧事業
五　生活保護施設災害復旧事業
六　児童福祉施設災害復旧事業
七　身体障害者更生施設災害復旧事業
八　精神薄弱者援護施設災害復旧事業
九　婦人保護施設災害復旧事業
十　伝染病予防施設災害復旧事業
十一　伝染病予防事業（特定の市以外の市及び町村が施行するものを除く。）
十二　たい積土砂排除事業
十三　たん水排除事業（地方公共団体が施行するものに限る。）

2　前項の超過累進率は、都道府県にあつては、次に掲げるところによるものとし、市町村にあつては、この算定方法に準じて政令で定めるものとすること。

(一)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する部分　百分の五十
(二)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する部分　百分の五十五
(三)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する部分　百分の六十
(四)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する部分　百分の七十
(五)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する部分　百分の八十
(六)　地方負担総額のうち標準税収入の百分の六百をこえる部分　百分の九十

第三　農林水産業に関する特別の助成に関する事項

1　農林水産業施設等災害復旧事業に対する補助の特例

激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害により被害を受けた農地農業用施設及び林道の災害復旧事業並びに農業用施設及び林道の災害関連事業について、地元負担を軽減するため通常の補助のほか、当該災害復旧事業及び当該災害関連事業に要する経費から通常の補助を控除した「地元負担額」の部分についても、十分の九の範囲内の超過累進率により補助することができることとすること。

2　農林水産業共同利用施設の補助の特例

激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害により被害を受けた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる共同利用施設の災害復旧事業のうち、政令で定める地域内のものについては、一箇所の工事費が三万円以上のものを補助対象とし、十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）の補助をすることができるものとし、その他の地域内のものについては、十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については十分の五）の補助をすることができるものとすること。

3　開拓地の施設等に対する特別な補助

激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業であつて施設ごとの工事費が三万円以上のものの事業費につき、都道府県が、十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率）の補助をする場合には、国は、その全部を補助することができるものとすること。

(1)　開拓地における住宅、農舎その他政令で定める施設
(2)　開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
(3)　水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

4　天災融資法の特例

(1)　激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害により被害を受けた農林水産業者に対する天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額十五万円（北海道二十万円）以内を、一般の経営資金については、二十万円（北海道二十五万円）以内、政令で定める特定の経営資金については、五十万円以内に引き上げるとともに、償還期限五年以内を、政令で定める経営資金については、七年以内とすること。
(2)　激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害により被害を受けた協同組合又は協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額五百万円（連合会にあつては、一千万円）を一千万円（連合会にあつては、千五百万円）に引き上げること。

5　森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助

激甚災害を受けた政令で定める区域において、森林組合等が林業用施設に係る堆積土砂の排除事業を施行する場合において、都道府県が、当該事業費の三分の二の補助をする場合には、国は都道府県に対し、その全額を補助することができるものとすること。

6　土地改良区等の行なう排水事業に対する補助

激甚災害を受けた政令で定

める地域において、当該激甚災害に伴い政令で定める程度に浸水状態が達した湛水の排除事業を、政令で定めるところにより、土地改良区又は土地改良区連合が施行する場合において、都道府県が、当該事業費の十分の九の補助をする場合には、国は、都道府県に対し、その全額を補助することができるものとすること。

7　共同利用小型漁船建造費の補助

激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船の建造費について、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができるものとすること。

第四　中小企業に関する特別の助成に関する事項

1　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(1)　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の借入れに係る中小企業信用保険法の災害関係保証であつて政令で定める日までに行なわれたものについては、災害関係保証の額のみを別枠として、被害中小企業者一人についての付保限度額を小口保険については二十万円、第一種保険については五十万円、第二種保険については七百万円を加えること。

(2)　前項の各保険についてのてん補率を百分の八十に引き上げること。

2　中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例

都道府県は、中小企業振興資金等助成法による貸付金であつて、激甚災害を受けた政令で定める中小企業者が災害を受ける以前に貸付けを受けたものについては、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができること。

3　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他の共同施設で、政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）につきその三分の二を補助することができること。

4　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業者で政令で定める地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を政令で定める日までに貸し付ける場合においては、中小企業者一人につき百万円（中小企業者団体にあつては三百万円）をこえない範囲内において政令で定める額を限度として、年六分五厘の利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認めるときは、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができること。

第五　その他の特別の財政援助及び助成に関する事項

1　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その三分の二を補助することができること。

2　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する経費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助することができること。

3　私立学校振興会の業務の特別措置

私立学校振興会は、私立学校振興会法第二十二条第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、政令で定めるところにより、激甚災害を受けた政令で定める地域における学校法人以外の私立学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができること。

4　市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

特定地方公共団体である市町村が、激甚災害のための伝染病予防事業に関して伝染病予防法により支弁した費用（施設の災害復旧に要する費用及び指定市の長が施行する伝染病予防事業を除く。）については、都道府県がその全額を支出し、国は当該都道府県の支出した費用に対して三分の二を負担するものとすること。

5　母子福祉資金に関する国の貸付けの特例

国は、特定地方公共団体である都道府県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の三倍に相当する金額を、当該都道府県に貸し付けることとすること。

6　水防資材費補助の特例

激甚災害で政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防管理団体が使用した水防資材費のうち政令で定めるものについて、その三分の二を補助することができることとすること。

7　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

激甚災害で政令で定める地域に発生したものにより住宅を滅失した者に賃貸するため地方公共団体が第二種公営住宅を建設するときは、国は、その建設費の四分の三を補助することができるものとし、この場合における補助対象戸数は、当該災害により滅失した戸数の五割に相当する戸数以内とすること。

8　産業労働者住宅資金融通の特例

住宅金融公庫は、激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものにより住宅を滅失した産業労働者に貸し付けるため住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により事業場等に著しい損害を受けたものに当該建設資金を貸し付ける場合は、償還期間を三年以内延長し、かつ、三年以内のすえおき期間を設けることができることとすること。

9　小災害元利補給の特例

(1)　激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する公共土木施設及び公立学校施設に係る小災害復旧事業費に充てるための地方債の元利償還金について政令で定める金額の元利補給を行なうこととすること。

(2)　激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設の被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定める農地及び農業用施設又は林道に係る小災害復旧事業費に充てるため農地にあつては事業費の百分の五十、農業用施設又は林道にあつては百分の六十五（特に被害の著しい地域として政令で定める地域にあつては、その事業費のうちの一定部分については、百分の九十の範囲内で政令で定める率）の範囲内で起債が許可された地方債の元利償還金について政令で定める金額の元利補給を行なうこととすること。

なお、本法は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害に適用する。

二　議案の可決理由

本案が施行されることによつて、将来著しく激甚である災害が発生した場合に、別に立法を要することなく本法の諸措置が発動されることとなり、災害復旧事業等の迅速かつ適切な執行が行なわれ、また災害を受けた地方公共団体等の経費の負担を適正ならしめるとともに、被災者の災害復旧の

意欲を振作することができるものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年八月二十四日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行並びに運用にあたり、本法制定の趣旨と本法によせる国民の期待にそうべく、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法第三条に規定する「特定地方公共団体」の指定基準については、過去の災害の特例措置を下廻らないよう定めるものとし、都道府県にあつてはおおむね一五％ないし二〇％、市町村にあつてはおおむね五％ないし一〇％を目途とすること。

一、災害復旧事業費等の査定については、当該施設の完全な復旧が達成され、十分その機能が発揮できるよう措置すること。

右決議する。

通商に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国が昭和三十年に関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に加入した際、ニュー・ジーランドは、わが国に対し同協定第三十五条を援用し、昭和三十三年にはその援用を続けたまま、両国間に通商協定が締結されたが、その後両国間の貿易は安定した発展をみるに至つたので、ニュー・ジーランドはガット第三十五条のわが国に対する援用を撤回することになり、現行の通商協定に所要の改正を加えるため、本年三月九日東京で本議定書が署名された。

本議定書は、ニュー・ジーランドがわが国に対するガット第三十五条の援用を撤回することの結果として、現行協定に所要の改正を加えるために作成されたもので、現行協定中のガット適用条項である第四条を削り、その代りに、協定のいかなる規定も、いずれか一方の国がガット締約国として有するか又は有することがある権利義務につき影響を及ぼすものでないこと、第五条の保護条項、及び第七条3中の保護条項発動後の協議不調の場合、協定を廃棄し得る規定を削除することを規定している。

なお、この議定書は批準書交換の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

ニュー・ジーランドのわが国に対するガット第三十五条援用撤回の結果、両国間の貿易及び友好関係の増進が期待されるので、本議定書の締結は必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年八月二十四日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

漁業法の一部を改正する法律案（第四十回国会内閣提出第一三二号、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業の実態変化に即応して、漁場利用の合理化及び漁業生産力の向上に資するため、漁業権制度、漁業許可制度及び漁業調整機構の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　真珠母貝養殖業及び小割り式養殖業を組合管理漁業権に加える等漁業権の分類及び内容を整備すること。

2　組合管理漁業権の行使は、組合員中漁業権行使規則で定める資格に該当する者に限ることができることを明確にすること。

3　定置漁業にあつては、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人も漁業権免許の第一順位とすること。

4　大臣許可漁業は、原則として政令で定める「指定漁業」とし、許可方式を統一的に規定するほか、許可期間の一斉更新制をとること。

5　継続許可の範囲を限定するとともに、許可期間満了の場合実績尊重の規定を設け、また、母船式漁業の許可方式を整備すること。

6　小型さけ・ます流し網漁業を大臣わく知事許可漁業に加えること。

7　海区の範囲を原則として一県一海区に拡大することを前提として、海区漁業調整委員会の委員の定数を十五人とし、中立委員の比重を高めること。

8　中央漁業調整審議会の委員を二十五人（現行は、会長及び委員十四人）とすること。

9　玄海連合海区漁業調整委員会を新設すること。

10　内水面漁業については、一般遊漁者と漁業権者との調整を図るため、漁業権者が遊漁を制限しようとするときは、遊漁規則を定めて都道府県知事の認可を受けなければならないものとすること。

11　この法律は、公布の日から起算して九月以内において政令で定める日から施行するが、漁業調整機構についての改正規定は、昭和三十七年八月十五日から施行すること。

12　定置漁業の免許の優先順位について、第一順位とされる法人として、当分の間は法人以外の社団を法人とみなすこととすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、漁業の健全な発展を図るため、妥当な措置と認めるが、漁業の免許に関する規定を整備するとともに施行期日等を改める必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約七十五万二千円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年八月二十四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

漁業法の一部を改正する法律

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第百四十五条」を「第百四十六条」に改める。

第六条第三項第一号中「海面」を「海面をいう。」に改め、「ます網漁業」の下に「並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎燈台に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業」を加え、同項第二号中「にしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）」を「さけ」に改め、同条第五項第二号中「定置漁業」の下に「及び第五号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「船びき網漁業」の下に「（動力漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものを除く。）」を加え、「「しいらづけ漁業」を削り、「つきいそ漁業」の下に「（第一号に掲げるものを除く。）であつて、第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第四号中「鳥付こぎ釣漁業」の下に「であつて、次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第五号中「以下第二十五条まで において同じ。」を削り、「前四号」を「第一号」に改める。

第七条中「ひび、建網養殖業」を「ひび建網養殖業、そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行なう水産動物の養殖業をいう。）」に改め、「区画漁業権」の下に「（以下「特定区画漁業権」という。）」を加える。

第八条を次のように改める。

（組合員の漁業を営む権利）

第八条　漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会がその有する各特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。

2　前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）には、同項の規定による漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定するものとする。

3　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第十四条第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除き以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4　漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　第三項の規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権を内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中○「共同漁業」を「漁業の免許について」を「その管轄に属する水面につき、漁業上の定置漁業及び区画漁業については総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について」に改め、「免許の内容たるべき事項」の下に「、免許予定日」を加え、○「あらかじめ」を削り、○「免許の内容たるべき事項」の下に「、免許予定日」を加え、○同条第二項及び第四項中○「関係地区」を「地元地区若しくは関係地区」に改める。

○同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　都道府県知事は、現に漁業権の存する水面について当該漁業権の存続期間の満了に伴う場合にあつては当該存続期間の満了日の三箇月前までに、その他の場合にあつては免許予定日の三箇月前までに、前条第一項の規定による定めをしなければならない。

第十三条第一項第二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第十四条第二項中「ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業」を「特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に、「地元地区（自然的及び社会経済的条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）」を「第十一条に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）」に、「当該漁業権」を「当該特定区画漁業権」に改め、「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第一号中（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）」及び「（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第六項及び第九項を削り、同条第八項中「第十一条に規定する」を削り、「漁民」の下に「（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「この場合において、」の下に「第三項及び第四項中」を加え、「当該漁業」を「当該漁業を営む者」に、「三十日以上沿岸漁業を営む者」を「九十日以上沿岸漁業を営む者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　第十一条第五項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に当該区画漁業を内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許について、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。

一　その組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7　第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

8　共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一条に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて左に掲げるものとする。

一　その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

9　第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

第十六条第五項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」の下に「（以下「地元漁民」という。）」を加え、同項第三号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第六項中「地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人」を「地元漁民七人以上が構成員又は社員となつている法人」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第四号中「三分の二」を「二分の一」に改め、「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第五号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同号を同項第六号とし、同条第八項、第九項及び第十項を次のように改める。

8　左の各号の一に該当する者は、前七項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のすべてに該当するもの

イ　組合員（二以上共同して申請した場合には、これらの総組合員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ　組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

二　地元漁民が構成員又は社員となつている法人（漁業協同組合を除く。）であつて、次のすべてに該当するもの

イ　構成員又は社員（二以上共同して申請した場合には、その総構成員又は総社員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ　当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ハ　構成員又は社員が各自一個の議決権を有すること。

ニ　構成員又は社員たる地元漁民が議決権及び出資額において過去を占めていること。

三　第一号の漁業協同組合又は前号の法人が構成員又は社員となつている法人であつて、次のすべてに該当するもの

イ　当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員たる第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ロ　構成員又は社員たる第一号の漁業協同組合又は前号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること。

9　前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その構成員又は社員が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10　地元漁民又は地元漁民が構成員若しくは社員となつている法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が構成員若しくは社員となつている法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

第十六条第十二項中「、第八項又は第九項」を「又は第八項」に改め、同条第十三項中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条第十五項を削る。

第十七条第一項中「ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業」を「真珠養殖業及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第七項中「及び第十三項から第十五項まで」を「、第十三項及び第十四項」に、「第十六条第十一項」を「同条第十一項」に、「第十三項中」を「同条第十三項中」に、「第十四項」を「同条第十四項」に改める。

第十八条第一項中「ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする」を「特定区画漁業権の内容たる」に改め、「第十四条第二項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「第十六条第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項」を「第十六条第六項から第十項まで及び第十二項」に、「第十六条第六項中」を「同条第六項中」に「及び第十六条第六項、第七項」を「並びに第十六条第六項及び第七項」に改める。

第十九条第五項中「前四項」を「第一項から第三項まで及び前項」に、「第十六条第十一項、第十三項、第十五項及び」を「第十六条第十一項及び第十三項並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第十一条第五項の規定により公示された真珠養殖業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日（当該区画漁業に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許については、第十六条第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当しない場合であつても、その構成員又は社員のうちに真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十項及び第十二項の規定を準用する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条第一項を次のように改める。

漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、真珠養殖業を内容とする区画漁業権、第六条第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業を内容とする区画漁業権（特定区画漁業権及び真珠養殖業を内容とする区画漁業権を除く。）又は共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

第二十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、前項の免許をしてはならない。

第二十三条第二項中「ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「第二十四条から第二十八条まで」を「次条、第二十六条及び第二十八条」に改める。

第二十四条第二項を次のように改める。

2　定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十四条第三項中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加える。

第二十五条の見出し中「区画漁業権」を「特定区画漁業権」に改め、同条第一項中「ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「第二十四条から第二十八条まで」を「次条、第二十六条及び第二十八条」に改める。

第二十六条の前の見出し中「又は禁止」を削り、同条第一項を次のように改める。

漁業権は、相続又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第二十八条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十六条第二項中「又は第二項」を「、第二項又は第六項」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条第一項中「二箇月以内に」の下に「その旨を」を加える。

第三十六条第三項中「第十三条第一項第四号、第五項（免許をしない場合）」を「第十三条第五項（聴問）、第二十二条第二項（免許をしない場合）」に改める。

第三十八条第三項中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　指定漁業

第五十二条を次のように改める。

（指定漁業の許可）

第五十二条　船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ）、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

3　第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

4　主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5　母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船等（以下「同一の船団に属する独航船等」という。）を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一

の船団に属する母船」という。）をそれぞれ指定して行なうものとする。

6　主務大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

第五十四条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業（母船式漁業を除く。）に、「受けなければならない」を「受けることができる」に改め、同条に次の三項を加える。

2　母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等の建造に着手する前又は母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

3　母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部について母船式漁業の起業の認可が申請され、又は当該独航船等と同一の船団に属する母船について母船式漁業の起業の認可が申請されている場合には、当該母船又は独航船等について、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

4　第五十二条第五項の規定は、前二項の認可に準用する。

第五十五条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「同一であるとき」を「同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるとき」に、「第五十六条各号の一」を「次条第一項各号の一」に改める。

第五十六条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第一号中「第五十七条」を「次条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

第五十七条の見出し中「許可」の下に「又は起業の認可」を加え、同条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第三号中「船舶」の下に「（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等）」を加える。

第五十八条を次のように改める。

（公示）

第五十八条　主務大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項、第五十九条及び第五十九条の二第一項の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数（母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数）並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2　前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3　主務大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。ただし、前項の省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4　主務大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5　中央漁業調整審議会は、前項の公示に関し主務大臣に意見を述べることができる。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（公示に基づく許可等）

第五十八条の二　前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が母船式漁業に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容に適合する場合及び第五十六条第一項各号の一に該当しない場合であつても、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等についての申請の全部又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船についての申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数（母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、少なくとも左に掲げる事項を勘案して（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して）許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一　当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図ること。

二　水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該指定漁業への転換を図ること。

三　当該指定漁業の従事者が当該指定漁業の漁業者としてその自立を図ること。

3　主務大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合において、その申請のうちに現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該指定漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

4　主務大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも左に掲げる事項を勘案して（母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について）許可又は起業の認可をしなければならない。

一　前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次項において同じ。）の申請者別隻数

二　当該指定漁業の操業状況

三　各申請者が当該指定漁業に依存する程度

5　左の各号の一に該当する場合における措置その他前四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした後において、当該申請に係る船舶が滅失し又は沈没した場合

二　当該指定漁業について従前の許可又は起業の認可を受けている船舶が、前条第一項の許可又は起業の認可を申請すべき期間の満了日の前六箇月以内に滅失し又は沈没した場合

三　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶について、次条各号の規定により許可又は起業の認可の申請をし、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けていない場合

四　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請をした後において死亡し又は解散した場合

6　主務大臣は、第二項又は第四項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第五十九条の見出しを「（許可等の特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第五十六条各号の一」を「第五十六条第一項各号の一」に、「指定

遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「指定遠洋漁業の許可を受けた者が」を「指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、」に、「船舶による漁業」を「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この号及び次号において同じ。）を当該指定漁業に使用すること」に改め、同条第三号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、「六箇月以内」の下に「（その許可の有効期間中に限る。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第四号、第五号及び第六号を削る。

三　母船式漁業について第一号又は前号の規定により許可又は起業の認可が申請された場合において、従前の母船若しくは独航船等を当該母船式漁業に使用することを廃止し、又は従前母船若しくは独航船等が滅失し若しくは沈没したため従前の母船と同一の船団に属する独航船等又は従前の独航船等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可がその効力を失つたことにより、その許可又は起業の認可を受けていた者が、当該許可若しくは起業の認可に係る独航船等若しくは母船又はこれに代えて他の独航船等若しくは母船を当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船として許可又は起業の認可を申請したとき。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二　指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この項において同じ。）を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は合併以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号の一に該当する場合を除き、指定漁業の許可又は起業の認可をしなければならない。

一　指定漁業の許可を受けた者が、当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該指定漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該指定漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該指定漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

二　指定漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が省令で定める規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三　その許可又は起業の認可を申請した者が、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて省令で定めるものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四　当該指定漁業の従事者が自立して当該指定漁業を営もうとする場合

2　主務大臣は、前項第二号若しくは第三号の省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第六十条第一項中「指定遠洋漁業の許可の期間」を「指定漁業の許可の有効期間」に、「前条第四号又は第六号」を「第五十九条又は前条第一項」に改め、同条第二項中「漁業調整」を「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」に改め、「限度において」の下に「、中央漁業調整審議会の意見をきいて」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の有効期間は、同一の指定漁業については同一の期日に満了するようにしなければならない。

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

（変更の許可）

第六十一条　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この条において同じ。）について同一の船舶の総トン数を増加し、又は操業区域その他の省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

（相続又は合併）

第六十二条　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六十二条の次に次の二条を加える。

（許可等の失効）

第六十二条の二　左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一　指定漁業の許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ。）を当該指定漁業に使用することを廃止したとき。

二　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三　指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

2　左の各号の一に該当する場合は、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部又は当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一　母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を当該母船式漁業に使用することを廃止したとき。

二　母船式漁業の許可又は起業の認可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部が滅失又は沈没したとき。

三　母船式漁業の許可を受けた母船又は同一の船団に属する独航船等の全部を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その母船又は独航船等の全部を使用する権利を失つたとき。

四　母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が第六十三条において準用する第三十八条第一項又は第三十九条第二項の規定により取り消されたとき。

（許可証の書換え交付等）

第六十二条の三　許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、省令で定める。

第六十三条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第三十四条第一項、第四項」を「第三十四条第一項及び第四項」に、「第三十七条第一項、第二項、第四項」を「第三十七条第一項、第二項及び第四項」に、「第三十八条第一項、第五項」を「第三十八条第一項及び第五項」に、「第三十九条第一項、第二項、第四項から第十四項まで（漁業権の取消）」を「第三十九条第一項、第二項、第四項から第十四項まで及び第十二項から第十四項まで（漁業権の取消し）並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二条（漁業従事者に対する措置）」に、「同条第四項（第三十七条第四項、第三十八条第五項及び第三十九条第四項、第十三項において準用する場合を含む。）」を「同条第四項中「海区漁業調整委員会は」、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、許可又は起業の認可後において第一項の処分をしようとするときは」と、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項において準用する第三十四条第四項」に、「第十四条」を「第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたとき」に、「第五十七条」を「第五十六条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」に、「第三十九条第七項中」を「第三十九条第一項中「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第七項中」に、「第三十四条第二項、第四項」を「第三十四条第二項及び同条第四項」に改め、「第三十四条第四項」と」の下に「、水産資源保護法第十二条中「第十条第五項」とあるのは「漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と」を加える。

第六十四条を次のように改める。

（中央漁業調整審議会に対する報告）

第六十四条　主務大臣は、毎年少なくとも一回、中央漁業調整審議会に対し、指定漁業の許可及び起業の認可の状況を報告するものとする。

第六十五条第一項第一号中「採捕」の下に「又は処理」を加え、同条第七項中「当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県

の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては当該海区の海区漁業調整委員会」を「関係海区漁業調整委員会」に改め、「第百二十七条に規定する」を削る。

第六十六条を削り、第六十六条の二第一項中「又は瀬戸内海機船船びき網漁業」を「、瀬戸内海機船船びき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者」に、「、営んではならない」を「ならない」に改め、同条第二項中「六十トン」を「四十トン」に、「第六十五条第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業」を「指定漁業」に、「スクリューを備える船舶」を「動力漁船」に、「漁業をいう。」を「漁業をいい、「小型さけ・ます流し網漁業」とは、総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業（母船式漁業を除く。）をいう。」に改め、同条第四項中「及び中央漁業調整審議会」を削り、同条を第六十六条とする。

第六十七条の見出し中「海区漁業調整委員会」を「漁業調整委員会」に改め、同条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第八十二条第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第八十五条第三項第一号中「第八十六条」を「次条」に、「七人（北海道の海区漁業調整委員会にあつては十一人）」を「九人（主務大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人）」に改め、同項第二号中「二人」を「四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）」に、「一人」を「二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人）」に改める。

第八十八条中「（北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同条に規定する市町村の選挙管理委員会）」を削る。

第九十二条第二項中「（北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下同じ。）」を削り、「第九十三条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九十八条第一項中「二年」を「四年」に改める。

第百六条第四項中「半数」を「三分の二」に改める。

第百九条第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を」の下に「、玄海に玄海連合海区漁業調整委員会を」を加え、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「二年」を「四年」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第二号中「二人」を「三人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を次のように改める。

6　玄海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　玄海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が県ごとに互選した者各一人

二　学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者二人

第百九条第四項第二号中「四人」を「六人」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定において「玄海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一　福岡県西浦岬から東経百三十度の線と北緯三十四度の線との交点に至る直線

二　北緯三十四度の線

三　長崎県津崎鼻から二神島の東端を経て北緯三十四度の線に至る直線

第百九条に次の一項を加える。

10　第五項第一号、第六項第一号又は第七項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

第百十条中「瀬戸内海」の下に「、玄海」を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「、玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百十一条中「第百九条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び」に改める。

第百十三条第一項中「会長及び委員」を「委員二十五人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　中央漁業調整審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

第百十三条第三項第一号中「十二人」を「十五人」に改め、同項第二号中「十二人」を「十人」に改める。

第百十六条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「、玄海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百十七条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「、玄海連合海区漁業調整委員会」を加え、「以下第百十八条まで」を「次条」に改める。

第百二十七条中「（第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。以下同じ。）」を削る。

第百二十九条を次のように改める。

（遊漁規則）

第百二十九条　内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2　前項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一　遊漁についての制限の範囲

二　遊漁料の額及びその納付の方法

三　遊漁承認証に関する事項

四　遊漁に際し守るべき事項

五　その他省令で定める事項

3　遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4　第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

5　都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

一　遊漁を不当に制限するものでないこと。

二　遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6　都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、その変更を命ずることができる。

7　都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

8　遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

第百三十八条第二号及び第三号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第四号中「違反した者」を「違反して指定漁業を営んだ者」に改め、同条第五号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第六号中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条第一項」に、「違反した者」を「違反して漁業を営んだ者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

第百三十九条　第六十七条第七項の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百四十一条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げる。

第百四十二条中「前条第一号から第四号まで」を「前条第一号」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十六条　第二十八条第一項又は第六十二条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則中第四項から第八項までを削り、第九項を第四項とし、第十項から第十四項までを五項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十七条第三項、第八十二条第二項、第八十五条第三項、第八十八条、第九十二条第二項、第九十八条第一項、第百六条第四項、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十三条、第百十六条第三項及び第百十七条の改正規定並びに○附則第十二条の規定は、昭和三十七年十一月十五日○附則第七条第一項から第六項まで及び第七項の規定は公布の日から施行する。

（経過的措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、当該漁業権又は入漁権の存続期間中は、なお従前の例による。

第三条　改正後の漁業法（以下「新法」という。）第十六条の規定の適用については、当分の間、法人以外の社団は、法人とみなす。

第四条　改正前の漁業法（以下「旧法」という。）第五十二条第一項の規定により若しくは旧法第六十五条第一項の規定に基づく省令の規定により又は旧法第六十六条の二第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の許可を要する漁業

のうち新法第五十二条第一項の指定漁業となつたもの（以下「切替指定漁業」という。）についてした許可又は起業の認可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ新法第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によりしたものとみなす。この場合において、母船式漁業の許可にあつては、この法律の施行の際現にその漁業に使用することについて主務大臣の承認を受けている母船及び独航船等は、母船についてはこれと同一の船団に属する独航船等を、独航船等についてはこれと同一の船団に属する母船をそれぞれ指定してその許可を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第五十二条第一項の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、新法第六十条の規定にかかわらず、切替指定漁業ごとに、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において、かつ、その残存期間の満了日以後において政令で定める日に満了するものとする。

3　旧法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県規則により都道府県知事がした小型さけ・ます流し網漁業の許可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了日までは、新法第六十六条第一項の規定によりしたものとみなす。

第五条　新法第五十八条第一項の規定による公示に関する手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第六条　附則第四条に規定するもののほか、旧法又はこれに基づく省令の規定により主務大臣又は都道府県知事のした処分で新法又はこれに基づく省令に相当する規定があるものは、それぞれその相当する規定によつてしたものとみなす。

第七条　昭和三十七年十月一日において現に漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の委員（同日において現に欠員となつている委員の補欠の委員として選挙され、又は選任される委員を含むものの任期は、その任期の定めにかかわらず、その日に満了する。）

2　海区漁業調整委員会の選挙による委員及び選任による委員ごとの定数については、前項に規定する委員のうち選挙による委員（補欠の委員を含む。）が在任する間は、なお従前の例による。

3　昭和三十七年八月七日以前に互選され、又は選任された瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会の委員（補欠の委員として同月八日以後に互選され、又は選任された委員を含む。以下この項及び次項において「八月七日以前の互選又は選任委員」という。）であつて同年十月一日において現に在任するもの（八月七日以前の互選又は選任委員が欠けたため同年十月一日において現に欠員となつている委員の補欠の委員として互選され、又は選任される委員を含む。）の任期については、なお従前の例による。

4　次の各号に掲げる瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会の委員の任期は、新法第百九条第八項の規定にかかわらず、互選による委員にあつてはその互選の日から当該委員を互選した海区漁業調整委員会の委員のうち選挙による委員の任期満了の日までとし、選任による委員にあつては二年とする。

一　昭和三十七年八月八日以後に互選され、又は選任された瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会の委員（以下この号において「八月八日以後の互選又は選任委員」という。）であつて同年十月一日において現に在任するもの（八月八日以後の互選又は選任委員が欠けたため同年十月一日において現に欠員となつている委員の補欠の委員として互選され、又は選任される委員を含む。）（前項に規定する委員を除く。）

二　前項に規定する委員の後任の委員として互選され、又は選任される委員（補欠の委員として互選され、又は選任される委員を除き、八月七日以前の互選又は選任委員の任期満了により昭和三十七年十月一日において現に欠員となつている委員の後任の委員として互選され、又は選任される委員を含む。）

三　瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員（同日において現に欠員となつている委員の補欠の委員として選挙され、又は選任される委員を含むものの任期は、その任期の定めにかかわらず、その日に満了する。）

5　新法第百九条の規定の施行の際現に在任する瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会の互選による委員には、同条第十項の規定は、適用しない。

6　前項に規定する委員のうち、第四項に規定する委員は、当該委員を互選した海区漁業調整委員会の委員のうち選挙による委員（補欠の委員を含む。）がすべてなくなつたときは、第四項の規定にかかわらず、その時に、その職を失う。

7　中央漁業調整審議会の委員であつて昭和三十七年九月三十日に現に在任するものの任期は、その任期の定めにかかわらず、その日に満了する。

第八条　この法律の施行の際現に第五種共同漁業の免許を受けている者であつてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしているものは、この法律の施行の日から三月以内に新法第百二十九条第一項の遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を申請しなければならない。

2　前項の期間内に同項の認可を申請した者については、その認可をする旨又はしない旨の処分があるまでの間は、新法第百二十九条の規定は、適用しない。

第九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第十条　漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七条ニ規定スル特定区画漁業権」に改める。

第二条第二項中「権利」の下に「（定置漁業権及区画漁業権ヲ除ク）」を加え、同条に次の二項を加える。

定置漁業権及区画漁業権ハ都道府県知事ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ漁業財団ニ属セシムルコトヲ得ズ

都道府県知事ハ当該漁業ノ経営ニ必要ナル資金ノ融通ノ為已ムヲ得ザル場合ニ非ザレバ前項ノ認可ヲ為スコトヲ得ズ

第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二　定置漁業権又ハ区画漁業権ニ付設定シタル漁業財団ヲ目的トスル抵当権ノ設定ハ都道府県知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前条第四項ノ規定ハ前項ノ認可ニ之ヲ準用ス

第五条中「ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法第六条第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権」を「漁業法第七条ニ規定スル特定区画漁業権」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十一条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百二十七条」を「第八条第三項」に改める。

第四十二条第一項中「議事録」の下に「並びに漁業法第八条第一項の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）又は同法第百二十九条第一項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）を定めたときはこれらの規則」を加える。

第四十八条第一項に次の一号を加える。

十　漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

第五十条に次の一号を加える。

五　漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

（農林省設置法の一部改正）

第十二条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項の表中「瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」に改め、同条第二項中「瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。」を「玄海連合海区漁業調整委員会」に改める。

（水路業務法の一部改正）

第十三条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「同法第六十六条第一項本文の規定に基き」を「同法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県規則により」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第十四条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海

区漁業調整委員会）を「関係海区漁業調整委員会」に、「同法第百二十七条（内水面における第五種共同漁業の免許）」を「同法第八条第三項（内水面の定義）」に改める。

第九条第一項中「漁業法第五十二条（指定遠洋漁業）の指定遠洋漁業又は同法」を「漁業法」に改める。

第十三条第一項中「漁業法第五十二条（指定遠洋漁業又は同法」を「漁業法」に改める。

第十五条第三項中「同法第百二十七条」を「同法第八条第三項」に改める。

第二十五条中「漁業法第百二十七条」を「漁業法第八条第三項」に改める。

（漁業協同組合整備促進法の一部改正）

第十五条　漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（合併の場合の漁業権行使規則の特例）

第十五条　前条第一項の勧告により第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を共有している漁業協同組合が相互に又はその他の漁業協同組合と合併した場合において、合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則を変更し又は廃止しようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第五項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該共同漁業権を共有していた漁業協同組合の当該合併の際における組合員であつた者がそれぞれ当該漁業協同組合ごとに三分の二以上いなければならない。

〔別紙〕

漁業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行にあたつては、次の各項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、沿岸漁場の保護と沿岸漁民の操業の場の確保を図るため、魚礁の設置その他沿岸漁場の造成、改良、開発については一層強力な施策を講ずるとともに、沿岸漁民の操業に重大な影響をあたえる沖合漁業の違反操業の防止に関する措置を強化すること。

二、漁業関係法令又は労働関係法令を遵守する精神を欠くものに対しては漁業の許可を取り消すことができる旨の規定があるにもかかわらず、従来、本規定を実際に適用した例が殆んどないことはきわめていかんとするところである。

よつて、今後は、水産資源の保護、漁業秩序の維持及び漁業従事者の労働条件の改善に資するため、関係法令の厳格な運用を期すること。

三、指定漁業の許認可にあたつては、国際人命安全条約、国際満載吃水線条約等を考慮し、現行の船舶総トン数制による許可基準について検討を加え、もつて、人命及び船体の安全を確保すること。

四、海区漁業調整委員会の機能を充実強化するため、委員会の運営に必要な予算の増額を図るものとし、これがため特に書記及び補助員の増員の措置を講じ、あわせて事務局の設置を法制化するよう検討すること。

五、中央漁業調整審議会の委員の任命については、漁業の実態を考慮し、適当な数の漁業従事者代表を加えること。

六、改正法第十一条第一項にいう公益の範囲については、これを明確にする措置を講じ、極力これが拡大解釈を防止するとともに、従来、漁業権が設定されていた漁場の区域については、漁業権に切れ目を生じないよう適切な運用を図り、もつて、関係漁業者に不安なからしめること。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（第四十回国会内閣提出第一三三号、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　漁業協同組合等の経済活動を強化し、その健全な発達を図るため、組合の組織及び運営に関する制度を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　漁民の正組合員資格要件である漁業日数の下限を、年間九十日から百二十日まで（現行は、三十日から九十日まで）に引き上げること。

2　組合の正組合員資格を有する者として漁民のほかに、漁業生産組合及び常時従業者三百人以下、かつ、使用漁船の合計総トン数三百トン以下の漁業を営む法人を加えること。

3　漁業を営む法人のうち、組合の准組合員資格を有する者を常時従業者三百人以下、かつ、使用漁船の合計総トン数　千トン以下（業種別組合は二千トン）とし、その範囲を拡大すること。

4　いわゆる地区漁協は、正組合員を漁業経営者に限る組合とすることができる道を開くこと。

5　組合の総代を地区ごとに選挙できる道を開くこと。

6　組合の剰余金の配当について、出資割当配当の限度を年八分以内（現行は、五分以内）に引き上げること。

7　行政庁は、組合設立の認可に当たつて、法令違反のほか、事業目的を達成することが著しく困難であると認められるときも認可をしないことができるものとすること。

8　この法律施行後二年以内に必要な定款の変更をすること。

二　議案の可決理由

本案は、漁業協同組合等の健全な発達を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年八月二十四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本改正法の実施にあたつては、沿岸漁業者の組織体である漁業協同組合の実態が経済的にきわめて弱体である現状にかんがみ、沿岸漁業の構造改善対策等と相まつて強力な育成措置を講ずべきである。

なおあわせて、中小漁業者のための組織の在り方についても、今後の漁業の発展に即応し得るようすみやかに検討を加えるべきである。

請願に関する報告書

〔第十一号参照〕

地方行政委員会

消防力増強に伴う助成基準引上げに関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年、消防審議会の答申に基づき設定された市町村の消防に必要な人員および施設の基準は、各市の防火体制の強化に必要欠くことができないにもかかわらず、現状ではこの基準の達成はほど遠いが、その原因が貧困な地方財政の制約にあるので、国において、消防力増強に要する各種助成の基準を大幅に引き上げ、各市ともすみやかに消防力の充実を期せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防に必要な人員および消防施設の拡充強化は、市町村が現実に当面する緊急問題であるが、地方財政の現状にかんがみ、国において、消防力増強に要する各種助成の基準を大幅に引き上げ、消防財源を確保しようとする本請願の趣旨は、もとより妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

地方行政委員長　永田亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

地方税法の一部改正に伴う住民税の減収補てんに関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林所得に対する市県民税所得割の算出方法は、五分五乗に改正されたため、山林所得を主とする公共団体の場合、市民税は大幅な減収となるにもかかわらず、地方交付税法における基準財政収入額の算定は、本文方式によつて算定されるので減収の補てんはなされていない。ついては、同減収による財源補てん方を善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現況にかんがみ、税制改正により多額の減収を生ずる地方公共団体については、その財源補てんについて、更に検討を加え、当該地方公共団体の行財政運営に支障を生じないよう各般の指導を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等による課税定額の引上げに関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江﨑真澄君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法第三百四十九条の四により指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）を除く市にあつては、大規模の償却資産に対する固定資産税の課税定額は、人口三万以上の市において六億五千万円と規定され、これをこえる額については、法第七百四十条の規定により道府県の普通税として課税されることになつているが、近時、重要産業の飛躍的発展により、その工場は中小都市の工場誘致策と相まつて地方進出の傾向が特に著しく、オートメーション工程による諸施設等大規模の償却資産または新設大規模償却資産の対象となることは必至である。ついては、人口三万以上の市町村においてもその価額は十億円をこえる程度となつており、従つて現行税法にては道府県税は相当額の増収になり、また今回の税制調査会答申をみるに、この大規模の償却資産については全然触れていないのみならず、税源配分に関する事項のうちに所得税の一部の道府県民税への移譲により、道府県税は増収を見込まれている点を勘案して、市税の増収確保のため、大規模償却資産の課税定額の大幅引き上げを措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財源を確保し、地方財政の健全化を推進することは現下の市町村の急務である。とくに今後工場の地方分散の促進に伴う市町村の財政需要の増高に対応して、固定資産税の再評価ともにらみ合せ、その課税限度額の引上げを図ることが必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

市道整備費の財源付与に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江﨑真澄君紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近代産業経済の発達とともに交通量は激増し、国・県道のみならず市道においてもその損傷が著しく、これの維持修繕改良事業は一日もゆるがせにできない事態に立ち至つているが、現在の地方財政にあつては、この交通難を緩和するだけの道路整備を、急速に実施することは不可能である。ついては、市道の舗装、その他維持修繕費に要する財源として、地方道路税を譲与し、軽油引取税を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政、とくに市町村財政の実情にかんがみ、市道等の舗装、維持修繕の財源に資するため、あらためて、両税の譲与対象、基準等に関し根本的検討を加える必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

樺太引揚市町村吏員の処遇に関する請願（請願者　北海道網走郡津別町三島晧司）（永井勝次郎君紹介）（第四四九号）、同（請願者　東京都中野区道玄町十八番地南潔外二名）（帆足計君紹介）（第四五〇号）及び同（請願者　東京都新宿区下落合四丁目二千三番地宇野重利）（永山忠則君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樺太引揚市町村吏員（常備消防員を含む）に対し、退隠料等の諸給与金の支給と勤務年数の通算について、次記事項を措置されたいというのである。（一）退隠料受給既得権者（遺族扶助料を含む）に対し、昭和二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（二）勤続十五年以上の有給吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就かず現在に至る者に対し、退隠料（引揚後死亡した者にはその遺族に扶助料）を二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（三）同吏員が引揚後、国家公務員または地方公務員として勤務している者に対し、樺太市町村の勤務年数を通算する処置を講ずること、（四）同吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就職せず、または就職したがすでに退職した者に対し、退職給与金を支給すること、（五）終戦後死亡した者の遺族に対し、死亡給与金を支給すること。

二、請願の議決理由

樺太引揚市町村吏員の特殊事情と国家・地方公務員退職年金制度の趣旨にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

法務委員会

東京都台東区の法人商業登記管轄を東京法務局台東出張所に移管の請願（請願者　東京都台東区議会議長内山栄一）（田中榮一君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都台東区の法人商工業者は、同区二長町二十六番地に東京法務局台東出張所があるにもかかわらず、登記管轄が日本橋出張所であるため、そこまで出かけて登記の申請をなし、印鑑証明や謄抄本の交付を受けている実情であるが、かつて墨田区、江東区、品川区、渋谷区、目黒区、新宿区、港区の法人商業登記はそれぞれ各区に所在する登記所に移管になつた例があり、台東区のみは移管されていない。加えて中央区日本橋兜町に所在していた日本橋出張所が中央区小田原町三丁目に移転したので、ますます不便となつた。ついては、台東区の法人商業登記の管轄を、日本橋出張所から台東出張所に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつもので、それがため管轄区域については地元住民の利便を十分考慮する必要がある。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

山口地方、家庭裁判所庁舎新築に関する請願（請願者　山口地方裁判所庁舎新築促進期成連盟会長山口県知事　橋本正之外五名）（小澤太郎君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口地方裁判所の庁舎は、明治十九年の建築で、じ来七十六年を経過し、全国裁判所中最も古い建物であり、また山口家庭裁判所は、未だ独立した庁舎がなく最近まで同地方裁判所、同簡易裁判所等の一偶に雑居していたような状態であるが、時代の推移により各種事件は逐年激増し、それに伴つて職員も増加し、庁舎がせまいため事務の渋滞の一因ともなり、職員の健康、能率の向上に著しいさまたげとなつている。また同地における官公署、県庁、市役所等はことごとく改築されて近代的な耐災耐火建築になつているにかかわらず、同庁舎の建築のみが取り残されており、駅前の表玄関に古影悄然とあるのは、防火、美観上はもちろん、司法部の威信を著しく傷つけている。ついては、すみやかに同庁舎新築の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の基本的人権を守る裁判所の設備が不完全であることは裁判所の威信に関し、国民の信頼を失うものであり、法秩序維持のためにも国家財政の許す限り庁舎設備の改善充実を計るべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

文教委員会

学校図書館法の一部改正に関する請願（請願者　滋賀県愛知郡愛東村大字苗田中藤七外三千七百六十三名）（堤康次郎君紹介）（第一四一号）、同（請願者　鳥取県東伯郡関金町関金宿松尾一男外千百六十五名）（足鹿覺君紹介）（第四七八号）、同（請願者　山口県徳山市大字徳山千八百六十三番地の一大片健彦外四千百六十六名）（石村英雄君紹介）（第四七九号）、同（請願者　山口県大島郡久賀町大字椋野二千二百番地松田励外三千二百三十一名）（受田新吉君紹介）（第四八〇号）、同（請願者　埼玉県行田市大字忍六百五十九番地長谷川宏外七百六十七名）（大沢雄一君紹介）（第四八一号）、同（請願者　香川県三豊郡大野原町大字丸井茨木山治外三千四百七十三名）（大平正芳君紹介）（第四八二号）、同（請願者　水戸市宮田町三千二百十一番地阿久津俊保外三百二十四名）（加藤高蔵君紹介）（第四八三号）、同（請願者　滋賀県長浜市石田町五百十二番地の二中野忠八外三千九百十五名）（草野一郎平君紹介）（第四八四号）、同（請願者　愛知県常滑市蒲池郷中十六番地中山津多子外千七百八十名）（久野忠治君紹介）（第四八五号）、同（請願者　富山市餌指町一番地道正喜一外二千七百名）（佐伯宗義君紹介）（第四八六号）、同（請願者　福島市吉倉字竹ノ内二十番地の三鈴木忞外千五十五名）（齋藤邦吉君紹介）（第四八七号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市寿町四十三番地の一萩原正男外二千六百十八名）（東海林稔君紹介）（第四八八号）、同（請願者　山口県下関市上田中町山口県中学校長会長田中文外三千七百六十八名）（周東英雄君紹介）（第四八九号）、同（請願者　東京都世田谷区太子堂二百三十九番地佐野利雄外二千名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四九〇号）、同（請願者　京都市下京区西七条京都市立七条小学校長井内龍三外六千八百五十二名）（田中伊三次君紹介）（第四九一号）、同（請願者　北海道松前郡江差町新栄渡辺一重外千百十九名）（田中正巳君紹介）（第四九二号）、同（請願者　三重県松阪市立野小林幸一郎外二千四十五名）（田村元君紹介）（第四九三号）、同（請願者　札幌市豊平二条二丁目小林三郎外千八名）（高田富與君紹介）（第四九四号）、同（請願者　広島県福山市野上町高橋秀男外五千七百二十九名）（高津正道君紹介）（第四九五号）、同（請願者　愛媛県西宇和郡伊方町大通政ヱ門外二千八名）（高橋英吉君紹介）（第四九六号）、同（請願者　島根県益田市大字向横田柳井豊外千百名）（竹下登君紹介）（第四九七号）、同（請願者　佐賀市上多布施町緑小路石崎万寿子外三千百五十六外）（舘林三喜男君紹介）（第四九八号）、同（請願者　福井市照手町四丁目六百十二番地井口昌保外二千三百三十六名）（堂森芳夫君紹介）（第四九九号）、同（請願者　茨城県那珂湊市田宮原四千三百六十七番地石川昭外二百一名）（塚原俊郎君紹介）（第五〇〇号）、同（請願者　鹿児島市吉野町二番地前村進外二千三百五十三名）（床次徳二君紹介）（第五〇一号）、同（請願者　東京都八王子市戸吹町五十番地原一郎外二千名）（中村高一君紹介）（第五〇二号）、同（請願者　千葉県館山市小原七百六十八番地山根春夫外三千五百八十三名）（中村庸一郎君紹介）（第五〇三号）、同（請願者　香川県綾歌郡綾南町千八百八十五番地村山芳太郎外七百九十九名）（成田知巳君紹介）（第五〇四号）、同（請願者　鹿児島県鹿屋市下高隅町九百四十五番地小持留保外九百四十名）（二階堂進君紹介）（第五〇五号）、同（請願者　大阪市東淀川区塚本町五丁目百四番地高岡正外二千九名）（西尾末廣君紹介）（第五〇六号）、同（請願者　滋賀県高島郡新旭町深溝中剛外三千八百七十五名）（西村関一君紹介）（第五〇七号）、同（請願者　山形市双月町五百十二番地佐藤七太郎外千九百九十九名）（西村力弥君紹介）（第五〇八号）、同（請願者　大阪市東淀川区淡路本町一丁目三十七番地元浜瀞外千九十一名）（野原覺君紹介）（第五〇九号）、同外二件（請願者　東京都新宿区神楽坂三丁目一番地吉沢清外三万一名）（濱野清吾君紹介）（第五一〇号）、同（請願者　高知市西新屋敷六十九番地西本貞外千九百三十名）（濱田幸雄君紹介）（第五一一号）、同（請願者　東京都府中市幸町二丁目三十四番地芦谷清外二千三百七十八名）（福田篤泰君紹介）（第五一二号）、同（請願者　福井県坂井郡金津町指中五十八番地の七佐々木敏外五千四百四十六名）（福田一君紹介）（第五一三号）、同（請願者　岡山県倉敷市浅原千九番地室山三義外八千五十九名）（藤井勝志君紹介）（第五一四号）、同（請願者　山形市蔵王成沢三十四番地板垣宇一郎外千九百九十九名）（牧野寛索君紹介）（第五一五号）、同（請願者　浦和市白幡七十五番地四方田正作外三千七十八名）（松永東君紹介）（第五一六号）、同（請願者　富山市千石町三区佐藤彰外二千二百名）（松村謙三君紹介）（第五一七号）、同（請願者　福岡県小倉市清水上の原町二丁目松尾豊勝外二千百八十一名）（松本七郎君紹介）（第五一八号）、同（請願者　大分県北海部郡佐賀関町上浦高橋哲士外二千五百四十名）（村上勇君紹介）（第五一九号）、同（請願者　東京都世田谷区北沢二丁目百十四番地堀内正三外千九百九十名）（本島百合子君紹介）（第五二〇号）、同（請願者　群馬県北群馬郡子持村大字上白井三千二百六十八番地木暮利夫外二千十一名）（山口鶴男君紹介）（第五二一号）、同（請願者　三重県上野市大野木三百四十番地藤井哲外二千四百二名）（山手滿男君紹介）（第五二二号）、同（請願者　松山市御幸町五十五番地二神伝三郎外千五百三十二名）（湯山勇君紹介）（第五二三号）、同（請願者　札幌市南四条西二十四丁目三村千鶴子外千四百二十九名）（横路節雄君紹介）（第五二四号）、同（請願者　山形市東原町百六十七番地の一石垣貞次郎外千九百九十九名）（黒金泰美君紹介）（第五二五号）、同（請願者　岐阜県不破郡垂水町神田岩田好子外三千三百四十名）（木村公平君紹介）（第五二六号）、同（請願者　山形市平清水二百十番地の二千歳正雄外千九百九十九名）（安宅常彦君紹介）（第五二七号）、同（請願者　金沢市沼田町二番地岡野正策外一万名）（井村重雄君紹介）（第五二八号）、同（請願者　北海道帯広市西七条南二十六川村秀雄外八百十七名）（伊藤郷一君紹介）（第五二九号）、同（請願者　鹿児島県川辺郡坊津町久志二千三百九十一番地浜田顕外千二百九十一名）（宇田國榮君紹介）（第五二〇号）、同（請願者　福井市経田町三十三番地の十五牧野久義外二千百六十名）（植木庚子郎君紹介）（第五二一号）、同（請願者　千葉県船橋市本町四丁目千四百四十四番地大曾根衛一外三千八百五十一名）（臼井莊一君紹介）（第五二二号）、同（請願者　京都市東山区今熊野宝蔵町十七番地大西勇外六千二百十六名）（小川半次君紹介）（第五二三号）、同（請願者　山口県岩国市大字青木百六十五番地の一広重春吉外五千百九十三名）（小澤太郎君紹介）（第五二四号）、同（請願者　鹿児島市鴨池八百五十五番地有村義信外千五百四十一名）（上林山榮吉君紹介）（第五二五号）、同（請願者　愛知県春日井市玉野町八百四十八番地鈴木仁外六百七十二名）（久野忠治君紹介）（第五二六号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市中町三十八番地須藤徳三外二千八十二名）（久保田円次君紹介）（第五二七号）、同（請願者　三重県亀山市野村町森下健志外二千四百二名）（久保田藤麿君紹介）（第五二八号）、同（請願者　長野市石渡二百十二番地渡辺昭雄外九百九十一名）（倉石忠雄君紹介）（第五二九号）、同（請願者　山形市東原町百六十七番地の一石垣貞次郎外千九百九十九名）（黒金泰美君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　栃木県小山市稲葉郷千九百七十番地の三野沢ハル外二千百十二名）（小平久雄君紹介）（第五三一号）、同（請願者　三重県安芸郡芸濃町多門伊藤磐外二千二百三十名）（小林ちづ君紹介）（第五三二号）、同（請願者　大分県豊後高田市字真中渡辺ヤチヨ外二千九百五十名）（小松幹君紹介）（第五三三号）、同（請願者　富山市赤江新町二丁目二番地竹村園吉外二千四百八十名）（佐伯宗義君紹介）（第五三四号）、同（請願者　東京都世田谷区等々力町一丁目二千二百八十四番地鈴木喜寛外千九百九十九名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五三五号）、同（請願者　札幌市北十条東十丁目清水義輔外千二十七名）（高田富與君紹介）（第五三六号）、同（請願者　京都市右京区常盤京都府立嵯峨野高等学校長籔田尚一外五千七百五十二名）（田中伊三次君紹介）（第五三七号）、同（請願者　山口県小野田市揃山西佐藤惣熊外

四千七十二名）（田中龍夫君紹介）（第五七六号）、同（請願者　北海道函館市立深堀中学校高橋昭五外千百三十名）（田中正巳君紹介）（第五七七号）、同（請願者　佐賀市東田代町四十二番地小寺仁外四千百七名）（舘林三喜男君紹介）（第五七八号）、同（請願者　島根県簸川郡大社町赤塚板倉弘造外千七百十二名）（竹下登君紹介）（第五七九号）、同（請願者　愛媛県東宇和郡宇和町大字鬼窪青木徳恵外千九百六十名）（高橋英吉君紹介）（第五八〇号）、同（請願者　兵庫県三木市福井新宿八十五番地の三八木光表外二千二百三十七名）（田中武夫君紹介）（第五八一号）、同（請願者　鹿児島県阿久根市折口草原新外千三百二十八名）（中馬辰猪君紹介）（第五八二号）、同（請願者　福井県小浜市湊松本秀太郎外二千百六十一名）（堂森芳夫君紹介）（第五八三号）、同（請願者　群馬県安中市安中三千二百八十三番地の二萩原雪子外二千四十四名）（中曾根康弘君紹介）（第五八四号）、同（請願者　静岡県磐田市西新町六百九十三番地長田つや子外三千百二名）（中村幸八君紹介）（第五八五号）、同（請願者　東京都府中市天神町一丁目三番地今井甲子男外千九百九十九名）（中村高一君紹介）（第五八六号）、同（請願者　大阪市城東区古市中通一丁目十二番地佐野愛子外三百四十四名）（中山マサ君紹介）（第五八七号）、同（請願者　静岡市栗原二百七十四番地の二湯山三樹徳外三千六百六十九名）（西村直己君紹介）（第五八八号）、同（請願者　大阪府寝屋川市高宮五百十三番地永尾喜市郎外九百名）（野原覺君紹介）（第五八九号）、同（請願者　長野県西筑摩郡三岳村太田勇外千七百名）（羽田武嗣郎君紹介）（第五九〇号）、同（請願者　群馬県桐生市桐生町二丁目八百五十五番地萩原晃外二千三百六名）（長谷川四郎君紹介）（第五九一号）、同（請願者　高知市山端町二十三番地池誠美外千九百三十一名）（濱田幸雄君紹介）（第五九二号）、同（請願者　三重県志摩郡阿児町鵜方千四百四十四番地森崇外二千七名）（濱地文平君紹介）（第五九三号）、同（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷六丁目百八十六番地磯野恭子外一万名）（濱野清吾君紹介）（第五九四号）、同（請願者　東京都府中市本町二丁目三の七番地矢部純一外二千名）（福田篤泰君紹介）（第五九五号）、同（請願者　福井市毛矢町二丁目二十二番地舟沢茂樹外二千百四十七名）（福田一君紹介）（第五九六号）、同（請願者　大阪府南河内郡美陵町春日丘佐々木節雄外千三百六十四名）（古川丈吉君紹介）（第五九七号）、同（請願者　富山市神通町八百五十五番地五十嵐ひで外二千二百名）（松村謙三君紹介）（第五九八号）、同（請願者　大阪府高槻市大字氷室六百九十二番地の四福田貞次外千六十五名）（松原喜之次君紹介）（第五九九号）、同（請願者　長野県上田市諏訪部中沢都夫外二千六百五十五名）（松平忠久君紹介）（第六〇〇号）、同（請願者　鹿児島県囎唹郡有明町通山徳富瑞枝外千四百五十六名）（山中貞則君紹介）（第六〇一号）、同（請願者　栃木県佐野市並木町二百五十一番地鈴木みどり外千八百五名）（山田長司君紹介）（第六〇二号）、同（請願者　岐阜県大垣市筑捨町九十二番地大橋寿外二千四百十名）（山本幸一君紹介）（第六〇三号）、同（請願者　愛媛県西条市福武千六百十八番地藤田正一外二千四十名）（八木徹雄君紹介）（第六〇四号）、同（請願者　松山市祇園町二丁目栗原昭一外二千四百二十五名）（湯山勇君紹介）（第六〇五号）、同（請願者　横浜市保土ケ谷区桜丘三百八十五番地井上鑒外千七百二十名）（米田吉盛君紹介）（第六〇六号）、同（請願者　山口県美祢市東厚保町坂井源一外二千九百六十五名）（安倍晋太郎君紹介）（第六四一号）、同（請願者　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立原ミツル外三百六名）（相川勝六君紹介）（第六四二号）、同（請願者　鳥取県東伯郡関金宿松尾一男外千百九十一名）（赤澤正道君紹介）（第六四三号）、同（請願者　東京都墨田区吾嬬町西九丁目六十三番地佐野進一外五千九百九十九名）（天野公義君紹介）（第六四四号）、同（請願者　山口県下松市花岡山崎一男外五千七十名）（石村英雄君紹介）（第六四五号）、同（請願者　福岡県筑後市大字久恵田中準一外四千六百五十七名）（稲富稜人君紹介）（第六四六号）、同（請願者　愛知県豊橋市鍵田町五十五番地の四山本弥太郎外三千三百十九名）（上村千一郎君紹介）（第六四七号）、同（請願者　福井県坂井郡川西町池尻西岡英念外二千百五十一名）（植木庚子郎君紹介）（第六四八号）、同（請願者　徳島県板野郡北島町近藤一雄外三千五百六十八名）（小笠公韶君紹介）（第六四九号）、同（請願者　京都市南区吉祥院里ノ内町六十八番地鍛田尚一外六千三十名）（小川半次君紹介）（第六五〇号）、同（請願者　福島市森合台ノ前十四番地今野ミヨ外二千六百二十五名）（大竹作摩君紹介）（第六五一号）、同（請願者　北海道旭川市十条通十丁目高橋実司外千百十五名）（佐々木秀世君紹介）（第六五二号）、同外一件（請願者　富山市清水町百六十一番地犬島優外四千五百四十一名）（佐伯宗義君紹介）（第六五三号）、同（請願者　熊本県人吉市温泉町勝間田正観外二千九百七十六名）（坂田道太君紹介）（第六五四号）、同（請願者　島根県八束郡宍道町七百二十番地新谷郁子外八百十五名）（櫻内義雄君紹介）（第六五五号）、同（請願者　群馬県館林市谷越三百四十番地石原喜助外二千四百九十八名）（笹本一雄君紹介）（第六五六号）、同（請願者　神戸市東灘区魚崎町横屋二百六十六番地野田文政外千六百六十八名）（首藤新八君紹介）（第六五七号）、同（請願者　岩手県稗貫郡石鳥谷町好地百二十五番地磯田德弥外百三十五名）（椎名悅三郎君紹介）（第六五八号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区鳥山町八十三番地渡辺百合子外二千九百九十九名）（鈴木茂三郎君紹介）（第六五九号）、同（請願者　福島市御山町五十七番地下山政一外三千五百十五名）（鈴木義男君紹介）（第六六〇号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町東五丁目三番地坂本馨外二千百九十名）（藤枝泉介君紹介）（第六七六号）、同（請願者　愛知県岡崎市柱町羽根田一番地岩城留吉外六千五十五名）（中垣國男君紹介）（第六七七号）、同（請願者　東京都八王子市大和田町二丁目千四十九番地渡辺悅子外二千名）（中村高一君紹介）（第六七八号）、同（請願者　千葉県印旛郡栄町請方鄰田明外四千三百七十六名）（村庸一郎君紹介）（第六七九号）、同（請願者　仙台市立南材木町小学校長小金沢重光外四百七十二名）（西宮弘君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　大阪市城東区今福南四丁目八番地藤原国男外三百四十三名）（中山マサ君紹介）（第六八一号）、同外二件（請願者　大阪府岸和田市額町五百五十五番地谷口豊外三千九百五十七名）（西村榮一君紹介）（第六八二号）、同外一件（請願者　大阪府堺市日置荘北町七十の二百三十二番地藤野英一外三千六十六名）（野原覺君紹介）（第六八三号）、同（請願者　盛岡市上田北山七十二番地馬場操外七百四十三名）（野原正勝君紹介）（第六八四号）、同（請願者　岐阜市長良真福寺川崎正外九千七百十二名）（前田義五号）、同（請願者　群馬県館林市谷越三百四十番地石原喜助外二千四百九十八名）（笹本一雄君紹介）（第六五六号）、同（請願者　神戸市東灘区魚崎町横屋二百六十六番地野田文政外千六百六十八名）（首藤新八君紹介）（第六七二号）、同外一件（請願者　東京都板橋区大和町三十五番地平内利博外一万八百八十九名）（濱野清吾君紹介）（第六七三号）、同（請願者　宇都宮市一の沢町七十四番地加古八千代外二千一名）（広瀬秀吉君紹介）（第六七四号）、同（請願者　群馬県群馬郡箕郷町善地二百十六番地福島敏子外千八百四十五名）（福田赳夫君紹介）（第六七五号）、同（請願者　前橋市元総社町二千二百四十二番地石井好男外二千二百九十名）（藤枝泉介君紹介）（第六七六号）、同（請願者　愛知県岡崎市柱町羽根田一番地岩城留吉外六千五十五名）（中垣國男君紹介）（第六七七号）、同（請願者　東京都八王子市大和田町二丁目千四十九番地渡辺悅子外二千名）（中村高一君紹介）（第六七八号）、同（請願者　千葉県印旛郡栄町請方鄰田明外四千三百七十六名）（村庸一郎君紹介）（第六七九号）、同（請願者　仙台市立南材木町小学校長小金沢重光外四百七十二名）（西宮弘君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　大阪市城東区今福南四丁目八番地藤原国男外三百四十三名）（中山マサ君紹介）（第六八一号）、同外二件（請願者　大阪府岸和田市額町五百五十五番地谷口豊外三千九百五十七名）（西村榮一君紹介）（第六八二号）、同外一件（請願者　大阪府堺市日置荘北町七十の二百三十二番地藤野英一外三千六十六名）（野原覺君紹介）（第六八三号）、同（請願者　盛岡市上田北山七十二番地馬場操外七百四十三名）（野原正勝君紹介）（第六八四号）、同（請願者　岐阜市長良真福寺川崎正外九千七百十二名）（前田義　茨城県鹿島郡波崎町七千七十番地豊島正典外四百四十七名）（橋本登美三郎君紹介）（第六七一号）、同（請願者　高知市宝町百二十八番地の二岩尾高外二千百二十八名）（濱田幸雄君紹介）（第六七二号）、同外一件（請願者　東京都板橋区大和町三十五番地平内利博外一万八百八十九名）（濱野清吾君紹介）（第六七三号）、同（請願者　宇都宮市一の沢町七十四番地加古八千代外二千一名）（広瀬秀吉君紹介）（第六七四号）、同（請願者　群馬県群馬郡箕郷町善地二百十六番地福島敏子外千八百四十五名）（福田赳夫君紹介）（第六七五号）、同（請願者　前橋市元総社町二千二百四十二番地石井好男外二千二百九十名）（藤枝泉介君紹介）（第六七六号）、同（請願者　愛知県岡崎市柱町羽根田一番地岩城留吉外六千五十五名）（中垣國男君紹介）（第六七七号）、同（請願者　東京都八王子市大和田町二丁目千四十九番地渡辺悅子外二千名）（中村高一君紹介）（第六七八号）、同（請願者　千葉県印旛郡栄町請方鄰田明外四千三百七十六名）（村庸一郎君紹介）（第六七九号）、同（請願者　仙台市立南材木町小学校長小金沢重光外四百七十二名）（西宮弘君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　大阪市城東区今福南四丁目八番地藤原国男外三百四十三名）（中山マサ君紹介）（第六八一号）、同外二件（請願者　大阪府岸和田市額町五百五十五番地谷口豊外三千九百五十七名）（西村榮一君紹介）（第六八二号）、同外一件（請願者　大阪府堺市日置荘北町七十の二百三十二番地藤野英一外三千六十六名）（野原覺君紹介）（第六八三号）、同（請願者　盛岡市上田北山七十二番地馬場操外七百四十三名）（野原正勝君紹介）（第六八四号）、同（請願者　岐阜市長良真福寺川崎正外九千七百十二名）（前田義

雄君紹介)(第六八五号)、同(請願者　熊本県玉名郡南関町大字関町合馬千代外四千百七十八名)(松野頼三君紹介)(第六八六号)、同(請願者　大阪府寝屋川市上神田藤原正義外千六十九名)(松原喜之次君紹介)(第六八七号)、同(請願者　富山市千石町百三十四番地佐々木順吾外二千二百八十名)(松村謙三君紹介)(第六八八号)、同(請願者　鹿児島県大口市曽木三千二百五十五番地野中正伸外二千三百七十九名)(村山喜一君紹介)(第六八九号)、同(請願者　東京都世田谷区下馬町三丁目五十番地佐野友彦外二千名)(本島百合子君紹介)(第六九〇号)、同(請願者　愛媛県伊予三島市三島横田章臣外千四百八十九名)(八木徹雄君紹介)(第六九一号)、同(請願者　盛岡市上田館向千五十一番地村田剛外七百四十二名)(山本猛夫君紹介)(第六九二号)、同外一件(請願者　松山市本屋町国広一男外二千七百九十二名)(湯山勇君紹介)(第六九三号)、同(請願者　福島市山下町一番地中村富美子外二千九十七名)(吉村吉雄君紹介)(第六九四号)、同(請願者　横浜市磯子区磯子町五十八番地小玉晶外二千百四十一名)(米田吉盛君紹介)(第六九五号)、同(請願者　鹿児島市鷹師町九十二番地本田恵美外千五百三十二名)(米山恒治君紹介)(第六九六号)、同(請願者　徳島県南二軒屋町永井洸外四千三百十九名)(阿部五郎君紹介)(第七〇八号)、同(請願者　鹿児島県西之表市西之表鴨女町大木倫外千五十二名)(有馬輝武君紹介)(第七〇九号)、同(請願者　宮城県牡鹿郡稲井町沼津字拾枚山六番地の二浅野忠雄外四百七十七名)(愛知揆一君紹介)(第七一〇号)、同外一件(請願者　徳島県三好郡三加茂町三庄小学校長藤川行夫外八千三百五十四名)(秋田大助君紹介)(第七一一号)、同(請願者　長野県中野市西町南常次外二千三百七十一名)(井出一太郎君紹介)(第七一二号)、同(請願者　神戸市兵庫区楠谷町九十番地高橋辰夫外千西ノ原利明外千三百四十三名)(池田清志君紹介)(第七一三号)、同(請願者　山形県鶴岡市幸町甲十四番地佐藤誠之助外千五百五十九名)(池田正之輔君紹介)(第七一四号)、同外二件(請願者　長崎県南高来郡加津佐町松本良一外三千三百十名)(石橋正嗣君紹介)(第七一五号)、同(請願者　滋賀県野洲郡守山町梅田太田主基外三千八百六十名)(宇野宗佑君紹介)(第七一六号)、同(請願者　徳島県阿南市見能林町林崎百番地天羽喜弘外三千三百七十二名)(小笠公韶君紹介)(第七一七号)、同(請願者　岩手県稗貫郡石鳥谷町好地百二十五番地幾田徳弥外百五名)(小澤佐重喜君紹介)(第七一八号)、同外一件(請願者　山口県吉敷郡秋穂町東二千三百三十五番地の一福島久雄外七千九百七十八名)(小澤太郎君紹介)(第七一九号)、同外一件(請願者　岡山市浜岡山県立岡山高等学校内内藤一人外一万二百五十八名)(大村清一君紹介)(第七二〇号)、同外一件(請願者　札幌市南十四条西八丁目鈴木善男外二千百六十五名)(横路節雄君紹介)(第七二一号)、同(請願者　高松市花園町千二百八十四番地の九大林政一外二千四百八十九名)(加藤常太郎君紹介)(第七二二号)、同(請願者　埼玉県本庄市二千三百三十九番地関口守重外三千百四名)(鴨田宗一君紹介)(第七二三号)、同(請願者　愛知県知多郡武豊町宇川脇三十四番地の一竹内与一外三千三百八十九名)(久野忠治君紹介)(第七二四号)、同(請願者　群馬県富岡市七日市五丁目六百六番地高橋幸男外二千三百七十名)(栗原俊夫君紹介)(第七二五号)、同(請願者　福島県豊前市山田町広山田中精一外二千七百八十二名)(藏内修治君紹介)(第七二六号)、同(請願者　神戸市兵庫区楠谷町九十番地高橋辰夫外千三百五十名)(五島虎雄君紹介)(第七二七号)、同(請願者　仙台市原町南目薬師堂西五十八番地斎藤光子外四百六十七名)(佐々木更三君紹介)(第七二八号)、同(請願者　茨城県古河市下山三丁目千七十八番地斉藤宣男外三百七十四名)(佐藤洋之助君紹介)(第七二九号)、同(請願者　熊本県八代市鷹匠町三番地松野能也外三千五十八名)(坂田道太君紹介)(第七三〇号)、同(請願者　島根県能義郡広瀬町七百九十三番地前原寛外千四百名)(櫻内義雄君紹介)(第七三一号)、同(請願者　大阪府堺市南田出井町二丁目二十八番地桑博外千九百六十二名)(杉山元治郎君紹介)(第七三二号)、同(請願者　東京都世田谷区北沢二丁目二百二十五番地鈴木康弘外千九百九十九名)(鈴木茂三郎君紹介)(第七三三号)、同(請願者　岐阜市鷺山緑ケ丘三百十五番地丹羽浅次郎外七千八百三十一名)(田口誠治君紹介)(第七三四号)、同外一件(請願者　島根県出雲市高松町松尾泰栄外八百三十名)(竹下登君紹介)(第七三五号)、同(請願者　静岡県浜松市三組町二十九番地中山恒男外三千百二十六名)(竹山祐太郎君紹介)(第七三六号)、同(請願者　佐賀市蓮池町大字小松三百二十九番地牟田京子外三千二百三十七名)(舘林三喜男君紹介)(第七三七号)、同(請願者　青森市油川町吉田正美外二千百六十名)(津島文治君紹介)(第七三八号)、同(請願者　福岡市新袋島町六百十四番地古賀美智子外二千二百八十九名)(中島茂喜君紹介)(第七三九号)、同(請願者　大阪市東淀川区木川東之丁三丁目二十八番地吉永八代子外千五百三十五名)(中山マサ君紹介)(第七四〇号)、同(請願者　福岡市香住丘四丁目松葉甚一外二千六百七十一名)(稙崎弥之助君紹介)(第七四一号)、同(請願者　茨城県猿島郡岩井町大字岩井高橋毅外五百二十二名)(丹羽喬四郎君紹介)(第七四二号)、同(請願者　大阪府和泉市黒鳥町山荘加藤栄一外千二名)(西村榮一君紹介)(第七四三号)、同(請願者　栃木県喜久晴外三千八十九名)(西村直己君紹介)(第七四四号)、同外二件(請願者　大阪府堺市出島二丁目二百三番地岡市省三外二千百四十七名)(野原覺君紹介)(第七四五号)、同外一件(請願者　高知県香美郡土佐山田町石川豊二千百名)(濱田幸雄君紹介)(第七四六号)、同外一件(請願者　東京都文京区駒込千駄木佐野春光外五千七百七十五名)(濱野清吾君紹介)(第七四七号)、同(請願者　高松市浜ノ丁四十七番番地宇条綾子外千三百三十七名)(福家俊一君紹介)(第七四八号)、同(請願者　横浜市保土ケ谷区小高町四百五十五番地藤井良昭外二千名)(福田篤泰君紹介)(第七四九号)、同(請願者　宇都宮市東塙田町八十六番地斎藤徳次外二千十三名)(船田中君紹介)(第七五〇号)、同(請願者　和歌山市関戸竹中良平外七百十四名)(坊秀男君紹介)(第七五一号)、同(請願者　北海道旭川市緑町二十五丁斉藤清吉外千九十七名)(松浦周太郎君紹介)(第七五二号)、同(請願者　福岡市田島青山町磯野角男外二千八百四十一名)(松本七郎君紹介)(第七五三号)、同(請願者　富山県射水郡小杉町下条広瀬誠修外二千四百四十名)(松村謙三君紹介)(第七五四号)、同(請願者　兵庫県神崎郡香寺町香呂六百七十二番地藤尾哲郎外二千七百三十六名)(三木喜夫君紹介)(第七五五号)、同(請願者　栃木県佐野市相生町二千八百五十二番地石川武雄外千九百九十九名)(佐藤觀次郎君紹介)(第八〇五号)、同(請願者　富山市稲荷町九十二番地柳瀬三郎外二千

八百名）（佐伯宗義君紹介）（第八〇六号）、同（請願者　福島市清明町二十九番地鈴木光雄外八百六名）（齋藤邦吉君紹介）（第八〇七号）、同（請願者　大阪市北区北扇町五十七番地渡辺敏子外二百二十二名）（阪上安太郎君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　熊本県八代市大村町六百四十八番地金山正外二千四百二十七名）（坂田道太君紹介）（第八〇九号）、同（請願者　松江市内中原町二十六番地小野伯彦外千六百二十二名）（櫻内義雄君紹介）（第八一〇号）、同（請願者　岩手県大船渡市立根町中野五十一番地の一金野守助外百二十名）（志賀健次郎君紹介）（第八一一号）、同（請願者　長野県南安曇郡三郷村青柳幸一外三百七十三名）（下平正一君紹介）（第八一二号）、同（請願者　盛岡市三ツ割字田畑百五十九番地村井静子外九百十六名）（鈴木善幸君紹介）（第八一三号）、同（請願者　東京都世田谷区三宿町九十一番地松尾世津子外二千名）（鈴木茂三郎君紹介）（第八一四号）、同（請願者　福島市渡利字鳥谷十三番地の一植田英子外八百十八名）（鈴木義男君紹介）（第八一五号）、同（請願者　山口県長門市東深川田屋岡政秋介外二千七百八十七名）（田中龍夫君紹介）（第八一六号）、同外一件（請願者　兵庫県伊丹市南野字溝口百七十二番地の十一坂西啓二郎外四百八十名）（永田亮一君紹介）（第八一七号）、同（請願者　広島市北榎町百九十六番地中野二郎外七千十名）（灘尾弘吉君紹介）（第八一八号）、同（請願者　大分市上野六坊鈴木陽一外二千二十名）（二宮武夫君紹介）（第八一九号）、同（請願者　大分県速見郡日出町川崎小川辰雄外二千九百六十名）（西村英一君紹介）（第八二〇号）、同（請願者　静岡市河原場町茂木しげり外三千九十三名）（西村直己君紹介）（第八二一号）、同（請願者　山形市印役町三百六十六番地佐藤次郎外千九百九十九名）（武藤山治君紹介）（第八二二号）、同（請願者　岐阜県羽島市小熊町内粟野大橋鈴子外二千七百四十名）（野田卯一君紹介）（第八二三号）、同（請願者　大阪市浪速区下寺町三丁目五十番地吉井善三郎外八百六十三名）（野原覺君紹介）（第八二四号）、同（請願者　長野県小県郡長門町長久保鈴木邦夫外千百八十四名）（羽田武嗣郎君紹介）（第八二五号）、同外一件（請願者　東京都練馬区貫井町八百四十六番地関宰外二万名）（濱野清吾君紹介）（第八二六号）、同（請願者　岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾一百三十八番地浦田欣二外七千八百六名）（藤井勝志君紹介）（第八二七号）、同（請願者　高松市中野町百十八番地井上正男外千三百四名）（藤本捨助君紹介）（第八二八号）、同（請願者　鳥取県倉吉市横田五百六十八番地久米中学校内県ＳＬＡ事務局長生田喜彦外四千四百八十二名）（古井喜實君紹介）（第八二九号）、同（請願者　宮城県塩釜市母子沢五十四番地中島れい子外四百六十九名）（保科善四郎君紹介）（第八三〇号）、同（請願者　広島県呉市本通り十五丁目八十番地伊藤松之丞外二千一百一名）（前田栄之助君紹介）（第八三一号）、同（請願者　熊本市黒髪町坪井四百六十七番地高添多喜男外三千百四十九名）（松野頼三君紹介）（第八三二号）、同（請願者　富山市太郎丸百六十五番地西野タカ外二千九百八十名）（松村謙三君紹介）（第八三三号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田町蓮田三千七百四十八番地渡辺雅夫外千八十七名）（松山千恵子君紹介）（第八三四号）、同（請願者　石川県羽咋郡高浜町甘田浜岡信雄外七千七百二十五名）（南好雄君紹介）（第八三五号）、同（請願者　栃木県足利市通四丁目三千四百八十一番地佐藤荘二外千九百八十九名）（藤山治君紹介）（第八三六号）、同（請願者　大分県鶴崎市三佐二百三十三番地鈴木幸子外千四十名）（村上勇君紹介）（第八三七号）、同（請願者　宇都宮市石井町二千七百六十三番地鈴木銀子外二千十六名）（森山欽司君紹介）（第八三八号）、同（請願者　愛媛県新居浜市磯浦町曽我美佐夫外三千五百七十四名）（八木徹雄君紹介）（第八三九号）、同（請願者　鹿児島県大島郡喜界町先内二百八番地磯山泰忠外五百八名）（保岡武久君紹介）（第八四〇号）、同（請願者　秋田県能代市赤館町渡辺イチ外千三百二十九名）（柳谷清三郎君紹介）（第八四一号）、同外二件（請願者　北海道茅部郡森町川村長四郎外三千二百十九名）（山内広君紹介）（第八四二号）、同（請願者　福岡県八女市大字木村九十一番地市営住宅二の二号西本寿美男外四千二百七十七名）（山崎巌君紹介）（第八四三号）、同（請願者　三重県一志郡嬉野町字平生松本貞二外千八十一名）（山手滿男君紹介）（第八四四号）、同（請願者　神奈川県小田原市早川四百七番地石山延雄外二千六十七名）（米田吉盛君紹介）（第八四五号）、同外九件（請願者　東京都杉並区大宮前四丁目五百三十六番地小川敬一外二万六千三百九十四名）（花村四郎君紹介）（第八八〇号）、同（請願者　宇都宮市大寛町二千二百二十五番地佐藤三郎外二千三名）（戸叶里子君紹介）（第八八一号）、同（請願者　秋田県大曲市角間川字東中上町三番地佐藤宏之助外千二百七十六名）（栗林三郎君紹介）（第九四九号）及び同外四件（請願者　東京都板橋区氷川町十八番地堀内武雄外一万二名）（賀屋興宣君紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館は学童の学習活動と、人間形成に大きな使命をもっているにもかかわらず、今日まで運営する人員を一人も配置しないで、その重要性を認識する教師と、ＰＴＡ雇用の事務職員にまかされていることは、学校図書館の伸展上遺憾であるばかりでなく、学校図書館を担当している教師は激務に耐えかねており、全国九千名にのぼるＰＴＡ雇用の事務職員は身分上の不安定におのいている。ついては、司書教諭を即時発令するとともに、学校司書の制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興をはかるため、司書教諭の確保と学校図書館の事務職員の身分安定とを求める本請願の要請については、十分考慮を加え、地方財政との関連にも留意しつつ理想の実理に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

老朽危険校舎改築費国庫補助率引上げ等に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後十七年を経過した今日、教育行政については相当の進歩充実をみたが、いまだ施設の充実等には多額の財源を必要とするので、次記三点について適切な措置を講じられたいというのである。（一）老朽危険校舎改築費に対する現行補助率三分の一を三分の二に改正すること、（二）小・中学校の給食は完全実施するよう法を改正するとともに、これに従事する職員を教職員定数に加え、給与を国庫負担とすること、（三）公民館の建築その他社会教育施設に対する国の補助および起債わくを大幅に拡大するとともに、館長等公民館職員を義務教育費国庫負担法に準じて財源措置を行なうこと。

二、請願の議決理由

公立文教施設特に危険校舎の改築及び社会教育施設の整備並びに学校給食の一層の普及充実を求める本請願の要請は、その趣旨においてこれら教育施策の理想を求めるものであるが、政府は地方の財政事情及び法制関係等を考慮の上、できる限り適切な改善措置を講ずるよう検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校生徒急増対策として、すみやかに臨時措置法を制定し、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）公立高等学校の新設、増改築ならびに学校用地の取得経費については、課程のいかんを問わず二分の一の国庫補助とし、残りは全額起債を認め、その他の施設整備に関する地方負担分についても起債を認めること とし、おそくとも昭和三十七年度以降三箇年で整備を完了すること、（二）私立高等学校の新設、増

改築ならびに学校用地の取得経費についても国庫補助すること。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う生徒の収容施設の整備は、現下文教政策上の重要課題である。政府が公私立高等学校の新設、増改築及び用地取得の経費について、さらに有効適切な財源上の措置を講ずることを求めている本請願の趣旨は、もとよりこれをとるべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策及び義務教育無償等に関する請願（請願者　新潟県白根市大字戸頭六百八十八番地鈴木雄生外千三百二十八名）（川上貫一君紹介）（第四三九号）、同（請願者　新潟市神明町四十九番地永井日吉外千八十七名）（志賀義雄君紹介）（第四四〇号）、同（請願者　新潟県加茂市大字加茂二千六十一番地の八千葉照子外九百七十五名）（谷口善太郎君紹介）（第四四一号）及び同（請願者　徳島県三好郡池田町敷三上下川キクノ外七十九名）（谷口善太郎君紹介）（第九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本国憲法には義務教育を国家が無償で保障することを明示しており、教育基本法には「すべての国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」と教育の機会均等を定めているが、実情においては教育費の父母負担は年々増加の一途をたどつている。また昭和三十八年から四十年は高等学校進学予定者が激増するにもかかわらず、高校進学希望者の全員入学対策はおろか高校急増対策も遅々として進まず多くの中学浪人を出すことは必至の情勢にある。ついては、この問題解決のため次記事項を具体的に措置されたいというのである。

（一）高校進学希望者が全員入学できるよう高校施設設備を国庫負担で大幅に増加すること、（二）定時制高校を充実し、働く青年に就学の機会を与えること、（三）奨学資金制度を完備し、だれでも高校に入れるようにすること、（四）教科書値上げをやめ、ただちに義務教育諸学校の教科書無償配布を実施すること、等。

二、請願の議決理由

本請願がその実現を要望するものとして掲げた具体的項目はそれぞれ理想的姿であつて、その全面的実現はもとより困難なものが多いと思われるが、高等学校進学希望者の急増に伴う対策及び義務教育無償を実現する上に、検討事項とし、その趣旨はこれをとつて考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

平城宮跡等理蔵文化財保護に関する請願（請願者　名古屋市昭和区天白町野並字相生山二十八の三百二十六三渡俊一郎外千五十九名）（上村千一郎君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　大阪府寝屋川市打上七百九十三番地田中彬外四百八十二名）（杉山元治郎君紹介）（第五三一号）、同（請願者　広島県佐伯郡五日市町藤垂園松崎寿和外千二百二十五名）（高津正道君紹介）（第五三二号）、同（請願者　東京都板橋区宮本町十番地亀井浩明外千百六十三名）（濱野清吾君紹介）（第五三三号）、同（請願者　京都市左京区浄土寺上馬場町二十六番地吉本亮俊外千三百六十五名）（小川半次君紹介）（第六二四号）、同（請願者　神戸市垂水区北五色山川上勝外七百十二名）（三木喜夫君紹介）（第八五七号）、同（請願者　島根県出雲市知井宮町山本彰一郎外九百十二名）（竹下登君紹介）（第八七八号）、同（請願者　東京都杉並区西高井戸一丁目九十二番地高島信太郎外千二百七十七名）（花村四郎君紹介）（第八七九号）、同（請願者　京都市左京区下鴨北園町四丁目六十三番地田辺登美恵外二千四百六十名）（谷口善太郎君紹介）（第九〇七号）、同（請願者　神奈川県横須賀市大津町三丁目七十五番地岡本勇外千六百五名）（田川誠一君紹介）（第九五〇号）及び同（請願者　東京都三鷹市新川七五四番地大森志郎外九百六十二名）（床次徳二君紹介）（第九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良の都の中核であつた平城宮は、今なお奈良市の北郊にほぼ全域をとどめ、その地下には宮殿等の跡が残り、当時の宮廷生活や官庁の機構を物語る数多くの遺物が埋蔵されていて、今日わが国のみならず国際的にもかけがえのない第一級の重要な遺跡であるにもかかわらず、最近その一部に検車区の建設が計画され、平城宮跡が破壊の危機にさらされているが、もし同計画が実施されたならば、世界に誇るべき貴重な遺跡の価値が永遠に失われるばかりでなく、第一級の重要度をもつ平城宮すら保護し得なかつたという事例は、全国の文化財保護に対し、はかり知れない悪影響をもたらすと思われる。ついては、平城宮跡を破壊から防ぎ、万全の保護措置を講ずるために、宮城全体を国有地とし、全域を特別史跡に指定されたい。また、文化財保護に対する根本的な対策が早急に講ぜられない限り、最近の急速に進展する建設工事のために、ここ数年で重要な地下の文化遺産の大半が失われてしまう恐れがあるので、この際、埋蔵文化財に対する根本的な保護対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国のみならず国際的にもきわめて貴重な文化遺産である奈良平城宮跡等の埋蔵文化財が、最近における急速な産業経済の拡大進展のために、侵蝕されつつある現実の姿は誠に遺憾にたえないところであつて、本請願の趣旨はもとより妥当である。政府は、これらの埋蔵文化財特に平城宮跡の保存について、格段の努力をなし、根本的な保護施策を推進する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

産炭地における学校給食費全額国庫負担に関する請願（請願者　福岡県田川郡方城町田川郡小学校父母教師会連合会長森茂外五名）（有馬英治君紹介）（第六二〇号）、同（請願者　福岡県直方市丸ノ内直方市役所内小学校父母教師会連合会長柳郷秀一郎外五名）（伊藤卯四郎君紹介）（第六二一号）、同（請願者　福岡県市議会議長会長直方市議会議長西村房雄外一名）（藏内修治君紹介）（第六二二号）及び同（請願者　福岡県飯塚市飯塚小学校父母教師会連合会長田中国夫外六名）（多賀谷眞稔君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後、わが国産業の各部門における目ざましい成長発展の中で、ひとり石炭産業のみは斜陽産業として衰微の一途をたどつているが、エネルギー革命のもたらす必然の結果に対する抜本的対策も講ぜずに、ただ石炭産業合理化の名のもとに数次にわたつて行なわれた人員整理と相次ぐ大手筋の閉山によつて、産炭地の窮乏はいまや救いがたい域に達しており、生活保護適用も全国平均一七・五（千分比）に対して六〇・〇から一一〇・〇を越えるありさまで、産炭地における学校給食費の未納は急激に増加し、すでに四つの小学校が従来行なつてきた学校給食を中止している。ついては、学校給食が学童の体位向上と国民の食生活改善に果たしつつある役割ならびにその教育的意義の重要性にかんがみ、産炭地振興対策の一つとして、産炭地における学校給食費を全額国庫負担で早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭産業の衰微に伴い産炭地における住民の生活、教育環境は、救いがたい切実な事情下に置かれているから、この地域の学校給食費は全額を国庫で負担されたいという本請願の願意は、可能な限りこれを採り入れ、産炭地振興対策上考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

学校教育法第二十八条の改正等に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡氷上町清住兵庫県公立小中学校教頭会長大前八英）（有田喜一君紹介）（第八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
教頭は、校長を補佐し、不在のときは代行し、教職員の相談相手となり、考え方の統一をはかりつつ職員の和を築き、学校運営の中核として、常に教育を正常に進める重大かつ困難な立場にあるが、その身分は、学校教育法施行規則第二十二条二項で管理職としていながら学校教育法第二十八条では教諭の中に包含されており、その職は確立されていないため、教育委員会によつて任命は一年ごとであつたり、その校在職中のものであつたりして全く統一を欠いている。このような不安定な立場では、この重要な職務を遂行するには弱体と考えるから、学校教育法第二十八条を改正して、校長、教頭、教諭の三階級制となし、教頭の職務権限を明確にするとともに、教頭の待遇については、現在一般教諭と同様な二等級を改めて、一等級に格付されたいというのである。

二、請願の議決理由
学校運営上、教頭職の役割は重要であるから、教頭の地位を法制上確立するよう要請している本請願の趣旨は、おおむね妥当であるから、その実現方について十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月三十一日
文教委員長　床次　徳二
衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産委員会

農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第一号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第五六号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五七号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一一七号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一八七号）及び同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農業基本法に基づいて農業協同組合法および農地法の一部改正が行なわれ、農事組合法人制度が認められたが、農事組合法人は他産業と格差のある零細経営農家の協業体であるため、この育成には積極的な援助措置を必要とする。今回の改正法律でも、一部課税上の優遇措置を講じられているが、協業体の基本問題である土地の現物出資の場合、または規模拡大のための土地取得等についての不動産取得税および所有権移転等に対する登録税については、減免の措置が講ぜられていないため、農事組合法人の設立、運営に重大な支障をきたし、法律改正の趣旨が現実に生かされないおそれがある。ついては、これら不動産取得税および登録税の大幅な減免措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
今度わが国農業の構造改善を進める上において農事組合法人の果たすべき役割は少くない。これがため、農事組合育成のため税制上の優遇措置を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

傾斜二十度をこえる農地の災害復旧施策に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第二号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第五八号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一一九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一八八号）及び同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律および同施行令においては、傾斜二十度をこえる農地およびその利用または保全のための農業用施設は、経済効果が小さいものとして適用除外となつているが、長野県のように急傾斜地の多い農村にあつては、この急傾斜地を放棄することは、とうてい不可能であり、また作物の適地栽培によつて相当の収益をあげているのであり、被災した場合、自力による復旧をせざるを得ない現状である。このため辺地における零細農家は、さらにその農家経営が困難となる現状にある。ついては、これらの点を考慮され、急傾斜地農地の災害復旧事業が国庫補助の対象となるよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
急傾斜農地の多い地域の農業を保護育成するため本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

公有林野の整備拡充に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第四号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第六二号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第六三号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一一三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二四号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第一九〇号）及び同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県の公有林野面積は、二十八万三千ヘクタールにおよび、全森林面積の約二十八パーセントを占めているのであるが、その平均蓄積量はわずかに四十三立方メートルにすぎない現状であり、このことは、往時の過伐による林力の低下が今日なお残存していることを示すものであり、憂慮にたえないところである。しかしながら、近年森林資源の利用増大と、たびかさなる風水害の発生、水資源の枯渇等から森林のもつ公共性はとみに増大している。ついては、公有林野の整備事業を拡充強化するためすみやかに左記事項の方途を講ぜられたいというのである。
（一）公有林野造林の融資資金を大幅に拡大すること、（二）森林開発公団による造林対象地の範囲を保安林予定地に限定せず、水源造林を必要とする地域に拡大すること、（三）水源造林を必要とする地域にある官有造林地の再造林を森林開発公団造林の対象範囲とすること。

二、請願の議決理由
公有林造成事業を促進する上において、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

農業協同組合等による小水力発電事業に関する請願（請願者　熊本県阿蘇郡南小国村長河津経人）（松野頼三君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農山村に未利用のまま放置されている水資源をエネルギーとして開発し、農業協同組合等が小水力発電事業を営むことによつて得る利益を確保し、農家所得向上をはかるとともに、農山村振興に寄与することは、きわめて緊要なことである。ついては、次の事項を実現されたいというのである。（一）農業協同組合等の農林漁業団および農民資本を主体とする法人等によつて農山村において小水力発電事業が行ないうるよう制度上の措置を講ずること、（二）右に関連し発電電力を電気事業者等に売電する場合における売電単価について、起業者が不利にならないよう配慮すること、（三）発電施設の建設等に要する資金について、長期かつ低利な融資等の助成措置を講ずること。

二、請願の議決理由
農山村に未利用のまま放置されている水資源をエネルギーとして

開発し、農業協同組合等が小水力発電事業を営むことによつて得る利益を確保し、農家所得の向上と農山村振興に寄与させようとする本請願の趣旨はきわめて妥当のことと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

新宿場外馬券売場の柏木三丁目移転反対に関する請願（請願者東京都新宿区柏木三丁目三百五十三番地淀橋母の会柏木三丁目支部早川静子外三千六百六十七名）（石田宥全君紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都新宿区柏木三丁目内に場外馬券売場を開設すると聞くが、同地区は柏木地区で一番静かな住宅地で、場外馬券売場開設予定地より約三百メートル西には淀橋中学校があり、私立精華学園生徒の通学道路ともなつている上、小学校が三校もある学区域である。また同地区の家屋は全部木造建築であり、通路等は一間にも満たない私道のごときもので、火災の危険がつきものと言われる該施設は、防火の点からみても安全とはいえない。ついては、柏木三丁目内に廃棄の存在、悲しむべき社会問題の発生となる場外馬券売場を開設することは、その理由のいかんを問わず絶対反対するというのである。

二、請願の議決理由

第四十回国会において競馬法の一部を改正する法律案を農林水産委員会で審議した際、「場外馬券発売所については、競馬のと博性を抑制するため、漸次施設の縮小をはかり、将来はこれが廃止の方向において検討すること。」の附帯決議を附したが、これが趣旨にのつとり、本請願は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

開拓営農改善資金の利子補給期限延長等に関する請願（請願者岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第九一号）及び同（請願者　岩手県議会副議長佐々木一郎）（山本猛夫君紹介）（第二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓営農振興臨時措置法により、天災法に基づき開拓農家に貸出されている災害資金の償還条件を緩和するため営農改善資金制度が設けられたが、同資金は、開拓農協連合会が農林中央金庫から借り入れ、開拓営農振興組合を通じ開拓農家に貸付けるもので、年利五分五厘または三分五厘で十年以内に償還することになつており、これに対して国と都道府県は、利子補給をなし、また最終期限到来後三箇月を経過し、なお元本または利子の回収されなかつた金額に対し、都道府県は損失補償の契約を行なつている。この償還年限は十年以内であるにもかかわらず、利子補給契約は五箇年となつているため、この契約切れとともに営農改善資金としての最終期限となり、以後償還分も含めて一時償還することになるため未償還額は膨大な金額になるものと懸念され、この損失補償を行なうとすれば地方財政ははなはだしく圧迫されることになる。ついては、利子補給の最終期限を延長するとともに、開拓農家の現状からして延滞金についても政府資金に借り替えできる等の償還条件緩和を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農家の経営の安定のため及び地方財政の健全化のため、開拓営農振興臨時措置法による営農改善資金制度の改善をはかることは妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取県蚊屋井手、豊田井手土地改良事業促進に関する請願（請願者　鳥取県米子市長野坂寛治）（足鹿覆君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県箕（みの）蚊屋平野は、山陰有数の穀倉地帯として地方産業の発展に寄与するところ大であるが、同地域の農業開発は比較的低調で総合的な開発計画も樹立されないまま、かんがい幹線水路たる蚊屋井手、豊田井手は年々老朽化し、広大な耕地はその真価を十分発揮されることなく現状に及んでおり、その総合開発こそ国の施策にのつとつた近代的農業への転換であつて、土地改良事業の実施により、同地域の後進性は完全に打破できるものと確信される。ついては、蚊屋井手、豊田井手土地改良事業をぜひとも昭和三十八年度県営事業として採択され、将来全域の区画整理事業を推進でき得るよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取県箕蚊屋地域の農業の発展をはかるため、当該地域において土地改良事業を施行することは妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

バナナ等の果樹農業保護育成に関する請願（請願者　愛媛県南宇和郡城辺町深浦西口昌寿）（湯山勇君紹介）（第三〇三号）、同外三件（請願者　北海道上川郡上川町南町九十二番地前田政勝外三名）（安井吉典君紹介）（第三二三号）及び同外二件（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町三島田中武一外二名）（東海林稔君紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の果樹農業や、ジュース、加工品等の農産加工に属する産業は、まだ発展途上にあつて外国生産品と競合するにはあまりにぜい弱であり、今後さらに保護育成の施策を必要とする現況にあるが、政府の昨年来よりの貿易自由化政策による農水産物資の全面的自由化が実施されれば、わが国の果樹農業や果実類加工産業は多大の圧迫を受け、果樹農業の振興に多大の期待をかけているわが国の農業政策も失敗に帰することになる。ついては、果樹類の輸入自由化について特段の措置を講じ、特に果実類の中で最も輸入量が多く、しかもわが国生産果実に多大の影響を及ぼすバナナ等の輸入自由化はこれを全面的に中止するか、自由化を当分延期して、国内果樹農業の保護育成とその伸展をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

熟帯果実、特にバナナの輸入を自由にすれば、これと競合する国内果樹農業は大きな打撃をうけることは明白である。従つて熟帯果実の輸入を差し止められたいという本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年八月二十九日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

三角港に輸出品検査所及び動物検疫所の出張所開設に関する請願（請願者　熊本県議会議長平川千吉）（園田直君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県三角港における輸出実績は逐年増加の一途をたどり、特に沖縄および東南アジア方面への輸出額の増加は著しく、昭和三十六年度輸出実績は四十一億六千万円に達して戦後の最高を記録したが、その主要輸出品の一つである青鮮果実野菜類、鶏卵等の輸出検査については、特に鮮度を必要とするにもかかわらず、今なお鹿児島支所の出張検査に依存しているため、しばしば予定変更を生じる船舶の出入港に対処する生鮮品の臨機の措置が困難であり、たびたびクレームを生じる等年間相当の損失をこうむつている。ついては、すみやかに三角港に輸出品検査所および動物検疫所の出張所を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

三角港の農林水産物資の輸出港としての重要性にかんがみ本請願の趣旨はまことに妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

農業構造改善事業に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道、東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農業構造改善事業について、次記事項を措置されたいというのである。（一）農業構造改善促進対策事業費を現行一地域平均事業費一億一千万円（補助額四千五百万円）を五億五千万円（補助額二億二千五百万円）に拡大すること、（二）農業構造改善促進対策事業実施期間十箇年を七箇年に短縮すること、（三）同事業実施にあたり、各県五名以上の国庫補助職員を設置すること、（四）土地基盤整備事業調査計画費に対して、半額程度国庫補助をすること。

二、請願の議決理由
わが国農業の近代化を図る上において、農業構造改善事業が果たすべき使命は至大なものがあり、本請願の趣旨はまことに妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

財団法人日本酪農講習所の施設近代化に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
財団法人日本酪農講習所は、わが国最初に発足した農村青年養成の唯一の民間酪農講習機関であつて、その運営は東北各県の負担金をもつて行なつているが、創立以来十五年にわたつて今日まで千九百余名の修了者を全国に送り出し、わが国酪農振興に多大の貢献をしている。しかるに、同講習所の施設は、戦後物資調達困難な時代に設置されたもので、今日、使命達成にはあまりにも施設が貧弱である。ついては、同講習所の施設近代化に要する一億二千四百八十九万円を全額国庫負担により建設して、斎産振興の一助とされたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国の酪農振興をはかるうえに、財団法人日本酪農講習所の施設を改善することは妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

農業近代化資金の利子補給率引上げに関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在農業近代化資金の末端金利は、年五分ないし六分五厘となつており、農業の低収益性からみてさらに金利の引下げが望まれるところであるが、農協の自主的な金利の引下げは困難な実情にあるから、利子補給についての国庫負担を増額し、末端金利負担の軽減をはかるため、現行の国庫負担利子補給率一分五厘ないし二分二厘二毛を二分二厘二毛ないし二分五厘にされたいというのである。

二、請願の議決理由
農業の近代化を促進するには、現行近代化資金の金利を更に引き下げる必要があるという本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

水産物の流通改善及び魚価対策の確立に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は昭和三十六年六月さんま魚価対策として漁業生産調整組合法を制定し基準価格を定め、これが励行と協力を関係者に要請して価格維持をはかつたが、漁期後半において生産調整が乱れ、基準価格は無視され、政府の価格政策に忠実に協力した者のみが犠牲をしいられる結果となつた。これは加工令凍その他の流通分野に対する政策の欠陥に起因するものであるから、水産物の流通改善ならびに魚価対策として次の事項を実現されたいというのである。（一）魚価安定基金制度を刷新拡充し、最低価格保証制度を確立する等積極的な運営方法を講ずること、（二）外国産ミールの輸入、北洋ミールの放出、北洋にしんその他計画放任状態に抜本的な検討を加え、国産多獲性大衆魚の生産者および加工流通業者の重圧にならないよう調整措置を講ずること、（三）さんま漁業操業期の前後について期間短縮の実効を収める措置を講ずること。

二、請願の議決理由
さんま等の多獲性大衆魚の価格安定対策を充実強化して、漁業生産者及び加工流通業者の安定を図ることは、妥当な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

第一種、第二種漁港整備事業費の補助率引上げに関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十八年度から実施予定の第三次漁港整備事業は、漁船の大型化、漁港規模の拡大等に伴い事業費が巨額となり、都道府県の負担額が増大し、当該計画の円滑な推進が困難となることが必至と考えられるから、第三次漁港整備事業の実施にあたつては、第一種、第二種漁港とも現行補助率四十パーセントを五十パーセント以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
漁業生産の重要な基盤である漁港整備事業の円滑な推進を図るため、妥当な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月二十九日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員会

国道一九号線木曾地区改修工事促進に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第八号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第七〇号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第七一号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三二号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第一九四号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三〇二号）及び同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県木曾地方を縦貫する国道一九号線は、道路整備五箇年計画に基づき、目下木曾地区の改修に着手されているが、現在までの進行率はきわめて低く、総延長八十キロメートルのうち昭和三十六年度末までに完了したのは、改良工事二十四・五キロメートル、舗装工事四・三キロメートルで、昭和三十七年度施工予定計画をあわせても改良が五十パーセント、舗装が十パーセントとなるに過ぎない状況にある。ついては、同線木曾地区の改修工事が道路整備五箇年計画中に改良、舗装とも百パーセント完了するよう格段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

一級国道新潟平線の改修に関する請願（請願者　福島県知事佐藤善一郎外六名）（八田貞義君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県臨海工業地帯の常磐地区と日本海岸の商港都市新潟を結ぶ一級国道新潟平線は、従来交通量多く、経済成長とともにその重要性を加えているが、解雪活動期には交通量は倍加し、関係各機関の不断の補修工事にもかかわらず全面的に損傷し、特に福島県郡山、会津若松両市間は貨物に加えて大型バスの激増により路面の損傷は著しく、輸送に多大の支障と不便をきたしている。ついては、一級国道新潟平線の改修工事を早急に着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

北上市の一級国道バイパス線新設に関する請願（請願者　岩手県北上市長八重樫長兵衛外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県北上市の交通量は地方産業の発展や湯田ダムの築造に伴い、著しく増加しつつあるが、一級国道四号線は幅員七・五メートル、市街地の南端に架設の九年橋は五・三メートルで、しかも北端は横黒線の踏切によつてしや断されるため、ふくそうする車両交通を緩和し得ず、最近死傷事故、バス転落等がひん発し、国土縦貫幹線たる機能を果し得ない状況にある。従つて同市街地の国道は、本年三月県公安委員会告示により自動車の駐車禁止の指定を受け、他路線をう回している現状である。ついては、一級国道四号線（岩手県北上市黒沢尻町内）の交通を緩和するため、バイパス線を早期に新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

公営住宅建築基準単価の引上げ及び国庫補助増額に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正二）（江崎真澄君紹介）（第三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
公営住宅の建築は、最近の建築資材ならびに用地費の高騰により、現行の基準単価では建築が不可能である。従つて同建築費の不足分は地方自治体の負担となるが、財源がこれに伴わず、事業促進を大きく阻害している現状にある。ついては、住宅難を打開し、市民生活の安定をはかるため、すみやかに公営住宅建築基準単価を少なくとも二十パーセント以上引き上げるとともに、国庫補助の大幅増額を措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
公営住宅建設促進のため早急に検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

北海道、東北地方の道路整備促進に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新道路整備五箇年計画は、さきに主要地方道のうち三十六路線が一、二級国道に昇格したことと、道路整備事業の労務費、資材が高騰しているのでこれを改訂し、著しく遅れている北海道、東北地方の道路整備のため、大幅な予算増額措置を講じて先進地との格差を解消されたいというのである。
二、請願の議決理由
道路網整備の促進と、地域格差の解消を図るため、早急に検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

国土開発縦貫自動車道東北自動車道の予定路線を定める法律の早期制定等に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北自動車道の建設は、東北開発のバックボーン的施策として、その早期着工は、東北地方民の切なる願望であり、建設省においては、この東北自動車道の調査を、昭和四十年までに完了し、次期の道路五箇年計画で建設に着工するやに聞いているのであるが、東北開発の緊急課題である同地方の所得水準引上げのためには、近代的生産手段としての東北自動車道を、他地方に優先して早期に建設することが重要な鍵であり、首都圏への過度進中を防止する、抜本的施策としても、同自動車道の早期建設こそは、最良の手段であると信ずる。ついては、国土開発縦貫自動車道東北自動車道の予定路線を定める法律を早急に制定のうえ調査完了部分からただちに着工されるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

首都の交通緩和及び防火のため自動車国道建設等に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町九百十五番地防火首都整備協会理事長橋富士松外百八名）（中村梅吉君紹介）（第七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後東京都は首都として都市の整備計画を策定し、早くも面目を一新しつつあるが、自動車の激増は朝夕のラッシュ時に交通マヒをきたし消火活動の低下さえもたらしており、また東京オリンピックを二年後に控え、今や一東京都の問題をこえて、国策として首都の整備を急速に実施しなければならない段階に立ち至つている。ついては、首都の交通緩和および防火都市建設促進のため、（一）横浜市より東京都杉並区西荻窪を経て浦和市に至る間、（二）浦和市と千葉県我孫子町間、（三）東京都練馬区下石神井より板橋区十条と亀有を経て千葉県市川市に至る各区間に幅員四十メートルの自動車国道を建設すること等の措置を講じられたいというのである。
二、請願の議決理由
首都の交通緩和等を図るため、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年八月三十一日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十二号（その一）参照〕

内閣委員会

観光事業の振興に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第五号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第六四号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第六五号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）

（下平正一君紹介）（第一二五号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二六号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九一号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第二九九号）及び同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光事業は多元的な行政であるため、いきおい国としての統合的政策に乏しく、その振興は幾多のあい路に直面しているから、この際次の事項を実現されたいというのである。（一）観光事業振興基本法（仮称）を制定し、観光行政の一元化を確立すること、（二）観光事業金融公庫（仮称）を設置し、長期かつ低利な資金を積極的に融資すること、（三）観光関係起債を大幅に増額すること。

二、請願の議決理由

統合的政策に乏しく、かつ振興上幾多のあい路に直面している観光事業の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美大島行政分離期間中の学校教員恩給勤続加給復活に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市奄美大島校長協会長嘉野長夫外八名）（保岡武久君紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大島郡（奄美大島）は、日本復帰までの約八年間行政分離のため恩給勤続加給の恩典が停止され、退職の場合、この加算は認められていないので、同学歴で卒業年度も同じく、同期間本土で職を奉じた同僚と比較して恩給金額に相当開きがある。ついては、現在この恩典を受けていない現職、退給の教員は約三百余名いると思量されるが、日本復帰まで奄美大島の教育を守りぬいた多数教員の悲願である行政分離期間中の恩給勤続加給の復活について措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本復帰まで奄美大島の教育を守りぬいた多数教員のおかれている不遇な実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

内閣委員長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

水戸対地射爆撃場返還に関する請願（請願者　茨城県議会議長鈴木光二外十万八百七名）（塚原俊郎君紹介）（第九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水戸対地射爆撃場は、東海村の原子力センターに隣接し、勝田、那珂湊両市及び東海村にわたり、約三百五十万坪の広大な面積を占めており、茨城県においては、同射爆撃場の返還を実現することにより、この地域一帯を原子力地帯周辺都市ならびに産業開発の中心地域として整備し、飛躍的な発展を図るとともに、しばしば米軍機により引き起こされる事故から付近住民の安全を確保すべく、その計画を推進している。しかるに返還については長年月にわたる要望も、なお解決されず、その見とおしさえつかない現況にあることは、まことに遺憾である。ついては、水戸対地射爆撃場返還が実現されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

水戸対地射爆撃場付近住民の安全確保を要する実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員会

淡路島にいざなぎ銀行設立に関する請願（請願者　東京都品川区大崎五丁目六百四十五番地塩田賀四郎外百八十九名）（首藤新八君紹介）（第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県淡路島は、地理的悪条件にあるため、全く区切られた一経済圏を形成しているが、同島銀行の主動力となつていた神戸銀行（普通銀行）は、ここ数年のうちに同島内十八支店を八支店に縮小したので、普通銀行特有の便益に浴さない地域が七十パーセントに及び各種産業は資金に苦慮している。一方これが縮小を契機として相互銀行が多数進出したが、相互銀行は金利が高くつき融資に期待が持てず、預貯金額に比して貸出金額が低く、島外流出資金は約二百五十億円内外（推定）の巨額に達している実情である。このまま推移するにおいては、所得格差是正に逆行し、同島産業経済の進展は他の郊外地方より著しく立ち遅れることは必至である。ついては、淡路島の特殊事情を考慮され、同島の産業経済発展上島内に本店を有する「いざなぎ銀行」（普通銀行）の設立をすみやかに許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の特殊事情にかんがみその必要を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

会計年度の暦年制採用に関する請願（請願者　北海道斜里郡清里町議会議長渡辺武）（伊藤郷一君紹介）（第二八七号）及び同（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政が国庫に相当部分を依存している現状と、事業が国庫支出金、起債等の内示もしくは決定をまつて執行されている実態とにより、たとえば、北海道のような積雪寒冷地帯においては、その諸事業の執行は、積雪、融雪等の劣悪な冬期に最盛期を迎え、工事施行の適期を失している実情である。これらの実態に即しない制度の不合理は毎年度事業の円滑の執行を妨げ、予算の効率的使用および計画的運営と住民の福祉に重大な障害となつているから、国の会計年度を暦年制に改革されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の会計年度の検討にあたつて、本請願の趣旨をも考慮を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

指宿塩業組合整備に関する請願（請願者　鹿児島県指宿市十二町湯ノ里指宿塩業組合福谷君貞）（上林山榮吉君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指宿塩業組合は、昭和三十四年塩業整備臨時措置法に基づき組合員の四分の一が廃業したため、設備資本と生産量との不均衡により著しく経営不振に陥り、さらに大多数の組合員もまた廃業を決意し、臨時措置法の有効期限内に廃業の届出をしたが、すでに予算がないという理由で却下され、以来塩収納価格の逓減、物価の漸騰、労務者の都会地への転出等悪条件の累積により今やひん死の状況にある。ついては、すでに昭和三十七年二月二十日第四十回国会予算委員会第一分科会および同年五月七日大蔵委員会において、赤字塩業組合の救済について論議され、その必要性を認められたように緊急なる措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

塩業整備臨時措置法に基づく整備は、三十四・五年度にわたつて行なわれたのであるが、その後の実情にかんがみ、なお検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

北海道東北開発公庫資金の増額等に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長

会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、東北地方における産業資金の需要は最近とみに増大しているが、さらに低開発地域工業開発促進法および新産業都市建設促進法等の施行に伴い北海道、東北開発公庫の果す役割がいよいよ重要となるから、同公庫資金の増強をはかるとともに、融資対象業種に観光事業を追加指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道、東北など低開発地域開発促進等の国家的要請に基づき、その資金量の増加等については、十分検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の議会に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臣井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（請願者　埼玉県所沢市上新井八十七番地の四市川誠外六名）（山花秀雄君紹介）（第五二九号）、同（請願者　東京都立川市富士見町一丁目六十三番地竹内今朝吉外六名）（中曾根康弘君紹介）（第六九七号）及び同（請願者　千葉県印旛郡四街道町和良比二百五十六番地宮間仁左衛門外五名）（福田赳夫君紹介）（第六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長年旧軍部に勤務していながら年金受給年限を目前にして終戦を迎え、退職させられた者は、その後、高年齢のため公務員または公社職員等の職位にも就職勤務できず戦後十七年を経た今日未だなんらの恩恵に浴することができずに置き忘れられているのは遺憾である。ついては、旧陸軍文官で終戦により恩給受給年限に達しないで退職させられ、旧陸軍共済組合の年金または普通恩給のいずれをも受給できなかつた者に対して、恩給公務員期間と共済組合期間とを通算し、二十年以上に達するものについては普通恩給（または退職年金）を支給されたい、また、旧軍属として勤続二十年未満の者で終戦により旧令の共済年金を支給されていない者に対し、その勤続年数を社会保険（厚生年金または国民年金）の算定年数に通算する措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臣井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

営業用複写機の耐用年数短縮に関する請願外一件（請願者　名古屋市中区県服町三丁目一番地丸八商会株式会社代表取締役田本種穂外一名）（横山利秋君紹介）（第六九九号）及び同外四十件（請願者　名古屋市東区平田町二十七番地太平工業所代表取締役大脇実外四十名）（横山利秋君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により営業用複写機の耐用年数を四年に短縮されたいというのである。（一）アンモニアガス焼付部分は複写機の重要な役割を果し、これがわずか一年でオーバーホールを必要とされる、（二）固定資産の耐用年数に関する大蔵省令の改正により複写機の耐用年数は八年となり、営業用は明確にされず印刷機械と同一視されているが、耐用年数は印刷機械と比較にならぬ消耗率である、（三）企業の大半が零細資本によるもので、長期の償却では企業の合理化はもちろん、美と速度を要求する需要者に満足を与えることができない。

二、請願の議決理由

当業者の実情等を十分調査の上検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臣井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

医療法人の課税是正に関する請願（請願者　東京都文京区本郷五丁目十四番地社団法人日本医療法人協会長荘寛）（毛利松平君紹介）（第八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法人制度改革のため次記事項を実現されたいというのである。（一）医療法人（財団）は解散しない限りなんら特定の個人を利するものでないから、税法上個人とみなして相続税、贈与税を課税する取扱いを正すること、（二）医療法人（社団）の持分相続は一般営利会社とは本質的に異つた公益性のあるものとして、相続税、贈与税の課税取扱いを改正すること、（三）医療法人をその立法趣旨に基づいて、私的医療機関に法人格を与え、医療事業の永続性を保持せしめ、資金の収集、集積をはかり、医療施設の存続拡充の目的遂行を法的に確立すること、等。

二、請願の議決理由

医療法人制度の整備と平行して検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臣井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県大宮市下町三丁目四十三番地須藤勇次郎）（広瀬秀吉君紹介）（第九四五号）、同（請願者　埼玉県大宮市下町三丁目四十三番地大河原重蔵）（松永東君紹介）（第九四六号）、同（請願者　埼玉県大宮市下町三丁目四十三番地原田信雄）（松山千恵子君紹介）（第九四七号）、同（請願者　埼玉県大宮市植竹町一丁目百八十二番地野口庄吉）（久保三郎君紹介）（第九七六号）、同（請願者　埼玉県与野市中里九十七番地小久保正吉）（兒玉末男君紹介）（第九七七号）、同（請願者　埼玉県大宮市大成町三丁目五百十五番地佐藤文雄）（楯兼次郎君紹介）（第九七八号）、同（請願者　埼玉県大宮市楼木町一丁目四百十番地川井末安）（下平正一君紹介）（第九七九号）、同（請願者　埼玉県大宮市日進町二丁目千六十番地宮田丑太郎）（山内広君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　埼玉県与野市下落合四千七百二番地加藤信雄）（横山利秋君紹介）（第九八一号）及び同（請願者　埼玉県大宮市大成町二丁目九十四番地大塚光男）（吉村吉雄君紹介）（第九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共企業体職員等共済組合法を改正して、次記事項を措置されたいというのである。（一）通算実期間（旧令共済組合員期間）と公共企業体実期間とを含めた年金計算算定方式を、旧令期間の一年につき百分の〇・九の減額は、法の定めるところで、やむを得ないとしても公共企業体期間を、二十年までの実績期間は、一年につき百分の二の割合で支給すること、（二）公共企業体職員等共済組合法第二十五条中遺族の対象が本人の収入より増収の場合には、年金または死亡、脱退一時金を支給すること、（三）実期間通算措置により功績章授与年数に旧令期間年数を加算すること、（四）永年勤続国鉄乗車証交付年数計算の場合、旧令期間年数を加算すること、（五）技能労務加算年数に旧令期間年数を加算すること、（六）昭和二十二、三年頃の給与前歴、職歴加味の場合、官公署前勤務者は除外されているので特に考慮すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長　臣井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会

失業対策事業打切り反対等に関する請願外二件（請願者　東京都中央区日本橋人形町一丁目十二番地田崎わき外三千四百九十九名）（石橋政嗣君紹介）（第一二号）、同（請願者　岐阜県大垣市荒尾町坂上菊枝外千五百名）（川上貫一君紹介）（第一三号）、同外二件（請願者　京都市伏見区深草加賀屋敷町奥田春枝外四千四百九十八名）（小林ちづ君紹介）（第一四号）、同外四件（請願者　東京都板橋区常盤台町四丁目三十五番地川口茂蔵外二千五百八十六名）（志賀義雄君紹介）（第一五号）、同外三件（請願者　高松市五番丁国方サカエ外千四百七十八名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一六号）、同外一件（請願

者　大阪市福島区海老江下二丁目七十二番地高静子外三千一名）（谷口善太郎君紹介）（第一七号）、同（請願者　佐賀県多久市多久町宮ノ浦坂本ミツ外千五百五名）（川上貫一君紹介）（第四三号）、同（請願者　名古屋市中区大井町八十九番地坂尾喜美子外千四百九十五名）（志賀義雄君紹介）（第四四号）、同外三件（請願者　東京都武蔵野市境三丁目三百十二番地吉川銀治郎外千九百八十四名）（谷口善太郎君紹介）（第四五号）、同（請願者　福岡県鞍手郡若宮町原田清水義人外千五百名）（川上貫一君紹介）（第八六号）、同外三件（請願者　東京都北区滝野川四丁目二十四番地斎木みつ江外二千三名）（志賀義雄君紹介）（第八七号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡桂川町吉隅十二番地松浦かおる外千五百名）（谷口善太郎君紹介）（第八八号）、同（請願者　東京都渋谷区代々木三丁目四十一番地安田治雄外四百九十三名）（川上貫一君紹介）（第一四五号）、同（請願者　茨城県日立市石名坂町益子せつ外千五百名）（谷口善太郎君紹介）（第一四六号）及び同（請願者　兵庫県尼崎市上ノ島野上町母子住宅十二号閑野美津江外千四百九十八名）（川上貫一君紹介）（第一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

池田首相は三大公約の一つとして、社会保障を確立して国民の生活水準の向上を約束したが、失業者や生活保護者の生活はすこしも解決されていないのみならず、公共料金をはじめ物価の値上りで、生活はますます苦しくなつており、さらに失業対策事業の非人間的な賃金と労働条件は、多くの臨時工や社外工をはじめ、無権利な低賃金労働者を人為的に作りだす結果となつている。ついては、憲法に定められている健康で文化的な最低限度の生活と働く権利の保障を、国と自治体の責任で完全に実施するよう左記事項を措置されたいというのである。（一）失業対策事業打切りの阻止、（二）完全雇用と雇用の大幅拡大、（三）全国一律最低賃金制の確立、大幅賃上げ実施、（四）社会保障の確立、疾病・失業・老後の保障、（五）臨時・日雇・社外工等の制度の禁止。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（請願者　宮崎市末広町一丁目百二番地宮崎県遺族連合会長岩崎義一外百五十名）（相川勝六君外三名紹介）（第二二号）、同（請願者　長野市県町五十四番地の一長野県社会会館内長野県遺族会長駒沢勝市外二百十七名）（井出一太郎君紹介）（第二三号）、同（請願者　京都市上京区智恵光院通丸太町下ル京都府遺族会長小室繁太郎外六千九百八十六名）（小川半次君紹介）（第二四号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町内町香川県遺族連合会副会長合田福太郎外二百六十八名）（加藤常太郎君紹介）（第二五号）、同（請願者　岐阜市長良九百三十六番地の一近藤むら外三千七名）（金子一平君紹介）（第二六号）、同（請願者　津市広明町三百三十九番地斎藤昇外六千六百七十七名）（木村俊夫君外一名紹介）（第二七号）、同（請願者　大津市東浦一番町滋賀県遺族会長今井和一郎外二百五十九名）（草野一郎平君紹介）（第二八号）、同（請願者　和歌山市城内一番丁一番地和歌山県遺族連合会長島本正義外三百八十三名）（正示啓次郎君紹介）（第二九号）、同（請願者　長崎市下筑後町岡本直行外七十三名）（田口長治郎君紹介）（第三〇号）、同外一件（請願者　京都市上京区智恵光院通丸太町下ル京都府遺族会婦人部長松本きみ外二千四百六十六名）（田中伊三次君紹介）（第三一号）、同（請願者　富山市磯部町三百二十六番地館哲二外二千二百六十八名）（内藤隆君紹介）（第三二号）、同（請願者　岐阜市長良南陽町二丁目毛利三郎外五千九百四十名）（野田卯一君外一名紹介）（第三三号）、同（請願者　福島県内郷市御厩町下宿百二十二番地福島県遺族連合会長根本貞治外二千九名）（八田貞義君紹介）（第三四号）、同（請願者　和歌山県有田市野三百十一番地山西邦男外三百七十七名）（早川崇君紹介）（第三五号）、同（請願者　大阪市南区内安堂寺町通三丁目七百二十七番地粟井岩吉外六千三百八十名）（原田憲君外一名紹介）（第三六号）、同（請願者　高松市丸の内四丁目十四番地香川県遺族連合会婦人部長三野文代外九十名）（藤本捨助君紹介）（第三七号）、同（請願者　宇都宮市岩曽町千十六番地栃木県遺族連合会長佐藤清一郎外二百三十七名）（船田中君紹介）（第三八号）、同（請願者　和歌山市西庄九百五十四番地西岡モトヨ外三百十二名）（坊秀男君紹介）（第三九号）、同（請願者　和歌山市小松原通三丁目十八番地新井舜一外三百九名）（山口喜久一郎君紹介）（第四〇号）、同（請願者　盛岡市鷹匠小路長野マサ外二百七十九名）（山本猛夫君紹介）（第四一号）、同外九件（請願者　群馬県勢多郡富士見村大字引田七十五番地金子金八外三万五千九百四十三名）（臼井荘一君紹介）（第八九号）、同外十六件（請願者　高知県高岡郡窪川町字興津千四百七十九番地中島初衛外二千九百六十一名）（逢澤寛君紹介）（第一四二号）、同（請願者　山形市香澄町小鍛三十九番地山形県遺族会長瀬尾富外四百四十二名）（牧野寛索君紹介）（第一四三号）、同外六件（請願者　愛媛県新居浜市河内町日野イマ外二百四十名）（八木徹雄君紹介）（第一四四号）、同（請願者　秋田県湯沢市内廓野町秋田県遺族連合会長佐藤英夫外百二十六名）（佐々木義武君紹介）（第二一一号）、同（請願者　兵庫県揖保郡林田町上伊勢岩谷源治外四百八名）（岡田修一君紹介）（第三三四号）、同（請願者　水戸市鉄砲町千百六十番地遠山勇外百八十四名）（加藤高蔵君紹介）（第三六七号）、同（請願者　松山市二番町十三番地久松定武外百四十八名）（關谷勝利君紹介）（第三九〇号）、同（請願者　奈良市角振新屋一番地谷井友三郎外四千百六十名）（前田正男君紹介）（第五三九号）、同（請願者　山口市道場門前茶畑百十番地の五森敦子外二万九百十名）（田中龍夫君紹介）（第五四〇号）、同（請願者　新潟市一番堀通三丁目三番地新潟県遺族連合会長田村文吉外三百七十六名）（小沢辰男君紹介）（第七七九号）及び同外一件（請願者　名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県遺族連合会長三輪常次郎外六千九百六十三名）（加藤鐐五郎君紹介）（第九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国が戦没者の遺族を処遇する場合、当初から戦没者の妻に対しては、その特殊の立場を考慮すべきであるにもかかわらず、恩給法上公務扶助料受給権者のうち第一順位者と認めているだけで、特に重くは認めていないが、戦後十七年を経過した現在、戦没者の妻は漸次老年化し、労働力も逓減しており、子女の教育、結婚等のための経済的負担は逆に逓増する状態である。また戦没者の父母で他に直系血族のない老年の者は、働く力もなくあつてもきわめて乏しい。ついては、戦没者遺族のうち妻および直系血族のない老父母に対し、年額三万六千円の特別加給金を支給されるよう立法措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚医師特例受験資格に関する請願（請願者　金沢市白山町十二番地米林一雄外三十四名）（井村重雄君紹介）（第七八号）、同（請願者　北海道北見市番場町池田勇次）（永井勝次郎君紹介）（第七九号）、同（請願者　青森県弘前市大字原ケ平字中野十五番地福島滝三郎外三十四名）（八田貞義君紹介）（第八〇号）、同（請願者　仙台市通町百三十番地の三堀江孝一外三十四名）（早川崇君紹介）（第八一号）、同（請願者　群馬県高崎市成田町二丁目二十番地諸田利作外三十四名）（福田赳夫君紹介）（第八二号）、同（請願者　岩手県下閉伊郡田老町仲町九十九番地熊谷尚文外三十四名）（齋藤邦吉君紹介）（第一七六号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町真坂字本町四十一番地遊佐寿）（伊藤宗一郎君紹介）（第二五五号）、同（請願者　長野県飯山市大字照岡百九十九番地渡辺要外三十四名）（倉石忠雄君紹介）（第二五六号）、同（請願者　神戸市兵庫区山王町二丁目百七番地常深

勲）（五島虎雄君紹介）（第二五七号）、同（請願者　東京都新宿区若松町四十一番地前島幸三郎）（佐伯宗義君紹介）（第二五八号）、同（請願者　福岡県鞍手郡宮田町鶴田吉良義人）（楢橋渡君紹介）（第二五九号）、同（請願者　徳島県板野郡藍住町勝瑞東勝地中屋博外三十四名）（藤本捨助君紹介）（第二六〇号）、同（請願者　大阪市東淀川区塚本町五丁目百三十一番地の四斎藤元一）（松山千恵子君紹介）（第二六一号）、同（請願者　福島県郡山市鶴見坦三十六番地宇野誠太郎）（吉村吉雄君紹介）（第二六二号）、同（請願者　長野市東鶴賀町樋口光治）（渡邊良夫君紹介）（第二六三号）、同（請願者　北海道小樽市開運町二丁目四番地古瀬武）（島本虎三君紹介）（第二六四号）、同（請願者　秋田県北秋田郡合川町根田字家の前六十二番地金森辰三）（柳谷清三郎君紹介）（第四〇九号）、同（請願者　長野県東筑摩郡本城村西条村松正三外三十四名）（小沢辰男君紹介）（第七八〇号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長浜十番地鍵田謙助）（池田清志君紹介）（第八八五号）及び同（請願者　広島県呉市広町東横路二千六百五十七番番多賀二見雄）（安藤覺君紹介）（第九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに引揚医師ならびに同歯科医師の資格未取得者に対して特例法の復活が認められ、請願者等は試験に備えて勉学しているが、同法の対象者は平均年齢が六十歳であるため、技術と経験はありながら答案作成の記憶力が欠けるので十分に同法の恩恵に浴することができないと思われる。ついては、特例法の第一条および第二条のせん（塗）衡該当者と試験該当者との区別は、終戦の八月十五日以前における経験年数によるものであるから、第二条の試験該当者は、その年数不足を講習または実務インターン教育等によつて補い、特例法第一条の規定を適用するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦争犯罪関係者の補償に関する請願（請願者　京都市北区小山中溝町十六番地酒井忠邦外十名）（中村三之丞君紹介）（第八三号）、同（請願者　福岡市大字田島千六百六十七番地の四浦田寅治郎外三十七名）（保利茂君紹介）（第八四号）、同（請願者　熊本県玉名郡天水町大字野部田坂口元男外六名）（大久保武雄君紹介）（第二一〇号）、同外一件（請願者　福岡市荒戸町百十番地中馬越之助外二十一名）（簡牛凡夫君紹介）（第二八九号）、同（請願者　宮崎市神宮町六百七十六番地津田忠俊外五名）（瀬戸山三男君紹介）（第四〇四号）、同（請願者　山口県萩市椿東三十一番地の六安藤修道）（田中龍夫君紹介）（第四四二号）、同外一件（請願者　佐賀県唐津市坊主町四百六十四番地樋口敬七郎外十名）（保利茂君紹介）（第七〇七号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町小侍四十五番地中西次八外七名）（舘林三喜男君紹介）（第九六〇号）及び同（請願者　福岡市浜田町三丁目百四番地津川直志外七名）（簡牛凡夫君紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪関係者に対し、次記事項による補償をされたいというのである。（一）戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者の遺族に対しても、刑死者および既決拘禁中の死亡者の遺族に対する補償と同様に扶助料または遺族年金を支給し、両者間の不均衡を是正すること、（二）同裁判による有罪服役者中には、拘禁期間の一部または全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給または一時恩給が支給され、実質的には補償を受けると考えられる者があるが、前職が恩給公務員でなかつた者については全く補償の方途がないから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をすること、（三）戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、巣鴨に抑留（一部は外地に移送）されて取り調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者および裁判において無罪となつた者に対する補償を刑事補償に準じて実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

老人福祉法の制定に関する請願外一件（請願者　熊本県菊池郡大津町八百七十九番地水俣亀喜外五百四十三名）（松野頼三君紹介）（第八五号）、同外一件（請願者　神奈川県横須賀市三春町六丁目三十二番地小山清外四千二百十二名）（小泉純也君紹介）（第一四七号）、同外一件（請願者　神奈川県横須賀市追浜南町二丁目四十三番地小杉与次郎外三千八百四十八名）（田川誠一君紹介）（第一四八号）、同外三件（請願者　長野県飯田市中央通三丁目林利治外千四百七十六名）（原茂君紹介）（第一四九号）、同（請願者　三重県名張市役所内名張市老人クラブ連合会長鎌田千代之助外五百三十八名）（松本一郎君紹介）（第二三七号）、同外十一件（請願者　長野県下水内郡豊田村大字穴田千四百四十一番地金子久佐外二千九百七十五名）（中澤茂一君紹介）（第三六八号）、同外六十件（請願者　長野県下伊那郡天竜村熊谷信一外千四百七十六名）（小川平二君紹介）（第三八八号）、同（請願者　鳥取県八頭郡河原町袋河原明治クラブ理事長岩永芳実外七百三十二名）（古井喜實君紹介）（第四七六号）及び同外三十三件（請願者　長野県上伊那郡南箕輪村三千百十七番地堀越辰次郎外千四百五十二名）（宮澤胤勇君紹介）（第七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の老齢人口は逐年増加の傾向にあり、昭和三十五年には八百二十九万人、十年後には一千万人に達する状況にあるが、老人の福祉については、各種法律に取り上げられ、行政施策も行なわれているとはいえ、その間における有機的関連が薄いのはまことに遺憾である。ついては、老人福祉の向上のため総合的立場に立つ施策を実行する必要から、その基本的根拠となる老人福祉法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

公衆浴場法の一部改正に関する請願（請願者　金沢市中町三番地石川県公衆浴場業環境衛生同業組合中道久男）（坂田英一君紹介）（第一五〇号）、同（請願者　山口県下関市幸町十四番地山口県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長作田治郎）（田中龍夫君紹介）（第二九〇号）、同（請願者　岐阜市八ッ寺町二丁目十五番地岐阜県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長川本昇）（前田義雄君紹介）（第二九一号）、同（請願者　和歌山市州崎町五番地和歌山県浴場業環境衛生同業組合代表理事川合弥太）（坊秀男君紹介）（第三四一号）、同（請願者　長野県松本市南土井尻町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中沢博）（増田甲子七君紹介）（第三四二号）、同（請願者　徳島市南内町一丁目出雲大社徳島大教会内徳島県公衆浴場環境衛生同業組合理事長宇野文雄）（小笠公韶君紹介）（第四〇五号）、同外一件（請願者　長野市新田町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合副理事長北沢真佐志外一名）（唐澤俊樹君紹介）（第四四三号）、同（請願者　徳島市徳島町三丁目十六番地小倉半平）（阿部五郎君紹介）（第五三四号）及び同（請願者　和歌山市洲崎町五番地川合小弥太方上垣慈）（田中織之進君紹介）（第九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場法の成立以来すでに十五年を経過したが、立法者の予測せざる特殊浴場（トルコ風呂、むし風呂、ヘルスセンターの類）が数多く出現し、これらを一般公衆浴場と混合して現行法をもつて規制しているため、料金、風紀その他営業方法において一般公衆浴場

を著しく圧迫するに至つている。このため一般公衆浴場の入浴料金は、最近の著しい経済成長にかかわらず行政手続をいたずらに繁雑にするのみならず、いわゆる政治料金のそしりを免れない。ついては、一般公衆浴場の本来の使命を育成し、保健衛生確保のため公衆浴場法を次のように改正されたいというのである。(一)一般公衆の利用する公衆浴場と、特殊な営業形態のいわゆる特殊浴場との定義を公衆浴場法に明確に規定すること、(二)特殊浴場の規模構造および衛生措置基準、許可基準等について明確に規定すること、(三)入浴料金の規制は、物価統制令の適用からはずしその行政手続を簡素化して、公衆浴場法中に新しく規定すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

療術の制度化に関する請願（請願者　東京都足立区小台大門町三十六番地川崎康童）（島上善五郎君紹介）（第一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術を次記理由により制度化されたいというのである。(一)療術（手技、電気、光線、温熱、刺戟）は、あん摩、はり、きゅうおよび柔道整復術とは異なる民間治療として、昭和五年以来各地方庁令により認許登録され、現行法に引き継がれ今日に及んでいるが、その身分は不安定である、(二)療術師の行なう療術は、古くから伝わる民間療術が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効の療法であり、三十年来国民の健康増進に寄与している、(三)悪徳業のそう(篏)生は、健全な医療行政を混乱させる、(四)第三十九回国会の社会労働委員会における、あん摩師、はり師、キゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議第三項として無免許あん摩その他これに類する者に対する取締りを強化することとあるが、療術は歴史的にも法律的にも、また実態においても、あん摩と異なるもので、視力障害者の職域を侵すことはない、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

じん肺法及び関連法の改正に関する請願（請願者　名古屋市瑞穂区平郷町三丁目十一番地全国窯業労働組合連合会長大峰賢一外七千四百二名）（赤松勇君紹介）（第一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、職場から粉じんを完全に除去することは、その作業実体からきわめて困難視されており、じん肺患者も年々増加の一途をたどっているが、これら患者の生活実態は、さきの労働者災害補償保険法の一部改正により、療養期間三年を経過した入院患者は生活補償を切り下げられ、また自宅療養者は療養費の定額現金給付となつたため生活補償があいまいになつて、十分な療養ができなくなつたので、これら患者の救済と労働者保護のため次記措置を実施されたいというのである。(一)平均賃金の最低保障を八十パーセントにすること、(二)退職時におけるじん肺健康診断、(三)じん肺者手帳の発行、(四)防じん対策に対する援助と研究機関の充実ならびに就労施設の設置、(五)療養補償は必要経費全額、(六)生活補償は平均賃金の百パーセント、(七)第一種障害補償は、生活補償と同額とすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に対して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

業務外せき髄損傷患者の医療費全額国庫負担等に関する請願（請願者　新潟県直江津市大字至徳寺新潟労災病院内佐藤四郎外五千百八十二名）（猪俣浩三君紹介）（第一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

せき髄損傷は終身不治で療養も長期にわたり、労働力は皆無で無収入となり、したがつて業務外の災害によるせき髄損傷患者は、親族の援助によるほか、生活保護法しか公的の保障を受けられないが、同法は査定基準があまりに低く、かつ三親等に及ぶ親族の厳しい実態調査があつて、容易に適用を受けられないのみならず、たとえ適用されても厚生年金や国民福祉年金等を有している者は収入と見なされ、生活保護基準額を上回わる分はすべて医療費の自己負担金として請求される状態である。ついては、業務外の災害によるせき髄損傷患者は生活保護法とは切り離し、親族とは連帯のない本人単位としたる保護法を設けるとともに、厚生年金（障害年金）および国民年金（障害福祉年金）は収入と見なさず、全額生活費として認められたい、さらに医療費の全額国庫負担と生活保護法による扶助基準の引き上げを措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

失業対策事業の打切り反対及び雇用安定等に関する請願外五件（請願者　松江市石橋町三丁目五十二番地高見正三外三千七百三名）（兒玉末男君紹介）（第二一三号）、同外二件（請願者　鹿児島市下敷町大園フヂエ外三千四百九十八名）（田口誠治君紹介）（第二一四号）、同外六件（請願者　和歌山県日高郡美浜町森本重信外五千三百九十四名）（楢崎弥之助君紹介）（第二一五号）、同外七件（請願者　福島県石城郡好間村平場佐藤ハナ外三千三百二十五名）（堀昌雄君紹介）（第二一六号）、同外四件（請願者　鹿児島県枕崎市西鹿籠七千九百二十七番地楠ハツミ外四千百五十六名）（村山喜一君紹介）（第二一七号）、同外四件（請願者　鹿児島県鹿屋市高須三千二十四番地山下巌外四千百二十四名）（八木一男君紹介）（第二一八号）、同外六件（請願者　広島県呉市日の出町五十四番地岩本常司外三千九百三十五名）（大原亨君紹介）（第二三二号）、同外一件（請願者　神戸市長田区重地町赤松スミエ外八百六十八名）（五島虎雄君紹介）（第二三九号）、同外四件（請願者　鹿児島県国分市上小川内丸ヨシ子外三千二百四十三名）（島本虎三君紹介）（第二四〇号）、同外八件（請願者　鹿児島県川内市五代町下五代福永正夫外五千七百九十四名）（田邊誠君紹介）（第二四一号）、同外八件（請願者　福島県相馬市中村字荒井太百二十九番地渡部ハナ外五千二百十三名）（小林進君紹介）（第二六四号）、同外五件（請願者　鹿児島県鹿屋市上高隅町久保田川野春子外三千九百九十九名）（吉村吉雄君紹介）（第二六五号）、同外六件（請願者　福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋旭坂田藤磨外四千五百十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第二九二号）、同外二件（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町南瀬松永林外二千九十五名）（五島虎雄君紹介）（第三一九号）、同外一件（請願者　鹿児島県日置郡吹上町永吉九千九十六番地有村フミ外千二百四十九名）（島本虎三君紹介）（第三二〇号）、同（請願者　東京都葛飾区新宿四丁目八百七十五番地川野はつ外六百八十一名）（井堀繁男君紹介）（第四六三号）、同（請願者　福岡県大牟田市草木八百五番地中村森芳外五百十八名）（伊藤卯四郎君紹介）（第四六四号）、同（請願者　鹿児島県谷山市上福元町四千八百三十七番地中馬フミエ外六百二十三名）（稲富稜人君紹介）（第四六五号）、同（請願者　東京都新宿区新宿四丁目五十八番地芦辺好松外五百二十七名）（受田新吉君紹介）（第四六六号）、同外一件（請願者　名古屋市中村区椿町伊沢実外千三百八十七名）（春日一幸君紹介）（第四六七号）、同（請願者　鹿児島県鹿屋市上高隅町久保田四百四十四番地鶴田治美外五百五十八名）（佐々木良作君紹介）（第四六八号）、同外一件（請願者　福島

県内郷市宮町竹之内八十六番地大和田子之松外八百八十七名）（鈴木義男君紹介）（第四六九号）、同（請願者　鹿児島市武町八百三十二番地吉村幸子外七百十四名）（田中幾三郎君紹介）（第四七〇号）、同（請願者　横浜市戸塚区笠間町七百一番地小林勇外二百二十五名）（玉置一徳君紹介）（第四七一号）、同（請願者　福島県内郷市宮町竹之内七十三番地山田金作外六百三名）（西村榮一君紹介）（第四七二号）、同（請願者　東京都台東区日本堤三丁目斎藤敏外四百五十九名）（本島百合子君紹介）（第四七三号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市寺分四百六十番地川村百合子外五百十二名）（内海清君紹介）（第六三〇号）及び同外一件（請願者　横浜市戸塚区鍛冶ケ谷町七百六十一番地足達督外千七十四名）（門司亮君紹介）（第六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇労務者の雇用安定等のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）緊急失業対策事業の打切りは行なわないこと、（二）失対事業に就労する老齢層、婦人層、病弱者に対する適格排除は絶対に行なわないこと、（三）適格者の身分である公務員特別職の適用をはく奪しないこと、（四）失対事業の主管を公団または事業団に移管し、内容を次のように改正すること、（1）全額国庫負担、（2）日々雇用形態を廃止し、常用労働者としての雇用、（3）最低賃金月額一万二千円の支給。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

神戸市弁天浜地区に港湾労働者福祉センター建設に関する請願外六件（請願者　神戸市生田区海岸通六丁目十番地兼松海運株式会社取締役社長兼松繁雄外六名）（五島虎雄君紹介）（第三一八号）及び同外三件（請願者　神戸市生田区下山手通八丁目三百八十六番地佐伯寛二外三名）（首藤新八君紹介）（第八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸港における約二万人を数える港湾労務者の日常生活は、言語に絶する悲惨なものがあり、神戸港付近一帯はとばくと暴力と犯罪の温床といつても過言でなく、休憩場所としての緑地帯の占拠、交通妨害等港湾都市の玄関にふさわしくない有様で、将来における貿易増大に伴う港湾労務者の需要増加を考えると、このような港湾労務者の実態からして厚生施設の拡充こそ同労務者救済の不可欠条件であり、ひいては労働力の安定確保、民生生活安定等の基礎になるものと思量される。ついては、神戸市港湾労務者の環境改善施設として、弁天浜地区に港湾労働者福祉センターをすみやかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

労働者災害補償保険法及びじん肺法の一部改正に関する請願（請願者　北海道岩見沢市労災病院内北海道珪肺患者連盟本部理事長前田健雄）（島本虎三君紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項実現のため労働者災害補償保険法およびじん肺法の改正を措置されたいというのである。（一）休業補償費および長期給付を平均賃金の百パーセント支給すること、（二）賃金スライドは現行二十パーセントごとを十パーセントごとに実施すること、（三）障害年金と長期給付金を完全併給とすること、（四）第一種傷病患者の医療費を無料とすること、（五）じん肺患者がその他の疾病にかかつた場合も医療費を無料とすること、（六）旧けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法施行前のけい肺患者にも現行法を適用すること、（七）遺族給付は療養期間の長短にかかわらず平均賃金の千日分を支給すること、（八）平均賃金低受給患者に対する援助措置を講じること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

医療保障制度の一元化等に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農山漁業者、中小企業者等の零細不安定な所得階層を中心とする国民健康保険制度は、給付内容の向上と相まつて、弱小自治体の財政力においては、これが事業費の補てんに苦慮しているところであり、国庫負担を大幅に増額しなければ運営できない状態となることは明らかであり、また社会保障制度のうち、財政的に最も弱体の国民健康保険制度を根本的に再検討すべき時期に遭遇していると考える。ついては、国民健康保険に他のこの種の保険を統合し、総合的な医療保障制度を制定し、市民の医療保障に支障をきたさないようにするとともに、さらに他の社会保障制度と統合拡大をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

清掃事業施設の用地費国庫補助等に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

汚物処理の行詰まりは各市とも大きな悩みの種となつているが、ごみあるいは、し尿処理施設等の建設は、きわめて多額の単独市費を必要とするため、整備はなかなか促進されない実情にある。ついては、清掃事業施設に対する国庫補助率を大幅に引き上げ、補助対象に用地買収費および整地費を加えるとともに、起債わくの拡大を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金の事務費増額に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住民の社会福祉事務の円滑な推進をはかるため、国民年金事務費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

農山漁村の幼児保育に関する請願（請願者　盛岡市岩手県庁内岩手県社会福祉協議会長南部利英外十名）（志賀健次郎君外五名紹介）（第三六九号）、同（請願者　福島市福島県庁内東北北海道地域保育所連合会副会長福島県地域保育所協議会長岡野素禅）（八田貞義君外六名紹介）（第三七〇号）、同（請願者　仙台市宮城県庁内宮城県社会福祉協議会長国安泰嶺）（保科善四郎君外三名紹介）（第三七一号）、同（請願者　山形市山形県庁内東北北海道地域保育所連合会長山形県地域保育所協議会長阿部千里）（松澤

雄蔵君外三名紹介）（第三七二号）及び同（請願者　秋田市秋田県庁内秋田県社会福祉協議会長菊池裕寛）（柳谷清三郎君外二名紹介）（第三七三号）に関する

報告書

請願の要旨及び目的

最近、人口構造の変化により第一次産業人口の減少は地域労働力の中心を老人と婦人にしわよせする結果となり、農山漁村の幼児は保育に欠けるまま放置されているが、現行の保育所認可の条件では、人口密度の少ない、しかも経済力の乏しい農山漁村では適用きわめて困難である。そのため、地域住民の要望により部落立あるいは婦人会立で無認可の小規模な地域保育所が各所に発生している。ついては、現行の保育所最低基準を改め、保育に欠ける基準を拡げるなど、同無認可地域保育所を法のルートにのせ、予算措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

一、老人福祉法の早期制定等に関する請願（請願者　兵庫県出石郡出石町寿会長中沢千吉外七名）（有田喜一君紹介）（第三八七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

老人は、年齢とともに生産力、生活力等の経済的能力を失い、さらに健康体力の低下あるいは孤独の身で最低生活の維持すら困難なものも決して少なくない。ついては、これら老人のすべてを救済し、老後の生活安定のためすみやかに老人福祉法を制定実施されるとともに、応急対策として次記事項の改善を要望するというのである。（一）国民福祉年金の大幅増額と同年金における所得制限を撤廃し、すべて年金受給の恩典に浴させること、（二）健康保険、国民健康保険の扶養家族である老人の医療費をすべて無料とすること、（三）日本国有鉄道を始め各種交通機関の乗車賃を身体障害者に準じ半額とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者のための単独法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目日本傷痍軍人妻の会沖野和歌子外一名）（小川半次君紹介）（第三八九号）、同（請願者　長野県上田市大屋久保田袈裟陽外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第四七五号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目運輸省前日本傷痍軍人会広報部長伊丹川善通）（永山忠則君紹介）（第六三三号）、同（請願者　愛知県豊川市豊川町石黒公公）（鈴木正吾君紹介）（第九五六号）及び同（請願者　名古屋市中区南外堀町六丁目一番地桜華会館内名古屋市傷痍軍人会長和田輝男）（加藤鎌五郎君紹介）（第九五七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

戦後傷い（痍）軍人等に対する施策が行なわれてきたが、現行法規や援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、さらに啓発もほとんどなされていず、いたずらに混乱を生じさせている現況である。これは、傷い軍人の誇りとする身分を確たる規範をもつて律しないためである。ついては、戦傷病者の身分規範を定め、各種法規を統一し、軍人、軍属の公務上の負傷、疾病に対して、国家補償の精神に基づき単独法を制定し、援護の徹底を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険直営診療施設運営費補助の増額に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一〇号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

国民健康保険直営診療所は医師の確保等に困難をきたし、多額の人件費支出を余儀なくされ、年々赤字に悩まされているが、同診療所は医療に恵まれない地域住民に医療の機関を与えるために欠くことのできない施設であり、国民皆保険達成に伴う医療機関整備上からもきわめて重要であるから、円滑に運営ができるよう、これが運営費補助を増額交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

北海道、東北地方に精神病後保護施設設置に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

精神病は、その特殊性から退院後も一定期間、後保護施設に収容し、社会的訓練を与えるとともに、地域ならびに家族の不安感、嫌悪感を解消したあと家庭に復帰させるよう措置することが社会の秩序維持上重要である。ついては、この後保護施設は各種関係機関との連絡および高度の指導技術を必要とする関係で国の直営が適当であるから、北海道、東北地方に数箇所国営の施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

成人病対策の強化に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近成人病といわれる脳卒中、がん、心臓病等による死亡が増加し、これが対策の強化が要請される現状にかんがみ、成人病予防に対する国庫補助、医療費の公費負担等の制度をすみやかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町小坂東四百六十三番地出原文平）（山崎始男君紹介）（第五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受け遺族年金を支給されている旧軍属の遺児は、満十八才でその支給を打切られ、恩給法の適用を受け公務扶助料を支給されている旧軍人の遺児は、満二十才まで公務扶助料が支給されているが、これは同じように戦争の犠牲者でありながら不合理である。ついては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正し、旧軍属の遺児にも旧軍人の遺児と同等の保護を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

薬種商の取扱医薬品に関する厚生省令撤廃の請願外一件（請願者　滋賀県栗太郡栗東町荒浪三好光行外一名）（宇野宗佑君紹介）（第七〇〇号）、同（請願者　滋賀県草津市大路井町大川幹三）（草野一郎平君紹介）（第七八一号）、同（請願者　滋賀県愛知郡稀枝町三ッ谷安居晃）（矢尾喜三郎君紹介）（第七八二号）、同外一件（請願者　東京都文京区原町十三番地渡部源助外一名）（宇野宗佑君紹介）（第八五八号）、同（請願者　兵庫県三原郡緑町百二十七番地加藤平三郎）（永田亮一君紹介）（第八五九号）、同（請願者　三重県伊勢市二俣町西浦正雄）（濱田文平君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目五番地高橋薫）（小枝一雄君紹介）（第九五三号）及び同（請願者　神奈川県高座郡海老名町上今泉千四百三十五番地森田完一）（安藤覺君紹介）（第九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薬種商の取扱薬品に大制限を加えた昭和三十六年二月一日の厚生省令は、新薬事法の薬種商制度を廃絶に追い込もうと企図したものである。すなわち、全国一万五千の薬種商は既得権を認められず、薬局においてはなんら制限のない普通薬品を、薬種商の店で買つた場合（例えばボセルモンは一日一錠―二錠服用とあるが）その客が二錠以上自己の意思で服用すれば、売つた薬種商は三年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられることになり、これは非常識以上の暴政だと考えられる。またいままで店の一切を切りまわしていた婦人が資格者の夫に死なれ、試験を受けて合格しても、その後の取扱薬品は大幅に制限される結果、営業が成り立たない。ついては、このような厚生省令は、これを撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎君

戦没者の妻に特別給付金支給に関する請願（請願者　鳥取市上町八十五番地大丸義男）（足鹿覺君紹介）（第七七八号）及び同外一件（請願者　鹿児島市下龍尾町四十五番地鹿児島県遺族会長大脇為明外三名）（池田清志君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の戦争における犠牲者のうち戦没者の妻に対する国の処遇は、恩給法上公務扶助料受給権者の第一順位者と認めているだけで、その特殊な立場を認めていないが、戦後十七年を経過した今日、戦没者の妻は漸次老年化し、労働力も逓減しており、子女の進学、結婚等のため経済的負担は逓増する状態にあるにもかかわらず、遺児が満二十歳に達すると、その加給金は打切られ、また十六歳以上は国民年金法による母子福祉年金や老齢福祉年金は対象にならず、全くとり残された状態である。ついては、戦没者の妻の特殊な立場および現状にかんがみ、二項症以上の増加恩給受給者に支給されている介護手当ならびに昭和三十六年度から増額された生活保護法による保護基準額の増額等を勘案して、特に戦没者の妻に特別給付金（十年償還の国債で支給する場合は額面三十六万円）を支給するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

保育所職員の処遇改善等に関する請願（請願者　佐賀市赤松町三十六番地社会福祉協議会長池田直）（池田清志君紹介）（第八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保育所職員の処遇その他について、次記事項を措置されたいというのである。（一）保育所職員の待遇向上と給与体系の確立について、(1)国家公務員なみの待遇に改善すること、(2)最低賃金制を実施すること、(3)給与体系制を確立すること、(4)昇給および超勤制を適正に実施すること、（二）保育単価と保育料とのリンク制を撤廃すること、（三）措置費地域差について、丙地域を撤廃し、乙地域は甲地域の線に引き上げること、（四）保育単価の算定方式を合理化するため、最低基準の改正を前提とする単価の算定方式によつて予算を計上するについて、(1)専任園長は必置制とすること、(2)幼児二十人に保母一人乳児五人に保母一人を置くこと、(3)事務職員を置くこと、(4)幼児保育には必ず保健婦を置くこと、等、（五）園舎および設備に対する減価消却保障制度を確立すること、（六）公立私立保育所の格差解消について、(1)職員給与の格差を是正すること、(2)保育所職員恩給法制定の途を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

非行児対策の強化に関する請願（請願者　鹿児島県国分市県立牧ノ原学校長日高哲志）（池田清志君紹介）（第八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青少年をめぐる現下の状況は、低年齢層の非行の増加、少年犯罪の暴力化等まことに憂慮すべきものがあり、全国教護関係者は非行児対策の中核として、これら児童の福祉のため全力を挙げてきたが、同問題の根本的解決策をはかるには非行児対策の抜本的強化をはかることはもちろん、国、地方公共団体をはじめ地域社会、学校、家庭をあげて児童の非行を防止し、その健全育成をはかる方策が樹立されなければならない。ついては、青少年非行対策強化のため次記事項を措置されたいというのである。(一)非行の予防について、(1)非行少年の年齢低下の傾向にかんがみ、児童相談所に治療の専門職員と施設を付設し、非行の早期発見治療の面を充実させること、(2)学校相談員、家庭相談員等を制度化し、家庭、学校の環境適正化をはかり、児童福祉司等児童相談、指導業務関係職員を増員すること、（二）教護施設の整備拡充について、(1)教護院整備費を増額すること、(2)分類収容すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

離島及び無医村の医療対策に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長浜十番地鍵田謙助）（池田清志君紹介）（第八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、いまだ引揚医師に対する特例法による試験に合格することができず今日に至つているが、多年医師としての経験と勉学を重ね、かつては高度の試験に合格したのであり、将来医師免許を取得したあかつきには、天職を生かし、医師定着の少ないといわれる離島および交通不便な無医村で情熱を傾けて医療に従事したいから、請願者に対し、医師資格を与えるよう方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

低所得階層対策の充実等に関する請願（請願者　東京都豊島区高田南町三丁目七百三十六番地　成田恵外九名）（志賀義雄君紹介）（第九〇八号）及び同（請願者　東京都荒川区尾久町九丁目二千九百十五番地中川カズエ外十四名）（川上貫一君紹介）（第九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府が所得倍増政策をとつて以来、一般国民生活は著しく向上したが、他方において生活保護地帯を含めて多数の低所得階層の生活は低位に沈滞し、一般国民との所得格差は著しいものがある。ついては、極貧階層対策として、生活保護費を現行の二十二パーセント以上に引き上げ、あわせて次記諸事項について措置されたいというのである。（一）民生委員、児童委員活動の充実をはかるため、(1)世帯更生貸付資金の大幅な増額、(2)世帯更生運動推進指導のための経費（指導費、事務費、指導員費等）の増額、(3)心配ごと相談所の設置普及、(4)民生委員活動費の増額（互助共励事業への補助）、(5)授産施設の拡充、(6)職業補導訓練の強化、(7)低家賃住宅の増設、（二）民間社会福祉施設の改修に要する経費予算の増額、施設の整備、（三）地域における社会福祉の向上に資する対策充実のため、(1)保健福祉地区組織の育成強化費の増額、(2)低水準地域の保健福祉施設の整備、(3)同和地区対策費の増額、(4)不良環境地区改善費の増額、(5)婦人保護更生対策費の増額、(6)母子健康センターの設置、(7)へき地保育所の設置補助、(8)季節保育所に対する補助。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願（請願者　東京都世田谷区成城町五百七十番地佐野五郎外八名）（谷口善太郎君紹介）（第九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国社会福祉施設は、公設、私設相半ばしているが、民間社会福祉施設従事者の給与が、一般産業従事者に比して著しく低額であり、同種の事業に働らく公務員と比較しても相当の開きがあるので、最近特に民間施設に就職することを避ける傾向が強くなつて、民間社会福祉施設では職員の欠員を補充するのに困難をきわめている。ついては、この際民間施設従事者の給与の引き上げを実施し、公私の社会福祉施設が相応えて国民のための社会福祉活動を続けることができるよう、国家予算（保護施設事務費、児童保護措置費補助金）を大幅に増額し、民間社会福祉施設従事者の処遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

準軍属遺族の処遇改善に関する請願（請願者　山口市茶畑山口県遺族連盟会長吉富幸助外七千六百五十六名）（田中龍夫君紹介）（第九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

準軍属の遺族に対する国の処遇は、他の戦没者遺族の補償に比しきわめて僅少であまりにも格差があるが、およそ軍人として戦務に服することは、学徒その他が本来の学業や職業を放棄して軍需生産増強に従事することと精神、勤労においてなんら相違がない。ついては、準軍属の遺族に対する国の補償を次のように改善されたいというのである（一）遺族給与金を遺族年金と同額に改め、かつ終身年金とすること、（二）扶養家族加給金を支給すること、（三）所得による支給制限を撤廃すること、（四）公務認定規準において「戦時災害」を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

母子福祉に関する請願（請願者　水戸市鈴坂町七百四十六の九番地県立母子福祉センター内茨城県未亡人連盟会長渡辺春代）（赤城宗徳君紹介）（第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

母子家庭をめぐる各種の問題については、かねてより格段の努力と配慮を賜り感謝にたえないが、しかし、まだまだ取り残された問題は山積し、真に母子家庭の願い、対策の確立は道遠しの感がある。ついては、次の事項の実現を措置されたいというのである。（一）母子福祉総合法を早期に制定すること、（二）母子福祉資金について、(1)対象年齢を満二十五歳までと改定すること、(2)修業資金の貸付期間を延長して、その額を引き上げること、（三）母子福祉資金のうちの事業継続資金と住宅資金の二種に限り扶養家族のない未亡人にも貸付けること、（四）母子相談員を一福祉事務所ごとに一名確保し、その処遇については公務員なみに支給すること、（五）税法上の寡婦控除は扶養家族の有無に関係なく、課税対象となる未亡人全部に適用すること、（六）地方税二十万円まで非課税とすること、（七）母子福祉センターについて事業内容を強化し、環境の整備をはかり運営を県未亡人連盟に委託すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸委員会

信越線御代田駅における折返し線廃止に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第六号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第六六号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第六七号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一二七号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九二号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三〇〇号）及び同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の近代化が着々と進行している現在、信越線御代田駅の折返し線（スイッチバック）は、運行時間短縮の大きな障害となつており、旅行者はもとより沿線の地域住民は常に不便を感じている現状にある。ついては、同線の電化完成と同時に、御代田駅における折返し線を廃止するための特別措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

長野市に電動車基地新設に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（井出一太郎君紹介）（第七号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第六八号）、同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第六九号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一二九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三〇号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第一九三号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三〇一号）及び同（請願者　長野県議会議員五味穂穂）（原茂君紹介）（第五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の近代化の推進に伴い従来の長野工場、同機関区などについては、大幅な組織替えまたは縮小がなされるやに聞いているが、これらの処置については関係住民に対する影響をでき得る限り考慮されるとともに、これに代わるべき電動車基地（DC関係基地を含む）を長野市に新設されるよう特に要望するというのである。

二、請願の議決理由

当該問題が沿線住民に及ぼす影響の大なることにかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄調査線南勝線の早期敷設に関する請願（請願者　岡山県知事三木行治）（足鹿覺君紹介）（第一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡勝山町と鳥取県東伯郡山守を結ぶ国鉄調査線南勝線は、同地域が昭和二十六年国土総合開発法により大山出雲特定地域の指定をうけたので、鉄道敷設は開発の根幹事業とする閣議決定により昭和三十七年を完工目標年次として推進されてきたが、現在まで当初計画路線鳥取県東伯郡関金、勝山間（五七・二五キロ）のうち昭和三十三年に関金、山守間（四・七キロ）がわずかに開通したのみである。しかしながら、同調査線沿線地帯は、関西の軽井沢ともいわれる蒜山三座の雄大な景観を背景とする国立公園大山、蒜山高原を始めとして湯原湖、湯原温泉、関金温泉等すぐれた観光資源を有しており、また周辺七万ヘクタールは豊富な山林資源、無尽蔵といわれる硅藻土、石灰石、ウラン鉱等の地下資源あるいは農畜産物等多種多様の資源に恵まれているが、運輸交通施設が乏しいため、産業開発上重大なあい路となつている。ついては、国土総合開発上、国民経済上きわめて効果の大きい同南勝線を、本年中に調査完了し、昭和三十八年度から着工するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

山陰線米子、出雲市両駅間の複線化に関する請願（請願者　鳥取県米子市加茂町鉄道貨物協会米子支部坂上平兵衛）（足鹿覺君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰線における鉄道貨物輸送量は逐年増加する一方であるが、米子、松江駅間においては、線路容量は、すでに限界点に達しており、特に山陰地方は中海の総合開発計画により干拓による農地の造成、臨海工業地帯の造成による工場誘致等が計画され、また最近同地方の豊富な観光資源の宣伝と誘致によつて観光客が激増し、季節貨物の出荷期および秋冬繁忙期における輸送力の増強等貨物輸送に対する影響はきわめて大きい。ついては、山陰地方の産業経済水準の飛躍的向上をはかるため、米子、出雲市両駅間を早急に複線化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかり、地方産業の振興に資するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

山陰線大山口駅に急行及び準急列車停車に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡大山町長入江正雄外一名）（足鹿覺君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大山国立公園は、終戦後の国際的観光ブームによつて観光客は年々増加し、今日では年間七十五万人に達している。従つて国、地方公共団体ともに同施設の整備は急を要する問題となり、今日大山一周の環状道路の整備を始め、各種道路の整備、観光会館の建設等が行なわれている現状であるが、観光客の多くは大山に最も近く、かつ道路が整備され、順路もきわめて良い大山の表玄関口の大山口駅に急行列車の停車しないのは不便であるとともに奇異にさえ感じているところであり、また関係地方民としてもまことに遺憾である。ついては、山陰線大山口駅を急行白兎、さんべ、準急いわみ、季節運転準急伯耆の停車駅とされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

十勝岳における火山観測体制に関する請願（請願者　北海道上川郡美瑛町長佐藤初吉外五名）（安井吉典君紹介）（第二二四号）及び同（請願者　北海道空知郡上富良野町長海江田武信）（本名武君紹介）（第三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る六月二十九日爆発をはじめた北海道十勝岳は、過去にも何回となく爆発を起しており、特に積雪期においては泥流を誘発して大惨事を発生しているので、山ろく住民の不安は切実なるものがある。ついては、十勝岳の火山活動状況を正確につかみ爆発による防災の万全をはかるため、ただちに十勝岳山ろくの白金温泉付近に火山観測所、空知郡上富良野町および上川郡美瑛町に通報施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

火山爆発による災害の防止について、万全を期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

踏切道改善に関する請願（請願者　奈良県五条市住川町八百四十三番地岡田兵治外四十一名）（谷口善太郎君紹介）（第二四七号）、同（請願者　兵庫県西宮市長田町三十三番地木本弘外二十四名）（川上貫一君紹介）（第二八二号）、同（請願者　大阪市東淀川区下新庄町四丁目二百四十一番地藤田窈禎外百八十三名）（川上貫一君紹介）（第三二一七号）、同（請願者　大阪府池田市菅原町西五百八十二番地吉田さかえ外千三百三十二名）（川上貫一君紹介）（第九二〇号）、同（請願者　兵庫県西宮市高木東町九十九番地興津保外千四百二十五名）（志賀義雄君紹介）（第九二一号）及び同（請願者　東京都西多摩郡五日市町舘谷二百二十六番地鈴木幸雄外千百五十三名）（谷口善太郎君紹介）（第九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近の踏切事故増大の大きな原因は踏切施設の不備に基因するものであつて、昨年度の運輸省調査によつてもただちに立体交差化を要するものが全国で四百箇所、無人踏切三万七千箇所のうち、ただちに改善しなければならない所が四千六百箇所もあるといわれるが、このような現状にあつて行政当局は少しも改善しようとせず、この責任を直接踏切の安全にたずさわる踏切警手や列車運転者に転嫁している。ついては、踏切事故をなくすため次記事項のすみやかな実現をはかられたいというのである。（一）踏切道の改善に関し、抜本的な施策を実施すること、（二）踏切道の安全確保に努力している列車、電車などの運転乗務員、踏切保安人など関係労働者の立場を尊重し、必要な措置をとること、（三）鉄道事故の原因を正しく判断し、事故の再発を防止するためにも「鉄道事故審判特例法」を制定すること。

二、請願の議決理由
踏切事故が激増している現状にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

磐越西線の電化及び電車化に関する請願（請願者　福島県知事佐藤善一郎外六名）（八田貞義君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
磐越西線を利用する観光客、一般利用者は年々増加し、磐越西線管理所管内の本線利用者は乗降車とも定期利用者を含め年間八百二十万人をこえ、しかも昭和三十六年度は前年度に比較し四十万人の増加を示しており、また磐梯吾妻スカイライン第二期工事、裏磐梯国民休暇村の建設等の諸計画も推進されている現状よりして、同線利用度の上昇は量り難いものがある。ついては、磐越西線の電化、電車化を早急に実現され、輸送力弱体に起因する同地方発展阻害の諸要素を根本より改善されるとともに、運転時間の短縮により東京、その他の遠隔都市と運輸交通を至便にされたいというのである。

二、請願の議決理由
当該沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

東北本線の複線化及び電化の早期実現に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線は、北海道、東北地方の輸送の大動脈であるが、すでに輸送能力が限界に達し、沿線各駅は年々滞貨に苦しんでいる状況で、開発推進上一大あい路となつている。ついては、東北本線の複線化ならびに電化を早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

奥羽本線の勾配改良及び複線化等に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北地方を縦貫する奥羽本線の整備については、他の地域に比し、きわめて貧弱な現状にあるが、奥羽本線の沿線地域は、近時輸送需要が著しく増加し、現在の輸送能力では全く処理し得ず、そのため季節的滞貨は年ごとに激増し、産業経済の発展を著しく阻害している。ついては、奥羽本線の輸送力のあい路となつている板谷峠、院内峠および矢立峠のこう（勾）配を改良し、輸送能力を高めるとともに、同本線の複線化ならびに電化を早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

青函隧道の早期建設に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道の開発が、わが国経済の発展に重要であることは明らかであるが、北海道の開発を促進するためには、青森、函館間の輸送力を増強し速度の向上を図るとともに天候に支配されることのない確実な輸送を確保することが重要な課題であり、青函隧道を建設することによつて、台風あるいは浮游機雷その他による海難の危険から開放され、本州と北海道の交通連絡が至便となり、資源の開発、文化の向上、民生の安定等に寄与し、東北、北海道の経済開発が促進され、かつ国民経済に貢献することは明らかである。ついては、青函隧道の建設工事を早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道、本土間の交通連絡を円滑化し、もつてわが国経済の発展に資するため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年九月一日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

首都の交通緩和及び防火のため国鉄武蔵野線敷設等に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町九百十五番地防火首都整備協会理事長橋富士松外百七名）（花村四郎君紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後東京都は都市の整備計画を

策定し、早くも面目を一新しつつあるが、自動車の激増はラッシュ時の交通マヒをきたし消火活動の低下さえもたらしている。また東京都の人口激増は一東京都の問題をこえ、国策として首都の整備を急速に実施しなければならない段階に立ち至っている。ついては、首都の交通緩和をはかるとともに防火都市建設促進のため、次のように国鉄武蔵野線（複々線）の敷設促進と中央線との交差点に新東京駅（仮称）の新設ならびに自動車国道の建設をすみやかに実現されたいというのである。（一）神奈川県鶴見―東京都杉並区西荻窪―千葉県我孫子間に国鉄武蔵野線の敷設、（二）横浜市―東京都杉並区西荻窪―浦和市、浦和市―千葉県我孫子町、東京都練馬区下石神井―板橋区十条―千葉県市川市に至る各区間の幅員四十メートルの自動車国道の建設。

二、請願の議決理由

首都の交通緩和をはかり、当該地方住民の利便を増進するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

老人の国鉄運賃割引に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡河原町袋河原明治クラブ理事長岩永芳実外八百十六名）（古井喜實君紹介）（第四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老人慰安の一方法としてせめて視聴覚の役立つうちに国鉄運賃割引の恩典に浴することができるよう計画されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ、社会政策的見地より請願の趣旨につき慎重に考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

崎津漁港に灯台設置に関する請願（請願者　鳥取県米子市議会議長上田哲雄外二名）（足鹿覺君紹介）（第七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県米子市崎津漁港（第一種漁港）は、中海における唯一の漁港であり、また中海に出入する船舶、漁船の避難港として重要な地点にあるのみならず、隣接地には航空自衛隊美保基地航空輸送団を有するので、現在崎津干拓事業の施行に伴い漁港の整備をはかりつつある。ついては、これが完成のあかつきには入口に灯台の設置を必要とするから、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における船舶航行の安全を確保するため、請願の地に灯台を設置するよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

菱刈駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町長松崎忠外七名）（池田清志君紹介）（第八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

湯之尾駅の貨物取扱いが廃止され、菱刈町行政区域の唯一の貨物取扱駅となつた山野線菱刈駅（鹿児島県伊佐郡菱刈町）も貨物集約輸送計画により貨物取扱駅から除外されるということであるが、同町は伊佐米の産地として知られ、年間六万俵余の米穀を移出し、その他農林産物も相当量出荷しており、また生産資材としての肥料、飼料、農薬等を受けており、万一同駅が貨物取扱いを廃止した場合はこれら貨物の横持運賃など住民の負担は相当増加することになり、しかも出荷および受入れ時期が集中するので、この処理がじん速にできないと住民は多大の損害を受けることになる。ついては、近隣町村に、菱刈駅より貨物取扱量の少ない駅が存続される計画もあるときくので、他駅との関連も考慮し、同菱刈駅を貨物取扱駅として存続されたい、なお国鉄が既定方針を変更できない場合は、来年四月頃まで廃止を延期されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

薩摩永野駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡薩摩町長上別府勲外八名）（池田清志紹介）（第八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の合理化計画により宮之城線薩摩永野駅の貨物取扱いの廃止が打ち出されているが、同駅は本来スイッチ・バックで必ず停車を必要とする構造で、大口、横川、宮之城の各駅より約二十キロメートル程度の中間三角形の中心に当つており、しかも道路網も非常に悪く町内はもちろん、隣接町村の関係住民の利用範囲も大であるから将来その必要性は加わる一方である。また材木等の輸送を運賃の安い国鉄に依存できず、自動車に依存することになれば関係住民は大きな損失を受け、なお一般消費材の物価高による町民の受ける打撃は測り知れないものがある等の理由から、国鉄宮之城線薩摩永野駅の貨物取扱いを存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

逓信委員会

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願（請願者　北海道上川郡当麻町中瀬憲蔵外三名）（高田富與君紹介）（第一一号）及び同（請願者　北海道上川郡当麻町中野三男）（岡田春夫君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易生命保険および郵便年金の積立金運用については、運営当局による余裕金等の自主的な運用体制の確立のもとに、確実な社債、株式等、より有利なものへ運用範囲を拡大して運用利回りの向上をはかり、正味保険料を軽減して、加入者の利益擁護と事業の発展を策されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

逓信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二五番地　大蔵省印刷局　官報課　電話　東京　三三一―〇〇三（代）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十七年九月二日

○第四十一回国会　衆議院会議録追録（五）

請願に関する報告書

〔第十二号（その一）参照〕

有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願（請願者　愛知県南設楽郡鳳来町長加藤淳）（上村千一郎君紹介）（第五〇号）、同（請願者　高知県長岡郡大豊村舟戸大田口農業協同組合長理事大利雪中）（仮谷忠男君外四名紹介）（第五一号）、同外一件（請願者　北海道岩内郡共和村長山本精一外一名）（椎熊三郎君紹介）（第五二号）、同（請願者　高知県高岡郡越知町農業協同組合長理事西俊治）（濱田幸雄君外四名紹介）（第五三号）、同（請願者　高知県高岡郡窪川町松葉川農業協同組合長理事生田伝）（濱田正信君外四名紹介）（第五四号）、同外十五件（請願者　高知県幡多郡三原村農業組合長理事土居進外十五名）（吉田茂君外四名紹介）（第五五号）、同外三件（請願者　静岡県引佐郡細江町気賀五百六十八番地細江町農業協同組合長理事金子憲外三名）（足立篤郎君紹介）（第九九号）、同（請願者　愛媛県今治市波止浜農業協同組合高井五百里）（井原岸高君紹介）（第一〇〇号）、同（請願者　愛媛県越智郡朝倉村長阿部勇）（井原岸高君外二名紹介）（第一〇一号）、同外四件（請願者　愛媛県北宇和郡松野町長布末光外四名）（今松治郎君紹介）（第一〇二号）、同（請願者　静岡県駿東郡小山町藤曲五十七番地の二小山町有線放送利用農業協同組合長理事鈴木繁）（遠藤三郎君紹介）（第一〇三号）、同（請願者　兵庫県加西郡泉町長職務代理者高見虎五郎）（岡田修一君紹介）（第一〇四号）、同外一件（請願者　松山市大字下伊台千四十二番地伊台農業協同組合長理事山田次郎外一名）（菅太郎君紹介）（第一〇五号）、同（請願者　静岡県田方郡韮山町農業協同組合長理事岩城和太郎）（久保田豊君紹介）（第一〇六号）、同（請願者　北海道虻田郡京極町二百二十九番地内海清気）（椎熊三郎君紹介）（第一〇七号）、同外三件（請願者　愛媛県上浮穴郡小田町長篠崎長之進外三名）（關谷勝利君紹介）（第一〇八号）、同外一件（請願者　愛媛県東宇和郡城川町長河野重利外一名）（高橋英吉君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　愛媛県西宇和郡保内町宮内農業協同組合長武内武平）（高橋英吉君外一名紹介）（第一一〇号）、同外五件（請願者　静岡県島田市阪本初倉農業協同組合長理事小沢進外五名）（高見三郎君紹介）（第一一一号）、同外六件（請願者　兵庫県高砂市伊保町保崎伊保町有線放送協同組合長理事志方正二外六名）（渡海元三郎君紹介）（第一一二号）、同外二件（請願者　広島県賀茂郡豊来町農業協同組合長理事河内順八外二名）（中川俊思君紹介）（第一一三号）、同外三件（請願者　愛媛県喜多郡長浜町長末永芳朗外三名）（毛利松平君紹介）（第一一四号）、同外四件（請願者　愛媛県越智郡大西町大西放送文化農業協同組合連合会長藤坂正男外四名）（八木徹雄君紹介）（第一一五号）、同外一件（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町大字上市甲八百六十九番地吉岡農業協同組合長檜垣英外一名）（八木徹雄君外八名紹介）（第一一六号）、同（請願者　広島県山県郡芸北町長大東弥一）（大原亨君紹介）（第一五九号）、同（請願者　北海道虻田郡留寿都村有線放送協会理事長増田勇次）（椎熊三郎君紹介）（第一六〇号）、同外二件（請願者　広島県安佐郡高陽町長山村弘外二名）（砂原格君紹介）（第一六一号）、同（請願者　広島県神石郡三和町長高橋正明）（高橋等君紹介）（第一六二号）、同外四件（請願者　北海道上川郡神楽町西神楽農業協同組合長理事山本利三郎外四名）（安井吉典君紹介）（第一九五号）、同外十五件（請願者　徳島県美馬郡脇町長井口貞夫外十五名）（秋田大助君紹介）（第一九六号）、同外五件（請願者　滋賀県栗太郡瀬田町大字平野上田上農業協同組合長山本佐蔵外五名）（宇野宗佑君紹介）（第一九七号）、同外五件（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町甲西農事放送農業協同組合谷村耕三郎外五名）（草野一郎平君紹介）（第一九八号）、同（請願者　兵庫県多紀郡多紀町福住六百六十七番地福住農業協同組合長理事藤田儀太郎）（佐々木良作君紹介）（第一九九号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町農業協同組合長理事安達勇）（椎熊三郎君紹介）（第二〇〇号）、同（請願者　愛知県新城市長小野田辰雄）（鈴木正吾君紹介）（第二〇一号）、同（請願者　兵庫県三原郡三原町八木笑原鳥井八木農業協同組合長理事赤松安夫）（永田亮一君紹介）（第二〇二号）、同（請願者　広島県御調郡御調町小川隆）（内海清君外一名紹介）（第二〇三号）、同外五十六件（請願者　山口県宇部市大字車地二俣瀬農業協同組合長原田成夫外五十六名）（安倍晋太郎君紹介）（第二二六号）、同（請願者　札幌市簾舞十九番地西豊平農業協同組合長理事森正男）（椎熊三郎君紹介）（第二二七号）、同外五件（請願者　滋賀県蒲生郡竜王町農事放送農業協同組合長竹内一彦外五名）（堤康次郎君紹介）（第二二八号）、同外五十二件（請願者　岡山県倉敷市福田町農業協同組合長理事片山肇外五十二名）（星島二郎君紹介）（第二二九号）、同外八件（請願者　埼玉県秩父郡横瀬村農業協同組合長理事横田好一外八名）（荒舩清十郎君紹介）（第二四八号）、同（請願者　北海道江別市字東野幌十番地野幌農業協同組合長理事長長谷川富一）（椎熊三郎君紹介）（第二四九号）、同外三十三件（請願者　京都市中京区西ノ京小堀町二丁目二十四番地小林良雄外三十三名）（谷垣専一君紹介）（第二五〇号）、同（請願者　三重県南牟婁郡御浜町下市木二千八百七十三番地市木農業協同組合長理事檜作又市外十六名）（濱地文平君紹介）（第二五一号）、同（請願者　東京都町田市鶴川農業協同組合長理事金子良助）（細田義安君紹介）（第二五二号）、同（請願者　鹿児島県加世田市小湊農業協同組合長宮園徳二）（上林山榮吉君紹介）（第二六六号）、同（請願者　北海道千歳市栄町六丁目九番地千歳市有線放送電話協会長新谷利夫外一名）（椎熊三郎君紹介）（第二六七号）、同外十九件（請願者　神戸市垂水区平野町下村平野町農業協同組合長谷茂外十九名）（永田亮一君紹介）（第二六八号）、同外一件（請願者　埼玉県北足立郡伊奈村大字小室伊奈村有線放送農業協同組合長小林千長外一名）（福永健司君紹介）（第二六九号）、同外十件（請願者　埼玉県比企郡菅谷村七郷農業協同組合市川武市外十名）（松山千恵子君紹介）（第二七〇号）、同外八件（請願者　広島県三次市畠敷町十日市農業協同組合長理事水野正士外八名）（永山忠則君紹介）（第二七一号）、同（請願者　北海道釧路市釧路村昆布森漁業協同組合長理事梶川民三）（伊藤郷一君紹介）（第三二一号）、同（請願者　岐阜県可児郡御嵩町長伊崎隆一）（前田義雄君紹介）（第三二二号）、同外十五件（請願者　北海道河西郡更別村農業協同組合長理事木山正男外十五名）（本名武君紹介）（第三二九号）、同外三十四件（請願者　香川県木田郡三木町長鎌倉薫外三十四名）（藤本捨助君紹介）（第三三〇号）、同（請願者　愛媛県北条市八反地甲千六百五十一番地正岡農業協同組合長理事徳永茂喜）（湯山勇君紹介）（第三三一号）、同外一件（請願者　愛媛県

周桑郡三芳町大字旦之上甲庄内農業協同組合長飯尾甫外一名）（安平鹿一君紹介）（第三三二号）、同外二件（請願者　広島県甲奴郡上下町吉野農業協同組合長理事花谷一作外二名）（重政誠之君紹介）（第三五〇号）、同外四件（請願者　兵庫県宍粟郡一宮町福知一宮町下三方農業協同組合長田路幸外四名）（河本敏夫君紹介）（第三七七号）、同外六件（請願者　兵庫県氷上郡氷上町上新庄四百二十八番地葛野農業協同組合長理事坂上庄市外六名）（有田喜一君紹介）（第三九七号）、同外三件（請願者　北海道旭川市神居町二十五番地旭川市神居農業協同組合長理事三宅正実外三名）（芳賀貢君紹介）（第四六二号）、同（請願者　北海道足寄郡陸別町農業協同組合長理事岡田秀雄）（稚熊三郎君紹介）（第五四四号）、同（請願者　岩手県紫波郡矢巾村大字又兵ヱ新田矢巾村農事放送農業協同組合連合会高橋重平外二十二名）（野原正勝君紹介）（第五四五号）、同外八件（請願者　兵庫県朝来郡山東町早田山東町粟鹿農業協同組合長増田平夫外八名）（小島徹三君紹介）（第七〇五号）、同（請願者　神奈川県相模原市大沼三千四百二十二の五番地古木種義）（安藤覺君紹介）（第九六七号）、同（請願者　兵庫県川辺郡猪名川町六瀬農業協同組合長安井準一）（富田健治君紹介）（第九六八号）及び同外百一件（請願者　長野県南佐久郡八千穂村長井出幸吉外百一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有線放送電話による通信の広域化と広報の強化拡充をはかり、農林漁業の改善を強力に推進するため、次記事項を措置されたいというのである。（一）有線放送電話と日本電信電話公社電話との接続および有線放送電話施設の相互接続について、（1）有線放送電話の公共的広報通信制度の本質にかんがみ、施設者の要望を十分考慮して主として「有線放送電話に関する法律」の改正を行い、あわせて「有線電気通信法」および「公衆電気通信法」の一部を改正し、有線放送電話と電電公社電話との接続をはかること、（2）前記両電話の接続に関する契約約款については、有線放送電話施設者の意思を十分尊重して締結するよう規定すること、（3）有線放送電話施設相互の接続については有線電気通信法第九条の二および有線放送電話に関する法律第六条の改正を行ない、すみやかに実施すること、（二）有線放送電話の許可基準を緩和するため関係法を改正すること、（三）有線放送電話施設の新設、改修に対して国庫補助起債および長期低利の融資措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はおおむね妥当と認められるので、政府において各種の角度より慎重に具体的施策を検討の上、すみやかな実施を図る要ありと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

遞信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取県日野町にテレビ放送局設置に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野町長川上武一郎外五名）（足鹿覺君紹介）（第二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡は、東南は大山を始めとする中国山脈、南北も小山脈にとざされているため、電波の谷間を形成し、ラジオ、テレビともおおむね視聴困難な地域であることから、テレビ普及を阻害しており、恵まれない山間辺地民の文化教養向上のため憂慮にたえない。ついては、テレビ局設置にあたつては敷地の提供はもとより保全、道路、その他十分協力する考えであるから、同郡日野町にすみやかにテレビ放送局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

遞信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便切手及び収入印紙等売さばき制度改正に関する請願（請願者　東京都世田谷区三軒茶屋百七十六番地渡辺幸一外九名）（原茂君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便切手ならびに収入印紙等の売さばき手数料は本年四月改正されたが、その内容は、売さばき業務の実態を全く無視したものであり、政府の所得倍増計画に逆行するものであつて、なかでも月額百五十万円以上の売さばきに対しては現行手数料百分の一を百分の〇・五に半減されてしまつたが、労働の対価である手数料がその努力に反比例して逓減するという不合理は、社会通念上到底理解し難いところであり、極端に低い零細な客単価の実情に加えて、前金買受制度や求人難、労賃の高騰などの条件を全く顧慮されない暴挙であるとともに既得権の侵害ともいうべきもので了解に苦しむところである。ついては、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第七条第二項を次のように改正するとともに、購入の際、手数料を控除した卸価格制を採用し、切手類と収入印紙は全く本質の異なるもので客単価も違うから混同計算でなく手数料も当然別にされたいというのである。（一）郵便切手類の売さばき手数料は買受額の百分の十、（二）収入印紙類の売さばき手数料は買受月額十万円以下百分の六、十万円を越える分百分の三。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はおおむね妥当であるが、政府において具体的方法につき慎重検討の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

遞信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

高知市に遞信病院設置に関する請願（請願者　高知市西新屋敷栗生茂也外七百二十八名）（森本靖君紹介）（第八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県には、現在郵便局職員二千九百四名、日本電信電話公社員千七百十五名おり、これら職員、公社員の医療機関は、高知市にある遞信診療所一箇所と中村市に設置された公社診療所の二箇所のみであるが、高知県は全国でもまれな広大面積を有し、山岳辺地も多く、加えて気候変化が著しいため、病気の発生率も高く、これがため職員、公社員はもちろん家族の健康を管理するに容易でない。ついては、高知市に総合遞信病院を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

遞信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭対策特別委員会

炭鉱労働者の雇用及び生活安定に関する請願外九十三件（請願者　北海道釧路市桜ケ丘十八番地の一石川セイ子外九十三名）（岡田利春君紹介）（第八九二号）及び同外三百五十九件（請願者　福岡県大牟田市馬渡町十四番地永田正徳外三百五十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱労働者とその家族は、昨年以来、数回にわたり「炭鉱労働者の雇用と生活安定を第一義とした石炭産業の政策確立」を求めてきた結果、四月六日の閣議において、解雇は一時ストップさせ、「石炭鉱業の近代化、合理化および地域経済開発」の政策樹立のため、石炭鉱業調査団を派遣して、その答申を求める決定が行なわれたことはすでに周知のことであるが、その後も依然として閉山、首切り、賃金引下げ、賃金遅欠配がおそいかかつており、加えて災害の激発により生命の保障さえ得られない状態に追い込められている。しかるに、政府は、石炭鉱業審議会において、四月六日閣議決定の精神を完全に踏みにじり、石炭の生産制限、合理化買上げわくを増

し、一万一千人整理わくをさらに六千三百人追加するなど雇用安定、生活安定を無視した態度を打ち出し、合理化基本計画を一向に改めようとしないのはまことに遺憾である。ついては、次記事項を措置されたいというのである。

（一）炭鉱労働者の解雇制限に関する法律をただちに制定すること、

（二）現在行なつている閉山、首切りをただちに中止させること、

（三）強力な監察権をもつた監督官を各山に常駐させること、（四）失対事業（一般失対、緊失、臨失）わくの拡大および賃金を引き上げること。

二、請願の議決理由

炭鉱労働者の生活を安定するため、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

石炭対策特別委員長　上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

外務委員会

沖縄船舶の日本国旗掲揚に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第二一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沖縄船舶は、日本国旗の掲揚が許されていないので、しばしば国籍不明船舶として銃撃等の危険にさらされているが、米国は、沖縄に対する日本の潜在主権を認めているのであるから、沖縄船舶が日本国旗を掲揚し得るよう適当な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄船舶に日本国旗を掲揚し得るよう措置することを要望している本請願の趣旨は、沖縄船舶の保護の見地から妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

海外移住の推進及び援護対策に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多大な人口を有するわが国において、海外移住はきわめて重要課題であるが、国の指導と援助が少ないためその実績があがらず、市町村においてもこれを積極的に推進することが困難な現状にある。

ついては、国、県においてはこれが対策として、海外移住の推進と援護に対し積極的施策を樹立し、移住者の渡航に際し最大の便宜をはかり、移住振興の融資わくの引上げ、さらに移住青年の結婚対策について格段の援助をはかるとともに、国、県の市町村に対する補助額を大幅に引き上げて海外移住の推進強化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の海外移住を推進するために、市町村に対する補助の増大を要望している本請願の趣旨は、妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

商工委員会

公共料金及び諸物価引下げに関する請願外九件（請願者　兵庫県赤穂市上仮屋二百六十六番地の八根本正信外二千九百六十名）（川上貫一君紹介）（第一八号）、同外八件（請願者　兵庫県竜野市宮川町内海和哉外二千四百九十二名）（志賀義雄君紹介）（第一九号）、同外七件（請願者　兵庫県姫路市花田町一本松全逓信労働組合兵庫地区本部石原涼子外二千二百八十九名）（谷口善太郎君紹介）（第二〇号）、同外一件（請願者　熊本市花園町六百八十六番地の二黒木正記外六百三十三名）（川上貫一君紹介）（第四六号）、同外二件（請願者　熊本市本山町五百七十番地山田ケイ外九百八十四名）（志賀義雄君紹介）（第四七号）、同外二件（請願者　熊本県上益城郡御船町辺田見赤星妙子外九百九名）（谷口善太郎君紹介）（第四八号）、同（請願者　埼玉県熊谷市熊谷千二百八十六番地小久保康子外六百十九名）（川上貫一君紹介）（第九五号）、同（請願者　島根県浜田市大字熱田七百八十四番地新日本婦人の会上田美子外五百五十七名）（志賀義雄君紹介）（第九六号）、同（請願者　山形県鶴岡市大字三瀬成百四十二番地土岐操外九百九十九名）（谷口善太郎君紹介）（第九七号）、同（請願者　仙台市米ケ袋中丁百五番地松田光子外五百三十九名）（川上貫一君紹介）（第一六四号）、同（請願者　奈良市北の町千二百九十八番地永山すみえ外九百六十三名）（志賀義雄君紹介）（第一六五号）、同（請願者　札幌市南十二条西七丁目森レヨウ外千三百二十九名）（谷口善太郎君紹介）（第一六六号）、同（請願者　千葉県銚子市黒生町七千二百四十八番地の十号山口セキ外五百九十五名）（川上貫一君紹介）（第一七七号）、同（請願者　盛岡市大慈寺前三十番地工藤良子外六百九十九名）（志賀義雄君紹介）（第一七八号）、同（請願者　鳥取県米子市旗ケ崎三区四百七番地の一成田喜代司外四百七十九名）（谷口善太郎君紹介）（第一七九号）、同（請願者　新潟市桃山町一番地近江フミ外三百六十九名）（川上貫一君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡高島町緑丘井手房雄外百五十名）（志賀義雄君紹介）（第二二一号）、同（請願者　静岡市安東二丁目四十一番地長井和子外五百五十九名）（谷口善太郎君紹介）（第二二二号）、同（請願者　静岡県藤枝市前島二千二十二番地大塚妙子外二百九十九名）（川上貫一君紹介）（第二四三号）、同（請願者　静岡市城東町二十五番地の二新日本婦人の会岡田節子外七百六十九名）（志賀義雄君紹介）（第二四四号）、同（請願者　大阪府三島郡三島町小坪井百六番地真鍋和子外九百二十八名）（谷口善太郎君紹介）（第二四五号）、同（請願者　松山市御幸町二百九番地島田精三外四百三十九名）（川上貫一君紹介）（第二七九号）、同（請願者　松山市久万ノ台段ノ上小野サカヱ外四百一名）（志賀義雄君紹介）（第二八〇号）、同（請願者　熊本市健軍町京塚百八十二番地後藤富貫子外六百十九名）（谷口善太郎君紹介）（第二八一号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町湯野田中一番地高橋よしみ外六百九十二名）（川上貫一君紹介）（第三〇八号）、同（請願者　札幌市北一条西二十一丁目仲川清二外五百二名）（志賀義雄君紹介）（第三〇九号）、同（請願者　高松市北浜町二十四番地森岡照子外五百四十九名）（谷口善太郎君紹介）（第三一〇号）、同（請願者　福岡県門司市谷町二丁目家戸アサ子外六百七名）（川上貫一君紹介）（第三二四号）、同（請願者　大分市南王子町二丁目野村滋子外百八十七名）（志賀義雄君紹介）（第三二五号）、同（請願者　甲府市向町六百五十九番地小池嘉一郎外三百二十九名）（谷口善太郎君紹介）（第三二六号）、同（請願者　鳥取市雲山四十七番地谷口とく子外三百十九名）（川上貫一君紹介）（第三四七号）、同（請願者　兵庫県姫路市飯田百七十六番地船越悦子外二百四十七名）（志賀義雄君紹介）（第三四八号）、同（請願者　長野県北安曇郡松川村坂井謙一郎外九十六名）（谷口善太郎君紹介）（第三四九号）、同外二件（請願者　福岡県八幡市帆柱町三丁目阿部寿美子外千七百十四名）（川上貫一君紹介）（第三七八号）、同外一件（請願者　福岡県大牟田市上白川三百五十九番地の一古賀スエノ外千三百三十九名）（志賀義雄君紹介）（第三七九号）、同外二件（請願者　岐阜県加茂郡東白川村五加今井美代外千三百二十名）（谷口善太郎君紹介）（第三八〇号）、同（請願者　神奈川県川崎市小松陣屋町一丁目七百六十三番地内田久米子外三百七十六名）（川上貫一君紹介）（第三九一号）、同外一件（請願者　和歌山県橋本市東家六百四十二番地北森喜美子外八百三名）（志賀義雄君紹介）（第三九二号）、同（請願者　前橋市岩神町百三十五番地大矢芳三外三百八十七名）（谷口善太郎君紹介）（第三九三号）、同（請願者　福岡市大字原六百五十八番地淀川良介外三百九十三名）

（川上貫一君紹介）（第四三〇号）、同（請願者　福岡県八幡市清田町一番地深川紀子外七百三十七名）（志賀義雄君紹介）（第四三一号）、同（請願者　兵庫県美嚢郡吉川町毘沙門荒内恵子外四百三十五名）（谷口善太郎君紹介）（第四三二号）、同外一件（請願者　福岡県門司市別院通り五丁目蜷川尊忠外七百四十五名）（川上貫一君紹介）（第四四四号）、同外一件（請願者　熊本市本山町山内一行外千四百三十六名）（志賀義雄君紹介）（第四四五号）、同外一件（請願者　熊本市花園町千六十七番地浅田融外千二百三十五名）（谷口善太郎君紹介）（第四四六号）、同（請願者　群馬県高崎市藤塚町五十七番地高橋関十郎外五百八十九名）（川上貫一君紹介）（第四五九号）、同外一件（請願者　大阪府茨木市中穂積四百五十八番地津田信久外九百九十九名）（志賀義雄君紹介）（第四六〇号）、同外一件（請願者　神奈川県足柄上郡山北町山北七百十一番地岩本孝一外千三百四十一名）（谷口善太郎君紹介）（第四六一号）、同外一件（請願者　大阪府高槻市西五百住三百九十七番地片岡弘外千六百四十五名）（川上貫一君紹介）（第六一三号）、同外一件（請願者　福岡県遠賀郡水巻町垣添町石本博外八百六名）（志賀義雄君紹介）（第六一四号）、同外一件（請願者　群馬県碓氷郡松井田町大字原三百九十二番地の二青木完男外千三百二名）（谷口善太郎君紹介）（第六一五号）、同外六件（請願者　大津市真西町十一番地大津赤十字病院労働組合井上武雄外三千四百四十七名）（川上貫一君紹介）（第七六七号）、同外二件（請願者　福井県勝山市下元禄十四番地の十二仲村庄市外六百七十三名）（志賀義雄君紹介）（第七六八号）、同外六件（請願者　神奈川県小田原市酒月四百二十三番地浅田千江外四千百九名）（谷口善太郎君紹介）（第七六九号）、同外六件（請願者　大阪市東淀川区十八条町二丁目十四番地上野鈴子外三千三百五十名）（川上貫一君紹介）（第八六六号）、同外七件（請願者　岸手県一関市新大町百四十九番地藤巻義樹外三千八百九十五名）（志賀義雄君紹介）（第八六七号）、同外七件（請願者　兵庫県伊丹市大手町下市場三十番地黒田実外三千五百五十九名）（谷口善太郎君紹介）（第八六八号）、同（請願者　福岡県山門郡瀬高町唐尾矢ケ部かほる外五百三十一名）（川上貫一君紹介）（第九一八号）及び同（請願者　岐阜市本荘出雲町土屋貞子外四百十八名）（谷口善太郎君紹介）（第九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物価の値上りブームはいまだに続いており、家庭の収入は一向にふえず、一方物価だけはもつともな理由をつけて上つているが、これは国鉄運賃の値上げをはじめとする公共料金の値上げがその因をなしている。国鉄、電電公社、専売公社等は独占企業をいいことにして存分にもうけているにかかわらず、新しい設備費等の出費を利用者たる国民の負担にさせ値上げするから諸物価も従つてつり上がるのであつて、このような政策は承服できない。ついては、公共料金をはじめ諸物価の値上がりをおさえ、これを引き下げる政策を早急に講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、一般消費者物価は値上りの傾向にあり、これが一般家計に及ぼす影響は大いなるものがあるにかんがみ、公共料金をはじめ諸物価の値上りを抑制する措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

東北電力株式会社の電力料金据置きに関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第九二号）及び同（請願者　岩手県議会副議長佐々木一郎）（山本猛夫君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北電力株式会社は、電灯電力を総合して十九・三パーセントの大幅な料金値上げを申請しており、この電力料金が値上げされれば、岩手県内諸産業に与える影響はきわめて大きく、また県民の生活をも圧迫することになる。しかしながら反面、一般電力の需要の増大に伴い、設備の拡充整備もまた急施の問題であるから、電力料金の値上げについては、国の責任において電源開発資金に対する財政的措置および租税に対する特別措置等の方途を講じ、現行の電力料金を据え置かれたいというのである。

二、請願の議決理由

電気事業はわが国経済の伸展に欠くべからざる基礎産業であり、電気料金が諸産業並びに民生の安定に及ぼす影響はきわめて重大である。かかる見地より電気料金の改訂については、本請願の要旨等を十分考慮の上慎重に検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

電話加入権質による零細企業者育成資金として商工組合中央金庫等に特別融資わく設定に関する請願（請願者　宮崎市橘通三丁目古賀ビル内宮崎県電話加入者事業協同組合理事長古賀作）（相川勝六君紹介）（第九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国電話加入者事業協同組合連合会は、通産省、中小企業庁の特別指導により設立されたもので、零細企業者が電話加入権を質として事業資金を街の金融業者や電話業者から法外な高利（日歩二十銭か三十銭位）で借り、利息さえも払えず苦労して得た電話をついに手離す結果を招くのを救済することなどを事業内容としているが、最近の金融情勢からして商工組合中央金庫等よりの融資額では、所要資金量の半額にも達せず、いつまでもこの状態が続くと同組合の健全な発展は期しがたく憂慮される。ついては、昭和三十七年度分必要資金として総額五十億円の予算措置を早急に講ぜられ、零細企業者の事業発展を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

資本力、信用力の弱い中小企業者に対しては、あらゆる角度から金融の円滑化の施策を講ずる必要があり、従つて本請願の趣旨についても、これが実現するよう十分検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業金融に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、国際収支の悪化を中心とした経済事情に対処するため、昨年六月以降一連の経済政策を実施してきたが、金融引き締め措置については、特に中小企業に金融事情の悪化をもたらさないよう、政府関係金融機関に対する資金供給、特別買いオペレーションによつて財政資金の投入をはかつてきた。しかしながら、金融引き締め措置の浸透につれ、中小企業はしだいに一般金融機関から締め出されていく傾向を強めており、大企業からの支払い条件の悪化等とあいまつて本年下半期の金融窮迫は深刻化する見通しである。ついては、金融引き締め措置が中小企業にしわ寄せされないよう、国民金融公庫、中小企業金融公庫および商工組合中央金庫に対し、多額の資金を投入するとともに、地方への適切な配分について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

資本力、信用力の弱い中小企業者に対しては、政府の特段の措置によつて金融の円滑化を図る必要があり、従つて、政府関係中小企業金融機構の早急な整備拡充等、各般の対策を強力に講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

東北電力株式会社の電気料金値上げ反対に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北電力株式会社は、電灯値上げ率十五・四パーセント、電力値上げ率二十一パーセント、総合値上げ率にして十九・三パーセントにおよぶ大幅な電気料金の改訂を申請しているが、同料金が値上げされれば国民所得の低い東北地方民の消費生活を圧迫し、また電力事情を有力な立地条件とする企業活動に重大な影響を与え、ひいては他の消費物価への悪循環を引き起すこととなり、政府がさきに閣議決定した公共料金の値上げ抑制措置の堅持と積極的値上げの指導方針に違背すること明らかである。ついては、東北電力株式会社の申請した電気料金の値上げを認可されないよう要望するというのである。

二、請願の議決理由
電気事業はわが国経済の仲展に欠くべからざる基礎産業であり、電気料金が各産業並びに民生の安定に及ぼす影響はきわめて重大である。かかる見地より電気料金の値上げについては本請願の要旨等を十分考慮の上慎重に検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年九月二日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎君

金属鉱業政策の確立に関する請願（請願者　茨城県日立市議会議長鈴木茂外一名）（塚原俊郎君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大幅な貿易自由化が行なわれた場合、わが国の金属鉱業界は、劣悪な自然条件に加えて、国家の保護政策も皆無ともいうべき実情にあるため、恵まれた資源と国家の十分な保護の下にある外国のそれとが国際市場において競合するとき、その勝敗はおのずから明らかであり、壊滅的打撃を受けることになる。ついては、金属鉱業政策をすみやかに確立し、次記諸項の具体的対策を措置して貿易自由化に対処されたいというのである。（一）探鉱奨励金の国庫負担、（二）長期低金利資金の融資、（三）海外鉱石の開発援助、（四）減耗控除制度の実現、（五）税制上の優遇措置の実施、（六）新鉱開発免税措置の実施、（七）産業道路の設置および運賃の軽減。

二、請願の議決理由
貿易の自由化に直面し、国際競争力の弱い金属鉱業の危機を打開するため、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年九月二日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

新鶴見変電所新設及びこれに伴う道路工事反対に関する請願（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百二十八番地長谷川忠義）（齋藤憲三君紹介）（第一五四号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通四丁目百八十番地鶴見区自治連合会長森井貞治外五名）（楢橋渡君紹介）（第一五五号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町三丁目百二十番地下野谷町四丁目百三十一番地下野谷町四丁目自治会長山口正雄外五名）（米田吉盛君紹介）（第一五七号）、同（請願者　横浜市鶴見区汐入町二丁目九十二番地稲村勝吉外五名）（千葉三郎君紹介）（第一八〇号）、同（請願者　横浜市鶴見区汐入町一丁目二十一番地佐藤幸平外五名）（伊藤五郎君紹介）（第二一九号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通四丁目百七十八番地宮竹かね外六名）（田川誠一君紹介）（第二七二号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百二十二番地石川信太郎外五名）（海部俊樹君紹介）（第三〇四号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百二十三番地後藤徳三郎外六名）（竹下登君紹介）（第三〇五号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷三丁目九十二番地田口大作）（永山忠則君紹介）（第三〇六号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町四丁目百三十九番地小林富三郎外六名）（小川半次君紹介）（第三四五号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町四丁目百二十七番地永井良和外六名）（濱野清吾君紹介）（第三四六号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百十二番地宮沢富蔵外六名）（菅野和太郎君紹介）（第三七四号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町三丁目二番地清水正勝外六名）（田中龍夫君紹介）（第三七五号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百十二番地古川直次郎外六名）（坊秀男君紹介）（第三七六号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通四丁目百九十七番地熊倉三之助外五名）（頴繊彌二君紹介）（第三九四号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通三丁目百十二番地大野俊朗外六名）（關谷勝利君紹介）（第三九五号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町三丁目九十二番地松本正平外六名）（宮澤胤勇君紹介）（第三九六号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町四丁目百二十九番地松田タツ外六名）（松本俊一君紹介）（第五四三号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通り四丁目百九十三番地山下新吉外六名）（高橋等君紹介）（第八八八号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通り三丁目百二十六番地秋山憲次外六名）（小枝一雄君紹介）（第九六四号）及び同（請願者　横浜市鶴見区下野谷町三丁目百四番地藤田皓治外六名）（渡邊良夫君紹介）（第九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般鶴見区本町通り三丁目に設置予定の東京電力新鶴見変電所建造工事ならびにこれに伴う中継用地中ケーブル埋設工事が関係地域住民の意向を全く考慮せず計画され、施工されようとしていることは、はなはだ遺憾である。同変電所予定地は、潮田西部地区の最中央部であり、商店街であり、これがもし設置された場合、地区の商業的発展は著しく阻害されるばかりでなく、歩、車道の区分もない狭まい道路にこのような大工事が数箇月も施工された場合の沿道住民の混乱、被害はじん大である。ついては、新鶴見変電所新設およびこれに伴う道路工事に反対するというのである。

二、請願の議決理由
商店街等における埋没道路工事が附近住民に及ぼす影響は、きわめて大きいものがある。かかる見地より本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年九月二日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

米子市における鉄工事業所の集団化推進に関する請願（請願者　鳥取県米子市商工会議所会頭坂口平兵衛外二名）（足鹿覆君紹介）（第一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県米子市は、中海臨海工業地帯の中心都市として将来の飛躍が約束されているが、工業の振興をはかるためには、市内に散在している中小鉄工業事業所を集団化して、共同施設の充実と設備の近代化を行なうことにより、生産性を高めることが肝要である。ついては、鉄工業界の不況に対処するため、県、市、業界一体となつて計画した鉄工事業所を集団化して協同組合米子鉄工センターを設立する計画に格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由
鳥取県米子市内に散在する中小鉄鋼事業所を集団化して協同組合米子鉄工センターを設立し、もつて鉄工業界の不況に対処せんとする本請願の趣旨は適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年九月二日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

低開発地域工業開発促進法に基づく鹿児島県下の開発地区指定に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに制定された低開発地域工業開発促進法に基づく鹿児島県の指定申請地域は、工業立地の調査等に関する法律に基づく工場適地調査実施地域となつており、各地域とも工場誘致を強力に推進し、企業の立地がほとんど決定しているところである。ついては、鹿児島県低開発地域の雇用を増大し、地域間における経済格差の縮小をはかるため、同地域を低開発地域工業開発地区として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、鹿児島県低開発地域における工業開発を促進して、雇用を増大し、地域格差の是正を図るため、適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

鉱業政策確立に関する請願（請願者　福井県敦賀市泉百号一番地日本製錬株式会社敦賀工場労働組合長星亮介）（堂森芳夫君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本鉱業株式会社によつて口火を切られた鉱山労働者の人員整理問題は、単に一企業にとどまらず、全鉱山に働く十五万労働者に続いて起きる現実の問題として見逃すことができず、その解決には自由化政策の中に鉱業政策をいかに両立させてゆくかの政策的配慮以外にはない。ついては、金属鉱業存立可能な具体的政策確立のため、次記事項を要望するというのである。（一）探鉱資金の国庫負担ならびに長期融資、（二）産業体質改善の財政措置の実施促進、（三）海外鉱石の合理的開発計画の推進、（四）中小鉱山保護育成政策の実施、（五）金属鉱業労使会議（産業別事前協議制）設置の提唱。

二、請願の議決理由

貿易の自由化に直面し、国際競争力の弱い金属鉱業の危機を打開するため本請願の要旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金の値上げ反対に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は物価安定策について検討されつつあるが、特に諸物価の高騰を誘発するおそれがある鉄道運賃および郵便、電話、電力料金の値上げをしないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、諸物価は高騰の傾向にあり、これがため国民生活は圧迫を受けつつある現状にかんがみ、諸物価の高騰を誘発するおそれがある鉄道運賃等公共料金の値上げを抑制する等の措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業工場集団化に対する国庫補助、融資基準引上げに関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、都市の発展につれ中小企業工場は商業、住宅地域内に統一性なく散在し、立地的制約から企業体の発展と合理化が阻害されるとともに、近隣住民に及ぼす影響も大となり、ますます都市発展、公共福祉増進の障害となつてきている。ついては、これら企業体の合理化対策である中小企業振興資金等助成法の補助、融資基準を、現在の経済事情に適合するよう大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の集団化は、企業の合理化、近代化に資するところが多く、政府の特段の措置によつてこれを推進する必要がある。従つて本請願の趣旨についても、これが実現するよう十分検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月一日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

防犯灯の電気料金引下げ等に関する請願（請願者　愛知県津島市天王通六丁目四十二番地東海市議会議長会長佐藤正一）（江崎真澄君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近増加しつつある暴力犯罪さらに交通事故防止のための社会環境改善策として、各地において防犯灯が設置されつつあり、これに伴う電気使用料は膨大な額となるので、この際かかる公共性を帯びた防犯灯に対しては電気料金を大口電灯料金まで引き下げるとともに、今回の法律改正により免除されることになつた電気ガス税の減収補てんに関しては代り財源を付与されたいというのである。

二、請願の議決理由

犯罪防止、交通事故防止等の見地より本請願の要旨は妥当なものに認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

東北電力株式会社の電力料金据置きに関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北電力株式会社は通商産業省に対し電灯、電力平均十九・三パーセントの大幅な料金値上げを申請しているが、電力料金が値上げされれば、諸物価の値上げを誘発して民生に圧迫を加えるばかりか、電力に依存する既存産業の経営基盤に重大打撃を与えることは必至であり、殊に貿易の自由化を目前に控え、生産費の増高により企業の倒産を招く危険さえはらんでくることは否定できないと考えられ、また工場誘致その他産業開発は著しく阻害され後進性の脱却は不可能となるおそれがある。ついては、同社の電力料金の値上げは据置き、電力需要の激増に対応するための電源開発は重要かつ緊急を要するので、この財源対策としてすみやかに国の投融資および租税の臨時措置等を講じ、ひつ迫した事態に対処されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気事業はわが国経済の伸展に欠くべからざる基礎産業であり、電気料金が各産業並びに民生の安定に及ぼす影響はきわめて重大である。かかる見地より、電気料金の改訂については、本請願の要旨等を十分考慮の上慎重に検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

商工会の経営指導員及び同補助員の完全配置に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

商工会の組織等に関する法律に基づき、主として町村を地区とする商工会が設立され、補助対象職員である経営指導員および同補助員が配置されているが、その配置状況は、指導員の場合は、小規模事業者数最低二百人、補助員は同じく三百人となつており、右の数未満のものについては補助対象外となつている。ついては、小商工業者育成の見地から、すべての商工会に指導員または同補助員を完全配置できるよう制度を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の中における二重構造、すなわち、中規模と小規模との間の経済格差を解消することは、今後の中小企業対策の重点である。従つて、小規模事業者育成の機構も早急に整備拡充を行なう

べきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業団地化資金貸付わく拡大等に関する請願（請願者　秋田市川尻八十刈一番地の一第二十二回北海道・東北六県議会議長会長佐藤善治郎外六名）（柳谷清三郎君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の金融、労働事情の影響により、経済基盤の弱体な中小企業は極度の経営難にあえいでいるが、その対策として中小企業の近代化、集団化を急速に推進する必要がある。ついては、中小企業団地化資金について次記事項を実現されたいというのである。（一）貸付率現行土地二分の一、建物三分の一、共同施設二分の一を一律に二分の一にすること。（二）貸付期間現行土地三年、建物、共同施設は五年となつているが、すべて七年にすること。（三）移転費についても貸付対象とすること、（四）政府関係金融機関の団地化資金貸付わくを拡大すること。

二、請願の議決理由

中小企業の集団化は、企業の合理化、近代化に資するところが多く、政府の特段の措置によつてこれを推進する必要がある。従つて、本請願の趣旨についても、これが実現するよう十分検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

東京都城北地帯工業用水道布設に関する請願（請願者　東京都北区王子町千三百四十一番地城北地帯工業用水道建設促進協議会長金子佐一郎）（中村梅吉君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都板橋、北、足立、葛飾の各区よりなる城北地帯には、現在約八千工場が立地し、年間生産額約四千億円、下流部に連接する江東地帯とともに、首都工業の中核として、わが国産業経済の発展に重要な役割を果してきているが、しかしその立地条件を見ると、年間最高十六センチメートルに及ぶ地盤沈下は日々激化の一途をたどつている。またこの地帯の重要な水源である浦和水脈も過剰揚水等により地下水位の低下が著しく、河川水の汚濁と減水、上水道の不足とともに用水事情は最悪の事態に立至ろうとしている。一方、ここにある大部分の用水型工場は歴史的にもその業態は、良質の地下水または河川水に依存しているので、将来、還元用水の利用を計画の一部に加えることは水質的にみて技術上困難な状態にある。ついては、河川水を給水源とする工業用水道の布設措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都板橋、北、足立、葛飾の各区に立地する多数の工場は、その使用する工業用水を地下水に求めているため、これら地帯の地盤沈下は日々激化しつつある。これを防止するため、河川水を給水源とする工業用水道の布設措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

輸出の拡大振興対策等に関する請願（請願者　東京都目黒区上目黒八丁目五百二十二番地足立正外十四名）（田中伊三次君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多くの日本商品が海外市場においてその優秀性を示し得ないのは、総合的海外宣伝計画に基づく宣伝実施の不足と広告宣伝の専門家がこれに参画しないことに起因するが、個々の企業が巨大な外国資本と競争して膨大な宣伝費を競争市場に投下することは、ほとんど不可能に近い。ついては、わが国輸出の飛躍的拡大振興と観光客の画期的誘致をはかるため、日本産業の優秀性と風光明美な国土の容姿ならびにわが国古来の文化と芸術を世界各国に宣伝することを目的として国立の宣伝計画機関を新設し、これに相当の予算を計上して、これが海外宣伝の実施は民間の専門家をして行なわせられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出の振興は、わが国経済発展の基礎である。従つて、海外市場間の維持拡大については、政府、民間の協力のもとに万全の対策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金等諸物価抑制に関する請願（請願者　東京都千代田区竹平町三番地森野武夫外八名）（川上貫一君紹介）（第九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の生活を守るため、公共料金の値上げ、その他の諸物価の値上り、および九州電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対に抑制し、電気ガス消費税を撤廃するとともに、独占禁止法の強化等消費者保護立法を強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、一般消費者物価は高騰の傾向にあり、これが家計負担を増大せしめている実情にかんがみ、公共料金をはじめ諸物価の値上りを抑制し、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

東北電力株式会社の電気料金値上げ反対に関する請願外四件（請願者　山形市上町四百八十番地田崎初子外九百三十九名）（西村力弥君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、東北電力株式会社は電気料金の値上げを申請しているが、これは大口需要家に安く、一般消費者に著しく高いものであつて、消費者はすでに一昨年からアンペア契約の切り換えで料金を倍に値上げされており、十九・三パーセントという大幅な値上げはとうてい容認できず、このような料金の値上げの連鎖反応は重大な生活破壊をもたらすものである。ついては、今回の東北電力の電気料金値上げ申請は却下されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気事業はわが国経済の伸展に欠くべからざる基礎産業であり、電気料金が各産業並びに民生の安定に及ぼす影響はきわめて重大である。かかる見地より電気料金の改訂については、本請願の要旨等を十分考慮の上慎重に検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年九月二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院会議録第十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三九	二	六	INF	IMF
三九	四	三	やれ	やられ
四〇	五	三	社党の	社会党案の
四三	三	四		
四七	〃	三	三月末	三月末
		七	前途	前述

衆議院会議録第十二号（その一）中正誤

ページ	段	行	誤	正
九四	四	六	傾向の	傾向を

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所
東京都新宿区市谷本村町二番地
大蔵省印刷局　官報課
電話　東京　三三一―〇三三一（代）